

令和元年度 公害等調整委員会年次報告

(参考資料)

目 次

第1編 公害紛争処理法に基づく事務の処理

第1章	公害紛争処理制度の概要	2
1	公害紛争処理機関	2
2	公害紛争処理手続	3
3	公害苦情処理手続	8
4	意見の申出	8
第2章	公害等調整委員会における公害紛争の処理	10
第1節	令和元年度に係属した調停事件	12
1	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	12
2	東京国際空港航空機騒音調停申請事件	22
3	自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件	22
第2節	令和元年度に係属した裁定事件	24
1	成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等 責任裁定申請事件	24
2	千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害 原因裁定申請事件	26
3	成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件	26
4	栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害 原因裁定申請事件	27
5	兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害 責任裁定申請事件	28
6	東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等 責任裁定申請事件	29
7	府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件	30
8	福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害 原因裁定嘱託事件	31
9	豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害 原因裁定嘱託事件	32
10	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害 責任裁定申請事件	34

11	伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害 原因裁定申請事件	34
12	瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害 責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	35
13	大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害 原因裁定申請事件	35
14	四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害 原因裁定申請事件	36
15	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等 責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	37
16	国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等 責任裁定申請事件	38
17	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件	38
18	銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等 責任裁定申請事件	39
19	春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財産被害等 責任裁定申請事件	39
20	国立市における騒音による健康被害等責任裁定申請事件	40
21	渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等 責任裁定申請事件	41
22	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等 責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	41
23	大田区における室外機からの低周波音等による健康被害 原因裁定申請事件	41
24	熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	42
25	新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等 責任裁定申請事件	42
26	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	43
27	奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害 責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	43
28	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害 原因裁定申請事件	44
29	渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害 原因裁定申請事件	44
30	和歌山県白浜町における給油所からの土壌汚染被害等責任裁定申請事件	44
31	松戸市における換気扇・ヒートポンプ設備からの騒音による健康被害等 責任裁定申請事件	45
32	桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	45
33	稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等 責任裁定申請事件	46

34	渋谷区における工事現場からの騒音・振動等による財産被害・健康被害等 責任裁定申請事件	46
35	茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件	47
36	小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件	47
37	相模原市における化学物質飛散に伴う大気汚染・悪臭による健康被害 原因裁定申請事件	47
38	熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動 による健康被害原因裁定申請事件	48
39	江東区における音響機器からの騒音・振動等による生活環境被害 責任裁定申請事件	48
40	筑西市における事業所からの悪臭等による生活環境被害等 責任裁定申請事件	49
41	草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害 原因裁定申請事件	49
42	神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等 責任裁定申請事件	49
	第3節 令和元年度に実施したフォローアップ	50
	第3章 都道府県公害審査会等における公害紛争の処理	51
	第1節 公害紛争の申請状況	51
	1 申請の件数	51
	2 申請の内容	51
	第2節 公害紛争の処理状況	62
	第4章 地方公共団体における公害苦情の処理	66
	第1節 公害苦情の新規受付状況	66
	1 全国の公害苦情新規受付件数	66
	2 公害の種類別公害苦情受付件数	68
	3 主な発生原因別公害苦情受付件数	71
	4 主な発生源別公害苦情受付件数	72
	5 被害の種類別公害苦情受付件数	73
	第2節 公害苦情の処理状況	74
	1 全国の公害苦情取扱件数及び処理件数	74
	2 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数	77
	3 処理方法別典型7公害の直接処理件数	80
	4 防止対策の実施状況別典型7公害の直接処理件数	82
	5 法令との関係別典型7公害の直接処理件数	84
	第3節 公害苦情処理担当の職員数	85
	第5章 地方公共団体に対する指導等	86
	第1節 公害紛争処理に関する連絡協議	86
	1 会議の開催	86
	2 情報・資料の提供	86

第2節 公害苦情処理に関する指導等	87
1 公害苦情相談員等ブロック会議の開催	87
2 情報・資料の提供等	87

第2編 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律等に基づく事務の処理

第1章 鉱業等に係る土地利用調整制度の概要	90
第1節 鉱区禁止地域の指定制度	90
1 鉱業と一般公益又は他産業との調整の必要性	90
2 鉱区禁止地域の指定制度	90
第2節 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定制度	92
第3節 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等の制度	95
1 土地収用法に基づく国土交通大臣からの意見照会への回答	95
2 鉱業に関する掘採制限に係る決定に対する承認	95
3 採石権の設定等の決定に対する承認	95
4 文化財保護法に基づく文化庁長官との協議	95
第2章 鉱区禁止地域の指定	96
第3章 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定	98
第1節 令和元年度に係属した不服の裁定事件	100
1 三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する 取消裁定申請事件	100
2 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する 取消裁定申請事件	101
3 岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分 に対する取消裁定申請事件	101
4 福島県田村市都路町地内の岩石採取計画認可処分に対する 取消裁定申請事件	103
第2節 公害等調整委員会が行った裁定に対する取消訴訟	103
1 東京高等裁判所令和元年（行ケ）第57号事件	103
第4章 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等	105
第1節 令和元年度に係属した意見照会事案	106

付 録

付録1 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件一覧	109
付録2 令和元年度に都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件一覧	147
付録3 鉱区禁止地域指定一覧	167
付録4 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件一覧	175

図表等目次

第1編 公害紛争処理法に基づく事務の処理

第1章関係

図1-1-1 公害紛争処理制度の仕組み	4
---------------------	---

第2章関係

表1-2-1 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況	11
表1-2-2 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況	16
表1-2-3 年度別水俣病認定患者数	17
表1-2-4 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の 慰謝料額等変更申請の処理件数	18
表1-2-5 令和元年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件の 慰謝料額等変更申請一覧	19
表1-2-6 水俣病ランク別補償額等一覧	20

第3章関係

表1-3-1 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況	53
表1-3-2 都道府県公害審査会等に係属した事件の都道府県別件数	54
表1-3-3 都道府県公害審査会等に係属した事件の公害の種類別受付件数 (あっせん、調停、仲裁)	55
表1-3-4 都道府県公害審査会等に係属した事件の申請人数別受付件数 (あっせん、調停、仲裁)	56
表1-3-5 都道府県公害審査会等に係属した事件の被害の種類別受付件数 (あっせん、調停、仲裁)	57
表1-3-6 都道府県公害審査会等に係属したおそれ公害事件の受付件数 (調停)	58
表1-3-7 都道府県公害審査会等に係属した事件の発生源側の当事者別受付件数 (あっせん、調停、仲裁)	59
表1-3-8 都道府県公害審査会等に係属した事件の加害行為とされる主な 事業活動の種類別受付件数(あっせん、調停、仲裁)	60
表1-3-9 都道府県公害審査会等に係属した事件の請求事項別受付件数 (あっせん、調停)	61
表1-3-10 都道府県公害審査会等に係属した事件の合意事項別成立件数 (あっせん、調停)	63
表1-3-11 都道府県公害審査会等に係属した事件の処理期間別終結件数	64
表1-3-12 令和元年度に都道府県公害審査会等に係属した事件の期日開催 回数別終結件数(調停)	65

第4章関係

図1-4-1 全国の公害苦情受付件数の推移	66
-----------------------	----

表1-4-1	全国の公害苦情受付件数の推移	67
図1-4-2	典型7公害の種類別公害苦情受付件数の推移	68
表1-4-2	典型7公害の種類別公害苦情受付件数の推移	69
図1-4-3	典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数	70
図1-4-4	主な発生原因別公害苦情受付件数	71
図1-4-5	主な発生源別公害苦情受付件数	72
図1-4-6	「会社・事業所」の発生源・発生原因別公害苦情受付件数	72
図1-4-7	被害の種類別公害苦情受付件数	73
図1-4-8	「感覚的・心理的」被害の公害の種類別件数の割合	73
図1-4-9	全国の公害苦情取扱件数の推移（平成20年度・平成30年度）	74
図1-4-10	公害苦情処理の処理別件数（平成20年度・平成30年度比較）	75
図1-4-11	「翌年度へ繰越」の公害の種類別件数	75
表1-4-3	全国の公害苦情の取扱件数及び処理件数の推移	76
図1-4-12	苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数の割合	77
図1-4-13	公害の種類別、直接処理に要した期間の割合	78
図1-4-14	平成30年度の典型7公害の処理期間別直接処理件数の変化	78
図1-4-15	平成30年度の苦情処理期間別直接処理件数の増減（対平成20年度）	79
図1-4-16	処理方法別典型7公害の直接処理件数	80
表1-4-4	処理方法別典型7公害の直接処理件数	81
表1-4-5	防止対策実施の有無別典型7公害の直接処理件数	82
図1-4-17	実施した防止対策の内容別典型7公害の直接処理件数	83
図1-4-18	法令との関係別典型7公害の直接処理件数	84
図1-4-19	「法令に違反していた」の公害の種類別直接処理件数の割合	84
表1-4-6	公害苦情処理担当職員数の推移	85

第2編 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律等に基づく事務の処理

第1章関係

図2-1-1	鉱区禁止地域の指定制度	91
表2-1-1	不服の裁定を規定する法律等	93
図2-1-2	不服の裁定手続の流れ	94

第2章関係

図2-2-1	鉱区禁止地域指定箇所	96
表2-2-1	主な指定理由別鉱区禁止地域指定状況	97

第3章関係

表2-3-1	関係法律別不服の裁定事件処理状況	98
表2-3-2	令和元年度に係属した不服の裁定事件一覧	99

第 4 章関係

表2-4-1 意見照会への回答等の処理件数.....105

第1編

公害紛争処理法に基づく事務の処理

第1章 公害紛争処理制度の概要

1 公害紛争処理機関

環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に定める公害（環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。）に係る紛争の処理機関として、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会（公害審査会を置かない都道府県にあっては都道府県知事。以下「審査会等」という。）が設置されている。また、必要な場合には、関係都道府県による都道府県連合公害審査会（以下「連合審査会」という。）を設けることとされている。

(1) 公害等調整委員会

公害等調整委員会は、総務省の外局として設置されている行政委員会であり、公害紛争について、あっせん、調停、仲裁及び裁定を行うこと等により、その迅速かつ適正な解決を図ることを主たる任務の一つとしている（公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第2条、第3条）。

公害等調整委員会は、準司法的機能を持つ行政委員会であり、法律によりその中立性、独立性の確保が図られている。公害等調整委員会は、委員長及び委員6人（委員のうち3人は非常勤）で組織される合議体であり、委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。委員長及び委員の任期は5年であり、在任中は、法律の定める場合を除き、その意に反して罷免されることがない。また、公害等調整委員会には専門の事項を調査させるため、30人以内の専門委員を置くことができる（公害等調整委員会設置法第6条～第9条、第18条）。

公害等調整委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができるほか、国の他の行政機関、地方公共団体、学校、試験研究所、事業者、事業者の団体又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる（公害等調整委員会設置法第15条、第16条）。

また、公害等調整委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局が置かれている。なお、事務局職員のうちには、弁護士となる資格を有する者を加えなければならないこととされている（公害等調整委員会設置法第19条）。

(2) 都道府県公害審査会等

公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）は、条例で定めるところにより、都道府県に公害審査会を置くことができるものとし、その所掌事務、組織等について規定している。公害審査会を置かない都道府県においては、都道府県知事は、毎年、公害審査委員候補者9人以上15人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成しておかなければならないこととされている（公害紛争処理法第13条～第19条）。

令和元年度末現在、公害審査会を置いているのは37都道府県であり、公害審査委員候補者名簿を作成しているのは10県（岩手県、山梨県、長野県、和歌山県、鳥取県、

島根県、徳島県、香川県、愛媛県及び長崎県)である。

(注) 令和元年の地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から公害審査委員候補者の委嘱期間を1年より長い期間とすることについて提案があり、検討を行った結果、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)が決定された。この方針を踏まえ、公害審査会を置かない都道府県において、公害審査委員候補者の委嘱期間を1年より長い期間とすることを可能とするため、公害紛争処理法改正案を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が令和2年3月に国会に提出された。

(3) 都道府県連合公害審査会

事業活動その他の人の活動の行われた場所及び当該活動に伴う公害に係る被害の生じた場所が異なる都道府県の区域内にある場合又はこれらの場所の一方若しくは双方が2以上の都道府県の区域内にある場合における公害に係る紛争(いわゆる県際事件)に関し、あっせん及び調停を行うために、都道府県は、他の都道府県と共同して、事件ごとに、連合審査会を置くことができる(公害紛争処理法第20条、第21条)。

ただし、連合審査会が置かれなかったときは、公害等調整委員会が管轄する。

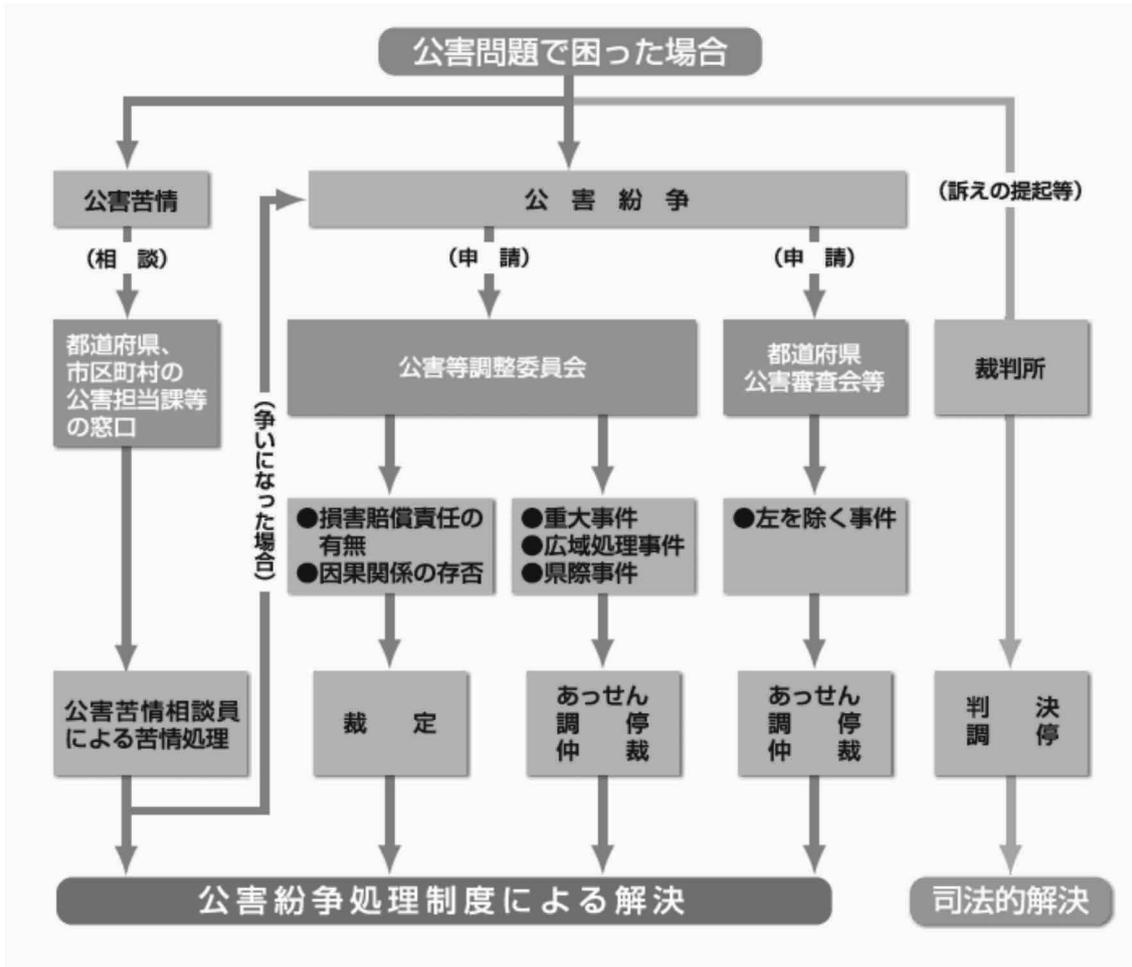
2 公害紛争処理手続

(1) 手続の種類及び概要

公害紛争処理法における公害紛争処理の手続は、原則として紛争当事者からの申請によって開始される。

公害紛争処理には、あっせん、調停、仲裁及び裁定の4つの手続があり、これらのうち、あっせん、調停及び仲裁は、当事者の合意に紛争の解決の基礎を置く紛争処理手続である。また、調停等で定められた義務の履行に関する勧告を行う義務履行勧告の手続がある。それぞれの手続の概要は、次のとおりである(制度の仕組みについては図1-1-1参照)。

図 1-1-1 公害紛争処理制度の仕組み



ア あっせん

あっせんは、当事者間における紛争の自主的解決を援助、促進する目的でその間に入って仲介し、紛争の解決を図る手続であり、公害等調整委員会の委員長及び委員又は公害審査会の委員（公害審査会を置かない都道府県にあっては公害審査委員候補者。以下「審査会の委員等」という。）のうちから指名された3人以内のあっせん委員が行う（公害紛争処理法第28条）。あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が公正に解決されるように努めなければならないこととされている（公害紛争処理法第29条）。

また、あっせんについては、当事者間の交渉が円滑に進行せず、長引く紛争を放置すると多数の被害者の生活困窮等で社会的に重大な影響を及ぼすような場合に、公害等調整委員会又は公害審査会が、職権により、あっせんの手続を開始できることとされている（公害紛争処理法第27条の2）。

イ 調停

調停は、当事者からの申請により、公害等調整委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから指名された3人の調停委員からなる調停委員会が、紛争の当事者に出頭を求めて意見を聴くほか、現地の調査を行い、また、参考人の陳述、鑑定人の鑑定を求めるなどし、これらの結果に基づき、当事者間の話し合いに積極的に介入して調整し、当事者間の互譲に基づく紛争の解決を図るもので、あっせんよりも公権的な色彩が強いものである。調停委員会が調停案を提示する場合、調停案を受諾するか否かは当事者の任意であるが、当事者が受諾して調停が成立したときは、当事者間に合意（一般的には、民法上の和解契約）が成立したこととなる（公害紛争処理法第31条～第33条）。

なお、調停委員会が調停案を作成し、30日以上期間を定めて、その受諾の勧告をした場合、当事者が指定された期間内に受諾しない旨の申出をしなければ、当事者間に調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなされる（公害紛争処理法第34条）。

ウ 仲裁

仲裁は、公害等調整委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから指名された3人の仲裁委員からなる仲裁委員会が、当事者間の仲裁合意に基づき、当事者の一方又は双方からの申請に基づいて、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施するなどして、仲裁判断をする手続である。ここで言う仲裁合意とは、紛争の当事者双方が、裁判所において裁判を受ける権利を放棄し、公害に係る当事者間の民事上の紛争の解決を仲裁委員会に委ね、その判断に従うことを合意することであり、仲裁委員会の仲裁判断は、確定判決と同一の効力を有する（公害紛争処理法第39条～第42条）。

エ 裁定

裁定は、公害等調整委員会の委員長及び委員のうちから指名された3人又は5人の裁定委員からなる裁定委員会が、証拠調べ等所定の手続を経て法律判断（裁定）を下す一種の審判である。裁定には、公害に係る被害についての損害賠償責任の有無及び賠償額を判断する責任裁定と、申請人が主張する加害行為と被害との因果関

係の存否について判断する原因裁定との2種類がある。これらは、いずれも審査会等には認められておらず、公害等調整委員会のみが行う手続である（公害紛争処理法第42条の2～第42条の33）。

(7) 責任裁定は、公害に係る被害についての損害賠償を請求する者の申請に基づいて、裁定委員会が公開の期日を開いて当事者に陳述させ、証拠調べ、事実の調査などを行って事実を認定し、その認定した事実に基づいて裁定するものである。手続は、民事訴訟に準じた手続であるが、職権で証拠調べや事実の調査を行うことができる等の特色がある。責任裁定の裁定書の正本が当事者に送達された日から30日以内に当該責任裁定に係る損害賠償に関する訴えの提起がなかったときは、その損害賠償に関し、当事者間に当該責任裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなされる。また、責任裁定の申請があった事件について訴訟が係属するときは、受訴裁判所は、責任裁定があるまで訴訟手続を中止することができ、訴訟手続が中止されないときは、裁定委員会は、責任裁定の手続を中止することができる（公害紛争処理法第42条の12、第42条の14～第42条の16、第42条の18、第42条の20、第42条の26）。

なお、裁定委員会は、相当と認めるときは、裁定事件を職権で調停に付し、これを調停手続により処理することができる。職権による調停手続は、裁定委員会が自ら行うのが通例であるが、当事者の同意を得て管轄を有する審査会等に処理させることもできる。職権による調停が成立したときは、裁定申請は取り下げられたものとみなされ、また、不調に終わったときは、裁定手続が続行される（公害紛争処理法第42条の24）。

(4) 原因裁定は、紛争当事者の申請により、責任裁定と同様の手続によって行われる。なお、原因裁定については、被害を主張する者は、相手方を特定しないことについてやむを得ない理由があるときは、相手方の特定を留保して原因裁定を申請することができる。また、公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所は、公害等調整委員会に対し原因裁定を嘱託することができる（公害紛争処理法第42条の27、第42条の28第1項、第42条の32第1項、第42条の33）。

公害等調整委員会は、原因裁定があったときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に、その内容を通知し、さらに、公害の拡大の防止等に資するため、必要な措置についての意見を述べることができる（公害紛争処理法第42条の31）。

オ 義務履行勧告

公害紛争処理制度を更に実効あるものとするため、公害等調整委員会又は審査会等は、権利者の申出がある場合において、相当と認めるときは、義務者に対し、調停、仲裁又は責任裁定で定められた義務の履行に関する勧告を行うことができる（公害紛争処理法第43条の2）。

カ フォローアップ

公害等調整委員会では、フォローアップが調停条項等に明示されているものや、当委員会が調停条項等の確実な履行のためにはフォローアップが必要であると判断したもの等について、当事者からの報告の聴取、自らの実地検分による調停条項の

履行状況等についての確認、調停条項の履行に関する当事者への助言や仲介、関連する訴訟、会議等の動向を踏まえた問題の解決に必要な連携、協力などに努め、事件終結後のフォローアップに取り組んでいくこととしている。

(2) 公害等調整委員会と都道府県公害審査会等との関係

公害等調整委員会と審査会等は、それぞれの管轄に応じ、独立の機関として職務を遂行している。

なお、公害等調整委員会は、公害紛争処理法を所管している立場から、制度全体が円滑に運営されるよう、公害紛争処理連絡協議会を開催するなど審査会等と密接な連携を図っている。

公害等調整委員会と審査会等の管轄は以下のとおりである。

ア 公害等調整委員会は、次の紛争に関するあっせん、調停及び仲裁について管轄する（公害紛争処理法第24条第1項、公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）第1条、第2条）。

(ア) 現に人の健康又は生活環境に公害に係る著しい被害が生じ、かつ、当該被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある場合における当該公害に係る次の紛争（重大事件）

① 人の健康に係る被害に関する紛争であって、大気汚染又は水質汚濁による慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎若しくは肺気腫若しくはこれらの続発症又は水俣病若しくはイタイイタイ病に起因して、人が死亡し、又は日常生活に介護を要する程度の身体上の障害が人に生じた場合における公害に係るもの

② 大気汚染又は水質汚濁による動植物又はその生育環境に係る被害に関する紛争であって、申請に係る当該被害の総額が5億円以上であるもの

(イ) 2以上の都道府県にわたる広域的な見地から解決する必要がある公害に係る次の紛争（広域処理事件）

① 航空機の航行に伴う騒音に係る紛争

② 新幹線鉄道及び新幹線鉄道規格新線等における列車の走行に伴う騒音に係る紛争

(ウ) 事業活動その他の人の活動の行われた場所及び当該活動に伴う公害に係る被害の生じた場所が異なる都道府県の区域内にある場合又はこれらの場所の一方若しくは双方が2以上の都道府県の区域内にある場合における当該公害に係る紛争（県際事件）

なお、この場合、申請は、関係都道府県のいずれか一の知事に対してされなければならない。また、審査会等は申請があった事件が県際事件に該当するときは、その旨を知事に通知しなければならない。これらの場合において、知事は、当該紛争を処理するための連合審査会を置くことについて、関係都道府県知事と協議しなければならない（公害紛争処理法第27条第1項～第3項）。

協議の結果、連合審査会が置かれたときは、連合審査会が県際事件について管轄する。協議がととのわなかったときは、公害等調整委員会に当該事件の関係書類を送付することとなる（公害紛争処理法第27条第4項、第5項）。

イ 審査会等は、公害等調整委員会が管轄する紛争以外の紛争に係るあつせん、調停及び仲裁について管轄する（公害紛争処理法第24条第2項）。

ウ 次の場合は、上記ア及びイの管轄に関わりなく処理される。

(7) 紛争の放置により、多数の被害者の生活の困窮等社会的に重大な影響があると認められる紛争について、公害等調整委員会又は公害審査会が、審査会等又は公害等調整委員会と協議して管轄を定めて、職権であつせんを行う場合（公害紛争処理法第27条の2第1項、第3項）

(イ) 職権によるあつせんによっては当該紛争を解決することが困難な事件について職権により調停を行う場合であつて、そのあつせんの管轄が公害等調整委員会と公害審査会の協議により定められた場合（公害紛争処理法第27条の3）

(ウ) 相当と認める理由があるときに、審査会等又は連合審査会が公害等調整委員会に、又は、公害等調整委員会が審査会等に、調停に係る事件を引き継ぐ場合（公害紛争処理法第38条）

(エ) 裁定委員会が、裁定に係る事件を職権で調停に付し、自ら事件を処理する場合（公害紛争処理法第42条の24）

(オ) 仲裁について、当事者双方の合意により、管轄を定めた場合（公害紛争処理法第24条第3項）

エ 裁定については、公害等調整委員会が専属的に行う（公害紛争処理法第42条の12第1項、第42条の27第1項）。

3 公害苦情処理手続

公害問題は、地域に密着した問題であることから、地方公共団体では、公害のない住みよい地域社会を実現するため、自治事務として、公害苦情処理を行っている。

住民から寄せられる公害苦情は、その多くが公害紛争の前段階あるいは初期段階としての性格を有しており、公害苦情の適切妥当な処理は公害紛争全体の解決のために重要である。このため、公害紛争処理法は、公害苦情処理を公害紛争処理制度の一環として位置付け、地方公共団体が、関係行政機関と協力して、公害に関する苦情の適切な処理に努めるべきこと、都道府県及び市区町村に公害苦情相談員を置くことができることを規定している（公害紛争処理法第49条）。公害苦情相談員は、公害に関する苦情について、住民の相談に応じ、その処理のために必要な調査を行うとともに、関係行政機関と連絡を取り合い、当事者に対し改善措置の指導、助言を行うなど苦情の受付から解決に至るまで一貫して処理を行うことを期待されており、全国の地方公共団体に1,658人（平成31年3月31日現在）配置されている（表1-4-6）。

また、地方公共団体が行う公害に関する苦情の処理については、公害等調整委員会が指導等を行うこととされている（公害紛争処理法第3条）。このため、公害等調整委員会では、苦情の件数、処理の実態等を把握するために必要な調査を行うとともに、地方公共団体に対する情報及び資料の提供等を行っている。

4 意見の申出

公害等調整委員会は、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、公害審査会は当該都道

府県知事に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた公害の防止に関する施策の改善についての意見を述べることができる（公害紛争処理法第48条）。

第2章 公害等調整委員会における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されて以来、令和元年度末までに公害等調整委員会（昭和47年6月30日以前は中央公害審査委員会）に係属した公害紛争事件は、1,063件である。その内訳は、あっせん事件3件、調停事件734件、仲裁事件1件、裁定事件318件（責任裁定事件194件、原因裁定事件124件）及び義務履行勧告事件7件となっている。これらのうち、終結しているのは、あっせん事件3件、調停事件732件、仲裁事件1件、裁定事件283件（責任裁定事件173件、原因裁定事件110件）及び義務履行勧告事件7件の計1,026件である（表1-2-1、付録1参照）。

令和元年度に公害等調整委員会が受け付けた事件は20件で、これに前年度から繰り越された32件を加えた計52件が元年度に係属した。このうち、15件が元年度中に終結し、残り37件は翌年度に繰り越された。

令和元年度に受け付けた20件について、公害の種類別に見ると、騒音に関するものが7件、大気汚染に関するものが6件、悪臭及び振動に関するものが4件、土壌汚染及び地盤沈下に関するものが各2件、水質汚濁に関するものが0件となっている（重複集計）。

また、同様に、申請人等が個人であるか法人であるかを見ると、個人が19件、法人が2件となっている（重複集計）。

なお、これ以外に公害等調整委員会では、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づく付随的な事後手続として、慰謝料額等変更申請を処理している（詳細については本章第1節1(3)参照）。

表 1-2-1 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	あっせん			調停			仲裁			裁定			義務履行勧告			計			
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和																			
45・46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	-	-	-	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	0	0	0	5	5	1	0	0	0	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
24	0	0	0	5	3	3	0	0	0	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41
25	0	0	0	5	6	2	0	0	0	32(9)	21(7)	49(22)	0	0	0	78	37	27	51
26	0	0	0	2	2	2	0	0	0	18(6)	25(7)	42(21)	0	0	0	71	20	27	44
27	0	0	0	1	0	3	0	0	0	15(5)	28(12)	29(14)	0	0	0	60	16	28	32
28	0	0	0	4	6	1	0	0	0	16(9)	25(15)	20(8)	0	0	0	52	20	31	21
29	0	0	0	1	0	2	0	0	0	12(5)	11(5)	21(8)	1	1	0	35	14	12	23
30	0	0	0	2	2	2	0	0	0	22(11)	13(7)	30(12)	0	0	0	47	24	15	32
令和元	0	0	0	1	1	2	0	0	0	19(8)	14(6)	35(14)	0	0	0	52	20	15	37
計	3	3		734	732		1	1		318 (124)	283 (110)		7	7		1,063	1,026		

- (注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 平成8年度の「調停」の受付件数には分離事件が2件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。
 3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
 4 本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。
 5 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が令和元年度までに568件係属した(表1-2-4参照)。

第1節 令和元年度に係属した調停事件

令和元年度に公害等調整委員会が受け付けた調停事件は、1件であり、これに前年度から繰り越された2件を加えた計3件が令和元年度に係属し、このうち1件は同年度に終結し、残り2件は翌年度に繰り越された。

また、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連する慰謝料額等変更申請は、新たに受け付けた4件が令和元年度に係属し、全て元年度中に終結した。

1 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件

(1) 事件の概要

本事件は、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方（被申請人）として、賠償金の支払等を内容とする調停を求めたものである。

現在の調停手続では、水俣病患者の症状等に応じ、患者グループとチッソ株式会社との間の補償協定に定められたA、B、Cの3ランクのいずれに該当するかの判定を公害等調整委員会に求めることとした患者について、ランク付けを行い、各ランクに応じて個々人の補償額等の決定、家族の補償等を中心とした調停を行っている（ランク別の補償額等調停の内容については、表1-2-6参照）。^(注)

申請は、昭和46年12月24日以降令和元年度末までに620件（患者数1,556人）となっている（表1-2-2）。

これらの申請は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。なお、同法の施行（昭和49年9月1日）前は（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号））及び水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和53年法律第104号）により水俣病と認定された患者又はその遺族からのものである（表1-2-3）。

（注）水俣病患者の補償問題については、昭和48年3月20日、熊本地方裁判所において、原告勝訴判決があり、チッソ株式会社の不法行為責任が認められ、症度等に応じた慰謝料の支払が命じられた。

また、昭和48年4月27日、公害等調整委員会に係属中であった調停申請について、30人の患者とチッソ株式会社との間の調停が成立した。調停内容は、慰謝料については熊本水俣判決と同様の金額としたほか、特別調整手当（年金）の支給等を定めている。

さらに、昭和48年7月9日、訴訟や調停によらず、同社と直接交渉を行って補償問題の解決を図ろうとした患者グループが、同社との間に補償協定を締結した。協定は、上記判決及び調停の内容を踏まえ、患者へのA、B、Cの3ランクに応じた補償に加え、患者の医療及び生活保障のための基金設定を骨子としている。同日、他の患者グループもそれぞれ同じ内容の協定を締結した。その後、更に幾つかの患者グループが同様に協定を締結している。

協定は、それぞれのグループに属する患者について適用されるものであるが、協定締結以降に認定された患者についても、その希望に応じて適用されることになっている。

(2) 事件の処理経過

昭和48年度の第1次調停以来、令和元年度末までに55次にわたる調停を実施し、609件（患者数1,466人）について調停が成立した（表1-2-2）。

(3) 慰謝料額等変更申請

水俣病事件の調停の成立した患者のうち、Bランク及びCランクの生存者の場合には、調停条項の中に、「将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。」という条項がある（「(4)調停調書の例」参照）。

第1次調停以降の調停成立者のうちから、この調停条項に基づいてなされた慰謝料額等変更申請を、令和元年度末までに568件処理した（表1-2-4）。令和元年度は新たに受け付けた申請4件が係属し、4件全て処理された（表1-2-5）。

(4) 調停調書の例

Bランク生存者の場合の調停調書の例は、次のとおりである。

なお、Aランク生存者の場合の例は、慰謝料等の金額が異なること、第3項、第4項及び第6項（将来の申請人の症状の変化に関する取扱い）相当の定めがないことのほかは、このBランクの例と同様である。また、Cランク生存者の場合の例は、慰謝料等の金額が異なること、第5項（家族の慰謝料支払）相当の定めがないこと等のほかは、このBランクの例と同様である（表1-2-6）。

[Bランク調停調書の例]

〇〇年（調）第〇号

調 停 調 書

（申請人の住所）

申請人 （氏名）

大阪市北区中之島三丁目3番23号

被申請人 チッソ株式会社

上記代表者代表取締役 （氏名）

上記当事者間の損害賠償調停申請事件について、当調停委員会は、〇〇年〇月〇日〇時〇分水俣市〇〇会議室において

調停委員長 （氏名）

調停委員 （氏名）

調停委員 （氏名）

列席し第1回調停期日を開いた。

申請人 （氏名）

被申請人代理人 （氏名）各出頭

上記期日において明確にした事項は、次のとおりである。

申請人が調停を求めた事項

申請人の申請の趣旨とするところは、申請人が被申請人会社水俣工場の排水に起因した水俣病に罹り、これによって精神上、財産上の損害を蒙ったことにつき、〇〇年〇月〇日、被申請人との間で成立した協定に基づき、妥当な賠償金の支払いを含む適切な調停を求めるというにある。

当調停委員会が、慰謝料の支払いその他の給付をさせる調停案を作成し、調停手続を進めたところ、当事者双方は、調停案を受諾し、別紙調停条項のとおり、調停が成立した。

当事者双方は、それぞれ、本調書の記載が相違ないことを承認し、署名押印した。

申請人 (氏名) 印

被申請人代理人 (氏名) 印

〇〇年〇月〇日

公害等調整委員会調停委員会

調停委員長 (氏名) 印

調停委員 (氏名) 印

調停委員 (氏名) 印

公害等調整委員会事務局

審査官 (氏名) 印

調停条項

1 被申請人は、申請人に対し申請人本人の水俣病罹患について損害賠償責任があることを認め、以下各項に定める金員を支払う。

(1) 申請人本人に対する慰謝料金1,700万円及びこれに対する〇〇年〇月〇日（以下「認定申請日」という。）以降〇〇年〇月〇日まで、内金1,600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金1,100万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金100万円に対する同月〇日以降支払済みに至るまで、それぞれ、年5分の割合による遅延損害金

その支払方法は、元金内金100万円については〇〇年〇月〇日支払済みの仮払金100万円、元金内金1,000万円については同年〇月〇日及び同年〇月〇日支払済みの仮払金各金500万円、元金内金500万円については同年〇月〇日支払済みの仮払金540万円の内金500万円をもって充当し、前記遅延損害金中金40万円については、前記仮払金540万円の内金40万円をもって充当し、前記元金及び遅延損害金の残額については、〇〇年〇月〇日限り申請人方に送金して支払う。

(2) 治療費

認定申請日以降の公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）の規定による療養費及び療養手当に相当する額

(3) 介護費

認定申請日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額

(4) 特別調整手当

〇〇年〇月〇日以降1月につき金9万7,000円の割合による額（令和2年3月現在）

その支払方法は、毎月20日限りその月分を申請人方に送金して支払う。ただし、〇〇年〇月分までについては、既に支払済みの仮払金をもって充当する。

(5) 葬祭料

患者である申請人が将来死亡した場合における葬祭を主宰する者に対する葬祭料として、金56万8,000円（令和2年3月現在）

その支払方法は、当該主宰者より請求があったとき直ちに主宰者に送金して支払う。

2 前項の(4)及び(5)の金員については、物価の変動に応じ、総務省において作成する年度平均の熊本市消費者物価指数を用い、〇〇年6月1日から起算して2年を経過した6月1日ごとに、それぞれの前年度の同指数の比率により改定するものとし、その中間の年の6月1日において、前年度の同指数が前々年度のそれより5%を上回った場合においては、当該時期において改定するものとする。

上記改定額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。

3 将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。

4 前項の規定により金額が変更された場合においては、被申請人は、変更された金額に係る差額を変更の申請時から支払う。

5 申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができ

- る。
- 6 第3項の申請により金額が変更された場合においては、申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
 - 7 申請人が水俣病により（その余病若しくは併発症又は水俣病に関係した事故による場合を含む。）死亡したときは、相続人は、申請人本人の慰謝料につき、申請人の配偶者、子及び父母は、自己の慰謝料につき、それぞれ、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
 - 8 被申請人は、水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。
 - 9 被申請人は、将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定を誠実に遵守履行する。
 - 10 当事者双方は、本調停によって本件紛争の一切を解決したものとし、以後互いに協力して、調停条項の円滑な実施に努める。
 - 11 本件調停手続の費用は、被申請人の負担とする。

表 1 - 2 - 2 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況

年度	区分	受付		終結		未済	
		件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
昭和	46	4 件	31 人	0 件	0 人	4 件	31 人
	47	11	147	0	0 (3)	15	175
	48	25	193	10 (1)	106 (1)	29	261
	49	8	28	21	172	16	117
	50	42	259	24	253 (1)	34	122
	51	54	117	40	131 (1)	48	107
	52	62	206	32 (1)	86 (1)	77	226
	53	41	112	71 (8)	161 (81)	39	96
	54	48	72	34	86 (1)	53	81
	55	34	43	49	71	38	53
	56	43	49	33	48	48	54
	57	48	62	40	45	56	71
	58	42	54	45 (1)	55 (1)	52	69
	59	31	41	40	53	43	57
	60	31	39	38	49	36	47
	61	31	38	44	57	23	28
	62	21	21	28	33	16	16
	63	14	14	18	18	12	12
平成	元	5	5	12	12	5	5
	2	13	13	9	9	9	9
	3	2	2	10	10	1	1
	4	1	1	1	1	1	1
	5	1	1	1	1	1	1
	6	0	0	1	1	0	0
	7	0	0	0	0	0	0
	8	0	0	0	0	0	0
	9	0	0	0	0	0	0
	10	0	0	0	0	0	0
	11	0	0	0	0	0	0
	12	2	2	1	1	1	1
	13	0	0	1	1	0	0
	14	0	0	0	0	0	0
	15	0	0	0	0	0	0
	16	0	0	0	0	0	0
	17	0	0	0	0	0	0
	18	0	0	0	0	0	0
	19	1	1	1	1	0	0
	20	0	0	0	0	0	0
	21	0	0	0	0	0	0
	22	2	2	2	2	0	0
	23	0	0	0	0	0	0
	24	0	0	0	0	0	0
	25	0	0	0	0	0	0
	26	1	1	0	0	1	1
	27	1	1	0	0	2	2
	28	1	1	3	3	0	0
	29	0	0	0	0	0	0
	30	0	0	0	0	0	0
令和	元	0	0	0	0	0	0
	計	620	1,556	609(11)	1,466(90)		

(注) () 内は取下げ等の外数である。

表1-2-3 年度別水俣病認定患者数

年度	区分	認定機関別認定患者数				
		合計	環境省	熊本県	鹿児島県	
昭和31～	45	121 人	人	116 人	5 人	
	46	60		58	2	
	47	216		204	12	
	48	358		292	66	
	49	44		29	15	
	50	161		146	15	
	51	148		109	39	
	52	240		196	44	
	53	175		125	50	
	54	143	1	115	27	
	55	71	5	43	23	
	56	77	3	54	20	
	57	95	10	66	19	
	58	68	1	45	22	
	59	67	5	36	26	
	60	54	0	29	25	
	61	60	1	43	16	
	62	40	3	15	22	
	平成	63	19	1	6	12
		元	13	1	1	11
		2	18	0	7	11
		3	4	1	0	3
		4	3	0	1	2
		5	1	0	1	0
		6	1	0	1	0
		7	3	0	3	0
		8	2	0	1	1
		9	0	0	0	0
		10	0	0	0	0
		11	2	0	1	1
		12	1	0	0	1
		13	0	0	0	0
		14	0	0	0	0
15		0	0	0	0	
16		0	0	0	0	
17		0	0	0	0	
18		1	0	1	0	
19		2	0	2	0	
20		1	0	0	1	
21		2	0	2	0	
22		0	0	0	0	
23		2	0	2	0	
24		0	0	0	0	
25		3	0	3	0	
26		1	0	0	1	
27		3	0	2	1	
28		2	0	2	0	
29		0	0	0	0	
30	0	0	0	0		
令和	元	1	0	1	0	
計		2,283	32	1,758	493	

- (注) 1 昭和31～45年度の期間は、昭和31年12月1日～46年3月31日である。
2 昭和31～45年度の期間の認定患者数は、(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行以前の県条例等により判定された死亡者45人(熊本県44人、鹿児島県1人)を含む。
3 令和元年度の期間には、平成31年1月～4月を含む。
- (資料) 環境省、熊本県、鹿児島県調べ

表 1 - 2 - 4 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の慰謝料額
等変更申請の処理件数

区分 年度		受付	終結	未済
昭和	49	13件	0件	13件
	50	13	0	26
	51	8	12	22
	52	42	12	52
	53	46	10	88
	54	15	33	70
	55	22	49	43
	56	29	33	39
	57	39	30	48
	58	29	39	38
	59	25	31	32
	60	23	31	24
	61	33	28	29
	62	22	34	17
	63	18	22	13
平成	元	14	15	12
	2	14	19	7
	3	18	13	12
	4	15	18	9
	5	21	17	13
	6	9	13	9
	7	11	11	9
	8	7	10	6
	9	10	10	6
	10	5	8	3
	11	7	5	5
	12	7	5	7
	13	2	7	2
	14	0	2	0
	15	1	1	0
	16	4	0	4
	17	4	6	2
	18	9	8	3
	19	5	5	3
	20	2	3	2
	21	4	3	3
	22	3	3	3
	23	4	5	2
	24	2	2	2
	25	1	2	1
	26	2	1	2
	27	1	3	0
	28	4	2	2
	29	1	2	1
	30	0	1	0
令和	元	4	4	0
	計	568	568	

表 1 - 2 - 5 令和元年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件の
慰謝料額等変更申請一覧

事 件 番 号	申 請 受 付 年 月 日	処 理 年 月 日
55年（調）第15号	令和 元. 6. 3	令和 2. 1. 15
50年（調）第8号	令和 元. 6. 12	令和 2. 1. 15
53年（調）第19号	令和 元. 6. 20	令和 2. 1. 15
58年（調）第7号	令和 元. 6. 25	令和 2. 1. 15
計 4 件		計 4 件

表 1 - 2 - 6 水俣病ランク別補償額等一覧

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備 考	
1	慰謝料	1,800万円	1,700万円	1,600万円	水俣病認定申請日から年5分の遅延損害金	
2	治療費	昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による医療費及び医療手当並びに同年9月1日以降の補償法の規定による療養費及び療養手当に相当する額			昭和48年7月9日以降の水俣病認定者は認定申請日から支給	
3	介護手当	昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による介護手当に相当する額に月1万円を加算した額及び同年9月1日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額			同上	
4	特別調整手当				(1) 2年ごとに物価スライド(ただし、物価変動が著しい場合は1年目にも改定) (2) 昭和48年4月27日以降の水俣病認定者は認定申請日から支給	
	昭和	48.4.27~ 49.5.31	6万円/月	3万円/月	2万円/月	
		49.6.1~ 50.5.31	7万円/月	3万5,000円/月	2万4,000円/月	
		50.6.1~ 51.5.31	8万5,000円/月	4万3,000円/月	3万円/月	
		51.6.1~ 52.5.31	9万4,000円/月	4万8,000円/月	3万4,000円/月	
		52.6.1~ 53.5.31	10万2,000円/月	5万2,000円/月	3万7,000円/月	
		53.6.1~ 54.5.31	11万円/月	5万6,000円/月	4万円/月	
		54.6.1~ 56.5.31	11万4,000円/月	5万8,000円/月	4万2,000円/月	
		56.6.1~ 58.5.31	12万9,000円/月	6万6,000円/月	4万8,000円/月	
		58.6.1~ 60.5.31	13万5,000円/月	6万9,000円/月	5万1,000円/月	
		60.6.1~ 62.5.31	14万2,000円/月	7万3,000円/月	5万4,000円/月	
		62.6.1~ 平成元.5.31	14万5,000円/月	7万5,000円/月	5万5,000円/月	
		元.6.1~ 3.5.31	14万6,000円/月	7万6,000円/月	5万6,000円/月	
		3.6.1~ 5.5.31	15万7,000円/月	8万2,000円/月	6万円/月	
		5.6.1~ 7.5.31	16万5,000円/月	8万6,000円/月	6万3,000円/月	
		7.6.1~ 9.5.31	16万8,000円/月	8万8,000円/月	6万5,000円/月	
		9.6.1~ 11.5.31	16万9,000円/月	8万9,000円/月	6万6,000円/月	
		11.6.1~ 13.5.31	17万3,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
		13.6.1~ 15.5.31	17万2,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
		15.6.1~ 17.5.31	17万円/月	9万円/月	6万7,000円/月	
		17.6.1~ 19.5.31	17万円/月	9万円/月	6万7,000円/月	
		19.6.1~ 21.5.31	17万円/月	9万円/月	6万7,000円/月	
		21.6.1~ 23.5.31	17万3,000円/月	9万2,000円/月	6万8,000円/月	
		23.6.1~ 25.5.31	17万1,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
		25.6.1~ 27.5.31	17万円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
		27.6.1~ 29.5.31	17万7,000円/月	9万5,000円/月	7万1,000円/月	
		29.6.1~ 令和元.5.31	17万9,000円/月	9万6,000円/月	7万2,000円/月	
		元.6.1~ 3.5.31	18万1,000円/月	9万7,000円/月	7万3,000円/月	

(注) 上記表中「(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号)」は「(旧)特別措置法」と、「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)」は「補償法」とそれぞれ略称した。

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備 考
5 葬祭料		期 間		金 額	(1) 4の備考(1)と同じ (2) 死亡時の金額を葬祭の主宰者に支給
		昭和49.5.31まで		20万 円	
		49.6.1～	50.5.31	23万3,000円	
		50.6.1～	51.5.31	28万3,000円	
		51.6.1～	52.5.31	31万3,000円	
		52.6.1～	53.5.31	33万9,000円	
		53.6.1～	54.5.31	36万4,000円	
		54.6.1～	56.5.31	37万5,000円	
		56.6.1～	58.5.31	42万2,000円	
		58.6.1～	60.5.31	44万1,000円	
		60.6.1～	62.5.31	46万3,000円	
		62.6.1～	平成 元.5.31	47万1,000円	
		平成 元.6.1～	3.5.31	47万4,000円	
		3.6.1～	5.5.31	50万8,000円	
		5.6.1～	7.5.31	53万3,000円	
		7.6.1～	9.5.31	54万3,000円	
		9.6.1～	11.5.31	54万5,000円	
		11.6.1～	13.5.31	55万7,000円	
		13.6.1～	15.5.31	55万4,000円	
		15.6.1～	17.5.31	54万6,000円	
		17.6.1～	19.5.31	54万4,000円	
		19.6.1～	21.5.31	54万2,000円	
		21.6.1～	23.5.31	54万9,000円	
		23.6.1～	25.5.31	54万3,000円	
		25.6.1～	27.5.31	53万8,000円	
		27.6.1～	29.5.31	55万8,000円	
		29.6.1～	令和 元.5.31	56万4,000円	
		令和 元.6.1～	3.5.31	56万8,000円	
6 症状の見直し			将来、症状に、上位ランクに変更することを相当とするような変化が生じたときは、調停委員会に対し、上記1及び4の金額の変更を申請することができる。		
7 近親者の慰謝料		配偶者等の慰謝料につき、その存否及び金額の決定を、調停委員会に代理申請できる。			
		上記6により、金額の変更があったとき、左の代理申請ができる。			
8 申請人が水俣病により死亡したときの慰謝料		相続人等は、死亡者本人及び自己の慰謝料につき、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。			
9 患者・家族の福祉対策		チッソ株式会社は水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。			
10 公害防止対策		チッソ株式会社は将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行する。			
11 調停手続費用		チッソ株式会社の負担			

2 東京国際空港航空機騒音調停申請事件

(公調委平成28年(調)第10号事件)

(1) 事件の概要

平成28年9月9日、東京国際空港(以下「本件空港」という。)近隣において事業を営む法人5名から、国土交通大臣を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。本件空港を離着陸する航空機を増便する旨の被申請人策定の計画案が実現すると、南風時の15時から19時までの4時間の間、A滑走路の北側からの航空機の着陸が行われ、1時間当たり14機(4分から5分に1機)程度の頻度で申請人らの事業所の上を航空機が飛ぶことになり、申請人らの人格権及び財産権に対し、受忍限度をはるかに超える甚大な被害が生じることが明白であるとして、被申請人に対し、主位的に、本件空港A滑走路を一切の航空機の北側からの着陸に供用しないこと及び損害賠償金合計5億円を申請人らに支払うこと、予備的に、一切の航空機に対して、本件空港A滑走路の北側から着陸することを許可又は指示しないこと、を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、調停期日を開催するとともに、現地調査の実施(計画案が実現した場合の状況を把握するため、大阪国際空港周辺において航空機騒音の測定調査の実施)等を行うなど、手続を進めた結果、令和2年1月31日、第18回調停期日において、被申請人は、今般の本件空港における飛行経路の見直しにあたり、

- ① 周辺地域への影響を抑制するために被申請人が行う取組
- ② A滑走路における航空機の運航の見直し
- ③ 申請人ら周辺地域の航空機高度及び騒音レベルの見直し

に関して確認するとともに、本件見直しによる航空機の運航の開始後に、航空機による騒音の測定を行い、その結果を情報提供することを内容とする調停が成立し、本事件は終了した。

3 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件

(公調委平成31年(調)第1号事件・令和元年(調)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成31年2月18日、東京都など6都府県の住民93名(以下「申請人患者ら」という。)及び法人でない社団1団体から国(代表者環境大臣。以下「被申請人国」という。)及び自動車メーカー7社(以下「被申請人メーカーら」という。)を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。

- ① 被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療救済制度(以下「本件救済制度」という。)を創設すること。

- ② 被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること。
- ③ 被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、損害賠償金合計9400万円を支払うこと。

なお、令和元年7月4日、申請人患者ら3人から申請を取り下げる旨の申出があった。

その後、令和元年8月23日、東京都など4都県の住民14人から、同様の内容の調停を求める申請があり（公調委令和元年（調）第2号事件）、同年9月11日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、5回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

第2節 令和元年度に係属した裁定事件

令和元年度に公害等調整委員会が受け付けた裁定事件は、19件であり、これらに前年度から繰り越された30件を加えた計49件が元年度に係属した。このうち14件が元年度に終結し、残り35件が翌年度に繰り越された（表1-2-1）。

1 成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件 （公調委平成28年（セ）第1号事件・平成29年（セ）第2号事件）

(1) 事件の概要

平成28年2月16日、千葉県成田市の住民4人から、コンビニエンスストアのフランチャイザー及び経営者を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが、近接するコンビニエンスストアの屋外に設置された業務用エアコンの室外機等から発生する騒音・低周波音や駐車場等からの騒音等により、圧迫感、いらいら、耳鳴り、不眠等の健康被害を受けるなど、精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計1760万円等の支払を求めたものである（その後、請求金額は1817万9458円等に変更）。

その後、平成29年1月16日、同申請人らから、ドラッグストアを経営する法人を相手方（被申請人）として、類似の内容の損害賠償金合計1320万円等の支払を求める責任裁定申請があり（公調委平成29年（セ）第2号事件）、同年10月3日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、各申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、合計8回の審問期日を開催するとともに、業務用エアコンの室外機から発生している騒音・低周波音と健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和元年9月25日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成28年（セ）第1号 成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件（以下「第1事件」という。）

公調委平成29年（セ）第2号 成田市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件（以下「第2事件」という。）

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

(1) 第1事件

ア 被申請人株式会社 a（以下「被申請人 a」という。）及び被申請人 b（以下「被申請人 b」といい、被申請人 a と併せて「被申請人 a ら」という。）は、連帯して、申請人 c（以下「申請人 c」という。）に対し、497万9458円及びこれに対する平成28年12月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 被申請人 a らは、連帯して、申請人 d（以下「申請人 d」という。）、同 e（以下「申請人 e」という。）及び同 f（以下「申請人 f」という。）に対し、それぞれ440万円及びこれに対する平成28年2月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 第2事件

被申請人株式会社 g（以下「被申請人 g」という。）は、申請人らに対し、それぞれ330万円及びこれに対する平成29年1月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被申請人ら

(1) 被申請人 a ら

申請人らの被申請人 a らに対する本件裁定申請をいずれも棄却する。

(2) 被申請人 g

申請人らの被申請人 g に対する本件裁定申請をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、申請人らが、①被申請人 a がフランチャイザーとして被申請人 b にコンビニエンスストアの経営の許諾等をするなどし、被申請人 b がフランチャイジーとして営んでいるコンビニエンスストア（以下「本件コンビニ店」という。）に設置された室外機等の稼働に伴い発生する騒音及び低周波音並びに本件コンビニ店の営業に伴う騒音等によって申請人らに不眠等の健康被害が生じた旨主張して、被申請人 a らに対し、共同不法行為に基づく損害賠償として、連帯して、申請人 c につき497万9458円及びこれに対する遅延損害金の支払を、申請人 d、申請人 e 及び申請人 f につき各440万円及びこれに対する遅延損害金の支払をそれぞれ求める（第1事件）とともに、②被申請人 g が営むドラッグストア（以下「本件薬局店」という。）に設置された室外機の稼働に伴い発生する騒音及び低周波音によって申請人らに不眠等の健康被害が生じた旨主張して、被申請人 g に対し、被申請人 a らとの共同不法行為に基づく損害賠償として、それぞれ330万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める（第2事件）事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照）

2 千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成29年(ゲ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成29年3月9日、千葉県千葉市の住民2人から、隣人及び不動産会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた蕁麻疹、頭痛等の健康被害は、被申請人宅に設置された7台の室外機等から発生する騒音・低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、室外機等から発生する騒音・低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

3 成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件

(公調委平成29年(セ)第7号事件・令和元年(調)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成29年6月20日、千葉県成田市の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が事前調査を行わないまま解体工事及び建築工事による振動を発生させ続けたことにより、申請人宅の風呂のドアの開閉不良や内壁壁紙亀裂等の財産被害が生じたこと及び工事終了後に損害賠償を行うと言ったにもかかわらず、本件工事と申請人宅被害との因果関係はない旨の書面を一方的に送りつける等の不誠実な対応を行ったことにより、精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金327万5515円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、解体工事及び建築工事による振動と財産被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和元年8月9日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和元年(調)第1号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示し、9月6日の第2回調停期日において、当事者双方がこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了した。

4 栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件

(公調委平成29年(ゲ)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成29年10月31日、滋賀県栗東市の錦鯉の養殖を行う法人から、栗東市を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が経営する養鯉場において飼育していた錦鯉の大量死は、同養鯉場が取水をする河川の上流において、被申請人が事前に申請人に周知することなく林道及びその周辺の工事を実施し、同工事において使用した土質改良材の中和が不十分だったために高アルカリ性の水を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、工事による水質の変化と錦鯉の死因との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めた結果、令和2年1月28日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成29年(ゲ)第5号 栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件

裁 定
(当事者省略)

主 文
申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人が経営する養鯉場(以下「本件養鯉場」という。)で平成26年12月から平成27年5月までの間に生じた、錦鯉の大量死は、当該養鯉場の取水をしている〇〇川の取水口より約120メートル(申請後に約200メートルと主張を変更した。)の地点で被申請人が使用した土質改良材(セメント)によるものである。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、本件養鯉場を経営する申請人が、被申請人に対し、上記第1の1記載の原因裁定を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

5 兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件
(公調委平成29年(セ)第8号事件)

(1) 事件の概要

平成29年12月11日、兵庫県稲美町の住民1人から、兵庫県を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が実施した申請人宅西側におけるほ場整備工事を実施した際、法面を保護する工事を行わなかったため、申請人宅敷地の土が流出し、その結果、不同沈下が生じ、申請人宅の柱が傾き、タイルや壁のひび割れ等の被害が発生し、倒壊する可能性が高い状態となったことから、申請人宅と同程度の住宅を確保するため、被申請人に対し、損害賠償金7447万円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、ほ場整備工事で申請人宅の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和2年1月14日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成29年(セ)第8号 兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件

裁 定
(当事者省略)

主 文
申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、7447万円を支払え。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、被申請人が申請人の自宅西側においてほ場整備工事を実施した際、法面を保護する工事を行わなかったため、申請人の自宅建物敷地の土が流出し、その結果、建物の柱が傾き、建物が倒壊する可能性が高い不同沈下が生じたなどと主張して、被申請人に対し、不法行為等に基づき、自宅建物を解体し土地を造成した上で同程度の建物を新築するための費用相当額の損害賠償の支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchou/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事

件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

6 東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成29年(セ)第9号事件)

(1) 事件の概要

平成29年12月12日、大阪府東大阪市の住民1人から、精密機器製造販売会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人工場から発生する揮発性有機化合物や重金属を含むガス及び粉じんによる大気汚染及び悪臭に起因して化学物質過敏症を発症するなど、健康に不調を来すようになり、また、購入した住宅が臭気により居住不能となったことから、財産的損害及び精神的・肉体的苦痛に対する賠償として、被申請人に対し、損害賠償金1400万円の支払を求めたものである(その後、請求金額は1057万7000円に変更)。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、大阪府公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、2回の現地審問期日を開催するとともに、被申請人工場が排出している物質と申請人の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和2年2月18日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成29年(セ)第9号 東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 裁定を求める事項

被申請人は、申請人に対し、1057万7000円を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、肩書住所地に所有する自宅(以下「本件自宅」という。)に居住していた申請人が、被申請人が操業する各種ボルトナット製造加工工場から排出される粉じん、煤(すす)、ガス及び悪臭等が原因で、化学物質過敏症を発症して転居を余儀なくされた、本件自宅の天井、壁等が黒く変質し、リフォームが必要になった、申請人の母を胆管がんで亡くし、精神的苦痛が生じたなどと主張して、被申請人に

対し、不法行為に基づき、損害賠償金1057万7000円の支払を求める責任裁定の事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

7 府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件

(公調委平成29年(セ)第10号事件)

(1) 事件の概要

平成29年12月28日、東京都府中市の住民1人から、隣接するアパートの所有者及び不動産管理会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、申請人宅に隣接して建設されたアパートの換気扇及び室外機から発生する騒音により、身体的・精神的苦痛等を被っているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計3300万円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、換気扇及びエアコン室外機から発生する騒音と人間の健康への影響との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和元年8月27日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成29年(セ)第10号 府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人らは、申請人に対し、連帯して3300万円を支払え。

2 被申請人ら

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、その肩書住所地に所在する別紙物件目録記載1の居宅(以下「申請人宅」という。)の東側に隣接する同目録記載2の共同住宅(以下「本件ア

パート」という。)に設置されている換気扇や空調用室外機の稼働による騒音により、申請人に耳鳴り、ふらつき、睡眠障害、逆流性食道炎等の健康被害が生じたと主張して、本件アパートを管理する被申請人有限会社 a (以下「被申請人会社」という。)及び本件アパートの所有者である被申請人 b (以下「被申請人 b」という。)に対し、不法行為に基づく損害賠償として、連帯して、医療費、交通費及び慰謝料合計 3642万8201円のうち 3300万円の支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

8 福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件

(公調委平成30年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成30年2月22日、公害紛争処理法第42条の32第1項の規定に基づき、福岡地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。鉄道会社(被告)が運営するマンションの西側に設置した空調屋外機・自家発電機・受電設備等の全ての屋外機の稼働音と、福岡県福岡市の住民1人(原告)に生じた健康被害との因果関係の存否について、原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、被告の設置した屋外機から発生する騒音と原告に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和元年12月17日、原告に平成26年10月以降に生じた健康被害と被告が設置した空調屋外機・自家発電機・受電設備等の屋外機の稼働音との間の因果関係は認められないとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成30年(ゲ)第1号 福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

原告に平成26年10月以降に生じた健康被害は、被告が福岡市〇〇区△△□□aの西側に設置した空調屋外機・自家発電機・受電設備等の屋外機の稼働音によるものとは認められない。

事 実 及 び 理 由

第1 嘱託事項

被告が福岡市〇〇区△△□□aの西側に設置した空調屋外機・自家発電機・受電設備等の全ての屋外機の稼働音と、同区▽▽◇◇に居住する原告に平成26年10月以降に生じた健康被害との因果関係の存否

第2 事案の概要

原告は、被告が福岡市〇〇区△△□□に所在するa（以下「本件建物」という。）の西側に設置し管理する、空調屋外機・自家発電機・受電設備等の屋外機からの騒音により、平成26年10月以降、自宅で眠れなくなり、実家へ退避せざるを得なくなったと主張し、平成29年2月××日、不法行為に基づく損害賠償請求として、被告に対し、これらの全ての屋外機から発する騒音を、原告の肩書住所地である居宅敷地内に、昼間（午前8時から午後7時）は50dB、朝・夕・夜間（午後7時から午前8時）は45dBを超えて到達させることの差止めを求めるとともに、慰謝料78万円の支払を求める訴訟を福岡地方裁判所に提起した（同裁判所平成29年(ワ)第●号、以下「本件訴訟」という。）。

本件は、同裁判所からの平成30年2月19日付けの嘱託（公害紛争処理法42条の32第1項。以下「本件嘱託」という。）に基づく、本件建物内に設置された屋外機の稼働音と原告に平成26年10月以降に生じた健康被害との間の因果関係の存否に係る原因裁定嘱託事件である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照）

9 豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件

（公調委平成30年（ゲ）第2号事件）

(1) 事件の概要

平成30年3月1日、公害紛争処理法第42条の32第1項の規定に基づき、東京地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。東京都住民93人（原告）の各所有建物の屋根等にさびや鉄粉の付着による塗膜の破損や発錆による腐食等の損傷被害が生じた原因は、建設会社（被告）が実施した小学校の外部鉄骨階段の改修工事をした際に大気中にさびや鉄粉を飛散させたことによるものであるかについて、原因裁定を求めたものである。

なお、その後、訴えの取下げ等により、原告数は64人と変更された。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、被告が大気中に飛散させたさびや鉄粉と原告らの各所有建物の損傷被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任

したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和2年2月25日、原告ら所有建物のさびや鉄粉の付着による塗膜の破損や発錆による腐食等の損傷被害と被告が小学校の外部鉄骨階段の改修工事をした際に大気中にさびや鉄粉を飛散させたこととの間の因果関係は認められないとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成30年（ゲ）第2号 豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

原告ら所有建物の別紙1の被害の具体的内容の「被害箇所」欄記載の各部分にさびや鉄粉の付着による塗膜の破損や発錆(せい)による腐食等の損傷被害が生じた原因は、被告が平成××年××月から××月にかけて豊島区立a小学校の外部鉄骨階段の改修工事をした際に大気中にさびや鉄粉を飛散させたことによるものとは認められない。

事 実 及 び 理 由

第1 嘱託事項

原告ら所有建物の別紙1の被害の具体的内容（以下、単に「別紙1」という。）の「被害箇所」欄記載の各部分にさびや鉄粉の付着による塗膜の破損や発錆による腐食等の損傷被害が生じた原因は、被告が平成××年××月から××月にかけて豊島区立a小学校の外部鉄骨階段の改修工事をした際に大気中にさびや鉄粉を飛散させたことによるものであるか。

第2 事案の概要

原告らは、被告が豊島区立a小学校（以下「本件小学校」という。）において平成××年××月から××月にかけて行った外部鉄骨階段の改修工事（以下「本件改修工事」という。）により、原告ら所有建物のアルミ製建材又はスチール製建材にさびや鉄粉の付着による塗膜の破損や発錆による腐食等の損傷被害が生じたと主張して、被告に対し、当初、原告番号4、5、20、23及び59の5名を除いた59名を含む84名の原告らが、平成27年××月××日、東京地方裁判所に不法行為に基づく損害賠償を求める訴訟（同裁判所平成27年（ワ）第△号）を提起し、その後、上記原告番号の5名を含む9名の原告らが、同月××日、同じく損害賠償を求める訴訟（同第▽号）を提起した（同年××月××日の第1回口頭弁論期日において同第△号事件と同第▽号事件との弁論は併合された。）。

本件は、上記裁判所から公害等調整委員会に対し、平成30年3月1日、被告が行った本件改修工事と上記原告ら93名所有建物（65棟）のアルミ製建材又はスチール製建材に生じた塗膜の破損や発錆による腐食等の損傷被害との間の因果関係の存否について、公害紛争処理法42条の32第1項に基づく原因裁定の嘱託がなされた事件であるが、その後訴えの取下げ等による原告数の減少（64名）に伴う対象建物の減縮（52棟）により嘱託事項が上記嘱託事項のとおり、被告が行った

本件改修工事と別紙1の「被害箇所」欄記載の各部分に生じた塗膜の破損や発錆による腐食等の損傷被害との間の因果関係の存否に変更された。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

10 福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成30年3月30日、広島県福山市の住民2人から、自動車解体業を営む法人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、申請人ら宅隣地の自動車解体作業所からの騒音・振動により、申請人ら宅の建物外壁及びブロック塀への亀裂の発生、避難先の賃料支払、不安を伴う適応障害へのり患等の被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計208万5000円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、広島県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人作業所から発生する騒音・振動と申請人らの建物への被害及び人間の健康への影響との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

11 伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成30年(ゲ)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成30年5月17日、佐賀県伊万里市の住民6人から、農業協同組合を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じている頭痛、めまい、湿しん等の健康被害は、農業協同組合(被申請人)が操業する堆肥製造施設から、粉碎した牛ふん・鶏ふん及び霧状にした堆肥促進剤を申請人ら宅まで浮遊させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の堆肥製造施設と申請人らに生じた健康被害の原因となる物質との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局及び専門委員による

現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

12 瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第2号事件・平成30年(ゲ)第7号事件)

(1) 事件の概要

平成30年5月30日、愛知県瀬戸市の住民1人と養豚業を営む法人から、衛生組合(関係3市により組織される一般廃棄物処理を行う一部事務組合)を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。養豚業を営む申請人らが、その養豚場の土地(以下「本件土地」という。)に衛生組合(被申請人)によって、焼却残さ及び不燃性破砕残さ(以下「本件廃棄物」という。)が埋め立てられていたことが判明し、本件廃棄物から環境基準を大幅に超過するダイオキシン類が検出されたとして、被申請人に対し、本件廃棄物を排除するために必要な費用、地下水の水質検査費用等の一部である損害賠償金合計2000万円の支払を求めるものである。

その後、同年6月26日、同申請人らから、ダイオキシン類による土壌汚染は、同被申請人が本件埋立地から本件土地に越境して本件廃棄物を投棄した行為によるものである、との原因裁定を求める申請があり(公調委平成30年(ゲ)第7号事件)、同年7月10日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、本件廃棄物と本件廃棄物から検出されたダイオキシン類による土壌汚染との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

13 大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成30年(ゲ)第6号事件)

(1) 事件の概要

平成30年6月13日、大阪府大阪市の住民3人から、近隣で印刷工房を営んでいた個人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた眼や喉の痛み、咳、肺の異常、シックハウス症候群等の健康被害は、被申請人が印刷工房から化学物質を発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、被申請人の印刷工房から排出され残存する化学物質の程度及び当該化学物質と申請人らが主張する健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等

を実施するなど、手続を進めた結果、令和元年11月19日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成30年（ゲ）第6号 大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人らの本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

申請人らに生じた眼や喉の痛み、咳、肺の異常（呼吸苦）、シックハウス症候群等の健康被害は、被申請人が印刷工房から化学物質を発生・拡散させたことによるものである。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、被申請人がマンションの一室で事業活動を行っていた印刷工房の隣室で居酒屋を経営し又は同居酒屋において稼働している申請人らが、被申請人に対して、上記第1の1の原因裁定を求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照）

14 四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

（公調委平成30年（ゲ）第8号事件）

(1) 事件の概要

平成30年8月16日、三重県四日市市の住民1人から、隣接する歯科医院を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が運営する歯科医院がガス（塩素、フッ素を含む。）を排出・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和元年7月9日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成30年（ゲ）第8号 四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

裁 定
(当事者省略)
主 文
申請人の本件裁定申請を棄却する。
事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人に生じた頭痛，吐き気，めまい，血圧上昇（200mmHg），首・肩・背中・膝関節痛等，ふらつき，倦怠等の健康被害は，被申請人が運営する三重県四日市市〇〇△△所在のaがガス（塩素及びフッ素を含む。）を排出させたことによるものである。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は，申請人が，その肩書住所地に所在する住居（以下「申請人宅」という。）に隣接する被申請人が運営している歯科医院の事業活動によって大気中に排出されるガスにより，申請人や近隣住民に健康被害が生じていると主張して，上記第1の1記載の原因裁定を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

15 豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委平成30年（セ）第3号事件・平成30年（ゲ）第9号事件)

(1) 事件の概要

平成30年8月20日、沖縄県豊見城市の住民1人から、建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、被申請人が申請人宅の西側隣地で行った住宅建築の基礎杭打ち工事により、申請人の住宅等に財産被害（ひび割れ、沈下、せり出し、地割れ、床の傾き等）が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金1302万6000円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人の住宅等の財産被害は、被申請人が申請人宅の西側隣地で住宅建築の基礎杭打ち工事を施工する際、申請人宅に近接し杭打ち工事を行い、

申請人宅敷地に地盤の緩みを生じさせたことにより、地盤沈下が生じたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。裁定委員会は、同年9月12日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が申請人宅の西側隣地で行った住宅建築の基礎杭打ち工事と申請人宅に生じたとする地盤沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

16 国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成30年8月28日、東京都国分寺市の住民2人から、国分寺市を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人が賃借し、運営している運動施設での剣道の練習で発生する騒音により、睡眠妨害、動悸等に悩まされ、また、精神的苦痛を受けているとして、同運動施設を運営している被申請人に対し、申請人ら宅の防音対策費用及び精神的苦痛に対する慰謝料として、被申請人に対し、損害賠償金合計385万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、東京都公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、運動施設からの騒音と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

17 熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成30年11月1日、熊本県熊本市の住民2人から、隣接する飲食店経営者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人が経営する飲食店からの騒音・悪臭により、睡眠障害、過大なストレス、ぜん息等の健康被害が生じているほか、油煙・悪臭による財産被害及び精神的苦痛を受けているため、移転費用等や精神的苦痛に対する慰謝料として、被申請人に対し、損害賠償金合計5401万6694円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、熊本県公害審査会に対して責任裁定申請の受

理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

18 銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件 (公調委平成30年(セ)第6号事件)

(1) 事件の概要

平成30年11月2日、千葉県銚子市の住民1人から、製氷工場経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が経営する隣接する製氷工場からの騒音・低周波音・振動により、不眠及びそれに伴う疲労感並びに頭部圧迫感の健康被害等が生じたため、精神的・肉体的苦痛に対する慰謝料として、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、製氷工場から発生する騒音・低周波音・振動と申請人に生じた不眠及びそれに伴う疲労感等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

19 春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財産被害等責任裁定事件 (公調委平成30年(セ)第7号事件)

(1) 事件の概要

平成30年11月5日、愛知県春日井市の住民1人から春日井市を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の使用している墓所に隣接する廃棄物焼却施設(小牧市所在)からのばい煙、さびにより申請人の所有する墓石に変色が生じたのは、墓地の管理者である春日井市(被申請人)の管理義務の不履行によるものであり、財産被害及び精神的損害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金222万5840円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和元年9月24日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成30年(セ)第7号 春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件

裁 定
(当事者省略)
主 文
申請人の本件裁定申請を棄却する。
事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、222万5840円を支払え。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、地方公共団体である被申請人が管理する潮見坂平和公園（以下「本件公園」という。）内の墓所に墓碑（以下「本件墓碑」という。）を建立して使用している申請人が、本件公園に隣接する愛知県小牧市内の土地を所有していた事業者が同土地の産業廃棄物焼却施設（以下「本件施設」という。）から排出したばい煙により本件墓碑を変色・汚損させたにもかかわらず、被申請人が春日井市潮見坂平和公園条例（以下「本件条例」という。）に基づく管理義務又は春日井市環境基本条例等に基づく対応義務を怠ったことにより、申請人に損害が生じたと主張して、被申請人に対し、債務不履行（民法415条）又は国家賠償法1条1項に基づき、222万5840円（墓石等の買替費用172万5840円と慰謝料50万円の合計額）の支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

20 国立市における騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第8号事件)

(1) 事件の概要

平成30年11月20日、東京都国立市の住民1人から建築会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が事業活動で発生させている騒音により、不眠症を発症し精神的苦痛を受けており、かつ、騒音対策を講じる必要があるとして、被申請人に対し、損害賠償金92万2720円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、令和元年7月10日、申請人から申請を取り下げの旨の申出があり、本事件は終結した。

21 渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成31年(セ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成31年1月21日、東京都渋谷区の住民1人から、ホテル経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、隣接するホテルに設置された室外機等からの低周波音及び同ホテルの催事場バルコニーからの楽器演奏や人声等の騒音により、耳鳴り、不眠症等の健康被害等を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の経営する宿泊施設から発生する騒音及び低周波音と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

22 熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委平成31年(セ)第2号事件・平成31年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成31年2月14日、熊本県熊本市の住民1人から、農業者を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人は、被申請人のビニールハウスのボイラーからの騒音により睡眠不足となり、精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金297万円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた睡眠不足による健康被害は、被申請人がボイラーを稼働させ、騒音を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。裁定委員会は、同年3月12日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、熊本県公害審査会に対して責任裁定申請及び原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人のビニールハウスのボイラーから発生する騒音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

23 大田区における室外機からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成31年(ゲ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成31年2月22日、東京都大田区の住民1人から、隣接する飲食店経営会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた不眠、圧迫感、イライラ、不定愁訴、足のしびれ等の健康被害は、被申請人が経営する店舗から低周波音を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、令和元年5月7日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

24 熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委平成31年（セ）第3号事件）

(1) 事件の概要

平成31年3月8日、熊本県熊本市の住民1人から、食肉販売店経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人の経営する店舗（食肉販売店）に設置された室外機等からの騒音により、安眠を妨害され、不快感、焦燥感、体調不良、情緒不安定等により、肉体的・精神的に多大な苦痛と損害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金20万円の支払を求めるものである（その後、請求金額は25万8000円（令和2年3月末時点）に変更）。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の経営する店舗（食肉販売店）に設置された室外機等からの騒音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

25 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委平成31年（セ）第4号事件）

(1) 事件の概要

平成31年3月11日、東京都新宿区の住民1人から、隣接する商業ビルを所有する会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が所有する商業ビルの排気ダクト等から発生する低周波音により、睡眠不足等の精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の所有する商業ビルの排気ダクト等から発生する低周波音と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手

続を進めている。

26 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成31年(ゲ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成31年3月29日、山口県周南市の住民1人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、圧迫感、睡眠妨害等の健康被害は、被申請人が操業する工場からの耳に聴こえにくい周波数の騒音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の工場からの耳に聴こえにくい周波数の騒音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

27 奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委平成31年(セ)第5号事件・平成31年(ゲ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成31年4月2日、奈良県安堵町の住民1人から、牛舎を所有する畜産会社を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、被申請人が、所有する牛舎から牛の尿を農業用水路に不法投棄したことによる悪臭によって、申請人が、吐き気、食事も困難な状況等の健康被害等を受けているため、被申請人に対し、慰謝料として、損害賠償金100万円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人宅の周辺に生じている悪臭、特に夏期における虫の大量発生により、申請人に吐き気、窓を開けられず食事も困難な状況等の健康被害等が生じているのは、被申請人が、牛舎から牛の尿を農業用水路に不法投棄したことによる悪臭によるものである、との原因裁定を求めるものである。裁定委員会は、令和元年5月14日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、農業用水路に排出された牛の尿を含む汚水による悪臭と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

28 宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件

(公調委平成31年(ゲ)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成31年4月5日、福岡県宗像市の住民5人から、一部事務組合(関係2市により組織)、水道事業者及び建設会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの所有する家屋等に生じた被害は、被申請人らが軟弱地盤を安定した地盤と誤認し、事前調査や土留め工など必要な配慮を行わずに配水管敷設替工事を実施したことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、福岡県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らが実施した配水管敷設替工事と申請人らの家屋等に生じた財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

29 渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成31年(ゲ)第6号事件)

(1) 事件の概要

平成31年4月17日、東京都渋谷区の住民1人から、学校法人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた耳鳴り、不眠症等の健康被害は、被申請人が経営する専門学校の校舎屋上に設置された高圧受電設備から低周波音を発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、高圧受電設備から発生・拡散した低周波音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

30 和歌山県白浜町における給油所からの土壌汚染被害等責任裁定申請事件

(公調委令和元年(セ)第1号事件)

(1) 事件の概要

令和元年5月8日、和歌山県白浜町で給油所を営む個人から、当該施設を所有するバス会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の前身の会社が起こした給油所の地下

タンクからのガソリン漏えい事故の処理が不十分だったため、残留油分と土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）の特定有害物質が現在も地下に残存しており、緊急を要するために実施したコールタール回収及び汚染土壌処理、地下タンク再塗装の費用、休業補償費、精神的苦痛への慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金2082万8973円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、和歌山県知事に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

31 松戸市における換気扇・ヒートポンプ設備からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委令和元年（セ）第2号事件）

(1) 事件の概要

令和元年5月21日、千葉県松戸市の住民2人から、隣人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが、被申請人の家屋に取り付けられた集中型換気扇及びヒートポンプ設備からの騒音により、なかなか寝つくことができず、慢性疲労感、集中力・思考力の低下及びストレスによる円形脱毛症の発症などの健康被害、並びに騒音による不動産価値の減損等の財産被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計794万8590円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、集中型換気扇及びヒートポンプ設備からの騒音と申請人らの健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

32 桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件

（公調委令和元年（ゲ）第1号事件）

(1) 事件の概要

令和元年6月3日、埼玉県桶川市の住民1人から、金属精錬会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人所有の桶川市指定天然記念物椎檜等の枯れ、田の生育不良等の財産被害は、被申請人が操業する工場から亜硫酸ガス（硫黄化合物）、亜鉛他を発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、埼玉県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

33 稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件

(公調委令和元年(セ)第3号事件)

(1) 事件の概要

令和元年6月3日、茨城県稲敷市の宗教法人及び当該宗教法人の近隣住民12人から、土木関係会社、個人2人、砂利運搬業会社、稲敷市を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。土木関係会社が、申請人である宗教法人の山林の樹木を無許可で伐採し、山林及び申請人ら所有の共同墓地を無許可で埋め立てたため、土壌分析を行ったところ、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度指数が規制基準値を超過し、土壌の強アルカリ性により、樹木が枯死するなどし、また、当該宗教法人の近隣住民である申請人らの生活用水である井戸水が汚染されるおそれがあるとして、埋立てを実施した土木関係会社、現場指揮者2人、砂利運搬業会社及び無許可で埋め立てていることを知りながら埋立ての停止を命ずる等の適切な対応を行わなかった稲敷市を被申請人として、土砂の撤去費用等の財産被害及び井戸水汚染のおそれによる精神的苦痛を被っているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計2600万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

34 渋谷区における工事現場からの騒音・振動等による財産被害・健康被害等責任裁定申請事件

(公調委令和元年(セ)第4号事件)

(1) 事件の概要

令和元年8月16日、東京都渋谷区の住民17人から、不動産会社及び建築会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、隣接する被申請人らの建築工事現場からの騒音・振動・粉塵等により、不眠、ストレス障害、ぜん息悪化等の健康被害が生じているほか、家屋の損傷、防音工事費用、借家人の退去等の財産被害を受けているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計3643万7870円の支払を求めるものである。なお、申請人1人について相続が発生し、別の申請人1人が相続人として手続を承継した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

35 茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件

(公調委令和元年(ゲ)第2号事件)

(1) 事件の概要

令和元年9月9日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、水戸地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。茨城県住民3人(原告)の所有する建物の柱、壁、基礎等に損傷が生じたのは、建築業者及び建設会社(被告)が行った土地造成工事及び擁壁工事によるものであるかについて、原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、被告らが行った土地造成工事や擁壁工事と原告らの所有する土地の不同沈下や建物の損傷被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

36 小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和元年(セ)第5号事件・令和2年(セ)第1号事件・令和2年(セ)第2号事件)

(1) 事件の概要

令和元年9月19日、東京都小平市のクリーニング業を営む法人から、食品製造会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、近接する被申請人の工場から排出されたエタノールによって増殖したカビの一種により、申請人の事業所の外壁に異常な黒ずみが発生したとして、被申請人に対し、損害賠償金1130万4802円の支払を求めるものである。

その後、令和2年2月26日、同市の住民1人から(公調委令和2年(セ)第1号事件)、同年3月12日、同市の住民1人から(公調委令和2年(セ)第2号事件)、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年3月24日、令和2年(セ)第1号事件について、参加を許可した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

37 相模原市における化学物質飛散に伴う大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和元年(ゲ)第3号事件)

(1) 事件の概要

令和元年10月24日、神奈川県相模原市の住民3人から、建築工事会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた不整脈、頭痛、吐き気、めまい等の化学物質過敏症及び同過敏症に基づく中枢性眼球運動障害（滑動性眼球運動異常）、重心動揺異常（ロンベルグ陽性）は、被申請人が、申請人ら宅の改装工事の際に化学物質（キシレン）を発生、放散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

38 熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和元年（ゲ）第4号事件）

(1) 事件の概要

令和元年11月18日、熊本県熊本市の住民2人及び福岡県久留米市の住民1人から、熊本県熊本市の住民2人の隣人2人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた動悸、胸の激痛、吐き気、手足の痺れ等の健康被害は、被申請人ら宅に設置された太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

39 江東区における音響機器からの騒音・振動等による生活環境被害責任裁定申請事件

（公調委令和元年（セ）第6号事件）

(1) 事件の概要

令和元年12月17日、東京都江東区の住民1人から、マンションの隣人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が居住しているマンションの隣人である被申請人が設置した音響機器からの騒音・振動等により、申請人は、静穏な環境が害され、睡眠が妨げられているため、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金336万1566円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

40 筑西市における事業所からの悪臭等による生活環境被害等責任裁定申請事件

(公調委令和元年(セ)第7号事件)

(1) 事件の概要

令和元年12月20日、茨城県筑西市の住民1人から、運送会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。近接する運送会社が発生させている悪臭等が申請人宅に入り込むことにより、申請人は、衣服に悪臭が付着したり、特に夜は防塵マスクをするなど生活するのが困難な状態が続いており、また、悪臭により十分な睡眠がとれず、頭痛や肩こりも生じているため、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金466万4000円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

41 草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和2年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

令和2年3月12日、滋賀県草津市の住民1人から、スーパーマーケット経営会社及び日用品等販売会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた睡眠障害、頭痛、めまい、動悸、耳の痛み等の健康被害は、被申請人らの店舗用に設置された室外機、変電設備、クーリングタワーからの騒音及び低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

42 神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任裁定申請事件

(公調委令和2年(セ)第3号事件)

(1) 事件の概要

令和2年3月24日、兵庫県神戸市の住民2人から、鉄道会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人が運行する特急等電車が通過するたびに振動及び騒音に暴露され、静穏の破壊、ストレス、安眠妨害等の精神的肉体的被害を受けており、また、振動・騒音により土地の価値が大幅に下落したとして、被申請人に対し、損害賠償金合計700万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めている。

第3節 令和元年度に実施したフォローアップ

令和元年度に公害等調整委員会において実施した事件終結後のフォローアップは以下の3件である。

1 豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委平成5年(調)第4号・平成5年(調)第5号事件)

本件は、香川県土庄町豊島に不法投棄された産業廃棄物に起因する水質汚濁被害等の解決に係るもので、平成12年6月に調停が成立した。

フォローアップを行って20年度目となる令和元年度は、申請人ら及び被申請人の香川県が設置する豊島廃棄物処理協議会並びに香川県が設置する豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に事務局職員がそれぞれオブザーバーとして出席し、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。

2 宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害職権調停事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委平成23年(ゲ)第1号・平成24年(調)第8号事件)

本件は、沖縄県宮古島市が実施した海中公園の建設工事に起因する水質汚濁被害の解決に係るもので、平成24年12月に調停が成立した。

フォローアップを行って8年度目となる令和元年度は、被申請人の宮古島市から、調停条項に基づく措置の実施状況につき報告徴収するとともに、宮古島市が設置する専門家等で構成される専門委員会に委員及び事務局職員がオブザーバーとして出席することにより、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。

3 大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委平成25年(調)第5号・平成25年(調)第10号事件)

本件は、滋賀県大津市内に設置された残土処分場に起因する水質汚濁被害等の解決に係るもので、平成26年7月に調停が成立した。

フォローアップを行って6年度目となる令和元年度は、被申請人の大津市から報告を受けることにより、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。

第3章 都道府県公害審査会等における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されてから、令和元年度末までに審査会等に係属した公害紛争事件は1,649件である。このうち、終結しているのは1,606件である（表1-3-1）。

令和元年度に審査会等が受け付けた事件は45件であり、これに前年度から繰り越された32件を加えた計77件が元年度に係属した。このうち、34件が元年度中に終結し、残り43件は翌年度に繰り越された（元年度に係属した77件の概要については付録2参照）。

第1節 公害紛争の申請状況

1 申請の件数

(1) 手続別件数

公害に係る紛争を解決するため、審査会等が行う手続には、あっせん、調停及び仲裁（審査会等においては、裁定は行えない。）並びに調停等で定められた義務の履行に関する勧告を行う義務履行勧告があるが、これまで審査会等が受け付けた事件の9割以上が調停事件となっている。また、令和元年度に受け付けた事件は、調停事件45件である（表1-3-1）。

(2) 都道府県別受付件数

令和元年度に受け付けた45件について都道府県別にみると、大阪府が9件、愛知県が4件、東京都、静岡県及び京都府が各3件、福島県、兵庫県、島根県、広島県、福岡県及び沖縄県が各2件、青森県、茨城県、神奈川県、岐阜県、三重県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び宮崎県が各1件であった。

なお、令和元年度末までに審査会等に係属した事件を都道府県別にみると、東京都の230件が最も多く、次いで大阪府が229件、愛知県が96件、埼玉県が90件、千葉県が86件などとなっており、一般に大都市地域において多くなっている（表1-3-2）。

2 申請の内容

(1) 公害の種類

令和元年度に受け付けた調停事件45件について、環境基本法第2条第3項に定める公害の種類（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7種類をいう。）別にみると、騒音に関するものが29件、振動に関するものが12件、大気汚染に関するものが9件、土壌汚染に関するものが6件、水質汚濁及び悪臭に関するものが各5件、地盤沈下に関するものが2件となっている（重複集計）。

なお、令和元年度末までに審査会等に係属したあっせん、調停及び仲裁事件について、申請人が主張している典型7公害の種類の数を見ると、この10年間は、1件当たり1.5から1.7種類の間で推移している（表1-3-3）。

また、近年、日照障害、眺望障害、土砂崩壊、交通環境悪化等典型7公害以外の

生活環境を悪化させる要因を含めた紛争の一体的、総合的な解決を求める事件もみられる。

(2) 被害の態様

令和元年度に受け付けた調停事件45件について、申請人が個人であるか法人であるかをみると、個人が43件、法人が2件となっている。また、申請人が個人となっているものについて、その人数をみると、10人未満のものが42件、100人以上1,000人未満のものが1件となっている（表1-3-4）。

次に、申請の内容を被害の種類別にみると、健康被害を訴えるものが31件、感覚的・心理的被害を訴えるものが38件、財産被害を訴えるものが14件となっている（重複集計）（表1-3-5）。

なお、審査会等に係属した事件は、既に発生した被害に対する措置・救済等を求めるものと、将来発生するおそれのある被害の未然防止を求めるもの（おそれ公害事件）とに分けられるが、令和元年度に受け付けた調停事件45件のうち、5件がおそれ公害事件となっている（表1-3-6）。

(3) 発生源の態様

令和元年度に受け付けた調停事件45件について、発生源側の当事者をみると、民間企業のみが当事者となっているものが29件、国、地方公共団体、公団等が当事者となっているものが4件、民間企業と国、地方公共団体、公団等が当事者となっているものが4件、その他が8件となっている（表1-3-7）。

次に、令和元年度に受け付けた調停事件45件について、加害行為とされる主な事業活動の種類をみると、製造・加工関係が18件、建築・土木関係が6件、交通・運輸関係（道路建設に係るものを含む。）が3件、製錬・採石関係が1件、その他が17件となっている。

こうした現状を、制度発足当時の製造・加工関係が全体の約半数を占めていた状況と比較すると、近年では被害の発生源の変化・多様化の傾向がみられる（表1-3-8）。

(4) 請求事項

令和元年度に受け付けた調停事件45件について、申請人の請求事項をみると、発生源対策のみを求めるものが34件、金銭支払及び発生源対策を求めるものが7件、金銭支払のみを求めるものが3件となっている。

このうち、発生源対策を求めるものについて、その内容をみると、施設・作業方法の改善を求めるものが27件、操業停止／移転及び操業停止／移転／施設・作業方法の改善を求めるものが各4件、道路等の建設（計画）の差止めを求めるものが2件、その他が4件となっている。

従前から、申請人が発生源対策を求める事件の割合は高く、令和元年度末までに審査会等に係属した事件全体の約9割を占めている（表1-3-9）。

表 1-3-1 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	受付件数					終結件数					年度未 係属件数
	合計	あっ せん	調停	仲裁	義務履 行勧告	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和											
45・46	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成 元	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
15	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
16	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42
17	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
18	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
19	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47
20	37	0	36	0	1	39	15	17	7	0	45
21	42	0	42	0	0	48	23	16	9	0	39
22	29	0	29	0	0	35	8	23	3	1	33
23	36	0	36	0	0	34	13	18	3	0	35
24	35	0	35	0	0	37	11	21	4	1	33
25	39	0	39	0	0	30	4	23	2	1	42
26	40	1	39	0	0	42	13	24	5	0	40
27	47	0	47	0	0	43	16	23	3	1	44
28	51	0	51	0	0	56	20	27	8	1	39
29	41	0	41	0	0	43	16	24	2	1	37
30	38	0	38	0	0	43	9	27	7	0	32
令和 元	45	0	45	0	0	34	11	15	8	0	43
計	1,649	37	1,594	4	14	1,606	645	741	186	34	

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。
 3 昭和56年度受付件数欄のあっせん1件は、職権によるあっせんである。

表 1-3-2 都道府県公害審査会等に係属した事件の都道府県別件数

(単位：件)

都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
北海道	20	東京都	230	滋賀県	39	香川県	13
青森県	8	神奈川県	81	京都府	64	愛媛県	9
岩手県	4	新潟県	13	大阪府	229	高知県	18
宮城県	22	富山県	12	兵庫県	54	福岡県	26
秋田県	10	石川県	12	奈良県	30	佐賀県	7
山形県	7	福井県	8	和歌山県	22	長崎県	14
福島県	11	山梨県	10	鳥取県	8	熊本県	38
茨城県	12	長野県	44	島根県	15	大分県	9
栃木県	19	岐阜県	20	岡山県	15	宮崎県	7
群馬県	36	静岡県	35	広島県	48	鹿児島県	7
埼玉県	90	愛知県	96	山口県	4	沖縄県	19
千葉県	86	三重県	63	徳島県	5	計	1,649

(注) 集計対象期間は、昭和45年11月1日～令和2年3月31日である。

表1-3-3 都道府県公害審査会等に係属した事件の公害の種類別受付件数

(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件) (重複集計)

公害の種類 年度	合計	公害の種類								1件当たりの公害の種類
		重複集計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	
昭和										
45～47	50	81	18	15	3	20	17	1	7	1.6
48	30	49	6	5	1	18	15	2	2	1.6
49	24	52	13	2	0	18	14	2	3	2.2
50	21	32	5	3	2	12	7	2	1	1.5
51	22	35	3	4	0	16	10	0	2	1.6
52	25	48	8	2	2	17	14	1	4	1.9
53	22	48	12	2	1	18	9	1	5	2.2
54	22	50	13	0	0	18	18	0	1	2.3
55	27	43	9	3	0	19	9	1	2	1.6
56	19	27	4	2	0	10	4	3	4	1.4
57	15	24	6	0	0	13	1	0	4	1.6
58	26	48	7	4	3	16	8	0	10	1.8
59	20	31	6	2	0	15	6	1	1	1.6
60	29	60	12	2	0	25	14	1	6	2.1
61	23	46	5	2	0	20	7	0	12	2.0
62	28	53	12	1	1	22	11	3	3	1.9
63	26	43	8	2	0	19	10	2	2	1.7
平成元	36	65	16	12	0	19	11	3	4	1.8
2	57	118	30	25	5	27	18	8	5	2.1
3	43	90	23	18	0	24	11	4	10	2.1
4	51	117	29	21	13	24	19	3	8	2.3
5	44	86	19	13	6	29	8	2	9	2.0
6	30	59	11	5	3	20	14	1	5	2.0
7	39	79	12	13	5	23	16	3	7	2.0
8	42	107	22	14	8	28	17	2	16	2.5
9	50	124	29	14	9	34	25	3	10	2.5
10	39	95	23	17	9	18	13	0	15	2.4
11	25	58	13	10	5	15	6	0	9	2.3
12	30	58	12	3	3	20	8	1	11	1.9
13	30	52	8	2	0	23	10	1	8	1.7
14	30	67	18	3	2	19	15	1	9	2.2
15	33	61	10	6	4	24	9	2	6	1.8
16	40	73	8	5	8	28	15	0	9	1.8
17	36	71	12	8	7	25	12	3	4	2.0
18	30	62	9	6	5	20	15	1	6	2.1
19	42	62	5	4	7	28	5	3	10	1.5
20	36	70	7	6	10	24	11	2	10	1.9
21	42	84	11	5	6	35	16	4	7	2.0
22	29	44	0	3	1	23	10	1	6	1.5
23	36	55	8	2	4	27	8	1	5	1.5
24	35	60	7	0	3	24	18	2	6	1.7
25	39	57	4	4	5	26	9	1	8	1.5
26	40	60	3	4	3	23	13	5	9	1.5
27	47	70	8	2	0	36	8	2	14	1.5
28	51	85	15	5	1	39	13	1	11	1.7
29	41	64	9	8	2	28	9	1	7	1.6
30	38	64	7	2	4	28	15	0	8	1.7
令和元	45	68	9	5	6	29	12	2	5	1.5
計	1,635	3,055	544	296	157	1,086	563	83	326	1.9

(注) 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

表 1-3-4 都道府県公害審査会等に係属した事件の申請人数別受付件数
(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

申請人 年度	合計	個 人							法人
		小 計 (注)	1 人	2 ～ 9 人	10 ～ 49 人	50 ～ 99 人	100 ～ 999 人	1,000 人以上	
昭和									
45～47	50	44 (16)	9	15	9	0	9	2	6
48	30	28 (12)	13	10	1	2	2	0	2
49	24	24 (1)	4	10	7	1	1	1	0
50	21	21 (5)	4	11	2	1	3	0	0
51	22	20 (2)	5	9	4	2	0	0	2
52	25	24 (5)	8	11	2	0	3	0	1
53	22	20 (0)	6	5	5	1	3	0	2
54	22	22 (1)	9	5	1	0	4	3	0
55	27	24 (1)	8	6	4	0	4	2	3
56	19	19 (3)	5	10	3	0	1	0	0
57	15	15 (2)	4	7	2	1	1	0	0
58	26	26 (0)	6	6	8	2	4	0	0
59	20	19 (2)	4	8	4	2	1	0	1
60	29	28 (2)	9	7	7	1	2	2	1
61	23	20 (1)	1	15	3	1	0	0	3
62	28	28 (1)	8	9	5	3	3	0	0
63	26	25 (0)	6	11	4	0	3	1	1
平成元	36	35 (0)	5	9	9	3	8	1	1
2	57	57 (0)	9	14	15	7	11	1	0
3	43	42 (0)	6	19	5	2	8	2	1
4	51	50 (0)	11	20	6	3	7	3	1
5	44	43 (1)	10	17	9	1	5	1	1
6	30	30 (0)	7	10	6	1	5	1	0
7	39	36 (2)	11	16	4	1	4	0	3
8	42	41 (0)	10	16	9	3	3	0	1
9	50	46 (3)	9	16	15	2	3	1	4
10	39	38 (1)	9	9	5	1	11	3	1
11	25	22 (2)	5	9	3	1	3	1	3
12	30	25 (3)	11	9	3	1	1	0	5
13	30	28 (2)	10	11	4	0	2	1	2
14	30	27 (2)	6	8	2	4	3	4	3
15	33	31 (2)	12	11	3	1	2	2	2
16	40	36 (2)	18	11	5	0	1	1	4
17	36	31 (2)	12	9	3	2	5	0	5
18	30	27 (0)	14	6	3	1	3	0	3
19	42	33 (1)	15	11	5	0	2	0	9
20	36	33 (2)	12	11	7	1	2	0	3
21	42	38 (2)	20	10	6	2	0	0	4
22	29	28 (1)	16	11	1	0	0	0	1
23	36	29 (0)	15	9	1	2	2	0	7
24	35	32 (3)	19	10	3	0	0	0	3
25	39	35 (2)	23	9	0	2	1	0	4
26	40	35 (4)	24	9	1	0	1	0	5
27	47	47 (0)	21	25	0	1	0	0	0
28	51	44 (4)	31	10	2	0	1	0	7
29	41	40 (0)	21	13	3	0	3	0	1
30	38	35 (0)	21	11	1	0	1	1	3
令和元	45	43 (0)	28	14	0	0	1	0	2
計	1,635	1,524 (95)	550	528	210	59	143	34	111

(注) 1 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

2 () 内の数字は、農民、漁民、商店主等の事業者が、その事業活動について受けたとする被害に関する件数で、内数である。

表1-3-5 都道府県公害審査会等に係属した事件の被害の種類別受付件数
(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件) (重複集計)

被害の種類 年度	件数	被害の種類						
		計〔重複集計〕	健康	財産	動物	植物	感覚的・心理的	不明
昭和								
45～47	50	79	14	28	12	9	15	1
48	30	39	3	14	4	2	16	0
49	24	29	19	4	0	3	3	0
50	21	24	11	4	1	5	3	0
51	22	27	3	8	0	2	14	0
52	25	34	12	7	1	3	11	0
53	22	28	9	6	1	0	12	0
54	22	28	9	8	0	0	11	0
55	27	37	9	10	0	0	18	0
56	19	23	4	9	0	0	10	0
57	15	18	1	5	0	1	11	0
58	26	33	1	7	0	0	25	0
59	20	26	2	8	0	0	16	0
60	29	40	8	14	0	0	18	0
61	23	30	3	8	0	0	19	0
62	28	33	1	5	0	0	27	0
63	26	35	4	10	0	0	21	0
平成元	36	40	0	5	0	0	35	0
2	57	65	2	8	0	0	55	0
3	43	47	7	9	0	1	30	0
4	51	64	7	11	0	0	46	0
5	44	47	5	7	0	0	35	0
6	30	37	14	3	0	0	20	0
7	39	55	19	11	1	1	23	0
8	42	60	18	7	2	0	31	2
9	50	74	27	14	0	0	33	0
10	39	71	27	11	4	5	24	0
11	25	40	15	6	1	2	16	0
12	30	47	19	12	0	2	14	0
13	30	56	20	8	0	0	26	2
14	30	67	25	12	1	1	28	0
15	33	61	17	12	1	0	31	0
16	40	68	21	11	1	3	32	0
17	36	61	21	8	3	1	28	0
18	30	48	15	10	0	0	23	0
19	42	66	24	11	0	2	29	0
20	36	50	19	8	0	0	23	0
21	42	62	14	10	1	1	36	0
22	29	46	18	8	2	0	18	0
23	36	60	28	8	0	0	24	0
24	35	60	23	17	0	0	20	0
25	39	64	30	11	0	0	22	1
26	40	55	22	15	1	0	15	2
27	47	56	22	10	0	0	24	0
28	51	66	24	11	0	0	31	0
29	41	53	29	11	0	0	13	0
30	38	52	19	8	0	1	24	0
令和元	45	83	31	14	0	0	38	0
計	1,635	2,344	695	462	37	45	1,097	8

(注) 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

表 1-3-6 都道府県公害審査会等に係属したおそれ公害事件の受付件数（調停）

（単位：件）

種別 年度	合 計	おそれ事件	おそれ事件 以外の事件	おそれ事件 の割合(%)
昭和				
45・46	17	1	16	5.9
47	20	2	18	10.0
48	23	0	23	0.0
49	19	1	18	5.3
50	18	5	13	27.8
51	19	4	15	21.1
52	24	4	20	16.7
53	20	7	13	35.0
54	21	11	10	52.4
55	27	5	22	18.5
56	18	2	16	11.1
57	15	3	12	20.0
58	26	10	16	38.5
59	19	7	12	36.8
60	29	8	21	27.6
61	23	10	13	43.5
62	28	7	21	25.0
63	25	10	15	40.0
平成元	36	7	29	19.4
2	57	36	21	63.2
3	43	28	15	65.1
4	51	20	31	39.2
5	44	14	30	31.8
6	30	12	18	40.0
7	39	18	21	46.2
8	42	15	27	35.7
9	49	12	37	24.5
10	38	14	24	36.8
11	25	5	20	20.0
12	30	6	24	20.0
13	30	5	25	16.7
14	30	10	20	33.3
15	33	8	25	24.2
16	40	13	27	32.5
17	36	14	22	38.9
18	30	5	25	16.7
19	42	8	34	19.0
20	36	13	23	36.1
21	42	14	28	33.3
22	29	4	25	13.8
23	36	6	30	16.7
24	35	1	34	2.9
25	39	6	33	15.4
26	39	6	33	15.4
27	47	5	42	10.6
28	51	4	47	7.8
29	41	10	31	24.4
30	38	4	34	10.5
令和元	45	5	40	11.1
計	1,594	425	1,169	26.7

（注） 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。

表 1-3-7 都道府県公害審査会等に係属した事件の発生源側の当事者別受付件数
(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

発生源 年度	合 計	民 間 企 業	国、地方公共団 体、公 団 等	民間企業と国、 地方公共団体、 公団等	そ の 他
昭和					
45～47	50	36	13	1	0
48	30	27	2	0	1
49	24	19	5	0	0
50	21	16	5	0	0
51	22	15	4	2	1
52	25	18	6	1	0
53	22	14	7	0	1
54	22	14	8	0	0
55	27	16	10	0	1
56	19	12	6	0	1
57	15	11	1	0	3
58	26	12	10	1	3
59	20	12	5	2	1
60	29	20	6	1	2
61	23	17	1	4	1
62	28	17	4	3	4
63	26	13	9	1	3
平成元	36	21	9	5	1
2	57	24	16	14	3
3	43	27	7	5	4
4	51	35	5	9	2
5	44	29	8	3	4
6	30	15	9	0	6
7	39	18	9	5	7
8	42	17	17	4	4
9	50	17	23	4	6
10	39	15	13	8	3
11	25	15	3	3	4
12	30	19	6	2	3
13	30	18	5	2	5
14	30	18	7	3	2
15	33	15	9	5	4
16	40	21	8	5	6
17	36	18	11	3	4
18	30	23	1	4	2
19	42	28	4	6	4
20	36	24	2	2	8
21	42	25	5	2	10
22	29	21	5	0	3
23	36	20	8	2	6
24	35	20	4	4	7
25	39	23	10	3	3
26	40	19	5	3	13
27	47	33	4	1	9
28	51	30	7	4	10
29	41	26	3	4	8
30	38	30	3	0	5
令和元	45	29	4	4	8
計	1,635	982	332	135	186

(注) 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

表 1-3-8 都道府県公害審査会等に係属した事件の加害行為とされる主な事業
活動の種類別受付件数 (あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

事業活動の種類 年度	合計	製造・加工	建築・土木	廃棄物・下水等処理	交通・運輸	畜産	製錬・採石	その他
昭和								
45～47	50	25	11	0	6	2	2	4
48	30	18	5	0	1	1	1	4
49	24	15	5	0	2	0	1	1
50	21	5	9	0	2	1	2	2
51	22	9	7	1	3	0	0	2
52	25	10	9	0	1	0	2	3
53	22	5	8	2	1	0	1	5
54	22	8	4	1	8	0	0	1
55	27	9	5	3	5	0	0	5
56	19	5	8	0	0	1	0	5
57	15	7	3	0	0	0	1	4
58	26	7	6	4	0	4	0	5
59	20	7	3	2	5	0	0	3
60	29	9	7	1	1	1	0	10
61	23	8	1	0	3	0	0	11
62	28	6	2	2	8	1	0	9
63	26	2	5	4	5	0	0	10
平成元	36	7	4	5	5	1	1	13
2	57	5	7	0	13	1	1	30
3	43	6	2	4	7	0	1	23
4	51	10	1	7	7	1	2	23
5	44	10	1	9	2	1	0	21
6	30	7	4	7	2	1	0	9
7	39	6	5	10	2	0	0	16
8	42	7	4	13	5	0	1	12
9	50	6	4	11	12	2	2	13
10	39	4	3	22	5	0	2	3
11	25	5	0	7	4	1	0	8
12	30	11	1	7	4	0	0	7
13	30	12	0	0	7	1	0	10
14	30	12	1	4	6	1	1	5
15	33	9	3	4	7	3	0	7
16	40	14	8	1	6	0	0	11
17	36	6	3	9	7	1	1	9
18	30	14	0	3	9	0	0	4
19	42	16	4	4	6	1	1	10
20	36	7	7	1	2	2	1	16
21	42	8	7	4	7	2	0	14
22	29	6	1	1	6	2	0	13
23	36	7	3	2	4	2	0	18
24	35	9	7	0	2	1	0	16
25	39	10	6	4	3	1	1	14
26	40	7	11	5	4	1	1	11
27	47	19	2	4	2	0	0	20
28	51	15	4	3	2	0	1	26
29	41	8	5	5	1	1	0	21
30	38	16	5	2	4	0	1	10
令和元	45	18	6	0	3	0	1	17
計	1,635	452	217	178	207	38	29	514

(注) 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

表1-3-9 都道府県公害審査会等に係属した事件の請求事項別受付件数

(あっせん、調停)

(単位：件)

請求事項 年度	合計	金銭 支払	金銭支 払及び 発生源 対策 ①	発生源 対策 ②	その他 (注)	発生源対策の主な請求内容別件数					
						合計 ①+②	操業停 止/移 転	操業停 止/移 転/施 設・作 業方法 の改善	施設・ 作業方 法の改 善	道路等 の建設 (計画) の差止 め	その他
昭和											
45～47	48	27	12	9	0	21	7	5	7	2	0
48	29	12	6	10	1	16	6	2	8	0	0
49	23	6	7	9	1	16	7	2	6	1	0
50	21	8	4	8	1	12	2	1	7	2	0
51	22	5	6	11	0	17	5	3	6	3	0
52	25	5	7	13	0	20	5	1	11	3	0
53	22	0	9	13	0	22	2	1	12	7	0
54	22	2	4	15	1	19	0	2	8	9	0
55	27	4	6	15	2	21	4	5	7	5	0
56	19	6	2	8	3	10	3	1	4	1	1
57	15	1	4	10	0	14	3	3	7	1	0
58	26	1	4	20	1	24	4	1	10	9	0
59	20	3	5	11	1	16	1	2	8	0	5
60	29	2	6	21	0	27	2	3	14	1	7
61	23	0	6	16	1	22	4	3	5	3	7
62	28	0	7	21	0	28	0	5	6	3	14
63	26	4	7	15	0	22	1	1	4	6	10
平成元	36	0	6	29	1	35	2	0	9	13	11
2	57	1	8	47	1	55	3	2	7	28	15
3	43	2	7	33	1	40	1	5	14	12	8
4	51	4	8	37	2	45	3	4	19	13	6
5	44	2	11	30	1	41	0	10	28	2	1
6	30	1	6	23	0	29	1	7	15	4	2
7	39	1	7	30	1	37	5	4	17	7	4
8	42	1	6	31	4	37	3	7	14	12	1
9	50	3	10	34	3	44	1	9	17	15	2
10	39	4	9	26	0	35	4	1	15	14	1
11	25	0	7	14	4	21	2	1	15	3	0
12	30	1	6	17	6	23	1	2	13	4	3
13	30	0	11	18	1	29	3	3	18	4	1
14	30	0	5	25	0	30	1	2	15	9	3
15	33	2	8	22	1	30	3	1	22	3	1
16	40	0	11	27	2	38	2	3	22	9	2
17	36	3	7	25	1	32	3	2	20	5	2
18	30	2	6	21	1	27	3	0	20	2	2
19	42	5	11	26	0	37	5	3	23	1	5
20	36	5	6	19	6	25	2	8	9	4	2
21	42	1	9	31	1	40	3	7	21	6	3
22	29	0	8	19	2	27	3	6	16	2	0
23	36	5	8	23	0	31	1	0	26	4	0
24	35	7	9	18	1	27	2	7	14	1	3
25	39	4	7	26	2	33	3	4	21	5	0
26	40	3	14	21	2	35	4	1	22	6	2
27	47	1	8	36	2	44	1	2	37	4	0
28	51	1	14	35	1	49	4	7	33	2	3
29	41	0	12	29	0	41	3	2	27	5	4
30	38	4	7	25	2	32	1	3	24	2	2
令和元	45	3	7	34	1	41	4	4	27	2	4
計	1,631	152	361	1,056	62	1,417	133	158	730	259	137

(注) 1 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

2 「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」等である。

第2節 公害紛争の処理状況

(1) 終結区分別件数

令和元年度中に審査会等において終結した事件34件について、その終結区分をみると、合意が成立したものが11件、打ち切ったものが15件、申請を取り下げたものが8件となっている（表1-3-1）。

(2) 合意の内容

令和元年度中に合意が成立した事件（11件）の合意内容は、全て発生源対策であり、その内訳をみると、施設・作業方法の改善／計画の変更が6件、操業停止／移転／施設・作業方法の改善が3件、操業停止／移転が2件となっている（表1-3-10）。

(3) 処理に要した期間

令和元年度中に終結した事件34件について、申請受付から終結までの期間をみると、3か月以内に終結したものが2件、3か月を超え6か月以内に終結したものが8件、6か月を超え1年以内に終結したものが12件、1年を超え1年6か月以内に終結したものが11件、1年6か月を超え2年以内に終結したものが1件となっており、2年以内に終結している。

なお、制度発足以来の全事件の平均処理期間は、14.9か月となっている（表1-3-11）。

(4) 期日の開催回数

令和元年度中に終結した事件34件について、申請受付から終結までの間に開催された期日の回数をみると、4回以下のものが25件、5回から8回のものが9件となっており、1事件当たり平均3.3回となっている。

令和元年度中に合意が成立した事件11件について、期日の開催回数をみると、3回から4回のものが4件、5回から6回のものが6件、7回から8回のものが1件となっており、1事件当たり平均5.0回となっている。

令和元年度中に打ち切りとなった事件15件について、期日の開催回数をみると、1回から2回のものが10件、3回から4回のものが4件、7回から8回のものが1件となっており、1事件当たり平均2.5回となっている（表1-3-12）。

表 1-3-10 都道府県公害審査会等に係属した事件の合意事項別成立件数

(あっせん、調停)

(単位：件)

合意事項 年度	合計	金銭支払	金銭支払及び 発生源対策 ①	発生源 対策 ②	その他 (注)	発生源対策の合意内容別件数			
						合計 ①+②	操業停止/移 転	操業停止/移 転/ 施設・ 作業方 法の改善	施設・ 作業方 法の改善/ 計画の 変更
昭和									
45~47	18	7	4	7	0	11	2	2	7
48	19	11	3	5	0	8	1	2	5
49	22	9	1	9	3	10	2	2	6
50	9	5	3	1	0	4	1	0	3
51	12	3	3	6	0	9	1	2	6
52	12	4	2	6	0	8	1	1	6
53	11	1	1	8	1	9	3	0	6
54	12	1	3	8	0	11	1	0	10
55	13	2	2	8	1	10	1	0	9
56	4	1	0	3	0	3	1	0	2
57	13	5	0	8	0	8	2	0	6
58	12	0	0	12	0	12	0	1	11
59	14	2	4	8	0	12	4	0	8
60	11	1	0	10	0	10	0	1	9
61	18	0	4	14	0	18	3	7	8
62	15	0	3	12	0	15	2	0	13
63	11	1	0	10	0	10	0	2	8
平成元	13	3	2	8	0	10	1	1	8
2	9	2	0	7	0	7	0	0	7
3	15	0	1	14	0	15	0	2	13
4	7	0	2	5	0	7	1	1	5
5	24	5	7	12	0	19	1	3	15
6	16	0	1	15	0	16	0	2	14
7	16	0	0	14	2	14	2	0	12
8	9	0	1	6	2	7	0	3	4
9	14	1	1	12	0	13	1	2	10
10	22	4	0	7	11	7	0	0	7
11	10	0	0	10	0	10	2	0	8
12	13	1	2	7	3	9	0	2	7
13	9	0	3	5	1	8	1	0	7
14	15	2	3	10	0	13	4	0	9
15	15	0	2	13	0	15	0	0	15
16	18	0	2	16	0	18	0	0	18
17	11	0	3	8	0	11	4	0	7
18	13	2	0	11	0	11	1	0	10
19	11	0	2	9	0	11	1	0	10
20	15	4	2	9	0	11	0	0	11
21	23	4	1	10	8	11	2	1	8
22	8	0	2	6	0	8	0	1	7
23	13	1	1	10	1	11	3	1	7
24	11	0	3	8	0	11	0	0	11
25	4	0	0	3	1	3	0	3	0
26	13	0	0	13	0	13	2	1	10
27	16	2	1	13	0	14	0	1	13
28	20	1	2	13	4	15	1	1	13
29	16	0	2	14	0	16	2	0	14
30	9	0	2	7	0	9	0	1	8
令和元	11	0	0	11	0	11	2	3	6
計	645	85	81	441	38	522	56	49	417

(注) 1 昭和45~47年度の期間は、昭和45年11月1日~48年3月31日である。
 2 「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」、「公害防止協定締結」等である。

表 1-3-11 都道府県公害審査会等に係属した事件の処理期間別終結件数

(単位：件)

処理期間 年度	合計	3 か月 以 内	3 か月超 6 か月 以 内	6 か月超 1 年以内	1 年超 1 年 6 か 月 以 内	1 年 6 か 月 超 2 年以内	2 年を 超 える	平均 処理期間 か月
昭和								
45～47	29	10	8	6	4	1	0	6.7
48	28	4	5	14	5	0	0	7.5
49	27	2	3	11	9	2	0	8.4
50	22	6	4	8	3	1	0	8.3
51	21	5	5	8	1	2	0	8.3
52	15	2	4	6	2	1	0	8.2
53	21	3	5	6	6	0	1	10.4
54	24	4	4	3	4	4	5	16.3
55	22	2	2	10	2	1	5	14.8
56	21	2	3	6	4	1	5	14.9
57	23	0	8	6	3	2	4	15.1
58	19	3	4	4	2	1	5	18.7
59	24	2	5	7	4	2	4	15.0
60	21	2	5	5	2	2	5	14.1
61	26	2	4	9	5	1	5	16.4
62	28	2	5	12	4	1	4	12.6
63	22	0	3	11	2	2	4	16.2
平成元	25	0	3	11	7	2	2	13.4
2	40	5	3	10	12	4	6	23.1
3	43	1	7	13	14	6	2	12.2
4	36	3	2	11	6	4	10	20.9
5	53	1	7	15	9	7	14	24.9
6	52	3	8	7	11	6	17	21.3
7	41	4	5	5	13	4	10	20.2
8	36	2	2	18	7	1	6	13.7
9	40	4	5	11	11	3	6	15.8
10	45	2	8	12	5	8	10	21.3
11	36	3	1	10	5	7	10	17.5
12	35	2	3	8	10	6	6	19.7
13	28	2	7	11	5	0	3	11.9
14	35	4	3	5	9	3	11	28.7
15	34	2	8	8	11	2	3	13.5
16	45	9	6	10	7	1	12	22.6
17	31	4	6	11	3	1	6	12.3
18	35	7	5	9	9	2	3	11.5
19	39	2	8	10	10	1	8	14.5
20	39	3	6	14	12	3	1	10.6
21	48	7	8	23	4	2	4	9.7
22	35	3	7	16	2	2	5	13.7
23	34	4	6	11	7	3	3	17.7
24	37	6	8	11	6	2	4	18.9
25	30	2	7	14	2	2	3	10.6
26	42	3	9	15	7	4	4	11.7
27	43	3	6	19	5	3	7	15.4
28	56	6	13	27	3	4	3	9.9
29	43	3	9	17	10	2	2	10.2
30	43	4	10	17	8	2	2	10.3
令和元	34	2	8	12	11	1	0	10.3
計	1,606	157	271	523	303	122	230	14.9

(注) 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

表 1-3-12 令和元年度に都道府県公害審査会等に係属した事件の期日開催
回数別終結件数 (調停)

(単位：件)

期日開催 回数 区分		0	1～2	3～4	5～6	7～8	9～10	11～	平均 (回)
		終 結	34	0	14	11	7	2	0
成 立	11	0	0	4	6	1	0	0	5.0
打切り	15	0	10	4	0	1	0	0	2.5
取下げ	8	0	4	3	1	0	0	0	2.6
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0

第4章 地方公共団体における公害苦情の処理

住民から寄せられる公害苦情は、健康と生活環境の保全に関する相談という側面と、行政に対する要望という側面を併せ持っており、公害行政に関する種々の問題を包含している。

また、公害苦情は、住民の公害防止に向けての直接的な行動であって、住民の公害に対する関心の度合いとも関係があり、被害の全てが公害苦情として寄せられているわけではないが、公害被害の現状を反映しているものといえる。

公害等調整委員会では、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口寄せられた公害苦情の件数や処理状況等を把握することにより、公害苦情の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資するため、公害紛争処理法第49条の2の規定に基づき、毎年度、全国の都道府県及び市町村（特別区を含む。）を対象として「公害苦情調査」を実施している。

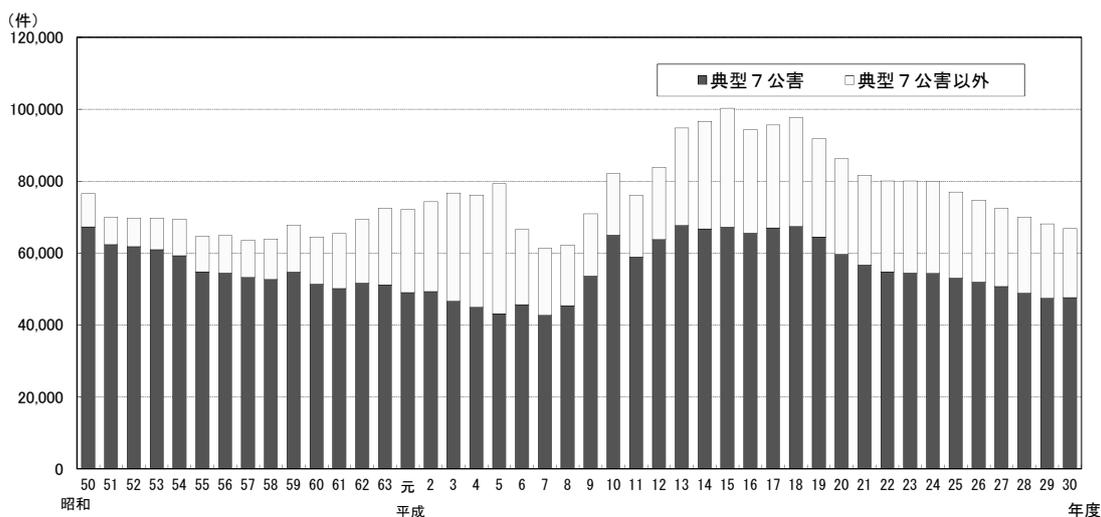
第1節 公害苦情の新規受付状況

1 全国の公害苦情新規受付件数

平成30年度に新規に受け付けた公害苦情の受付件数（以下「公害苦情受付件数」という。）は66,803件で前年度に比べ1,312件の減少（対前年度比▲1.9%）となった。また、平成20年度（86,236件）からの10年間では19,433件減少（対平成20年度比▲22.5%）している。

過去の推移をみると、平成15年度に調査開始（昭和41年度）以来初めて10万件を上回り、その後16年度は一旦減少し、17年度、18年度と続けて増加したが、19年度以降は12年連続で減少している（図1-4-1、表1-4-1）。

図1-4-1 全国の公害苦情受付件数の推移



注1) 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

注2) 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていない。以下の図表において同じ。

表1-4-1 全国の公害苦情受付件数の推移

(単位：件)

年 度	公害苦情受付 件数	対前年度増減数	対前年度増減率 (%)
昭和50年度	76,531	-2,484	-3.1
51	70,033	-6,498	-8.5
52	69,729	-304	-0.4
53	69,730	1	0.0
54	69,421	-309	-0.4
55	64,690	-4,731	-6.8
56	64,883	193	0.3
57	63,559	-1,324	-2.0
58	63,976	417	0.7
59	67,754	3,778	5.9
60	64,550	-3,204	-4.7
61	65,467	917	1.4
62	69,313	3,846	5.9
63	72,565	3,252	4.7
平成元年度	72,159	-406	-0.6
2	74,294	2,135	3.0
3	76,713	2,419	3.3
4	76,186	-527	-0.7
5	79,317	3,131	4.1
6	66,556	-12,761	-16.1
7	61,364	-5,192	-7.8
8	62,315	951	1.5
9	70,975	8,660	13.9
10	82,138	11,163	15.7
11	76,080	-6,058	-7.4
12	83,881	7,801	10.3
13	94,767	10,886	13.0
14	96,613	1,846	1.9
15	100,323	3,710	3.8
16	94,321	-6,002	-6.0
17	95,655	1,334	1.4
18	97,713	2,058	2.2
19	91,770	-5,943	-6.1
20	86,236	-5,534	-6.0
21	81,632	-4,604	-5.3
22	80,095	-1,537	-1.9
23	80,051	-44	-0.1
24	80,000	-51	-0.1
25	76,958	-3,042	-3.8
26	74,785	-2,173	-2.8
27	72,461	-2,324	-3.1
28	70,047	-2,414	-3.3
29	68,115	-1,932	-2.8
30	66,803	-1,312	-1.9

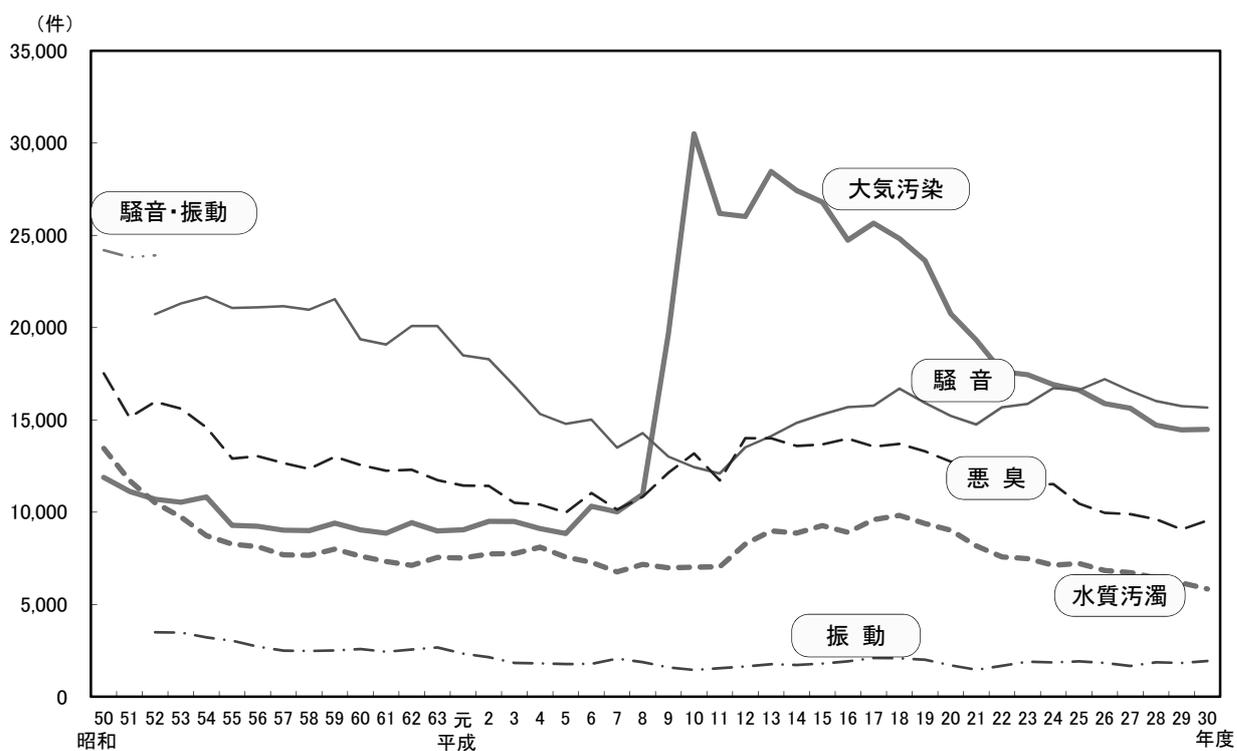
2 公害の種類別公害苦情受付件数

(1) 典型7公害の種類別公害苦情受付件数

典型7公害の公害苦情受付件数（47,656件）を公害の種類別にみると、「騒音」が15,665件（典型7公害の公害苦情受付件数の32.9%）と最も多く、次いで、「大気汚染」が14,481件（同30.4%）、「悪臭」が9,543件（同20.0%）、「水質汚濁」が5,841件（同12.3%）、「振動」が1,931件（同4.1%）、「土壌汚染」が168件（同0.4%）、「地盤沈下」が27件（同0.1%）となっており、上位3つの公害で全体の約8割を占めている（図1-4-2、表1-4-2）。

また、受付件数が前年度に比べ219件増加（対前年度比+0.5%）したことについて、公害の種類別にみると、「悪臭」が前年度に比べ480件増加（対前年度比+5.3%）したことによる影響が大きい。

図1-4-2 典型7公害の種類別公害苦情受付件数の推移



注1) 「土壌汚染」及び「地盤沈下」は苦情件数が少ないため、表示していない。

注2) 「騒音」と「振動」は、昭和51年度以前の調査においては、「騒音・振動」としてまとめて集計していた。

表1-4-2 典型7公害の種類別公害苦情受付件数の推移

(単位：件)

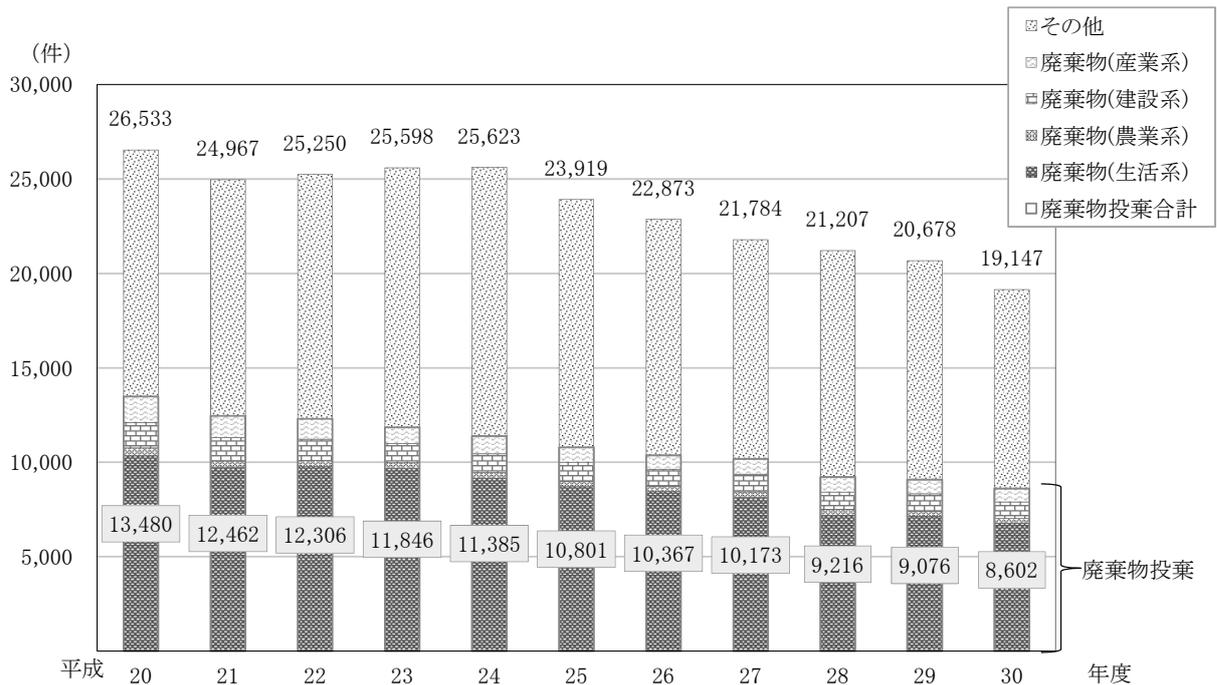
年 度	合 計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	低周波	振 動	地盤沈下	悪 臭	
公害苦情受付件数	平成19年度	64,529	23,628	9,383	281	15,913	144	2,000	34	13,290
	20	59,703	20,749	9,023	253	15,211	190	1,699	28	12,740
	21	56,665	19,324	8,171	251	14,749	183	1,455	30	12,685
	22	54,845	17,612	7,574	222	15,678	197	1,675	23	12,061
	23	54,453	17,444	7,477	252	15,862	189	1,902	22	11,494
	24	54,377	16,907	7,129	229	16,714	186	1,858	21	11,519
	25	53,039	16,616	7,216	202	16,611	185	1,914	16	10,464
	26	51,912	15,879	6,839	174	17,202	182	1,830	26	9,962
	27	50,677	15,625	6,729	167	16,574	227	1,663	22	9,897
	28	48,840	14,710	6,442	167	16,016	234	1,866	19	9,620
	29	47,437	14,450	6,161	166	15,743	191	1,831	23	9,063
30	47,656	14,481	5,841	168	15,665	216	1,931	27	9,543	
構成比(%)	平成20年度	100.0	34.8	15.1	0.4	25.5	0.3	2.8	0.0	21.3
	21	100.0	34.1	14.4	0.4	26.0	0.3	2.6	0.1	22.4
	22	100.0	32.1	13.8	0.4	28.6	0.4	3.1	0.0	22.0
	23	100.0	32.0	13.7	0.5	29.1	0.3	3.5	0.0	21.1
	24	100.0	31.1	13.1	0.4	30.7	0.3	3.4	0.0	21.2
	25	100.0	31.3	13.6	0.4	31.3	0.3	3.6	0.0	19.7
	26	100.0	30.6	13.2	0.3	33.1	0.4	3.5	0.1	19.2
	27	100.0	30.8	13.3	0.3	32.7	0.4	3.3	0.0	19.5
	28	100.0	30.1	13.2	0.3	32.8	0.5	3.8	0.0	19.7
	29	100.0	30.5	13.0	0.3	33.2	0.4	3.9	0.0	19.1
	30	100.0	30.4	12.3	0.4	32.9	0.5	4.1	0.1	20.0
対前年度増減数	平成20年度	-4,826	-2,879	-360	-28	-702	46	-301	-6	-550
	21	-3,038	-1,425	-852	-2	-462	-7	-244	2	-55
	22	-1,820	-1,712	-597	-29	929	14	220	-7	-624
	23	-392	-168	-97	30	184	-8	227	-1	-567
	24	-76	-537	-348	-23	852	-3	-44	-1	25
	25	-1,338	-291	87	-27	-103	-1	56	-5	-1,055
	26	-1,127	-737	-377	-28	591	-3	-84	10	-502
	27	-1,235	-254	-110	-7	-628	45	-167	-4	-65
	28	-1,837	-915	-287	0	-558	7	203	-3	-277
	29	-1,403	-260	-281	-1	-273	-43	-35	4	-557
	30	219	31	-320	2	-78	25	100	4	480
対前年度増減率(%)	平成20年度	-7.5	-12.2	-3.8	-10.0	-4.4	31.9	-15.1	-17.6	-4.1
	21	-5.1	-6.9	-9.4	-0.8	-3.0	-3.7	-14.4	7.1	-0.4
	22	-3.2	-8.9	-7.3	-11.6	6.3	7.7	15.1	-23.3	-4.9
	23	-0.7	-1.0	-1.3	13.5	1.2	-4.1	13.6	-4.3	-4.7
	24	-0.1	-3.1	-4.7	-9.1	5.4	-1.6	-2.3	-4.5	0.2
	25	-2.5	-1.7	1.2	-11.8	-0.6	-0.5	3.0	-23.8	-9.2
	26	-2.1	-4.4	-5.2	-13.9	3.6	-1.6	-4.4	62.5	-4.8
	27	-2.4	-1.6	-1.6	-4.0	-3.7	24.7	-9.1	-15.4	-0.7
	28	-3.6	-5.9	-4.3	0.0	-3.4	3.1	12.2	-13.6	-2.8
	29	-2.9	-1.8	-4.4	-0.6	-1.7	-18.4	-1.9	21.1	-5.8
	30	0.5	0.2	-5.2	1.2	-0.5	13.1	5.5	17.4	5.3
寄与度(%)	平成20年度	-7.5	-4.5	-0.6	0.0	-1.1	0.1	-0.5	0.0	-0.9
	21	-5.1	-2.4	-1.4	0.0	-0.8	0.0	-0.4	0.0	-0.1
	22	-3.2	-3.0	-1.1	-0.1	1.6	0.0	0.4	0.0	-1.1
	23	-0.7	-0.3	-0.2	0.1	0.3	0.0	0.4	0.0	-1.0
	24	-0.1	-1.0	-0.6	0.0	1.6	0.0	-0.1	0.0	0.0
	25	-2.5	-0.5	0.2	0.0	-0.2	0.0	0.1	0.0	-1.9
	26	-2.1	-1.4	-0.7	-0.1	1.1	0.0	-0.2	0.0	-0.9
	27	-2.4	-0.5	-0.2	0.0	-1.2	0.1	-0.3	0.0	-0.1
	28	-3.6	-1.8	-0.6	0.0	-1.1	0.0	0.4	0.0	-0.5
	29	-2.9	-0.5	-0.6	0.0	-0.6	-0.1	-0.1	0.0	-1.1
	30	0.5	0.1	-0.7	0.0	-0.2	0.1	0.2	0.0	1.0

(2) 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数

典型7公害以外の公害苦情受付件数（19,147件）のうち「廃棄物投棄」による苦情受付件数は8,602件（典型7公害以外の受付件数の44.9%）と、前年度に比べ474件の減少（対前年度比▲5.2%）となった。平成20年度（13,480件）からの10年間で4,878件減少（対平成20年度比▲36.2%）している（図1-4-3）。

廃棄物投棄の内訳をみると、「生活系」の投棄が6,767件（廃棄物投棄の78.7%）と最も多くなっている（図1-4-3）。

図1-4-3 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数



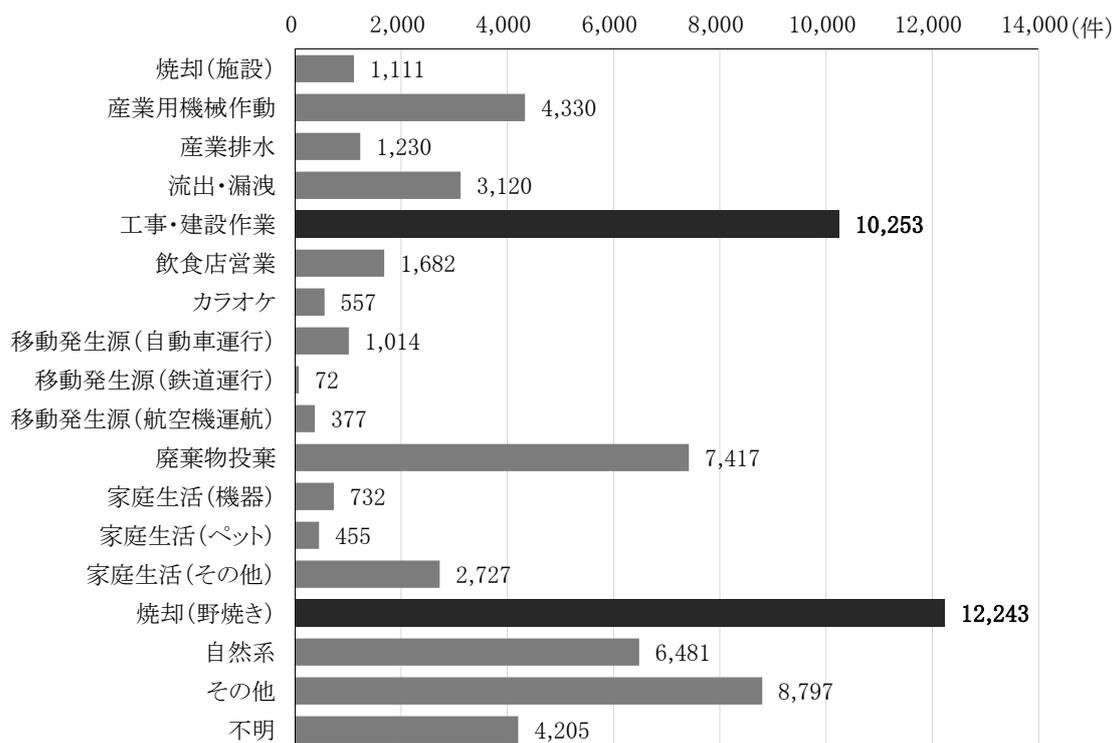
(注) 典型7公害以外の苦情の分類

廃棄物投棄	生活系	主に家庭生活から発生した生ごみ・紙くず・新聞紙等の燃焼物、空き缶・空き瓶・乾電池等の燃焼不適物、家具・電気製品・ピアノ等の粗大ごみ等による「一般廃棄物」の投棄
	農業系	主に農林漁業から発生した畜産関係の動物の死骸、ふん尿等による「産業廃棄物」の投棄
	建設系	主に建設業から発生した建築廃材等による「産業廃棄物」の投棄
	産業系	主に卸売・小売業、飲食店、宿泊業等の産業における業務から排出したごみ、製造及び処理工程で発生した紙等のくず、金属くず、ガラス、燃え殻、ばいじん、汚泥、廃油・廃酸・廃プラスチック類等による「産業廃棄物」の投棄
その他	高層建築物等による日照不足・通風妨害、深夜の照明や光等に対する苦情、テレビ・ラジオ等の受信妨害や違法電波等に対する苦情	

3 主な発生原因別公害苦情受付件数

公害苦情受付件数（66,803件）を主な発生原因^{（注）}別にみると、「焼却（野焼き）」の12,243件（公害苦情受付件数の18.3%）が最も多く、次いで、「工事・建設作業」が10,253件（同15.3%）となっている（図1-4-4）。

図1-4-4 主な発生原因別公害苦情受付件数



（注）主な発生原因の区分は、「焼却（施設）」、「産業用機械作動」、「産業排水」、「流出・漏洩」、「工事・建設作業」、「飲食店営業」、「カラオケ」、「移動発生源（自動車運行）」、「移動発生源（鉄道運行）」、「移動発生源（航空機運航）」、「廃棄物投棄」、「家庭生活（機器）」、「家庭生活（ペット）」、「家庭生活（その他）」、「焼却（野焼き）」「自然系」、「その他」及び「不明」の18種類。

4 主な発生源別公害苦情受付件数

公害苦情受付件数（66,803件）を主な発生源^{（注）}別にみると、「会社・事業所」の28,888件（公害苦情受付件数の43.2%）が最も多く、次いで、「個人」20,775件（同31.1%）、「不明」11,229件（同16.8%）となっている（図1-4-5）。

「会社・事業所」の28,888件を主な産業別にみると、「建設業」が10,727件（発生源が会社・事業所の37.1%）と最も多く、次いで、「製造業」が5,443件（同18.8%）となっており、この2つの産業で「会社・事業所」全体の55.9%を占めている（図1-4-6）。

（注）発生源の区分は、「個人」、「会社・事業所」、「その他」及び「不明」の4種類。

さらに、「会社・事業所」については、産業別に「農業」、「林業」、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「飲食店・宿泊業」、「医療・福祉」、「教育・学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」「公務（他に分類されないもの）」及び「分類不能の産業」の19種類に細区分。

図1-4-5 主な発生源別公害苦情受付件数

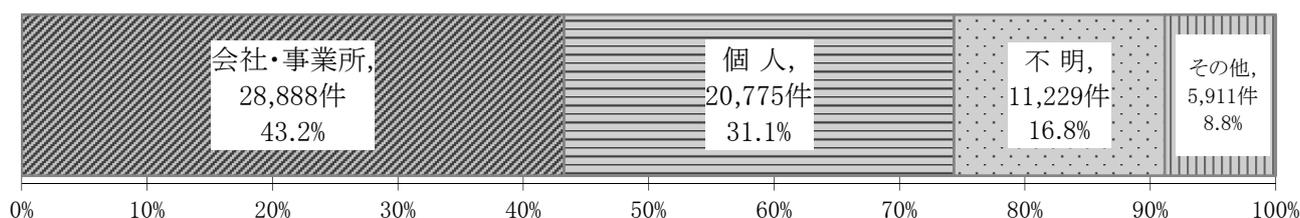
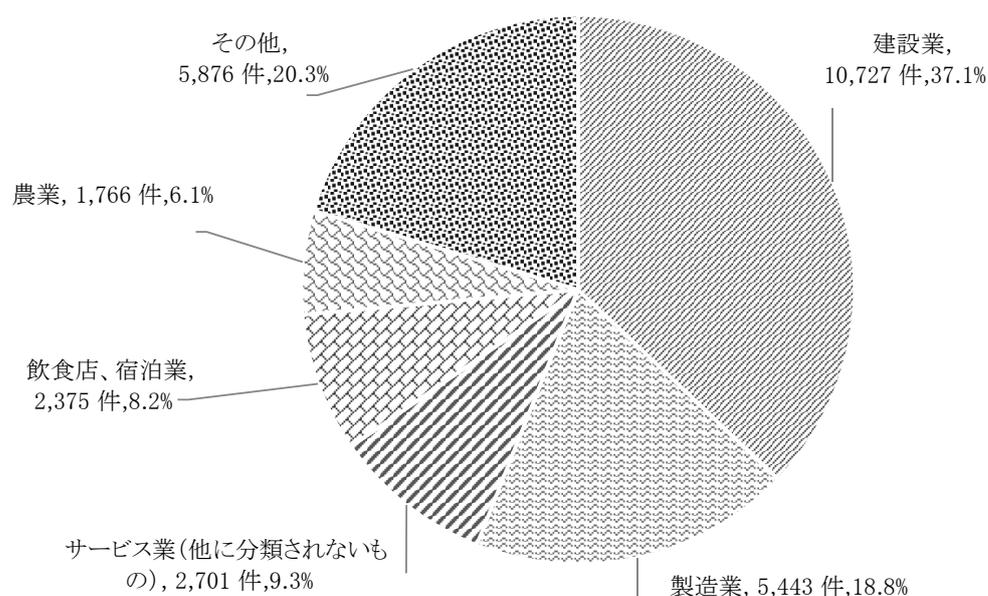


図1-4-6 「会社・事業所」の発生源・発生原因別公害苦情受付件数



5 被害の種類別公害苦情受付件数

公害苦情受付件数66,803件について被害の種類別にみると、「感覚的・心理的」被害の48,107件(72.0%)と最も多く、次いで、「健康」被害が4,481件(6.7%)、「動植物」被害が2,584件(3.9%)、「財産」被害が1,661件(2.5%)となっている(図1-4-7)。

「感覚的・心理的」被害の48,107件について公害の種類別にみると、「騒音」が30.1%と最も多く、次いで、「大気汚染」が23.1%、「悪臭」が17.3%となっている(図1-4-8)。

図1-4-7 被害の種類別公害苦情受付件数

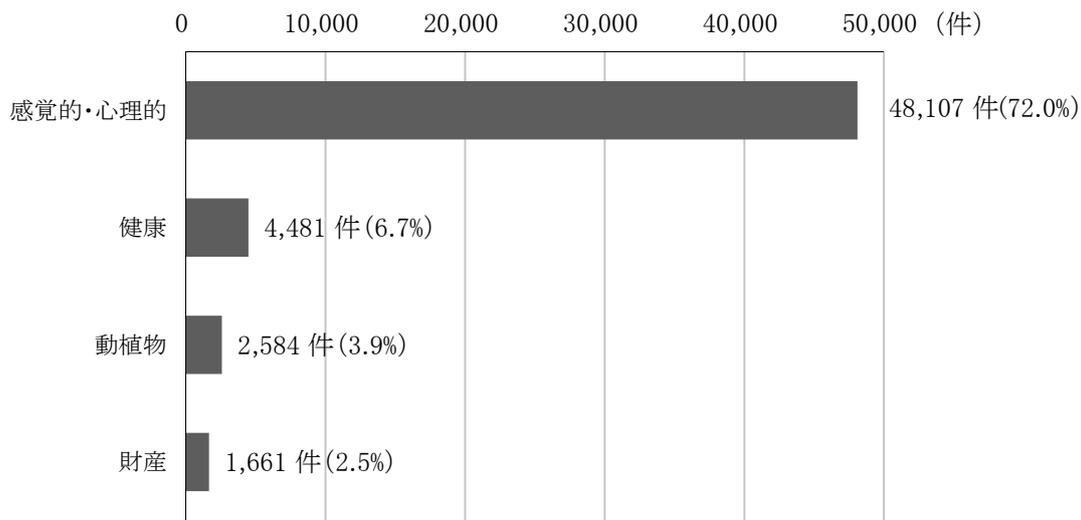
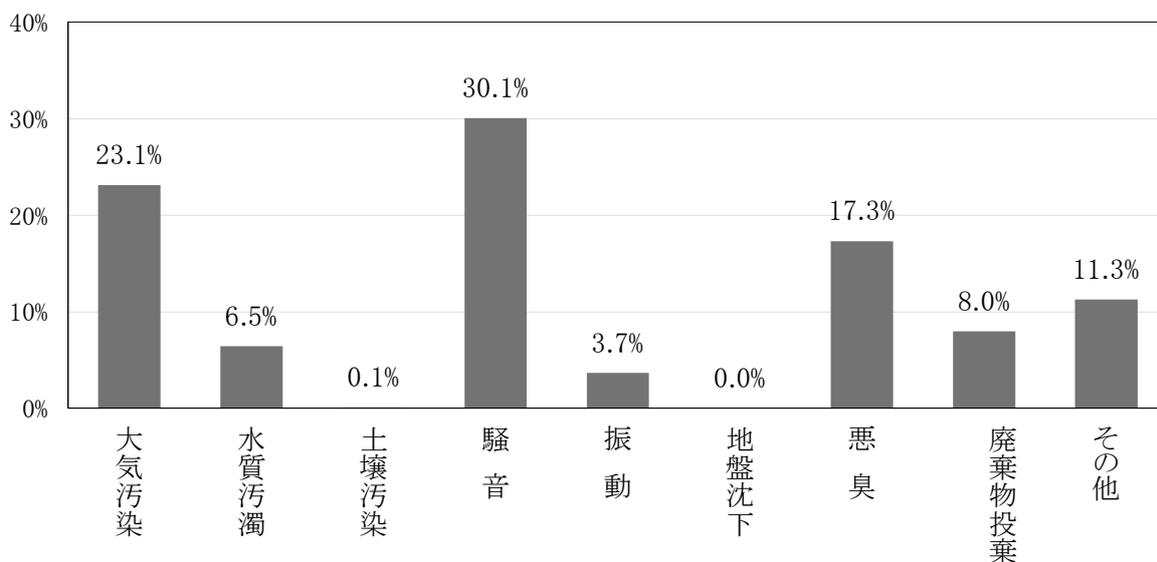


図1-4-8 「感覚的・心理的」被害の公害の種類別件数の割合



第2節 公害苦情の処理状況

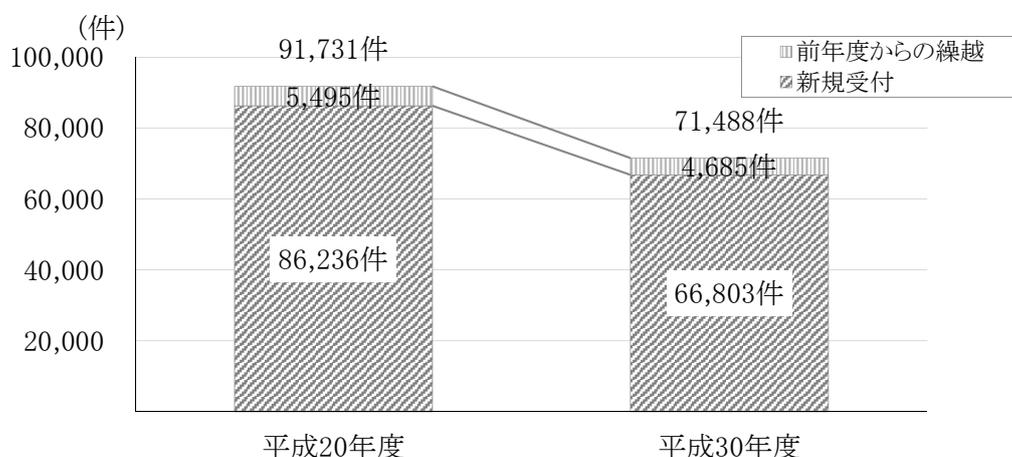
1 全国の公害苦情取扱件数及び処理件数

(1) 公害苦情取扱件数

平成30年度の公害苦情取扱件数は71,488件で、前年度に比べ1,196件の減少（対前年度比▲1.6%）となった。内訳をみると、平成30年度の新規受付が66,803件で、前年度からの繰越が4,685件となっている（表1-4-3）。

また、平成20年度（91,731件）からの10年間では20,243件減少（対平成20年度比▲22.1%）している（図1-4-9）。

図1-4-9 全国の公害苦情取扱件数の推移（平成20年度・平成30年度）



(2) 処理別件数^(注1)

全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口等で年度内に直接処理^(注2)が完了した公害苦情件数（以下「直接処理件数」という。）は、前年度に比べ1,611件減少（対前年度比▲2.6%）し59,946件（平成30年度の処理件数の83.9%）に、他の機関へ移送した件数が前年度に比べ93件増加（対前年度比6.8%）し1,460件（平成30年度の処理件数の2.0%）に、翌年度への繰越件数が前年度に比べ102件増加（対前年度比2.1%）し5,042件（平成30年度の処理件数の7.1%）となっている（図1-4-10、表1-4-3）。

平成20年度と平成30年度の処理別件数の割合を比べると、直接処理は2.0%減少（平成20年度の処理件数の85.9%から平成30年度は83.9%）し、他の機関へ移送も0.4%減少（平成20年度の処理件数の2.4%から平成30年度は2.0%）しているが、翌年度へ繰越は1.2%増加（平成20年度の処理件数の5.9%から平成30年度は7.1%）している（図1-4-10）。

直接処理以外の11,542件について処理別にみると、「翌年度へ繰越」が約半数（5,042件）を占めている（表1-4-3）。

(注1) 処理の区分は、「直接処理」、「他の機関へ移送」、「翌年度へ繰越」及び「その他」の4種類。

(注2) 「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体において措置を講じたことをいう。

「翌年度へ繰越」の5,042件について公害の種類別にみると、「騒音」の2,021件（翌年度へ繰越の40.1%）と最も多くなっている（図1-4-11）。

図1-4-10 公害苦情処理の処理別件数（平成20年度・平成30年度比較）

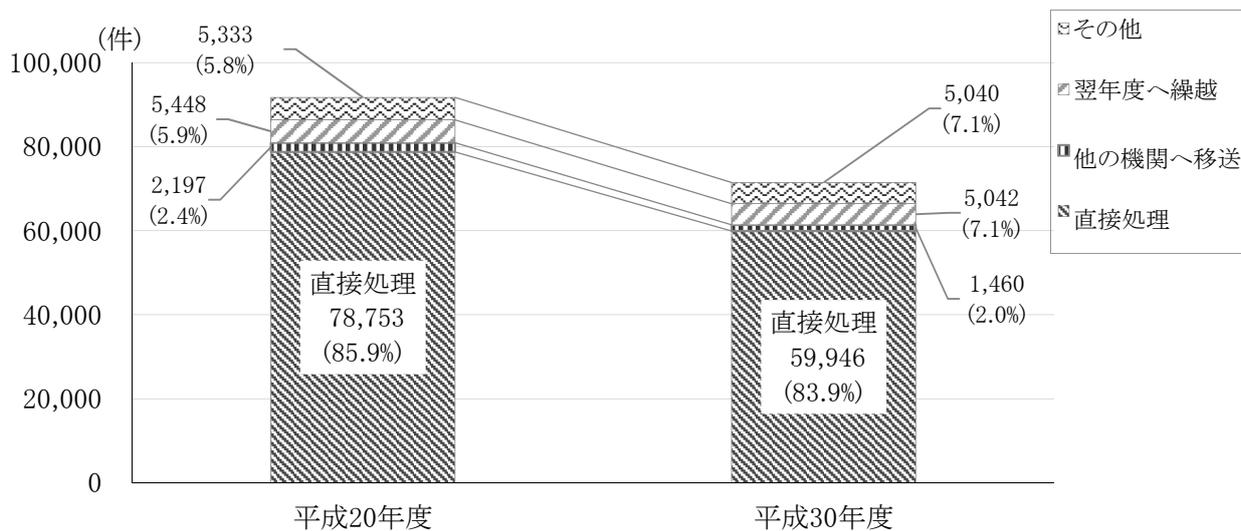


図1-4-11 「翌年度へ繰越」の公害の種類別件数

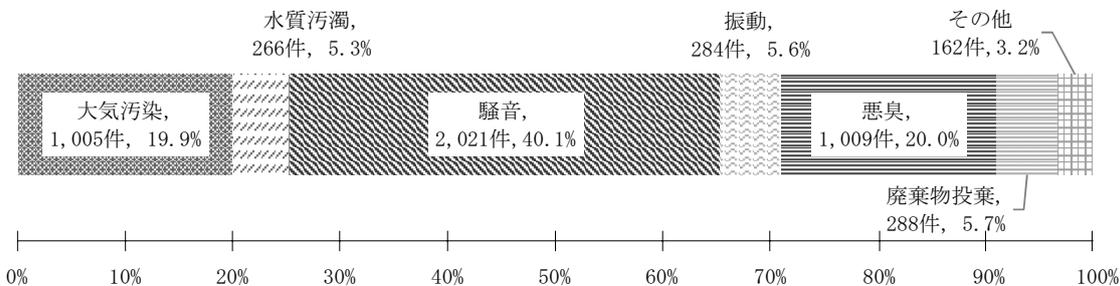


表 1-4-3 全国の公害苦情の取扱件数及び処理件数の推移

(単位：件)

年 度		取 扱 件 数			処 理 件 数				
		合 計	新規受付	前年度からの繰越	合 計	直接処理	他の機関 へ移送	翌年度へ 繰 越	その他
					a	b	c		
公害苦情取扱件数及び処理件数	平成20年度	91,731	86,236	5,495	91,731	78,753	2,197	5,448	5,333
	21	86,044	81,632	4,412	86,044	72,705	2,072	5,457	5,810
	22	85,036	80,095	4,941	85,036	72,039	2,073	5,643	5,281
	23	85,389	80,051	5,338	85,389	72,333	1,835	5,872	5,349
	24	85,598	80,000	5,598	85,598	71,580	1,742	6,453	5,823
	25	83,071	76,958	6,113	83,071	70,052	1,585	6,607	4,827
	26	81,065	74,785	6,280	81,065	68,272	1,479	6,646	4,668
	27	77,041	72,461	4,580	77,041	65,685	1,696	4,637	5,023
	28	74,399	70,047	4,352	74,399	63,253	1,448	4,812	4,886
	29	72,684	68,115	4,569	72,684	61,557	1,367	4,940	4,820
	30	71,488	66,803	4,685	71,488	59,946	1,460	5,042	5,040
構 成 比 (%)	平成20年度	100.0	94.0	6.0	100.0	85.9	2.4	5.9	5.8
	21	100.0	94.9	5.1	100.0	84.5	2.4	6.3	6.8
	22	100.0	94.2	5.8	100.0	84.7	2.4	6.6	6.2
	23	100.0	93.7	6.3	100.0	84.7	2.1	6.9	6.3
	24	100.0	93.5	6.5	100.0	83.6	2.0	7.5	6.8
	25	100.0	92.6	7.4	100.0	84.3	1.9	8.0	5.8
	26	100.0	92.3	7.7	100.0	84.2	1.8	8.2	5.8
	27	100.0	94.1	5.9	100.0	85.3	2.2	6.0	6.5
	28	100.0	94.2	5.8	100.0	85.0	1.9	6.5	6.6
	29	100.0	93.7	6.3	100.0	84.7	1.9	6.8	6.6
	30	100.0	93.4	6.6	100.0	83.9	2.0	7.1	7.1
対前年度増減数	平成20年度	-5,715	-5,534	-181	-5,715	-4,399	-197	-563	-556
	21	-5,687	-4,604	-1,083	-5,687	-6,048	-125	9	477
	22	-1,008	-1,537	529	-1,008	-666	1	186	-529
	23	353	-44	397	353	294	-238	229	68
	24	209	-51	260	209	-753	-93	581	474
	25	-2,527	-3,042	515	-2,527	-1,528	-157	154	-996
	26	-2,006	-2,173	167	-2,006	-1,780	-106	39	-159
	27	-4,024	-2,324	-1,700	-4,024	-2,587	217	-2,009	355
	28	-2,642	-2,414	-228	-2,642	-2,432	-248	175	-137
	29	-1,715	-1,932	217	-1,715	-1,696	-81	128	-66
	30	-1,196	-1,312	116	-1,196	-1,611	93	102	220
対前年度増減率 (%)	平成20年度	-5.9	-6.0	-3.2	-5.9	-5.3	-8.2	-9.4	-9.4
	21	-6.2	-5.3	-19.7	-6.2	-7.7	-5.7	0.2	8.9
	22	-1.2	-1.9	12.0	-1.2	-0.9	0.0	3.4	-9.1
	23	0.4	-0.1	8.0	0.4	0.4	-11.5	4.1	1.3
	24	0.2	-0.1	4.9	0.2	-1.0	-5.1	9.9	8.9
	25	-3.0	-3.8	9.2	-3.0	-2.1	-9.0	2.4	-17.1
	26	-2.4	-2.8	2.7	-2.4	-2.5	-6.7	0.6	-3.3
	27	-5.0	-3.1	-27.1	-5.0	-3.8	14.7	-30.2	7.6
	28	-3.4	-3.3	-5.0	-3.4	-3.7	-14.6	3.8	-2.7
	29	-2.3	-2.8	5.0	-2.3	-2.7	-5.6	2.7	-1.4
	30	-1.6	-1.9	2.5	-1.6	-2.6	6.8	2.1	4.6

注) 「その他」とは、原因又は加害行為をした者が不明のとき、申立人が地方公共団体の措置又は説明に納得しないが他に苦情を解決する方法がないとき、申立人が管轄区域外に転居したときなど直接処理できない場合をいう。

2 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数

典型7公害の直接処理件数（43,604件）について苦情の申立てから処理までに要した期間^(注)をみると、「1週間以内」が28,752件（典型7公害の直接処理件数の65.9%）、「1週間超～1か月以内」が3,654件（同8.4%）、「1か月超～3か月以内」が2,468件（同5.7%）、「3か月超～6か月以内」が5,558件（同12.7%）、「6か月超～1年以内」が2,153件（同4.9%）、「1年超」が1,019件（同2.3%）となっている（図1-4-12）。

公害の種類別にみると、「騒音」（14,692件のうち52.6%）及び「振動」（1,816件のうち47.5%）において1週間以内に直接処理した割合が他に比べて低くなっており、処理に長期間を要することが見てとれる（図1-4-13）。

平成20年度から平成30年度までの期間の典型7公害の直接処理件数の変化をみると、処理件数全体が21.3%減少、「1か月以内の処理」が26.0%減少となっているのに対して、「1か月超の処理」は3.6%減少にとどまっている（図1-4-14）。

また、公害の種類別にみると「騒音」及び「振動」において「1か月超の処理件数」が増加となっている（図1-4-15）。

（注）苦情処理に要した期間の区分は、「1週間以内」、「1週間超～1か月以内」、「1か月超～3か月以内」、「3か月超～6か月以内」、「6か月超～1年以内」及び「1年超」の6種類。

図1-4-12 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数の割合

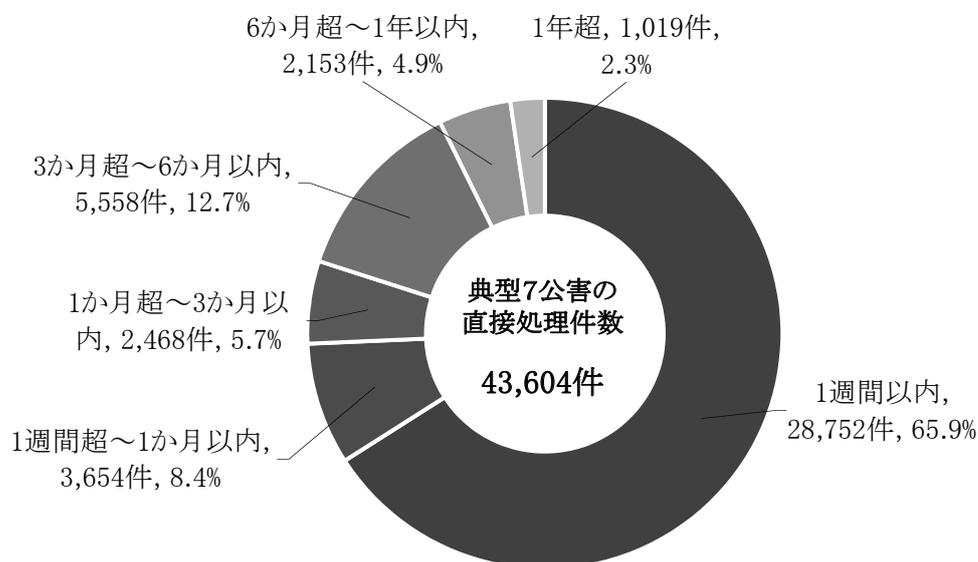


図 1-4-13 公害の種類別、直接処理に要した期間の割合

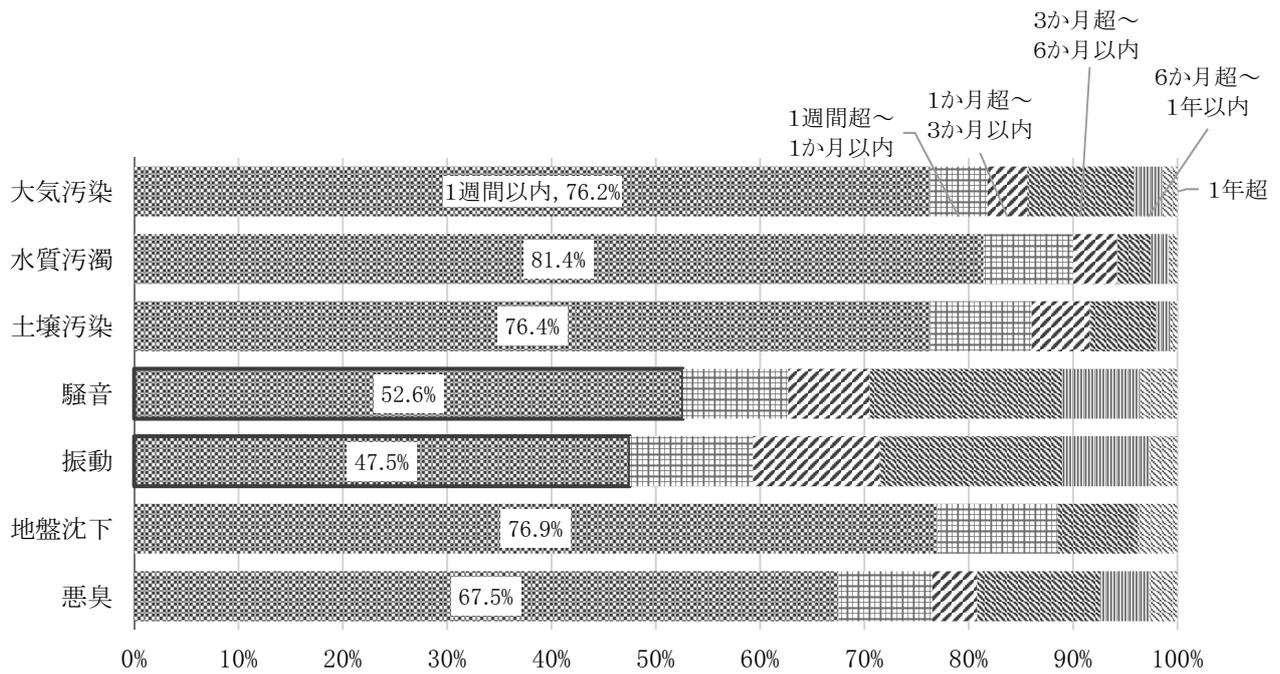


図 1-4-14 平成30年度の典型7公害の処理期間別直接処理件数の変化
(平成20年度=100)

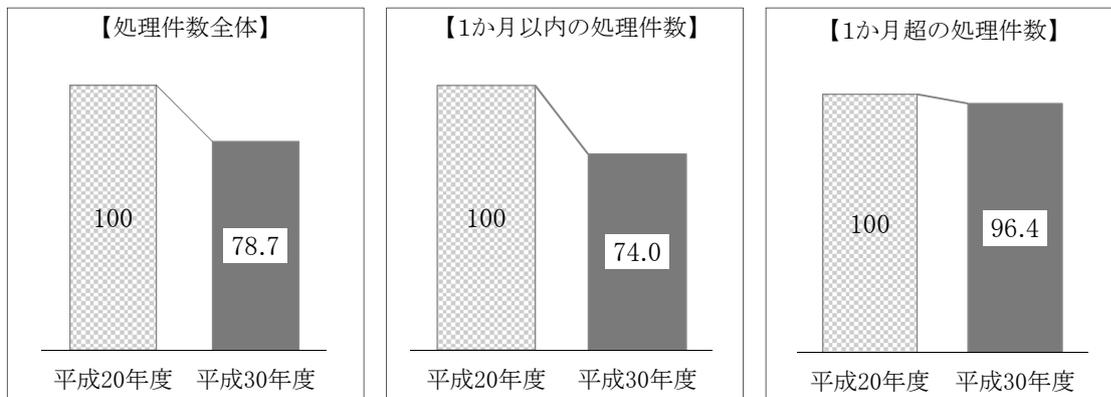
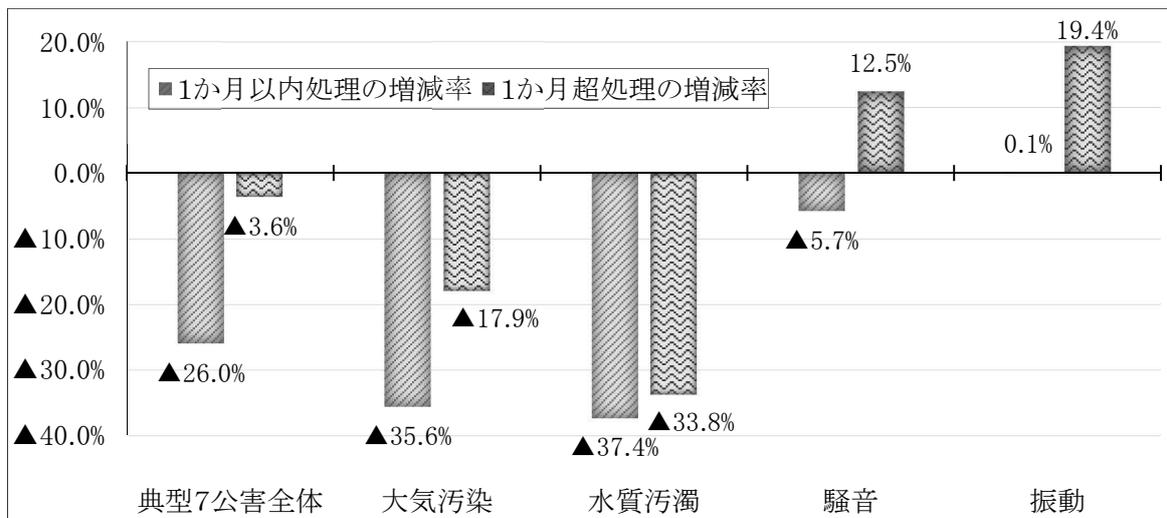


図1-4-15 平成30年度の苦情処理期間別直接処理件数の増減（対平成20年度）



3 処理方法別典型7公害の直接処理件数

典型7公害の直接処理件数（43,604件）を処理方法^(注)別にみると、「発生源側に対する行政指導が中心」が26,376件（典型7公害の直接処理件数の60.5%）と最も多く、次いで、「原因の調査が中心」が10,572件（同24.2%）、「申立人に対する説得が中心」が1,687件（同3.9%）、「当事者間の話し合いが中心」が969件（同2.2%）となっている（図1-4-16）。

処理方法を公害の種類別にみると、「大気汚染」、「騒音」、「振動」及び「悪臭」では「発生源側に対する行政指導が中心」の割合が高く、「水質汚濁」及び「低周波」では、「原因の調査が中心」の割合が高くなっている（表1-4-4）。

(注) 処理方法の区分は、「発生源側に対する指導が中心」、「当事者間の話し合いが中心」、「申立人に対する説得が中心」、「原因の調査が中心」及び「その他」の5種類。

図1-4-16 処理方法別典型7公害の直接処理件数

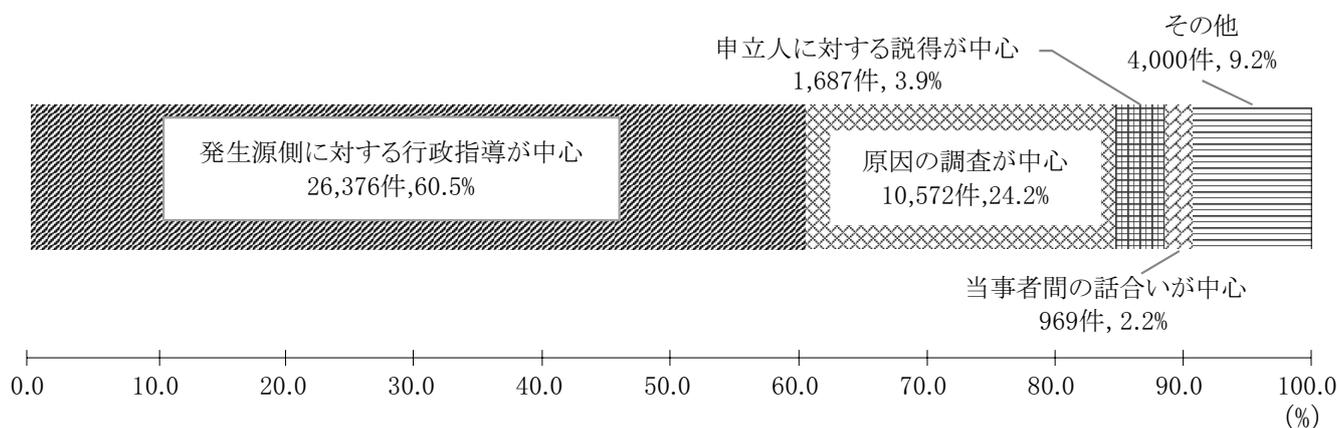


表 1-4-4 処理方法別典型7公害の直接処理件数

(単位：件)

公害の種類		合計	発生源側に対する行政指導が中心	当事者間の話し合いが中心	申立人に対する説得が中心	原因の調査が中心	その他
直接処理件数	典型7公害	43,604	26,376	969	1,687	10,572	4,000
	大気汚染	13,337	9,722	115	367	2,144	989
	水質汚濁	5,029	1,669	43	111	2,556	650
	土壌汚染	144	66	7	5	45	21
	騒音	14,692	9,356	558	734	2,598	1,446
	低周波	196	21	13	27	106	29
	振動	1,816	1,204	66	86	308	152
	地盤沈下	26	4	1	4	9	8
	悪臭	8,560	4,355	179	380	2,912	734
構成比(%)	典型7公害	100.0	60.5	2.2	3.9	24.2	9.2
	大気汚染	100.0	72.9	0.9	2.8	16.1	7.4
	水質汚濁	100.0	33.2	0.9	2.2	50.8	12.9
	土壌汚染	100.0	45.8	4.9	3.5	31.3	14.6
	騒音	100.0	63.7	3.8	5.0	17.7	9.8
	低周波	100.0	10.7	6.6	13.8	54.1	14.8
	振動	100.0	66.3	3.6	4.7	17.0	8.4
	地盤沈下	100.0	15.4	3.8	15.4	34.6	30.8
	悪臭	100.0	50.9	2.1	4.4	34.0	8.6

4 防止対策の実施状況別典型7公害の直接処理件数

(1) 防止対策実施の有無等

典型7公害の直接処理件数(43,604件)を防止対策の有無^(注1)についてみると、「防止対策を講じた^(注2)」は20,734件(典型7公害の直接処理件数の47.6%)、「防止対策を講じなかった」は7,672件(同17.6%)となっている(表1-4-5)。

(注1)「防止対策の有無」の区分は、「講じた」、「講じなかった」及び「不明」の3種類。

(注2)「講じた防止対策」の区分は、「事務所の移転」、「機械、施設の移転」、「機械、施設の改善」、「故障の修理、復旧」、「作業方法、使用方法の改善」、「営業・操業等時間の変更、短縮」、「営業・操業停止、行為の中止」、「原因物資の撤去、回収、除去」、「被害者の建物等への防止対策」及び「その他」の10種類。

表1-4-5 防止対策実施の有無別典型7公害の直接処理件数

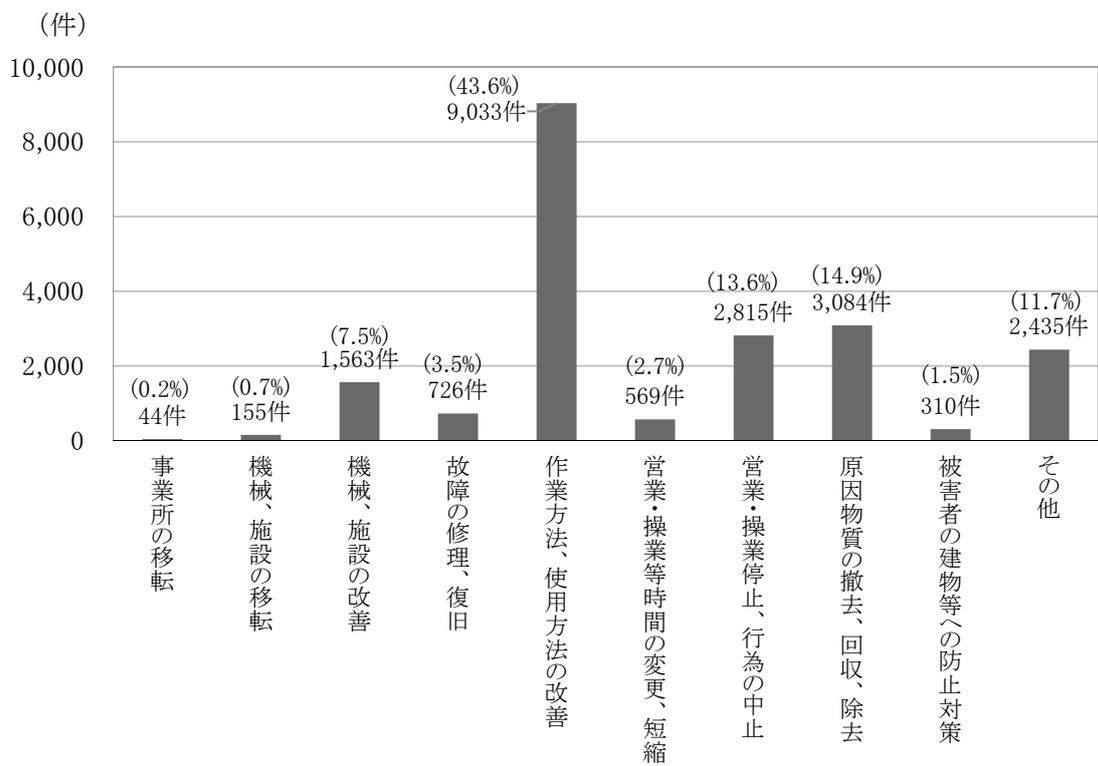
(単位:件)

	合計	防止対策を講じた	防止対策を講じなかった						不明
			計	話し合い等により解決	対策資金不足	技術的に困難	他法令の制約	その他	
直接処理件数	43,604	20,734	7,672	2,087	63	438	96	4,988	15,198
構成比(%)	100.0	47.6	17.6	4.8	0.1	1.0	0.2	11.4	34.9
()内は防止対策を講じなかった理由内訳の構成比			(100.0)	(27.2)	(0.8)	(5.7)	(1.3)	(65.0)	

(2) 防止対策の内容

「防止対策を講じた」(20,734件)について防止対策の内容をみると、「作業方法、使用方法の改善」が9,033件(防止対策を講じた直接処理件数の43.6%)と最も多く、次いで、「原因物質の撤去、回収、除去」が3,084件(同14.9%)、「営業・操業停止、行為の中止」が2,815件(同13.6%)、「機械、施設の改善」が1,563件(同7.5%)となっている(図1-4-17)。

図1-4-17 実施した防止対策の内容別典型7公害の直接処理件数



5 法令との関係別典型7公害の直接処理件数

典型7公害の直接処理件数（43,604件）について苦情の対象となった事業活動等と法令との関係^(注1)をみると、騒音規制法（昭和43年法律第98号）等の公害規制法令^(注2)との関係では、「不明」の22,073件（典型7公害の直接処理件数の50.6%）が最も多く、次いで「法令に違反していなかった」が16,124件（同37.0%）、「法令に違反していた」が5,407件（同12.4%）となっている（図1-4-18）。

「法令に違反していた」（5,407件）について公害の種類別にみると、「大気汚染」の3,211件（法令に違反していた件数の59.4%）、次いで、「騒音」が1,200件（同22.2%）、「悪臭」が513件（同9.5%）となっている（図1-4-19）。

（注1）法令の違反の有無の区分は、「法令に違反していた」、「法令に違反していなかった」及び「不明」の3種類。

（注2）公害規制法令とは、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、公害防止条例などをいう。

図 1-4-18 法令との関係別典型7公害の直接処理件数

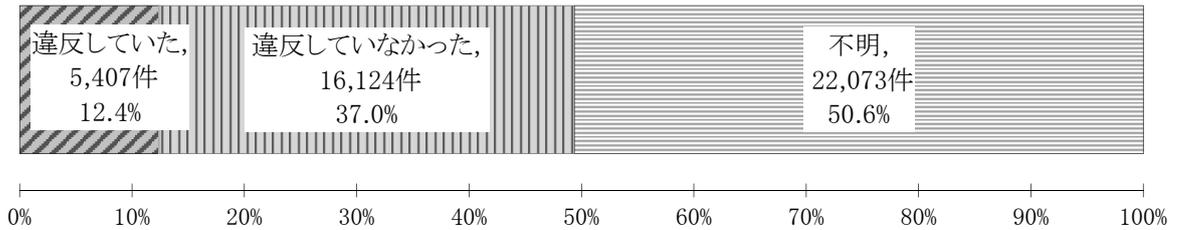
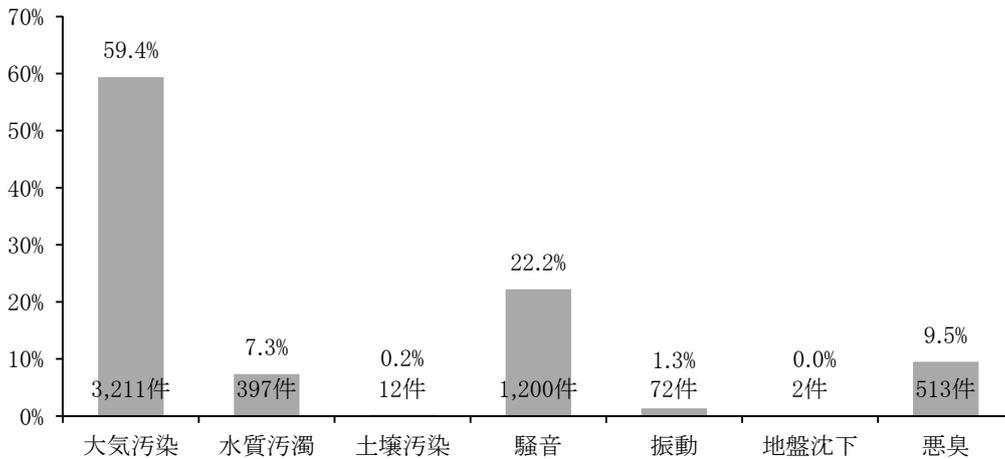


図 1-4-19 「法令に違反していた」の公害の種類別直接処理件数の割合



第3節 公害苦情処理担当の職員数

平成30年度末（平成31年3月31日）現在、47都道府県及び1,741市町村（特別区を含む。以下同じ。）の計1,788自治体で公害苦情の処理を担当している職員（以下「公害苦情担当職員」という。）数は10,912人（専任176人、兼任10,736人）となっている（表1-4-6）。

また、公害苦情処理担当職員が1人以下である地方自治体は、282自治体（全自治体の15.8%）となっている。

表1-4-6 公害苦情処理担当職員数の推移

（単位：人）

	合 計			公 害 苦 情 相 談 員			公害苦情相談員以外の職員		
	計	専 任	兼 任	計	専 任	兼 任	計	専 任	兼 任
平成16年度	12,236	484	11,752	2,313	107	2,206	9,923	377	9,546
17	11,745	423	11,322	2,145	99	2,046	9,600	324	9,276
18	11,801	400	11,401	2,114	97	2,017	9,687	303	9,384
19	11,716	367	11,349	2,094	89	2,005	9,622	278	9,344
20	11,539	377	11,162	1,946	74	1,872	9,593	303	9,290
21	11,339	344	10,995	1,859	65	1,794	9,480	279	9,201
22	11,315	246	11,069	1,812	46	1,766	9,503	200	9,303
23	11,292	232	11,060	1,811	46	1,765	9,481	186	9,295
24	11,207	225	10,982	1,794	43	1,751	9,413	182	9,231
25	11,128	205	10,923	1,741	38	1,703	9,387	167	9,220
26	11,120	207	10,913	1,738	42	1,696	9,382	165	9,217
27	11,053	209	10,844	1,763	40	1,723	9,290	169	9,121
28	10,963	187	10,776	1,712	35	1,677	9,251	152	9,099
29	10,874	180	10,694	1,691	25	1,666	9,183	155	9,028
30	10,912	176	10,736	1,658	26	1,632	9,254	150	9,104
〔構成比（%）〕	〔100.0〕	〔1.6〕	〔98.4〕	〔15.2〕	〔0.2〕	〔15.0〕	〔84.8〕	〔1.4〕	〔83.4〕

※ 本章資料「平成30年度公害苦情調査」

第5章 地方公共団体に対する指導等

第1節 公害紛争処理に関する連絡協議

公害等調整委員会及び審査会等は、公害紛争処理法によって定められた管轄に従い、それぞれ独立して紛争の処理に当たっているが、紛争の円滑な処理のためには、公害等調整委員会及び審査会等の相互の情報交換・連絡協議に努めることが必要である。

このため、公害等調整委員会は、公害問題について不断の研究を行い、多数の公害紛争の実例を検討、分析するとともに、各種会議の開催、情報・資料の提供を行うことにより、審査会等との連携を図っている。特に、近年、公害紛争の態様が変化・多様化しており、これに対応して、公害紛争の適切な処理を図っていくため、公害紛争処理に関する共通の問題について、公害等調整委員会及び審査会等が積極的に情報・意見の交換を行うなどして、相互の連携の一層の強化に努めている。

1 会議の開催

(1) 公害紛争処理連絡協議会の開催

公害等調整委員会では、都道府県公害審査会会長等を対象に、公害紛争に関する特定の問題について情報・意見の交換等を行うことにより、職務の執行に関し共通の理解を持ち、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため、公害紛争処理連絡協議会を開催している。令和元年度は、6月6日に第49回協議会を開催した。第49回協議会においては、当委員会から概況報告、宮城県、兵庫県及び香川県から都道府県公害審査会等の公害紛争事件の報告、外部有識者による「公害紛争処理における様々な当事者への対応について」と題する講演等を実施し、情報・意見の交換等を行った。

(2) 公害紛争処理関係ブロック会議の開催

公害等調整委員会では、各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、各都道府県における公害紛争の動向等についての情報・意見の交換等を行うことにより、公害紛争処理事務の円滑な実施に資するため、全国を6ブロック（北海道・東北、関東・甲信越・静岡、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄）に分け、ブロックごとに毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催している。

令和元年度は、10月中旬から11月中旬にかけて第50回会議を、山形県、山梨県、富山県、大阪府、高知県及び長崎県で開催した。

2 情報・資料の提供

公害等調整委員会及び審査会等における個々の事件の具体的な処理経過、問題となった点等について整理及び分析することは、類似の事件を処理する上で参考となり、また、公害紛争の動向を知る上でも不可欠である。

このため、公害等調整委員会では、審査会等から公害紛争事件について、受付及び終結の段階で報告を聴取し、公害等調整委員会の事件と併せて整理及び分析し、審査会等に情報を提供している。

第2節 公害苦情処理に関する指導等

公害紛争処理法では、公害苦情の処理は地方公共団体の責務とされ、また、公害等調整委員会は、地方公共団体が行う公害に関する苦情の処理について指導等を行うこととされている。このため、公害等調整委員会では、苦情の件数、処理の実態等を把握するために必要な調査を行うとともに、公害苦情相談員等ブロック会議の開催、地方公共団体に対する情報・資料の提供等を行っている。

1 公害苦情相談員等ブロック会議の開催

公害等調整委員会では、市（原則として人口10万人以上）及び特別区の公害苦情相談員等を対象に、公害苦情相談の動向等についての情報交換を行うことにより、公害苦情相談の適切な処理の促進に資するため、全国を6ブロック（ブロックの区分は前節1（2）と同じ。）に分け、ブロックごとに毎年度、公害苦情相談員等ブロック会議を開催している。

令和元年度は、10月中旬から11月中旬にかけて第44回会議を、山形市、甲府市、富山市、大阪市、高知市及び長崎市で開催した。

2 情報・資料の提供等

(1) 情報・資料の提供

公害苦情の相談を担当する職員が苦情を迅速かつ適切に処理する上で、既に解決された具体的事例を参考とすることは極めて有用である。このため、公害等調整委員会では、都道府県の協力を得て、既に解決した公害苦情相談事例の処理経過、問題となった点等についての情報を収集、整理及び分析し、都道府県及び市区町村の担当者に対し、情報・資料を提供している。

(2) 公害苦情調査の実施

公害苦情処理事務を円滑に運営する上で、全国の公害苦情の実態を明らかにすることは極めて重要である。

このため、公害等調整委員会では、全国の地方公共団体の「公害苦情相談窓口」へ寄せられた苦情について、その受付状況及び処理状況を統計的に把握し、毎年度、「公害苦情調査」の結果報告書を公表している。

令和元年12月に、平成30年度の結果報告書を公表した（調査結果の概要については第1編第4章参照）。

第2編

鉱業等に係る土地利用の調整手続等
に関する法律等に基づく事務の処理

第1章 鉱業等に係る土地利用調整制度の概要

公害等調整委員会（昭和47年6月30日以前は土地調整委員会。以下本編において同じ。）は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定を行い、また、土地利用の複雑・多様化に対応して、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、主務大臣からの意見照会への回答等を行っている。

このような土地利用の調整に関する事務については、公益的な観点から一定の土地をどのように利用するのが最も適当であるかという判断に関するものであることから、公正・中立性が必要であること、関係する範囲が極めて広範にわたり専門的知識が必要であること、独立の権能を持ち、行政機関として最終的な決定を行う必要があること等から、総務省の外局として設置されている行政委員会である公害等調整委員会が処理に当たっている。

個々の制度の概要は、次のとおりである。

第1節 鉱区禁止地域の指定制度

1 鉱業と一般公益又は他産業との調整の必要性

鉱物資源の乏しい我が国においては、国内の鉱物資源の開発及び有効利用は国民経済上極めて重要であるが、国土が狭小であることから、有用な鉱物資源の埋蔵される地域にダム、農業用水池、温泉源等が存在したり、その地域が景勝地であることも多い。このような場合、鉱業と一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業との調整が必要である。そこで、当該地域を鉱業と一般公益又はその他の産業とのいずれの利用に供するのが適当かという見地から、鉱区禁止地域を指定する手続（鉱区禁止地域の指定制度）が、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）及び鉱業法（昭和25年法律第289号）により設けられている。

2 鉱区禁止地域の指定制度

本制度は、公害等調整委員会が、各大臣又は都道府県知事の請求に基づき、鉱業法の所管大臣である経済産業大臣の意見を聴き、公聴会を開いて一般の意見を求め、利害関係人を審問した上で、請求地域において鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適当でないとき、当該地域を鉱区禁止地域として指定し、また、同様の手続によりその指定を解除する制度である（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第22条～第24条の2）（図2-1-1）。

また、鉱区禁止地域の指定が既存の鉱業権の効力を否定するものでないことから、公害等調整委員会は、鉱区禁止地域を指定した場合において、当該地域内における指定された鉱物を目的とする鉱業権が既に設定されており、当該鉱物の掘採が著しく公共の福祉に反するようになっていないと認めるときは、経済産業局長に対し、当該地域内に存する当該鉱物を目的とする鉱業権の取消し等の処分をすべきことを勧告することができる（鉱業法第15条第2項）。

図 2 - 1 - 1 鉱区禁止地域の指定制度



第2節 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定制度

公害等調整委員会は、鉱業法、採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）等の法律に基づき、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業とのいずれかの利益に係る行政処分に対する不服の裁定を行うことを通じ、鉱業等に係る土地利用の調整を図っている（表2-1-1）。

本制度は鉱業等に係る土地利用の調整を図るためのものであることから、鉱業法、採石法及び砂利採取法以外の法律に基づく行政処分に対する不服の裁定については、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業（河川法（昭和39年法律第167号）については鉱業又は採石業）との調整に関するものである場合に限られている。

不服の裁定の申請をすることができる場合には、行政不服申立てに関する一般法である行政不服審査法（平成26年法律第68号）の適用が除外され、専ら公害等調整委員会が、意見陳述、証拠調べ等の準司法的な手続を進めることとなる。

また、裁定の申請は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないが、裁定の申請があった場合において、処分の効力、処分の執行又は手続の続行によって生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁定委員会は、申立てにより、決定で処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止をすることができる（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第27条）。

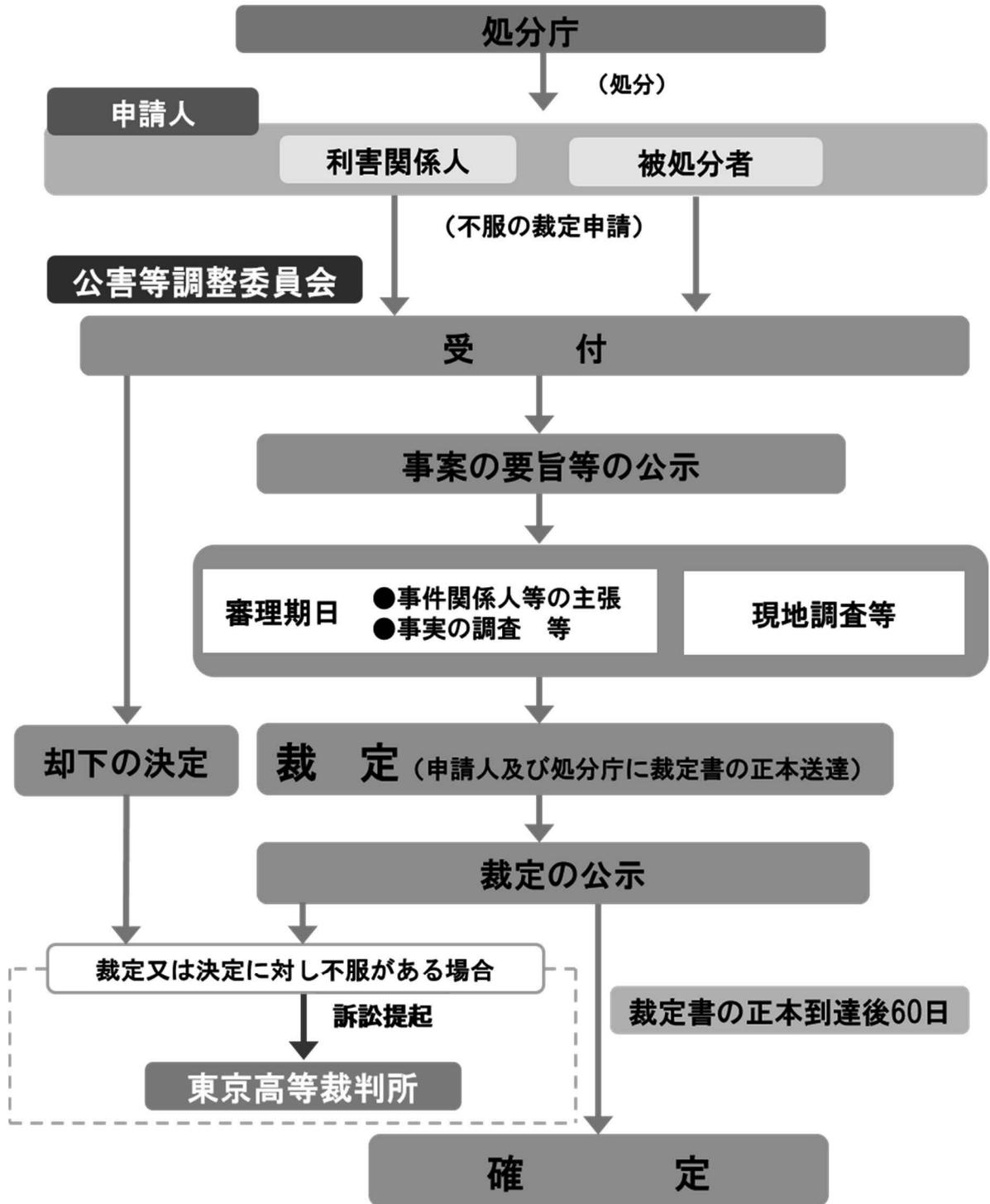
さらに、公害等調整委員会の裁定又は裁定の申請の却下の決定に対し不服のある場合には、国を被告として、東京高等裁判所に訴えを提起することができることとされており、その訴訟においては、裁定委員会が認定した事実については、これを立証する実質的な証拠があるときには裁判所を拘束する（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第49条～第58条）（図2-1-2）。

表 2-1-1 不服の裁定を規定する法律等

	(不服の裁定を規定する法律及びその条項)		(対象となる主な行政処分及びその処分庁)	
①	鉱業法(昭和 25 年法律第 289 号)	第 133 条	鉱業権設定の許可	経済産業大臣又は経済産業局長
②	採石法(昭和 25 年法律第 291 号)	第 39 条第 1 項	岩石採取計画の認可	都道府県知事
③	森林法(昭和 26 年法律第 249 号)	第 190 条第 1 項	保安林内における土石の採掘の許可	都道府県知事
④	農地法(昭和 27 年法律第 229 号)	第 53 条第 2 項	農地転用の許可	都道府県知事
⑤	海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)	第 39 条の 2 第 1 項	海岸保全区域における土石採取の許可	海岸管理者
⑥	自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号)	第 63 条第 1 項 第 78 条	国立公園の特別地域内における鉱物の掘採の許可	環境大臣
⑦	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 32 年法律第 166 号)	第 51 条の 34 第 1 項	指定廃棄物埋設区域内における土地の掘削の許可	原子力規制委員会
⑧	地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)	第 50 条第 1 項	地すべり防止区域内における地下水の排除を阻害する行為の許可	都道府県知事
⑨	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)	第 97 条第 4 項	河川区域内における土石の採取の許可	河川管理者
⑩	砂利採取法 (昭和 43 年法律第 74 号)	第 40 条第 1 項	砂利採取計画の認可	都道府県知事
⑪	都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	第 51 条第 1 項 第 58 条第 2 項	都市計画区域内における開発行為の許可	都道府県知事
	景観法(平成 16 年法律第 110 号)	第 73 条第 2 項 第 75 条第 3 項	景観地区内における開発行為の規制に係る処分	市町村
⑫ ※	自然環境保全法 (昭和 47 年法律第 85 号)	第 32 条第 1 項 第 35 条の 11 第 46 条第 3 項	自然環境保全地域の特別地区又は沖合海底自然環境保全地域の沖合海底特別地区内における鉱物の掘採の許可	環境大臣
⑬	都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	第 33 条第 1 項	緑地保全地域内における鉱物の掘採の禁止	都道府県知事
⑭	湖沼水質保全特別措置法 (昭和 59 年法律第 61 号)	第 33 条第 1 項	湖辺環境保護地区内における鉱物の掘採の禁止	都道府県知事
⑮	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年法律第 75 号)	第 43 条第 1 項	生息地等保護区の管理地区内における鉱物の掘採の許可	環境大臣
⑯	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 (平成 12 年法律第 117 号)	第 26 条第 1 項	最終処分施設の保護区域内における土地の掘削の許可	経済産業大臣

※下線部は令和 2 年 4 月 1 日から施行。

図 2 - 1 - 2 不服の裁定手続の流れ



第3節 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等の制度

土地利用の複雑・多様化に対応して、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、土地収用法（昭和26年法律第219号）、鉱業法等に基づき、公害等調整委員会は、主務大臣等が裁決等を行う場合に、意見照会への回答、承認等を行っている。

なお、土地収用法第131条第1項に基づく国土交通大臣からの意見照会への回答事務に当たっては、行政不服審査法の趣旨を踏まえ、口頭で意見を述べる機会を付与する、主張書面等の提出及び提出資料の閲覧等を認める、回答の写しを審査請求人へ送付し回答の内容を公表するなど、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保に努めている。

1 土地収用法に基づく国土交通大臣からの意見照会への回答

土地収用法に基づき、国土交通大臣が次の処分をしようとするときは、あらかじめ公害等調整委員会の意見を聴かなければならない（土地収用法第27条第2項、第131条第1項）。

- (1) 都道府県知事が事業認定を拒否した場合における国土交通大臣への事業認定の申請に対する処分
- (2) 国土交通大臣（土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第26条の規定に基づき、地方整備局長及び北海道開発局長に権限が委任された場合を含む。）の事業認定に関する処分又は収用委員会の裁決についての審査請求に対する裁決

2 鉱業に関する掘採制限に係る決定に対する承認

鉱業権者等が鉄道その他の公共施設及び建物の地表地下とも50メートル以内の場所における鉱物の掘採についてその管理人の承諾を得られず、経済産業大臣にその決定を申請した場合において、経済産業大臣が決定をしようとするときは、あらかじめ公害等調整委員会の承認を得なければならない（鉱業法第64条の2第3項、第87条）。

3 採石権の設定等の決定に対する承認

採石権の設定、採石権の存続期間の更新等に関し、当事者間の協議不能又は協議不調のため、経済産業局長に対しその決定の申請をした場合等において、経済産業局長が決定をしようとするときは、あらかじめ公害等調整委員会の承認を得なければならない（採石法第18条、第30条）。

4 文化財保護法に基づく文化庁長官との協議

文化財の保存のための処分に対する審査請求のうち、鉱業又は採石業との調整に係るものについては、文化庁長官は、これを却下する場合を除き、あらかじめ公害等調整委員会に協議した上、裁決をしなければならない（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第159条第1項）。

第2章 鉱区禁止地域の指定

本制度が施行された昭和26年1月から令和元年度末までに指定した鉱区禁止地域は、244地域、総面積682,820ヘクタールとなっている。これらの地域を主な指定理由別にみると、ダム及び貯水池・水源の保全を理由とするものが163地域と最も多い。なお、指定を解除したものはない（図2-2-1、表2-2-1、付録3参照）。

図2-2-1 鉱区禁止地域指定箇所

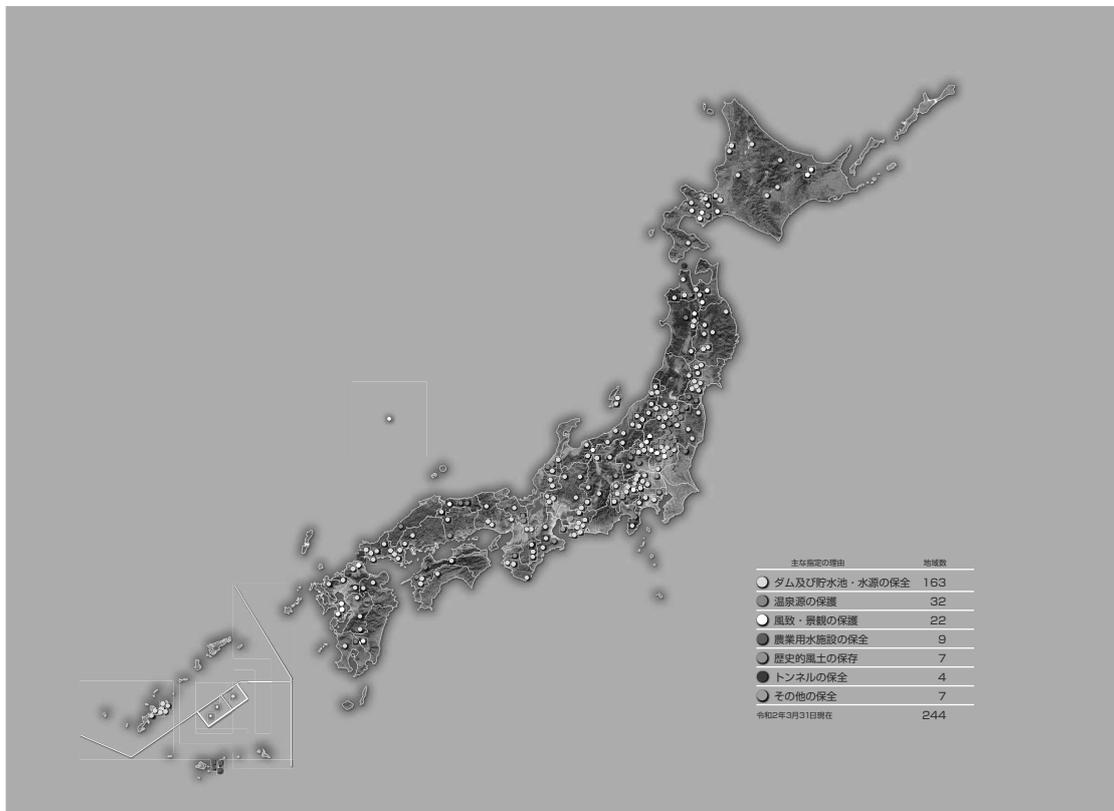


表 2 - 2 - 1 主な指定理由別鉱区禁止地域指定状況

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

(単位：件)

主な指定理由	指 定 地域数	年次別内訳(年度)						
		昭和 26～35	36～45	46～55	平成 56～2	3～12	13～22	23～
1 ダム及び貯水池・水源の保全	163	29	43	54	27	4	6	0
2 温泉源の保護	32	28	4	0	0	0	0	0
3 風致・景観の保護	22	13	8	1	0	0	0	0
4 農業用水施設(ため池等)の保全	9	5	0	0	0	4	0	0
5 歴史的風土の保存	7	5	0	0	1	0	1	0
6 トンネル(鉄道施設等)の保全	4	2	0	2	0	0	0	0
7 その他の保全	7	5	0	0	2	0	0	0
合 計	244	87	55	57	30	8	7	0

第3章 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

本制度が施行された昭和26年1月から令和元年度末までに161件の不服の裁定事件が係属し、158件が終結している。これを関係法律別にみると、採石法関係が最も多くなっている（表2-3-1、付録4参照）。

令和元年度に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された5件であり、うち2件は元年度中に終結し、3件は翌年度に繰り越された（表2-3-2）。

表2-3-1 関係法律別不服の裁定事件処理状況

(令和2年3月31日現在)

(単位：件)

関係法律	処分区分	認 容	棄 却	却 下	取下げ	他	計
鉱 業 法		1	12	4	14	0	31
採 石 法		5	17	2	26	0	50
森 林 法		0	1	4	3	0	8
農 地 法		0	1	2	0	1	4
海 岸 法		0	1	0	2	0	3
自 然 公 園 法		0	5	0	3	0	8
河 川 法		0	1	1	0	0	2
砂 利 採 取 法		5	15	5	17	0	42
都 市 計 画 法		0	7	0	1	0	8
そ の 他		0	0	2	0	0	2
計		11	60	20	66	1	158

(注) 1 集計対象期間は、昭和26年1月31日～令和2年3月31日である。

2 関係法律が重複する場合は、主な関係法律に区分した。

3 鉱業法の認容の1件は、一部認容・一部却下のものである。

4 採石法の棄却のうち3件は、一部棄却・一部却下のものである。

5 自然公園法の棄却のうち1件は、一部棄却・一部却下のものである。

6 都市計画法の棄却のうち2件は、一部棄却・一部却下のものである。

7 森林法の棄却の1件は、一部棄却・一部却下のものである。

8 処分区分の他の1件は、送付である。

表2-3-2 令和元年度に係属した不服の裁定事件一覧

事件番号	事 件 名	申 請 人 (参加申立人)	処 分 庁	申 請 (参加申立) 受付年月日	処理状況
平成28年 (フ) 第4号	三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	三重県業者 1社	三重県 尾鷲建設事務所 所長	平成 28.10.27	係属中
平成29年 (フ) 第2号 (参加)	三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	三重県内漁業組合連合会外3組合 (2組合消滅)	三重県 尾鷲建設事務所 所長	平成 29. 3. 30 (令和 元.5.28)	係属中
平成30年 (フ) 第1号	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	秋田県業者 1社	山形県 知事	平成 30. 9. 21	係属中
平成31年 (フ) 第1号	岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件	岡山県業者 1社	中国経済産業 局長	平成 31. 3. 14	令和 元.10.23 棄却
平成31年 (フ) 第2号	福島県田村市都路町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	東京都電力 会社1社	福島県 知事	平成 31. 3. 20	令和 2. 3. 23 取下げ

第1節 令和元年度に係属した不服の裁定事件

令和元年度に係属した不服の裁定事件は、次のとおりである。

1 三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(公調委平成28年(フ)第4号事件・平成29年(フ)第2号事件)

(1) 原処分の概要

三重県尾鷲建設事務所長は、申請人からされた三重県尾鷲市大字南浦地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成28年8月5日付けで、不認可の処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、当該採石場からの濁水によって水産業の利益を損じ、公共の福祉に反するとして不認可処分を行ったが、処分庁は、これまで経済産業省資源エネルギー庁の作成する技術基準に基づき、濁水対策については沈殿池による自然沈降を基本とした濁水対策を基本として審査を行っており、同基準の合理性が失われたことを示す特段の事由がないにもかかわらず、かつ、申請人による濁水対策が同基準を満たしていると認めながら、申請人による濁水処理対策に疑念がある等の理由付けで行った、かかる不認可処分は理由のない違法なものであるとして、申請人は、平成28年10月27日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

その後、平成29年3月30日に、三重県内の漁業組合連合会ほか3組合から、申請人による岩石採取によって発生する濁水が矢ノ川を通じて尾鷲湾に拡散し、申立人らが営む漁業に深刻な影響が及ぶことを理由として、参加の申立てがなされた。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成28年11月15日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。その後、裁定の結果に関係があると主張する三重県内の漁業組合連合会ほか3組合の参加を決定した(令和元年5月28日、合併により2組合消滅)。これまで、4回の審理期日を開催するとともに、河川流域における土砂流出等と海洋汚染との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、審理手続を進めている。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成28年10月27日	裁定申請受付
11月15日	審理手続開始
平成29年2月3日	第1回審理期日
3月30日	三重県内の漁業組合連合会ほか3組合から参加申立受付
4月28日	三重県内の漁業組合連合会ほか3組合の参加を決定
5月29日	第2回審理期日
10月27日	第3回審理期日
平成30年1月18日	第4回審理期日
令和元年5月28日	合併による2組合の消滅届出受付

2 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(公調委平成30年(フ)第1号事件)

(1) 原処分の概要

山形県知事は、申請人からされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成30年7月10日付けで同岩石採取計画を認可しないとの処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、申請人の岩石採取計画が実施されると鳥海山山麓の湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれ、当該上水道利用者に影響を及ぼすおそれがあること、また、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、同用水路施設や同用水を灌漑用水とする地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、さらに、遊佐町が「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」(平成25年遊佐町条例第27号)において、申請人の岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に採石法第33条の4の要件に該当するとして不認可処分としたが、かかる処分は違法なものであるとして、申請人は、平成30年9月21日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成30年10月17日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。これまで、5回の審理期日を開催するとともに、岩石採取計画と採石場周辺及び鳥海山山麓の湧水群の水量減少や水質悪化との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、審理手続を進めている。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成30年9月21日	裁定申請受付
10月17日	審理手続開始
平成31年3月25日	第1回審理期日
令和元年6月17日	第2回審理期日
9月17日	第3回審理期日
12月13日	第4回審理期日
令和2年3月9日	第5回審理期日

3 岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件

(公調委平成31年(フ)第1号事件)

(1) 原処分の概要

中国経済産業局長は、申請人からされた岡山県岡山市北区御津矢原地内における採石法第28条に基づく採石権存続期間の更新決定申請に対し、平成30年12月14日付けで棄却の処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、申請人による採石法第28条に基づく採石権存続期間の更新決定申請に対して、

岩石資源が不足する蓋然性は認められず、また、採石権の更新が土地所有権の制限にはならないとは認められないことから、土地所有者が被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性があるとは認めることはできないと判断し、棄却決定を行ったが、かかる処分は、以下の①から③までの理由により社会通念に照らし著しく妥当性を欠くため違法なものであるとして、申請人は、平成31年3月14日に同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

- ① 近い将来に岩石資源を確保し得なくなる蓋然性が相当高度であること。
- ② 土地所有権の重大な制限にはならないこと。
- ③ 申請人の岩石の採取が公共の福祉に反しないこと。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成31年4月18日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。その後、1回の審理期日を開催するなど審理手続を進め、令和元年10月23日付けで裁定を行い、本事件は終結した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成31年3月14日 裁定申請受付
4月18日 審理手続開始
令和元年8月30日 第1回審理期日
10月23日 裁定（棄却）
11月19日 裁定の官報公示（公害等調整委員会公示第5号）

なお、本裁定に対しては、申請人から東京高等裁判所に裁定取消しの訴えが提起されている（本章第2節1参照）。

(4) 裁定書

裁定書の概要は、以下のとおりである。

公調委平成31年（フ）第1号 岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件	
裁 定 (当事者省略)	
主 文 申請人の本件裁定申請を棄却する。	
事 実 及 び 理 由	
第1 当事者の求める裁定	
1 申請人	処分庁が申請人に対し平成30年12月14日付けでした採石権存続期間の更新決定申請棄却処分を取り消す。
2 処分庁	主文同旨
第2 事案の概要	本件は、申請人が、処分庁に対し、採石法（以下「法」という。）28条に基づき別紙1物件目録記載の11筆の土地（以下「本件土地」という。）に設定された採石権の存続期間を10年間更新するとの決定を求める申請をしたところ、処分庁が同申請を棄

却する処分をしたため、これを不服として、当該処分の取消しを求めた事案である。
(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 4つ目のタイトルバー「鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定制度」→「終了した不服裁定」を選択して該当する事件を参照)

4 福島県田村市都路町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件

(公調委平成31年(フ)第2号事件)

(1) 原処分の概要

福島県知事は、採石事業等を営むX(被処分者)からされた福島県田村市都路町地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請(以下「本件認可申請」という。)に対し、平成30年3月23日付けで、認可の処分(以下「本件認可処分」という。)を行った。

(2) 申請の概要

申請人は、電力会社であり、申請外A氏とA氏所有の土地に係る賃貸借契約を締結して当該土地に送電線路(電柱等)を設置している。本件認可申請に係る岩石採取場には、当該土地及び電柱等が含まれ、本件認可処分は当該電柱等に支障を与えないようにするとの条件の下でなされたものであるところ、Xは当該電柱等に支障を与えるおそれのある範囲での作業に着手し、本件認可処分の条件に違反する事実があるとして、申請人は、平成31年3月20日付けで本件認可処分の取消しを求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、令和元年5月7日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。これまで、3回の審理期日を開催するなど、審理手続を進めたが、令和2年3月23日、申請人から申請を取り下げの旨の申出があり、本件申請事件は終結した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成31年3月20日	裁定申請受付
令和元年5月7日	審理手続開始
11月29日	第1回審理期日
令和2年1月16日	第2回審理期日
3月9日	第3回審理期日
3月23日	申請取下げ

第2節 公害等調整委員会が行った裁定に対する取消訴訟

令和元年度における公害等調整委員会が行った裁定に対する取消訴訟の概要は、次のとおりである。

1 東京高等裁判所令和元年(行ケ)第57号事件

(1) 裁定事件の概要

岡山県岡山市北区御津矢原で採石業を営む会社である申請人が、中国経済産業局長(原

処分庁)による採石法第28条に基づく採石権存続期間の更新決定申請に係る棄却処分に対する不服裁定を申請したものである。

この裁定申請に対し、公害等調整委員会の裁定委員会は、審理の結果、令和元年10月23日、前記申請を棄却する旨の裁定を行った（公調委平成31年（フ）第1号事件、本章第1節3参照）。

(2) 取消訴訟の概要

申請人（原告）は、裁定委員会の本件裁定を不服として、国を被告として、令和元年12月26日、東京高等裁判所に対し、その取消しを求める訴えを提起した。

(3) 取消訴訟の経過

東京高等裁判所は、本件訴訟について審理を開始した。

第4章 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

本制度が施行された昭和26年12月から令和元年度末までに、1,152件の意見照会への回答事案等が終結している。令和元年度に係属した事案は、前年度から繰り越された2件と元年度に新たに受け付けた1件の計3件であり、このうち2件が同年度中に処理され、残りの1件が翌年度に繰り越された（表2-4-1）。

表2-4-1 意見照会への回答等の処理件数

	令和2年3月末現在		(参考) 元年度 係属件数
	処理件数	元年度 処理件数	
総数（昭和26年から令和2年3月末までに終結したもの）	1,152	2	3
土地収用法に基づく事業認定、収用裁決等の処分に対する審査請求に関する意見照会 （国土交通大臣）	1,139	2	3
事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会 （処分庁 国土交通大臣等）	256	0	0
事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会 （処分庁 都道府県知事）	19	0	0
収用委員会の裁決に対する審査請求に関する意見照会	864	2	3
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく土地等の使用又は収用の認定、収用裁決等の処分に対する審査請求に関する意見照会 （防衛大臣）	2	0	0
鉱業法に基づく承認申請（公共施設等の周辺での鉱物掘採の際に必要な管理人の承諾に代わる経済産業局長の決定について） （経済産業大臣）	1	0	0
採石法に基づく承認申請（採石権の設定等及び採石権設定に代わる土地買取り等についての経済産業局長の決定について） （経済産業局長）	8	0	0
森林法に基づく森林から木材等を搬出する者の土地使用に関する都道府県知事の認可・裁定等の処分に対する不服申立てに関する意見照会 （農林水産大臣）	2	0	0

(注) 1 「事業認定に関する処分に対する審査請求」欄の「国土交通大臣等」は、土地収用法施行規則第26条の規定に基づき、地方整備局長及び北海道開発局長に権限が委任された場合を含む。

2 駐留軍用地特措法に基づく土地等の使用又は収用に関しては、土地収用法第131条等の規定が適用される（駐留軍用地特措法第14条）。

3 森林法に基づく意見照会については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号、平成12年4月1日施行）により廃止。

第1節 令和元年度に係属した意見照会事案

令和元年度に係属した意見照会事案の概要は、次のとおりである。

1 公調委平成31年（イ）第1号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 審査請求人 準関係人2人
- (2) 審査請求のあった日 平成29年4月10日
- (3) 意見照会の受付日 平成31年3月1日

2 公調委平成31年（イ）第2号事件

（道路改築工事並びにこれに伴う道路及び水路付替工事事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路改築等事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者兼関係人である審査請求人らが、事業認定に違法があること、残地を収用すべきこと、審理手続に瑕疵があること等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
なお、処分庁の裁決の一部に法解釈を誤った違法はあったが、審査請求における理由の差替えを認めた。
- (2) 審査請求人 土地所有者兼関係人2人
- (3) 審査請求のあった日 平成29年2月15日
- (4) 意見照会の受付日 平成31年3月1日
- (5) 回答日 令和元年9月5日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

3 公調委令和元年（イ）第1号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者兼関係人である審査請求人が、替地補償の相当性に係る判断に審理不尽で事実誤認があること等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者兼関係人1社

- (3) 審査請求のあった日 平成31年3月15日
- (4) 意見照会の受付日 令和元年11月18日
- (5) 回 答 日 令和2年3月31日
- (6) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

付録1 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件一覧

凡 例

- 1 令和2年3月31日までに受け付けた事件を収録した。
- 2 事件の表示について

終結区分における「引継ぎ」、「移送」及び「回付」は次のとおり。

「引継ぎ」：公害等調整委員会は、その調停に係る事件について、相当と認める理由があるときは、当事者の同意を得、かつ、都道府県の審査会等と協議した上、事件を関係都道府県の審査会等に引き継ぐことができる（公害紛争処理法第38条）。

「移 送」：公害等調整委員会は、事件がその管轄に属しないと認めるときは、当該事件を管轄審査会等に移送する（公害紛争処理法第25条）。

「回 付」：公害等調整委員会が県際事件の申請を直接受けた場合は、公害紛争処理法第24条、第27条の趣旨から、移送手続は採らずに、当該事件をいずれか一の都道府県知事に回付する。

あっせん事件

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成6年(ア)第1号	北陸新幹線騒音防止等あっせん申請事件	6. 9. 8	長野県住民12人	日本鉄道建設公団外2人	①防音措置 ②道路付替計画の変更	6. 12. 21	あっせん打ち切り
平成14年(ア)第1号外1件	尼崎市大気汚染被害防止あっせん申請事件	14. 10. 15 15. 5. 14	兵庫県住民21人	国(代表者 国土交通大臣) 阪神高速道路公団	大阪高等裁判所における和解条項の履行	15. 6. 26	あっせん成立

調停事件

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
昭和46年(調)第1号外1件	鹿児島湾における真珠養殖不能に係る損害賠償調停申請事件	46. 1. 21 46. 3. 31 (引継ぎ)	真珠養殖会社	石油基地	賠償請求(約4億7000万円)	46. 1. 25 48. 3. 2	移送 取下げ(和解成立)
昭和46年(調)第3号	香川県三豊郡地先海域における製紙・パルプ工場排水による漁業被害に係る損害賠償等調停申請事件	46. 10. 11	香川県漁民1,390人	製紙・パルプ会社72社	①賠償請求(約10億2000万円) ②海底堆積物の撤去等	47. 10. 17	調停成立
昭和46年(調)第4号外619件	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	46. 12. 24 ~28. 6. 10	水俣病認定患者等1,556人	化学肥料等製造会社等	賠償請求	47. 2. 21 ~29. 2. 13	調停成立1,466人 取下げ等90人
昭和47年(調)第8号外3件	渡良瀬川沿岸における鉍毒による農作物被害に係る損害賠償調停申請事件	47. 3. 31 ~48. 6. 15	群馬県農民971人	鉍業会社	賠償請求(約39億円)	49. 5. 11	調停成立
昭和49年(調)第22号外1件		49. 11. 15 51. 8. 27	群馬県農民36人		賠償請求(約6000万円)	52. 12. 23	取下げ(和解成立)
昭和48年(調)第1号外22件	大阪国際空港騒音調停申請事件	48. 2. 15 ~51. 2. 10	兵庫県等住民20,138人	国(代表者 運輸大臣)	①飛行場使用差止め ②騒音対策 ③賠償請求	50. 10. 28 11. 14 53. 3. 16 3. 28 55. 6. 30 7. 16 61. 12. 23	騒音対策について一部調停成立 賠償請求について一部調停成立 飛行場使用差止めについて一部調停成立 調停成立
昭和48年(調)第31号	徳山湾における漁業被害に係る損害賠償等調停申請事件	48. 11. 29	山口県漁民232人	徳山湾東海域臨海企業12社	①海底堆積物の撤去 ②汚水排出差止め ③賠償請求(約10億1000万円)	50. 6. 2	調停成立
昭和50年(調)第5号		50. 4. 9	山口県漁民377人	徳山湾西海岸沿岸企業10社	①海底堆積物の撤去 ②汚水排出差止め ③賠償請求(約11億円)	51. 8. 24	調停成立
昭和53年(調)第25号	大阪国際空港騒音対策防音工事調停申請事件	53. 4. 12	大阪府住民2人	国(代表者 運輸大臣)	家屋の防音工事の施工	53. 10. 11	調停打ち切り

事件番号	事件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
昭和56年(調)第16号	大阪国際空港騒音調停申請事件	56. 4. 30	兵庫県住民592人	国(代表者運輸大臣)	①航空機騒音に係る環境基準の達成 ②飛行場使用差止め ③騒音対策 ④賠償請求	62. 4. 23	取下げ
昭和56年(調)第33号	仙台湾養殖海苔被害等調停申請事件	56. 10. 27	仙台市	漁業協同組合	漁業被害等に係る被申請人に対する債務不存在の確認	元. 3. 27	取下げ
昭和62年(調)第17号 外2件	スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件	62. 10. 24 (引継ぎ) ~63. 2. 24	長野県弁護士等269人	スパイクタイヤメーカー7社	スパイクタイヤの製造・販売の中止	63. 6. 2	調停成立
昭和63年(調)第4号	新幹線騒音被害等調停申請事件	63. 1. 29	大阪府住民7人	鉄道会社	家屋の防音・防振工事の施行等	元. 7. 17	調停打ち切り
平成元年(調)第8号 平成2年(調)第7号	スパイクタイヤ使用禁止等調停申請事件	元. 8. 24 2. 4. 25 (引継ぎ)	長野県弁護士73人	国(代表者環境庁長官、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣、自治大臣及び警察庁長官)	スパイクタイヤの使用等を全面的に中止する等の適切な措置	元. 12. 25 3. 3. 29	移送 取下げ
平成元年(調)第11号 平成2年(調)第16号		元. 10. 19 2. 7. 17 (引継ぎ)	北海道弁護士等319人			元. 12. 25 3. 3. 28	移送 取下げ
平成2年(調)第1号	ゴルフ場農薬被害等調停申請事件	2. 1. 8	埼玉県住民等51人	ゴルフ場建設会社	ゴルフ場建設工事の着手及び操業の停止	2. 1. 22	移送
平成2年(調)第3号	軽井沢町ゴルフ場農薬被害等調停申請事件	2. 1. 19	長野県住民1人	ゴルフ場建設会社 長野県	①ゴルフ場計画の中止 ②長野県知事の議会発言の撤回	2. 2. 5	移送
平成2年(調)第4号	小諸市ゴルフ場農薬被害等調停申請事件	2. 1. 19	長野県住民1人	ゴルフ場建設会社 長野県	①ゴルフ場計画の中止 ②長野県知事の議会発言の撤回	2. 2. 5	移送
平成2年(調)第6号 外3件	東京湾横断道路建設被害等調停申請事件	2. 3. 28 ~ 3. 1. 9	千葉県等住民90人	国(代表者建設大臣) 日本道路公団 道路建設会社	建設工事の中止	2. 5. 10 3. 8. 2	回付 調停打ち切り
平成2年(調)第12号	山梨・静岡ゴルフ場農薬被害等調停申請事件	2. 5. 25	静岡県住民130人	ゴルフ場建設会社	ゴルフ場建設中止	3. 5. 14	調停成立
平成2年(調)第13号	長野県ゴルフ場開発指導致要綱調停申請事件	2. 5. 30	長野県住民13人	長野県	「長野県ゴルフ場開発事業に関する指導致要綱」の遵守	2. 6. 25	調停申請却下
平成2年(調)第15号	却下決定取消等調停申請事件	2. 7. 3	平成2年(調)第13号事件の申請人のうち1人	公害等調整委員会	平成2年(調)第13号事件の却下の取消し	2. 7. 16	調停申請却下
平成2年(調)第18号 外1件	原子炉運転停止等調停申請事件	2. 10. 1 3. 1. 11	大阪府住民51人	電力会社	現在停止中の原子炉の運転を再開しないこと	3. 10. 28	調停打ち切り

事件番号	事件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
平成3年(調)第8号外1件	北陸新幹線騒音防止等調停申請事件	3. 6. 13 4. 5. 27	長野県等住民11人	日本鉄道建設公団	北陸新幹線の ①高崎～軽井沢間については工事の中止 ②軽井沢～長野間については計画の変更	4. 3. 27 ～ 6. 1. 28	一部調停成立 一部調停打切り 一部取下げ
平成5年(調)第1号外1件	東海道新幹線騒音・振動被害等調停申請事件	5. 2. 4 6. 1. 10	神奈川県住民2人	鉄道会社	①賠償請求 ②騒音対策(減速)	6. 1. 10	調停成立
平成5年(調)第2号外1件	液体洗剤水質汚濁被害等調停申請事件	5. 7. 9 6. 2. 21	静岡県等住民18人	洗剤製造会社	①全製品の回収 ②回収製品の安全な処分 ③雑菌混入経緯等の情報開示	7. 3. 2 10. 3. 17	参加申立取下げ 一部調停成立 一部調停打切り
平成5年(調)第4号外2件	豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件	5. 12. 21 ～ 8. 10. 23	香川県住民549人	廃棄物処理業者、廃棄物排出事業者及び香川県ら27人 国(代表者厚生大臣)	①産業廃棄物の撤去 ②賠償請求	9. 12. 19 ～12. 1. 12 12. 5. 29 12. 6. 6	一部調停成立(排出事業者19社) 一部取下げ(香川県職員2人) 一部調停成立(香川県) 一部調停打切り(廃棄物処理業者、その実質的経営者ら及び排出事業者2人) 一部取下げ(国)
平成6年(調)第2号	CNP水質汚濁被害調停申請事件	6. 1. 11	埼玉県等住民103人	化学薬品製造会社	CNP及びこれを原体とする除草剤の製造、販売及び使用の中止等	6. 4. 14	取下げ
平成6年(調)第3号	高圧ガス集配所騒音被害等調停申請事件	6. 1. 19	東京都住民1人	プレス事業者等6社	①騒音・振動の規制 ②賠償請求	7. 6. 26	調停打切り
平成6年(調)第5号外3件	金属加工工場騒音・振動被害調停申請事件	6. 2. 25 ～ 6. 4. 26	東京都住民9人	鍛造事業者2社	騒音・振動の規制	8. 6. 26 8. 11. 21	調停成立(8. 6. 12各被申請人に係る手続を分離) 調停成立
平成6年(調)第6号	新潟県CNP水質汚濁被害調停申請事件	6. 3. 18	新潟県住民3,850人	化学薬品製造会社	CNP及びこれを原体とする除草剤の製造、販売及び使用の中止	6. 5. 2	取下げ
平成7年(調)第1号	送電線建設土壌汚染被害等調停申請事件	7. 1. 23	島根県等住民32人	国(代表者通商産業大臣) 電力会社	鉄塔等の建設を中止	7. 3. 8 8. 2. 13	一部取下げ 調停打切り
平成7年(調)第2号外1件	中海本庄工区干陸事業水質汚濁被害等調停申請事件	7. 9. 6 8. 1. 19	島根県等住民36人	国(代表者農林水産大臣)	全面干陸事業を行わないこと等	13. 4. 6	調停成立

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成8年(調) 第2号	松枯れ対策農薬空中散布 大気汚染被害等調停 申請事件	8. 8. 22	島根県等住 民3人	益田市 島根県 田万川町 山口県 農林水産省	①農薬空中散布の 中止 ②松枯れ対策とし て農薬空中散布以 外の方法の選択	10. 8. 5 11. 3. 15	申請人1人につい て調停をしない旨 の決定 調停打ち切り
平成9年(調) 第1号	製鉄所大気汚染健康被 害工場移転等調停申請 事件	9. 7. 7	和歌山県住 民33人	製鉄会社	①埋立移転計画に 基づく製鉄所の移 転 ②ばいじんの総量 規制 ③被害補償	9. 8. 29	移送
平成10年(調) 第2号	四日市市産業廃棄物処 分場水質汚濁防止等調 停申請事件	10. 12. 4	三重県住民 8人	廃棄物処理 業者 廃棄物排出 事業者20社	①積み荷の展開検 査 ②処分場内立入・ サンプル採取 ③処理を委託した 産業廃棄物の種 類、性質、数量等 の公開	13. 1. 10	調停打ち切り
平成11年(調) 第3号	北陸新幹線騒音防止等 調停申請事件	11. 5. 13	長野県住民 19人	日本鉄道建 設公団	①騒音・振動対策 ②賠償請求 ③農家が日陰にな ったことによる補 償金の支払	11. 10. 8	調停打ち切り
平成13年(調) 第2号 外1件	核融合科学研究所重水 素実験中止調停申請事 件	13. 7. 9 14. 2. 26	岐阜県等住 民8, 138人	国(代表者 文部科学大 臣)	重水素実験を実施 しないこと	15. 11. 12	調停打ち切り
平成13年(調) 第3号	清瀬・新座低周波騒音 被害等調停申請事件	13. 11. 7	埼玉県等住 民10人	医療法人	①防音・防振対策 ②慰謝料の支払	15. 3. 11	調停成立
平成14年(調) 第2号	九州新幹線騒音被害防 止等調停申請事件	14. 10. 4	熊本県住民 10人	国(代表者 国土交通大 臣) 日本鉄道建 設公団(現 独立行政法 人鉄道建設 ・運輸施設 整備支援機 構) 熊本県 水俣市 八代市 鉄道会社	①緩衝地帯の設置 ②移転補償費の支 払	17. 6. 28	調停打ち切り
平成15年(調) 第1号	東京都地下鉄等騒音・ 振動被害防止調停申請 事件	15. 3. 10 (引継ぎ)	東京都住民 6人	東京都 鉄道会社	列車の運行に伴う 騒音・振動の軽減	17. 6. 16	調停成立
平成15年(調) 第5号 外1件	新潟空港騒音被害調停 申請事件	15. 6. 27 15. 10. 31	新潟県住民 5人	国(代表者 国土交通大 臣及び環境 大臣) 新潟県 新潟市	騒音対策等	16. 6. 1	取下げ

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成17年(調)第1号	伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	17. 8. 29	三重県等住民110人	産業廃棄物処理業者 産業廃棄物搬入業者 処分場土地所有者 三重県	①許可された産業廃棄物以外の産業廃棄物の撤去 ②許可された産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立状況、PCB、硫化水素及び有害化学物質による汚染の調査	22. 7. 6	調停打切り
平成21年(調)第2号	医薬品研究施設大気汚染被害防止等調停申請事件	21. 2. 25	神奈川県住民16人	薬品会社	被害の未然防止、建設計画の一部凍結、安全性調査の継続的实施、施設完成後の住民への定期的情報開示及び住民による立入調査	21. 3. 9	移送
平成21年(調)第5号	成田国際空港航空機騒音調停申請事件	21. 7. 17	茨城県住民48人	空港会社	①航空機による騒音が暗騒音レベル(30dB)を超えないこと ②申請人の居住地区上空飛行の差し止め ③慰謝料等の支払	23. 5. 11	調停打切り
平成23年(調)第1号	長崎県佐々町における道路工事による土壌汚染被害等調停申請事件	23. 3. 9	長崎県住民1人	国土交通大臣	道路工事による土壌汚染及び産業廃棄物の不法投棄について ①事実関係を十分に認めること ②全ての関係物質を撤去し、それについての広報を徹底すること ③佐々町民に対し本件事実に基づき謝罪すること	23. 3. 22	移送
平成23年(調)第3号	温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件	23. 9. 16	国内住民等108人 法人等3団体	電力会社等11社	各社事業活動に伴う二酸化炭素排出量を1990年比29パーセント削減すること	23. 11. 28	調停申請却下
平成23年(調)第4号	温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件	23. 10. 5	大阪府等住民10名	電力会社等11社	各社事業活動に伴う二酸化炭素排出量を1990年比29パーセント削減すること	23. 11. 28	調停申請却下

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成24年(調)第1号	長野県における不法投棄に係る廃棄物処理調停申請事件	24. 1. 17	産業廃棄物処理事業者	長野県汚泥等の排出事業者9社	長野県に対して、 ①廃棄物等の搬出・処分義務の不存在確認 ②仮に申請人が廃棄物を搬出・処分する場合の賠償請求 その他の被申請人に対して ③廃棄物等の搬出・処分	24. 3. 5	調停申請却下
平成24年(調)第3号	温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件	24. 3. 14	国内住民等35人	電力会社等11社	各社事業活動に伴う二酸化炭素排出量を1990年比29パーセント削減すること	24. 3. 26	調停申請却下
平成24年(調)第4号	大津市における汚染土壌の処理による水質汚濁被害調停申請事件	24. 3. 29	滋賀県住民231人	香川県大津市	香川県は、①豊島から汚染土壌を搬出しないこと、②水洗浄処理業務委託契約を解除すること 大津市は、③豊島及び処理工場の汚染土壌のサンプル採取、立入調査及び工場直下を流れる川の水質モニタリングを実施すること	24. 5. 17	取下げ
平成24年(調)第6号	千葉県における航空機騒音調停申請事件	24. 9. 24	千葉県住民1人	航空会社2社 国(代表者国土交通大臣)	申請人らは、①意図的にショートカットを行い、航空燃料を節約、利益を上げる行為を停止すること、②国が認めた深夜便の海上飛行を遂行(遵守)すること、③申請人に対する羽田発着便の不法行為への抗議により端を発した嫌がらせ等の行為を停止することなど	24. 10. 22	取下げ

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成24年(調)第9号 平成24年(調)第10号 外4件	手賀沼周辺における水質汚濁等による健康被害等調停申請事件	24. 12. 13 24. 12. 27 (引継ぎ) 25. 2. 20 25. 3. 25 25. 5. 30 25. 9. 25	千葉県住民 46人	千葉県	放射性物質を含む焼却灰の一時保管施設について、 ①一時保管施設の安全性の確保 ②最終処分場建設までの焼却灰搬入の中止 ③撤去時期(平成27年3月末)の確約	24. 12. 13 25. 12. 19	移送 調停打ち切り
平成25年(調)第5号 外1件	大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件	25. 7. 25 25. 9. 30	宗教法人 滋賀県等住民355人 レストラン 運営会社 不動産会社	残土処分業者 残土処分場 所有者 大津市	①残土処分業者は、残土の搬入を中止すること ②残土処分業者及び残土処分場所有者は、搬入堆積させた残土を撤去すること ③大津市は、条例に基づく権限を適切に行使し、申請人らの危険を速やかに除去するよう努めること	25. 9. 27 26. 7. 7	一部取下げ (残土処分場所所有者に対する申請) 調停成立
平成25年(調)第6号	千葉県における航空機騒音調停申請事件	25. 7. 29	千葉県住民 1人	国土交通省	申請人宅の庭での騒音が、ピークレベル40dB以下になるよう羽田空港着陸機ルートを変更すること	25. 12. 3	調停打ち切り
平成26年(調)第1号	徳島市における土壌汚染等による健康被害等調停申請事件	26. 4. 3	徳島県住民 70人	産業廃棄物再生処理業者、産業廃棄物排出事業者及び徳島県ら16人	被申請人らは共同して、 ①本件処分場等におけるボーリング調査(産業廃棄物の埋立状況、汚染の状況調査)をすること ②本件処分場等の周辺における地下水分析等の継続的な調査をすること ③周辺の生活環境の汚染を引き起こさないよう適切な措置を講じること	28. 4. 26	調停打ち切り

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成28年(調) 第10号	東京国際空港航空機騒音調停申請事件	28. 9. 9	東京都法人 5社	国土交通大臣	被申請人に対して、主位的に、本件空港A滑走路を一切の航空機の北側からの着陸に供用しないこと及び損害賠償金合計5億円を申請人らに支払うこと、予備的に、一切の航空機に対して同滑走路の北側から着陸することを許可又は指示しないこと	2. 1. 31	調停成立
平成28年(調) 第11号 平成29年(調) 第1号	甲賀市における水質汚濁等被害調停申請事件	28. 12. 9 29. 2. 20	宗教法人 農業法人	滋賀県 産業廃棄物 処理業者2 社 ほか1人	被申請人らは、廃棄物等の収去や岩石採取場周辺に被害が及ぶことがないように必要な措置を講じること等	28. 12. 21 29. 3. 21	回付 移送
平成30年(調) 第3号	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害調停申請事件	30. 3. 30	広島県住民 4人	自動車解体業者	騒音及び振動の被害を発生させないように作業内容を改善すること	30. 4. 10	移送
平成30年(調) 第4号	国立市における騒音による健康被害等調停申請事件	30. 11. 9	東京都住民 1人	建築会社	被申請人が事業活動で発生させている騒音により、不眠症を発症し精神的苦痛を受けており、かつ、騒音対策を講じる必要があるため、損害賠償金40万円の支払を求めること	30. 11. 20	移送

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成31年(調) 第1号 外1件	自動車排出ガスによる 大気汚染被害調停申請 事件	31. 2. 18 元. 8. 23	東京都など 6都府県の 住民93人 法人でない 社団1団体 東京都など 4都県の住 民14人	国(環境大 臣) 自動車メー カー7社	被申請人国に対 し、 ①新たな大気汚 染公害医療費救 済制度の創設 被申請人メーカ ーに対し、 ②本件救済制度 への相当の財源 負担 被申請人国及び 被申請人メーカ ーに対し、 ③損害賠償金合 計1億400万円 (取下げ分を減 額し、第2号分 を増額)の支払	元. 7. 4	一部取下げ

仲裁事件

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
昭和50年(仲) 第1号	損害賠償仲裁申請事件	50. 12. 4	福岡県住民 1人	日本国有鉄 道	賠償請求 (約5000万円)	51. 4. 26	棄却

裁定事件

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
昭和49年(七)第1号外1件	富山市におけるビル建築工事に伴う地盤沈下による建築物損傷責任裁定申請事件	49. 7. 2 49.10.21	富山県住民 36人	建設会社等 4社	賠償請求 (約12億3000万円)	53. 7. 22	棄却
昭和49年(七)第2号	大阪国際空港の航空機騒音による健康被害責任裁定申請事件	49. 8. 3	大阪府住民 3人	国(代表者 運輸大臣)	賠償請求 (約600万円)	49.12. 3	取下げ
昭和49年(七)第3号	東京都新宿区における地下鉄工事に伴う騒音、振動、地盤沈下による営業損害責任裁定申請事件	49. 8. 5	東京都住民 2人	東京都 建設会社	賠償請求 (約2600万円)	51.11.29	一部認容
昭和49年(七)第4号	大阪市におけるビル建築工事に伴う地盤沈下による建築物損傷責任裁定申請事件	49. 8. 12	大阪府住民 1人	建設会社外 1人	賠償請求 (約500万円)	49.10. 5	取下げ
昭和49年(七)第5号 ↓ 昭和51年(調)第16号	長野県中野市におけるカドミウム汚染による農作物被害責任裁定申請事件	49. 9. 20	長野県農民 445人	ガラス製造 会社	賠償請求 (約8000万円)	51. 5. 12	職権調停移行→調停成立
昭和50年(ゲ)第1号 ↓ 昭和51年(調)第23号	埼玉県北葛飾郡における大気汚染による健康被害等原因裁定申請事件	50. 6. 27	化学薬品製 造会社	埼玉県住民 50人	亜硫酸ガスと呼吸器疾患等との因果関係の有無	51. 6. 17	職権調停移行→調停成立
昭和50年(七)第1号	東京都葛飾区における騒音、振動による建築物損傷等責任裁定申請事件	50.12. 2	東京都住民 2人	鉄工所	賠償請求 (約600万円)	51. 1. 19	申請不受理
昭和51年(七)第1号 ↓ 昭和52年(調)第33号	島根半島における廃油汚染による漁業被害責任裁定申請事件	51.10. 1	島根県漁民 3,384人 漁協10組合	運輸会社	賠償請求 (約1億9000万円)	52.10.13 52.12.23	職権調停移行 調停成立
昭和52年(七)第1号	東京都新宿区(片町)における地下鉄工事に伴う騒音、振動による賃料等損害責任裁定申請事件	52. 2. 25	観光会社 東京都住民 1人	東京都 建設会社	賠償請求 (約3500万円)	53. 2. 28	取下げ(和解成立)
昭和54年(ゲ)第1号 ↓ 昭和56年(調)第4号	仙台湾における養殖海苔被害原因裁定申請事件	54. 2. 28	宮城県漁協 7組合	仙台市	下水処理場排水と海苔芽脱落との因果関係の有無	56. 2. 2 56. 3. 30	職権調停移行 調停成立
昭和55年(七)第1号	佐伯湾における養殖真珠被害責任裁定申請事件	55.11.28	大分県真珠 養殖業者	建設会社 倉庫会社	賠償請求 (約3900万円)	58.10.17	取下げ
昭和57年(ゲ)第1号	壱岐における養殖真珠被害原因裁定申請事件	57. 6. 25	長崎県真珠 養殖業者	芦辺町	漁港修築事業と真珠貝へい死との因果関係の有無	元. 3. 6	一部認容

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
昭和60年(七)第1号	高知市における建築物損傷等責任裁定申請事件	60. 9. 2	高知県住民1人	大規模集会所の施工主施工業者設計管理者	賠償請求(約100万円)	60. 10. 7	申請不受理
昭和61年(七)第1号 外1件 ↓ 昭和63年(調)第14号 外1件	森浦湾における養殖真珠被害責任裁定申請事件	61. 4. 12 62. 4. 7	漁業生産組合 真珠養殖業者2人	建設会社 年金福祉事業団 和歌山県和歌山県土地開発公社	賠償請求(約13億7000万円)	63. 7. 20 63. 7. 21	職権調停移行 調停成立
昭和62年(七)第2号 外1件 ↓ 平成元年(調)第5号	道路騒音等被害責任裁定申請事件	62. 5. 28 63. 2. 4	東京都住民133人	国(代表者建設大臣) 東京都 首都高速道路公団	賠償請求(申請人1人につき50万円)等	元. 3. 22 元. 3. 23	職権調停移行 調停成立
昭和63年(ゲ)第1号	水俣病原因裁定申請事件	63. 7. 29	熊本県等住民245人	化学肥料等製造会社	工場廃水中のメチル水銀化合物と水俣病に罹患したこととの因果関係の有無	63. 9. 21	申請不受理
平成2年(七)第1号 ↓ 平成3年(調)第12号	冷暖房室外機騒音責任裁定申請事件	2. 9. 25	東京都住民1人	アパート所有者	賠償請求(約300万円)	3. 11. 5	職権調停移行→調停成立
平成2年(ゲ)第1号	商店街拡声器騒音被害原因裁定申請事件	2. 12. 28	東京都住民1人	国(代表者法務大臣) 全国商店街連合会 全国商店街振興組合連合会 日本商工会議所	商店街が設置した商業宣伝放送により発生した騒音公害と申請人が受けた肉体的、生命的、精神的苦痛との因果関係の有無	3. 1. 28	申請不受理
平成3年(ゲ)第1号	下水道管理設工事振動被害原因裁定申請事件	3. 9. 30	東京都住民3人	東京都	下水道管理設工事と健康障害及び家屋等の破損の因果関係の有無	3. 11. 25	申請不受理
平成4年(七)第1号 外13件 ↓ 平成10年(調)第1号	小田急線騒音被害等責任裁定申請事件	4. 5. 7 ~ 9. 12. 8	東京都住民368人	鉄道会社	賠償請求(申請人1人につき50万円)	10. 4. 6 10. 5. 23 10. 7. 24	職権調停移行 一部調停成立 一部取下げ 一部認容 一部棄却
平成8年(七)第1号 ↓ 平成11年(調)第2号	飯塚市廃棄物悪臭被害責任裁定申請事件	8. 4. 24	福岡県住民5人	飯塚市	賠償請求(申請人1人につき360万円)	11. 1. 29 11. 7. 13	職権調停移行(飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件に併合) 調停成立

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成8年(ケ) 第1号 ↓ 平成11年(調) 第1号	飯塚市し尿処理場等悪臭被害原因裁定申請事件	8. 4. 24	福岡県住民 4人	飯塚市	し尿処理場及びこれに隣接する下水道終末処理場から発生する悪臭と健康被害等との因果関係の有無	11. 1. 29 11. 7. 13	職権調停移行 (飯塚市廃棄物悪臭被害職権調停事件を併合) 調停成立
平成9年(ケ) 第1号	杉並区における不燃ゴミ中継施設健康被害原因裁定申請事件	9. 5. 21	東京都等住民18人	東京都	不燃ゴミ中継施設から排出される有害物質と健康被害との因果関係の有無	14. 6. 26	一部認容
平成10年(ケ) 第1号	金属板印刷工場悪臭被害原因裁定申請事件	10. 4. 24	千葉県住民 3人	金属板印刷会社	工場から排出される悪臭と健康被害との因果関係の有無	10. 6. 22	申請不受理
平成11年(セ) 第1号	小豆島採石場粉じん被害等責任裁定申請事件	11. 5. 6	香川県住民 2人	香川県採石会社	賠償請求 (100万円)	11. 6. 21	申請不受理
平成11年(セ) 第2号	尾鷲市における養殖真珠被害責任裁定申請事件	11. 8. 30	三重県真珠養殖業者	三重県建設会社3社	賠償請求 (約3億円)	14. 2. 18	棄却
平成11年(セ) 第3号	佐伯市における養殖真珠被害責任裁定申請事件	11. 12. 27	大分県真珠養殖業者	国(代表者運輸大臣)	賠償請求 (約6390万円)	15. 1. 31	一部認容
平成12年(セ) 第1号 ↓ 平成15年(調) 第4号	奄美大島における漁業被害等責任裁定申請事件	12. 11. 8	鹿児島県住民 3人	鹿児島県建設会社3社	賠償請求 (1億5156万円)	15. 6. 17	職権調停移行→調停成立 一部取下げ
平成13年(セ) 第1号	奄美大島における漁業被害等責任裁定申請事件	13. 1. 31	鹿児島県住民 3人	建設会社	賠償請求 (1億8156万円)	13. 2. 19	取下げ
平成13年(セ) 第2号	横浜市における振動・低周波音被害責任裁定申請事件	13. 12. 27	神奈川県住民 3人	横浜市	賠償請求 (5000万円)	15. 3. 31	棄却
平成14年(セ) 第1号 ↓ 平成16年(調) 第2号	深川市における低周波音被害責任裁定申請事件	14. 1. 18	北海道住民 2人	生活協同組合	賠償請求 (約1113万円)	16. 6. 30 16. 7. 7	職権調停移行 調停成立
平成14年(セ) 第2号 ↓ 平成14年(調) 第3号	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害責任裁定申請事件	14. 3. 28	静岡県住民 1人	製菓会社	賠償請求 (約350万円)	14. 11. 26	職権調停移行→調停成立
平成14年(セ) 第3号 ↓ 平成15年(調) 第2号	松戸市におけるマンション建設粉じん・悪臭等被害責任裁定申請事件	14. 9. 10	千葉県住民 3人	建設会社2社	賠償請求 (約2300万円)	15. 3. 17	職権調停移行→調停成立
平成14年(セ) 第4号 ↓ 平成16年(調) 第1号	越谷市における印刷工場からの悪臭による健康被害責任裁定申請事件	14. 9. 18	埼玉県住民 24人	越谷市印刷会社	賠償請求 (申請人1人につき200万円)	16. 4. 15 16. 4. 20	職権調停移行 調停成立

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成14年(ゲ)第1号	高崎市における低周波音被害原因裁定申請事件	14. 10. 10	群馬県住民1人	スーパーマーケット食品会社	惣菜加工工場の周囲に設置した冷凍機等から発生する低周波音と健康被害との因果関係の有無	17. 12. 20	取下げ
平成15年(ゲ)第1号 ↓ 平成15年(調)第3号	大阪市におけるメッキ工場による土壤汚染財産被害原因裁定申請事件	15. 2. 6	国(代表者財務大臣)	メッキ会社	工場が排出していた有害物質と土壤汚染による財産被害との因果関係の有無	15. 5. 12 15. 5. 29	職権調停移行 調停成立
平成15年(ゲ)第2号 外1件	有明海における干拓事業漁業被害原因裁定申請事件	15. 4. 16 15. 5. 30	福岡県等漁民19人 漁業協同組合連合会	国(代表者農林水産大臣)	国営諫早湾土地改良事業と漁業被害との因果関係の有無	16. 9. 8 17. 8. 30	一部取下げ 棄却
平成15年(セ)第1号	埼玉県伊奈町における産業廃棄物不法投棄による地盤沈下及び土壤汚染被害責任裁定申請事件	15. 7. 30	埼玉県住民1人	国(代表者国土交通大臣) 埼玉県伊奈町土地の売主不動産会社	賠償請求(2704万円)	16. 1. 21	取下げ
平成15年(セ)第2号	香川県直島における廃棄物処理施設に関する責任裁定申請事件	15. 10. 21	岡山県住民1人	香川県	賠償請求(3億円)等	15. 12. 8	申請不受理
平成15年(セ)第3号 ↓ 平成17年(調)第3号	荒川区における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	15. 11. 6	東京都住民3人	東京都住民2人 神奈川県住民1人 スーパーマーケット	賠償請求(申請人1人につき約219万円)	17. 11. 25	職権調停移行→調停成立
平成16年(ゲ)第1号	新潟市における道路振動被害原因裁定申請事件	16. 1. 13	新潟県住民3人	新潟市	市道拡幅工事と家屋破損等の被害との因果関係の有無	17. 3. 7	取下げ
平成16年(ゲ)第2号	北海道岩内町における地盤沈下被害原因裁定申請事件	16. 2. 13	北海道住民4人	国(代表者国土交通大臣)	道路改修工事と家屋等破損の被害との因果関係の有無	17. 6. 30	棄却
平成16年(セ)第1号 ↓ 平成18年(調)第1号	名古屋市における道路騒音被害責任裁定申請事件	16. 3. 18	愛知県住民2人	国(代表者国土交通大臣) 名古屋高速道路公社	賠償請求(申請人1人につき約500万円)	18. 7. 18 19. 4. 6	職権調停移行 調停成立
平成16年(ゲ)第3号	富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 16. 8. 4	(原告)富山県漁民13人 栽培組合	(被告)電力会社	(囑託の趣旨)ダムの排砂と漁業被害との因果関係の有無	19. 3. 28	因果関係を一部認める
平成17年(ゲ)第1号	茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	17. 2. 14	茨城県住民3人	金属製品製造会社2社 茨城県	製造会社の事業活動等及び県の指導監督の不行使と健康被害との因果関係の有無	21. 8. 24	棄却

事件番号	事件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
平成17年(セ)第1号 ↓ 平成17年(調)第2号	日野市における農薬等による健康被害責任裁定申請事件	17. 3. 22	東京都住民1人	東京都住民3人	賠償請求 (3500万円)	17. 11. 2	職権調停移行→調停成立
平成17年(ゲ)第2号	銚子市における汚水による土壌汚染被害等原因裁定申請事件	17. 5. 19	ゴルフセンター 千葉県住民2人	千葉県	排水管理の不備と水田の損壊及び汚水による冠水被害との因果関係の有無	19. 3. 13	棄却
平成17年(セ)第2号	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害責任裁定申請事件	17. 5. 31	静岡県住民1人	製菓会社	賠償請求 (約200万円)	18. 6. 14	取下げ
平成17年(ゲ)第3号	大和郡山市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	17. 6. 8	奈良県住民1人	ホームセンター	購入したバイン集成材に含まれていた有害化学物質と健康被害との因果関係の有無	18. 5. 29	裁定申請却下
平成17年(ゲ)第4号	津市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	17. 6. 14	三重県住民2人	建設会社	補修工事に使用した部材に含まれていた有害化学物質と健康被害との因果関係の有無	18. 5. 29	裁定申請却下
平成17年(ゲ)第5号	横浜市におけるマンション建設工事による家屋損傷原因裁定申請事件	17. 7. 21	建設会社	神奈川県住民1人	マンション建設工事と家屋に生じた不具合との因果関係の有無	19. 10. 2	取下げ
平成17年(セ)第3号 ↓ 平成20年(調)第1号	川崎市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	17. 8. 16	鉄道会社	学校法人 川崎市	賠償請求 (約52億1639万円)	18. 7. 5 20. 5. 7	一部取下げ 一部認容 一部棄却
平成18年(セ)第1号	渋谷区におけるビル建設工事騒音被害等責任裁定申請事件	18. 1. 11	東京都住民2人	建設会社	賠償請求 (約336万円)	19. 11. 19	一部認容
平成18年(セ)第2号 外1件	神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件	18. 7. 24 20. 9. 29	茨城県等住民39人	国(代表者 内閣総理大臣) 茨城県	賠償請求 (申請人1人につき300万円)	24. 5. 11	一部認容
平成18年(セ)第3号 ↓ 平成22年(調)第1号	上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	18. 8. 17	埼玉県住民2人	理・美容院 経営会社	賠償請求 (468万円)等	22. 1. 8 23. 9. 15	職権調停移行 調停成立
平成18年(ゲ)第1号	和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件	18. 9. 22	漁業協同組合 組合員85人	和歌山県	ダムが洪水時に放流する濁水と漁業被害との因果関係の有無	22. 6. 1	棄却
平成18年(セ)第4号	羽咋市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	18. 10. 30	電子関連機器製造会社	石川県 羽咋市	賠償請求 (約9億5474万円 →約16億6140万円)	20. 11. 28	棄却

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成18年(七)第5号	久喜市における東北新幹線振動被害責任裁定申請事件	18. 11. 30	ビジネスホテル	鉄道会社	賠償請求 (1990万円)	20. 7. 22	棄却
平成19年(七)第1号 外1件 ↓ 平成21年(調)第3号	八代市における製紙工場振動被害責任裁定申請事件	19. 3. 19 19. 9. 12	熊本県住民 11人	製紙会社	賠償請求 (申請人1人につき300万円)	19. 9. 12 21. 4. 2 21. 5. 25	一部取下げ 職権調停移行 調停成立
平成19年(七)第3号	港区における粉じん等財産被害責任裁定申請事件	19. 9. 25	絨毯販売会社	建設会社	賠償請求 (6784万円)	21. 3. 30	棄却
平成19年(七)第4号	高知県須崎市における防波堤工事による漁業被害責任裁定申請事件	19. 10. 26	高知県住民 7人	国(代表者 国土交通大臣)	賠償請求 (6億8172万円)	22. 1. 19	棄却
平成20年(七)第1号	さいたま市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	20. 2. 1	埼玉県住民 1人	不動産会社 借家所有者	賠償請求 (約310万円)	21. 3. 30	棄却
平成20年(七)第2号	東京都における自動車排気ガス健康被害責任裁定申請事件	20. 3. 28	東京都住民 1人	国(代表者 環境大臣、 国土交通大臣)	賠償請求 (3600万円)	22. 3. 12	棄却
平成20年(七)第3号	足立区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件	20. 8. 13	東京都住民 1人	鉄道会社	賠償請求 (107万円)	22. 4. 2	棄却
平成20年(ゲ)第1号	筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件	20. 9. 12	福岡県住民 117人	産業廃棄物 処理業者 福岡県	廃棄物処分場排水及び県の不適切な指導監督と水質環境の悪化等の被害との因果関係の有無	24. 6. 15	棄却
平成20年(ゲ)第2号	東京都23区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件	20. 9. 30	東京都等住民 8人	東京都23区東京二十三区清掃一部事務組合	清掃工場から排出される大気汚染物質と生活環境の悪化及び健康被害等の発生との因果関係の有無	24. 6. 22	棄却
平成20年(セ)第5号 ↓ 平成21年(調)第1号	横須賀市におけるビル解体工事騒音被害等責任裁定申請事件	20. 10. 17	神奈川県住民 1人	不動産会 建設会社	賠償請求 (40万円)	21. 1. 21	職権調停移行→ 調停成立
平成20年(ゲ)第3号 ↓ 平成21年(調)第4号	札幌市における鉄粉による財産被害原因裁定申請事件	20. 12. 24	建設会社	鉄道会社	列車による鉄粉の飛散と社屋と車両の錆が発生する等の被害との因果関係の有無	21. 7. 8 21. 9. 29	職権調停移行 調停成立

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成21年(セ) 第1号	小牧市における土壌汚染・地盤沈下被害責任裁定申請事件	21. 3. 9	愛知県等住民60人	愛知県 独立行政法人都市再生機構	賠償請求等	21. 4. 3 21. 10. 20	一部取下げ 取下げ
平成21年(ゲ) 第1号	相模原市における振動被害原因裁定申請事件	21. 3. 16	神奈川県住民1人	神奈川県住民1人	マッサージ機械等の振動と健康被害との因果関係の有無	21. 10. 26	棄却
平成21年(セ) 第2号	高崎市における騒音被害責任裁定申請事件	21. 3. 19	群馬県住民2人	群馬県住民1人	賠償請求 (100万円)	21. 4. 27	取下げ
平成21年(ゲ) 第2号 第2号 外1件	鎌倉市における振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 5. 27 21. 6. 30	神奈川県住民2人	通信会社	携帯電話の基地局等から発生する低周波音・振動と健康被害との因果関係の有無	22. 8. 2	棄却
平成21年(セ) 第3号 外1件 ↓ 平成22年(調) 第2号	北九州市における解体工事振動被害等責任裁定申請事件	21. 6. 9	福岡県住民2人 ホテル	建設会社	賠償請求 (第3号：120万円、第4号：80万円)	22. 3. 29 22. 4. 9	職権調停移行 調停成立
平成21年(ゲ) 第3号	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	21. 6. 17	仙台市	石油会社	被申請人が所有する隣接地の汚染と申請人が所有する土地の土壌汚染等との因果関係の有無	23. 4. 18	認容
平成21年(ゲ) 第4号	三原市における低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 6. 25	広島県住民1人	老人ホーム 経営会社 建物所有者	被申請人らが経営又は所有する施設から発生する低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	22. 9. 8	棄却
平成21年(セ) 第5号	横浜市におけるマンション受水槽撤去工事騒音被害等責任裁定申請事件	21. 7. 2	神奈川県住民1人	マンション 管理会社 建設会社	賠償請求 (25万円)	22. 4. 5	棄却
平成21年(セ) 第6号	深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	21. 7. 3	埼玉県住民1人	合成樹脂加工会社	賠償請求 (3265万円)	25. 10. 17	棄却
平成21年(ゲ) 第6号	神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	21. 7. 8	茨城県住民1人	氷雪販売業者	被申請人が所有する機械から発生する騒音・振動と申請人の健康被害との因果関係の有無	21. 8. 5	取下げ

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成21年(ゲ) 第7号 外1件	静岡県東伊豆町における風力発電施設からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 7. 21 21. 11. 9	静岡県住民 12人	風力発電会社	被申請人が稼働させている風力発電施設から発生する超低周波・低周波騒音と申請人の健康被害との因果関係の有無	21. 10. 7 23. 2. 8	一部取下げ 取下げ
平成21年(セ) 第7号	播磨灘における養殖のり被害責任裁定申請事件	21. 7. 22	兵庫県住民 2人	電力会社	賠償請求 (5000万円)	23. 4. 27	棄却
平成21年(ゲ) 第8号	神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	21. 8. 5	茨城県住民 1人	氷雪販売業者	被申請人が所有する機械から発生する騒音・振動と申請人の健康被害との因果関係の有無	22. 6. 7	棄却
平成21年(ゲ) 第9号 外1件	熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	21. 9. 18 21. 10. 8	熊本県住民 2人 法人	熊本県南関町	被申請人が施工した道路工事と申請人らが使用する井戸の水質汚濁との因果関係の有無	24. 4. 4	棄却
平成21年(ゲ) 第11号	横浜市におけるマンション高圧受電設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 10. 30	神奈川県住民 1人	マンション管理会社 マンション管理組合	被申請人らが管理する受電設備から発生する低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	22. 9. 24	取下げ
平成21年(セ) 第8号	東広島市における工場騒音による健康被害等責任裁定申請事件	21. 11. 13	広島県住民 1人	自動車部品等製造会社	賠償請求 (800万円)	23. 3. 22	棄却
平成21年(ゲ) 第13号	横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 11. 16	神奈川県住民 1人	飲食店 国(代表者 国土交通大臣)	被申請人らが発生させる低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	24. 6. 25	棄却
平成21年(セ) 第9号	新宿区における養犬場からの騒音被害責任裁定申請事件	21. 11. 16	東京都住民 1人	東京都住民 1人	賠償請求 (82万円)	21. 12. 7	取下げ
平成21年(セ) 第10号	入間市における工場騒音被害責任裁定申請事件	21. 11. 20	埼玉県住民 2人	薬品等製造会社 不動産会社 工場土地所有者	賠償請求 (807万円)	23. 11. 28	棄却
平成21年(ゲ) 第14号	高崎市における給湯器騒音による健康被害原因裁定申請事件	21. 12. 10	群馬県住民 2人	群馬県住民 住宅の施工会社 給湯器製造会社	被申請人らが製造、設置、使用する給湯器から発生する低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	23. 6. 10	取下げ

事件番号	事件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
平成21年(セ)第11号	渋谷区におけるマンション騒音による健康被害等責任裁定申請事件	21. 12. 24	東京都住民 1人	グラフィックデザイン業者	賠償請求 (261万円)	23. 6. 27	棄却
平成21年(セ)第12号	熊本県大津町におけるマンション給排水設備等からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	21. 12. 24	熊本県住民 2人	不動産所有者 不動産会社	賠償請求 (約3404万円)	23. 2. 7	棄却
平成22年(ゲ)第1号 ↓ 平成22年(調)第5号	大田区における工場騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	22. 4. 1	東京都住民 2人	プラスチック加工会社	プラスチック加工工場から発生する騒音・低周波音と申請人らの健康被害との因果関係の有無	22. 9. 30 22. 10. 6	職権調停移行 調停成立
平成22年(セ)第1号	神崎市における水利工事による振動被害責任裁定申請事件	22. 4. 5	佐賀県住民 1人	国(代表者 農林水産大臣)	賠償請求 (3600万円)	24. 6. 13	棄却
平成22年(セ)第2号 外1件	福岡県遠賀町におけるペット火葬場大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件	22. 4. 28 22. 10. 25	福岡県住民 2人	福岡県 遠賀町 遠賀町農業委員会 遠賀中間地域広域行政事務組合 福岡県住民 4名	賠償請求 (第2号: 4300万円、第9号: 2470万円)	23. 5. 12	一部却下 一部棄却
平成22年(ゲ)第2号	島根県吉賀町におけるトンネル工事によるヒ素汚染漁業被害原因裁定申請事件	22. 5. 17	漁業協同組合	島根県	トンネル工事により河川内にヒ素が流出したとと漁業被害との因果関係の有無	23. 5. 26	取下げ
平成22年(ゲ)第3号	文京区におけるマンション工事による振動被害原因裁定申請事件	22. 5. 27	文化財保存・管理法人	不動産会社 建設会社	マンション建設工事と申請人の所有・管理する建物の損害との因果関係の有無	24. 10. 12	取下げ
平成22年(セ)第3号	宮崎市における道路工事による土壌汚染被害責任裁定申請事件	22. 6. 2	宮崎県住民 1人	宮崎県	賠償請求 (約920万円)	24. 3. 27	棄却
平成22年(セ)第4号 ↓ 平成24年(調)第2号	宮崎市における交通騒音による健康被害等責任裁定申請事件	22. 6. 29	宮崎県住民 2人	国(代表者 国土交通大臣) 宮崎県	賠償請求 (約7702万円)	24. 2. 22 24. 4. 7	職権調停移行 調停成立
平成22年(セ)第5号	文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件	22. 7. 23	東京都住民 2人	建物解体会社	賠償請求 (約262万円)	23. 12. 20	一部認容

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成22年(セ) 第6号	葛飾区におけるマンション工事による振動被害等責任裁定申請事件	22. 7. 23	東京都住民 1人	不動産会社	賠償請求 (1000万円)	23. 9. 26	棄却
平成22年(セ) 第7号	中野区における道路換気所からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	22. 8. 20	東京都住民 2人	道路会社	賠償請求 (約1235万円)	24. 5. 25	棄却
平成22年(ゲ) 第4号	葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	22. 9. 9	東京都住民 1人	通信会社	携帯電話の基地局等から発生する騒音又は振動(低周波音及び低周波振動を含む)と健康被害との因果関係の有無	25. 4. 4	棄却
平成22年(セ) 第8号	小平市における公衆浴場煙突からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件	22. 10. 7	東京都住民 1人	公衆浴場経営者	賠償請求 (約201万円)	24. 5. 25	棄却
平成22年(ゲ) 第5号 ↓ 平成23年(調) 第5号	川口市における住宅工事に伴う大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件	22. 11. 8	埼玉県住民 1人	住宅施工会社	住宅工事と申請人の健康被害との因果関係の有無	23. 10. 18 23. 11. 21	職権調停移行 調停成立
平成22年(ゲ) 第6号	多摩市における道路交通振動による財産被害等原因裁定申請事件	22. 11. 12	東京都住民 1人	東京都	道路交通振動と申請人の家屋の損傷及び健康被害との因果関係の有無	23. 4. 22	取下げ
平成22年(ゲ) 第7号	鎌ヶ谷市における医療施設からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	22. 12. 2	千葉県住民 1人	医療法人 同法人経営者	医療施設の厨房のボイラー及びエアコン室外機から発生する騒音等と申請人の健康被害との因果関係の有無	24. 8. 27	棄却
平成22年(セ) 第10号	松戸市における建設工事からの騒音による慰謝料等責任裁定申請事件	22. 12. 6	千葉県住民 1人	建設会社	賠償請求 (180万円)	24. 9. 10	一部認容
平成22年(セ) 第11号	焼津市における金属加工場からの振動・騒音による慰謝料責任裁定申請事件	22. 12. 27	静岡県住民 1人	金属加工会社 焼津市 静岡県	賠償請求 (300万円)等	24. 12. 5	棄却
平成23年(ゲ) 第1号 ↓ 平成24年(調) 第8号	宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	23. 2. 4	沖縄県住民 1人 エコツアー 企画運営会社	宮古島市	海中公園工事における水質汚濁とサンゴ礁等の被害との因果関係の有無	24. 12. 3 24. 12. 17	職権調停移行 調停成立
平成23年(セ) 第1号	千代田区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	23. 2. 21	不動産会社	鉄道会社	賠償請求 (日額9000円等)	26. 1. 15	一部却下 一部棄却

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成23年(ゲ) 第2号 外2件	寝屋川市における廃 棄物処理施設からの 大気汚染による健康 被害原因裁定申請事 件	23. 3. 1 24. 1. 25 24. 12. 26	大阪府等住 民73人	廃プラ処理 会社 北河内4市 リサイクル 施設組合	廃プラ処理施設 から排出される 有害化学物質と 申請人らの健康 被害との因果関 係の有無	26. 11. 19	棄却
平成23年(ゲ) 第3号 ↓ 平成23年(調) 第2号	中央区における飲食 店からの騒音被害原 因裁定申請事件	23. 3. 2	東京都住民 1人	レストラン 運営会社	飲食店の来店客 の喚声等と申請 人の精神的被害 との因果関係の 有無	23. 9. 12 23. 9. 26	職権調停移行 調停成立
平成23年(ゲ) 第4号	島原市における養豚 場等からのし尿によ る水質汚濁被害原因 裁定申請事件	23. 3. 7	食品会社	畜産会社3 社 畜産事業者	養豚場等から排 出されるし尿と 申請人所有の井 戸水の汚染との 因果関係の有無	27. 2. 10	一部認容
平成23年(セ) 第2号	芦屋市におけるマン ション工事からの騒 音・振動による慰謝 料等責任裁定申請事 件	23. 3. 10	兵庫県住民 1人	不動産会社 建設会社	賠償請求 (約361万円)	24. 8. 7	棄却
平成23年(セ) 第3号	吹田市におけるマン ション工事による騒 音・振動被害責任裁 定申請事件	23. 4. 21	大阪府住民 8人	マンション 分譲会社4 社 建設会社	賠償請求 (2640万円)	24. 6. 11	棄却
平成23年(セ) 第4号	羽生市における医療 廃棄物による土壌汚 染財産被害責任裁定 申請事件	23. 4. 22	埼玉県住民 1人	土地・建物 の売主	賠償請求 (約1018万円)	24. 1. 30	取下げ
平成23年(ゲ) 第5号	高槻市におけるエア コン室外機からの騒 音・低周波音による 健康被害原因裁定申 請事件	23. 6. 16	大阪府住民 2人	不動産会社 賃貸住宅所 有者	賃貸住宅に設置 されたエアコン 室外機12機から 発生した騒音及 び低周波と申請 人らの健康被害 との因果関係の 有無	26. 1. 28	一部認容
平成23年(セ) 第5号	伊勢崎市における道 路振動等による財産 被害責任裁定申請事 件	23. 6. 17	群馬県住民 1人	伊勢崎市	賠償請求 (約162万円)	23. 9. 14	取下げ
平成23年(セ) 第6号	原子力発電設備から の排出物質に係る大 気汚染等による生活 環境被害責任裁定申 請事件	23. 6. 21	東京都住民 1人	電力会社	賠償請求 (約13万円) 等	24. 6. 22	一部却下 一部棄却

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成23年(ゲ) 第6号	原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害原因裁定申請事件	23. 6. 21	東京都住民 1人	電力会社	原子力発電所における原子炉の運転等に際して排出された核燃料物質等の大気汚染と申請人が受けた放射線被曝との因果関係の有無	24. 6. 22	棄却
平成23年(セ) 第7号	港区におけるビル換気用設備からの騒音による慰謝料責任裁定申請事件	23. 7. 14	東京都住民 1人	土地信託会社	賠償請求 (100万円)	24. 4. 6	棄却
平成23年(セ) 第8号	八潮市における道路工事等による振動被害等責任裁定申請事件	23. 7. 22	埼玉県住民 1人	埼玉県建設会社3社	賠償請求 (2160万円)	24. 11. 1	棄却
平成23年(セ) 第9号	名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	23. 7. 22	愛知県住民 4人	名古屋市名古屋高速道路公社 鉄道会社3社	賠償請求 (2000万円)	25. 11. 5	一部認容
平成23年(ゲ) 第7号	加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 23. 9. 7	(原告) 埼玉県住民 1人	(被告) 埼玉県住民 2人	(囑託の趣旨) 原告所有地の境界線付近に設置した井戸からの地下水の汲み上げと、原告所有地の地盤沈下等との因果関係の有無	26. 9. 29	因果関係を認めない
平成23年(ゲ) 第8号	富士市における医療施設等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	23. 9. 20	静岡県住民 2人	医療施設運営会社 医療法人	病院等施設の空調室外機等から発生する騒音・低周波音と申請人らの健康被害との因果関係の有無	25. 3. 11	棄却
平成23年(セ) 第10号 ↓ 平成27年(調) 第2号	茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰謝料等責任裁定申請事件	23. 9. 29	神奈川県住民 1人	スーパーマーケット経営会社	賠償請求 (約433万円)	27. 2. 10 27. 3. 11	職権調停移行 調停成立
平成23年(ゲ) 第9号	鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件	23. 11. 29	鹿児島県住民 13人	土地開発会社	飛行場建設工事において森林伐採を行った結果、土砂が周辺海域に流れ込み海洋汚染を生じたことと漁業被害の因果関係の有無	28. 10. 25	棄却

事件番号	事件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
平成23年(セ)第11号	栃木県野木町における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	23. 11. 30	栃木県住民1人	不動産会社	賠償請求 (約3758万円)	24. 10. 22	却下
平成23年(セ)第12号外1件 ↓ 平成26年(調)第2号	岐阜県笠松町における騒音等による財産被害等責任裁定申請事件	23. 12. 8	岐阜県住民1人	岐阜県食品会社4社 惣菜製造事業協同組合	賠償請求 (約3782万円)	26. 6. 5 26. 7. 3	職権調停移行 (26. 6. 5被申請人食品会社4社等に係る手続を分離) 調停成立 取下げ
平成23年(ゲ)第10号	福岡県寺内ダム下流域における養殖のり被害原因裁定申請事件	23. 12. 20	川海苔製造販売会社2社	独立行政法人水資源機構	ダム建設事業によって行った工事及びその後の管理により、河川の水量が減少したために富栄養化が進み水質の悪化をもたらしたこと等と川海苔製造被害との因果関係の有無	26. 3. 13	取下げ
平成23年(セ)第13号	甲州市における工場からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	23. 12. 27	山梨県住民1人	清涼飲料水製造会社	賠償請求 (約22万円)	25. 5. 28	棄却
平成23年(ゲ)第11号	沼津市における工場からの騒音・振動被害原因裁定申請事件	23. 12. 27	静岡県住民1人	建設会社	切削・打撃音、加工部材の積み込み等による騒音・振動と申請人の精神的損害との因果関係の有無	24. 7. 31	取下げ
平成24年(ゲ)第1号	安来市における宅地造成工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	24. 1. 23	島根県住民1人	建設会社	隣接地の宅地造成を行った際、盛土等の圧力により造成土砂を地盤沈下させたことに伴う土圧、水圧と申請人所有の建物の破損等との因果関係の有無	26. 7. 29	棄却
平成24年(セ)第1号	刈谷市における産業廃棄物処理施設からの振動・騒音被害責任裁定申請事件	24. 2. 1	ガソリンスタンド 愛知県住民1人	産業廃棄物処理業者	賠償請求 (約1780万円)	25. 5. 28	棄却
平成24年(セ)第2号 ↓ 平成24年(調)第5号	大田区におけるビル解体工事による騒音被害等責任裁定申請事件	24. 2. 15	東京都住民1人	不動産会社	賠償請求 (10万円)	24. 4. 26 24. 5. 18	職権調停移行 調停成立

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成24年(ゲ) 第3号 外3件	野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件	24. 3. 7 25. 3. 11 25. 4. 3 25. 6. 4	千葉県住民 25人	産業廃棄物 処理業者	施設の操業に伴って排出された化学物質と申請人らに生じた健康被害との因果関係の有無	27. 8. 28	棄却
平成24年(ゲ) 第4号 ↓ 平成24年(調) 第7号	神栖市におけるビル解体工事等による振動被害原因裁定申請事件	24. 3. 8	茨城県住民 1人	建物解体会社	ビル解体工事と申請人住居の損害との因果関係の有無	24. 11. 28 24. 12. 19	職権調停移行 調停成立
平成24年(ゲ) 第5号	武蔵野市における騒音・低周波音被害原因裁定申請事件	24. 4. 4	東京都住民 1人	医療法人	病院の空調室外機から発生する騒音等と申請人に生じている騒音被害との因果関係の有無	26. 1. 28	棄却
平成24年(セ) 第3号 外1件 ↓ 平成25年(調) 第8号	江東区におけるマンション工事による騒音・振動・低周波音被害責任裁定申請事件	24. 4. 20 24. 7. 6	東京都住民 5人	不動産会社	賠償請求 (492万円)	25. 8. 27 25. 9. 2	職権調停移行 調停成立
平成24年(セ) 第4号	岩国市におけるポンプ場建設工事による騒音・振動・地盤沈下被害責任裁定申請事件	24. 6. 15	山口県住民 1人	岩国市	賠償請求 (約6740万円)	26. 6. 5	棄却
平成24年(ゲ) 第6号 ↓ 平成25年(調) 第3号	京都市における体育施設からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	24. 6. 19	京都府住民 2人	体育施設運営法人	体育施設の機械・音楽騒音及びコーチ・会員が発生させる騒音と申請人らの健康被害との因果関係の有無	24. 7. 24 25. 6. 6 25. 6. 13	一部取下げ 職権調停移行 調停成立
平成24年(セ) 第6号 ↓ 平成25年(調) 第11号	品川区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件	24. 8. 13	東京都住民 1人	鉄道会社	賠償請求 (約880万円)	25. 12. 20 26. 1. 6	職権調停移行 調停成立
平成24年(セ) 第7号	大田区における鉄道工事からの振動等による財産被害等責任裁定申請事件	24. 8. 31	機械製造会社	鉄道会社	賠償請求 (1億円→ 8960万円)	24. 9. 10 25. 3. 11	一部取下げ 棄却
平成24年(セ) 第8号	福津市における下水道処理施設建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件	24. 9. 20	福岡県住民 1人	福津市 地方共同法人 日本下水道事業団	賠償請求 (1140万円)	25. 12. 3	棄却

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成24年(ゲ) 第7号	千葉市における地盤沈下被害原因裁定申請事件	24. 10. 25	千葉県住民 3人	千葉県	千葉県企業庁の実施した埋立て後の後養生不備と申請人ら住宅の損害との因果関係の有無	26. 3. 25	棄却
平成24年(ゲ) 第8号	栃木県壬生町における地盤沈下被害原因裁定申請事件	24. 10. 26	栃木県住民 2人	栃木県住民 1人(クリーニング店経営)	申請人所有地に隣接した洗濯工場の井戸からの地下水の汲み上げと申請人が所有する土地の地盤沈下との因果関係の有無	26. 3. 25	棄却
平成25年(セ) 第1号 外3件	大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件	25. 1. 9 25. 5. 24 25. 5. 24 25. 5. 24	大阪府住民 17人	金属加工会社	賠償請求 (約5992万円)	28. 7. 15	取下げ
平成25年(ゲ) 第1号 外3件	大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等原因裁定申請事件	25. 1. 9 25. 5. 24 25. 5. 24 25. 5. 24	大阪府住民 17人	金属加工会社	工場から排出されるガスと申請人らの家屋の損傷及び健康被害との因果関係の有無	28. 7. 5	一部認容
平成25年(セ) 第2号	小平市における騒音による健康被害責任裁定申請事件	25. 1. 22	東京都住民 1人	東京都住民 1人(歯科医院経営)	賠償請求 (70万円)	25. 3. 22	取下げ
平成25年(セ) 第3号	尼崎市における振動等による財産被害責任裁定申請事件	25. 1. 28	兵庫県法人	尼崎市 建設会社 コンサルティング会社	賠償請求 (233万円)	27. 2. 17	取下げ
平成25年(セ) 第4号	燕市における振動等による財産被害等責任裁定申請事件	25. 2. 4	新潟県住民 1人	新潟県 建設会社2社 燕市	賠償請求 (約1億2633万円)	27. 2. 10	棄却
平成25年(ゲ) 第2号 外1件	静岡市における廃棄物処理施設からの排出物質による健康被害原因裁定申請事件	25. 2. 14 25. 12. 25	静岡県住民 6人	静岡市	廃棄物処理業者が起こした火災事故で流出した廃油、廃塗料による地下水の汚染を被申請人が放置したことと申請人が在住する町内の住民の発癌率の増加との因果関係の有無	27. 10. 27	棄却
平成25年(ゲ) 第3号	七尾市における低周波音による健康被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 25. 2. 19	(原告) 石川県住民 3人	(被告) 燃糸工場操業者 (補助参加) 機械製造会社	(囑託の趣旨) 被告の工場の機械から発生した低周波音と原告らに生じた心身の障害との因果関係の有無	26. 6. 13	因果関係を認めない

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成25年(セ)第5号	秦野市における道路騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件	25. 2. 21	神奈川県住民1人	秦野市	賠償請求 (500万円)	27. 3. 5	棄却
平成25年(ゲ)第4号	仙台市における土壤汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	25. 2. 22	石油会社	申請人給油所跡地近傍地の所有者3人	申請人が行っていた給油所の事業活動・解体工事と被申請人ら土地の土壤汚染等との因果関係は存しない	28. 8. 19	棄却
平成25年(セ)第6号 ↓ 平成25年(調)第7号	小平市における騒音による健康被害責任裁定申請事件	25. 3. 22	東京都住民1人	医療法人	賠償請求 (70万円)	25. 8. 7 25. 8. 22	職権調停移行 調停成立
平成25年(セ)第7号	海老名市における解体工事による振動被害責任裁定申請事件	25. 3. 25	神奈川県住民1人	建設会社	賠償請求 (2176万円→約1092万円)	26. 11. 28	棄却
平成25年(セ)第8号	大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件	25. 4. 11	神奈川県住民2人	電子部品製造会社2社	賠償請求 (約8829万円)	30. 3. 27	棄却
平成25年(セ)第9号	裾野市における騒音による健康被害責任裁定申請事件	25. 4. 12	静岡県住民1人	遊園地等運営会社	賠償請求 (日額5000円)	26. 2. 4	一部却下 一部棄却
平成25年(セ)第10号	大田区における鉄道工事からの振動等による財産被害責任裁定申請事件	25. 4. 26	機械製造会社	建設会社4社	賠償請求 (8970万円)	26. 3. 11	棄却
平成25年(セ)第11号 ↓ 平成28年(調)第4号	浦安市における建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	25. 5. 2	千葉県住民3人	マンション建築主2人 建築設計会社 建設会社	賠償請求 (約1481万円)	28. 2. 23 28. 3. 4	職権調停移行 調停成立
平成25年(セ)第12号	沼津市における工場からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	25. 5. 30	静岡県住民1人	建築工事会社	賠償請求 (5040万円)	27. 3. 4	一部認容
平成25年(セ)第13号	練馬区における粉じんによる大気汚染被害責任裁定申請事件	25. 6. 14	東京都住民2人	東京都住民1人	賠償請求 (1200万円→800万円)	26. 1. 16	棄却
平成25年(ゲ)第11号	泉大津市における土壤汚染被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 25. 7. 2	(原告) アスファルト等加工会社	(被告) 石油会社2社	(囑託の趣旨) 被告らの送油ポンプ又は油槽所からの油の漏洩と、原告土地の土壤汚染との因果関係の有無	28. 4. 19	因果関係を認める
平成25年(ゲ)第12号 ↓ 平成28年(調)第9号	湖南市における鉄粉による大気汚染被害原因裁定申請事件	25. 7. 17	陸運会社	鑄鉄等加工会社	申請人の被害と、被申請人からの鉄粉の飛散との因果関係の有無	28. 7. 25	職権調停移行→ 調停成立

事件番号	事件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
平成25年(七)第17号	千葉市における鉄道騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	25. 7. 18	千葉県住民1人	鉄道会社	賠償請求 (461万円)	27. 5. 29	棄却
平成25年(七)第18号 ↓ 平成27年(調)第3号	木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	25. 7. 25	賃貸用建物家主4人	飲食店経営者等5人	賠償請求 (2370万円)	27. 5. 12 27. 5. 29	職権調停移行 調停成立
平成25年(七)第19号 外1件	土岐市における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	25. 7. 26 25. 11. 28	岐阜県住民3人	岐阜県住民1人(製陶業)	賠償請求 (第19号:約378万円、第25号:約279万円)	26. 9. 25	棄却
平成25年(七)第20号	横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件	25. 8. 13	神奈川県住民1人	横浜市 神奈川県住民3人	賠償請求 (約2669万円)	25. 9. 20	取下げ
平成25年(七)第21号	鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	25. 9. 13	神奈川県住民2人	ドッグスクール経営会社	賠償請求 (約1082万円)	28. 6. 28	一部認容
平成25年(七)第22号外1件 ↓ 平成26年(調)第3号	世田谷区における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	25. 10. 18 26. 7. 9	東京都住民9人	建設会社	賠償請求 (約312万円)	26. 11. 6 26. 11. 7 26. 11. 28	参加申立取下げ 職権調停移行 調停成立
平成25年(七)第23号 ↓ 平成28年(調)第2号	台東区におけるビル建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	25. 10. 21	宗教法人	建設会社 鉄道会社	賠償請求 (約1113万円)	28. 2. 9 28. 2. 25	職権調停移行 調停成立
平成25年(七)第24号	中央区におけるビル工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	25. 10. 28	不動産会社	建設会社 不動産会社	賠償請求 (7140万円)	27. 12. 16	棄却
平成25年(ゲ)第13号	高島市における散水融雪設備の稼働による地盤沈下被害原因裁定申請事件	25. 11. 7	滋賀県住民1人	国(代表者 国土交通大臣)	申請人宅の土地の地盤沈下等と、散水融雪設備の稼働との因果関係の有無	27. 5. 14	取下げ
平成25年(七)第26号 ↓ 平成30年(調)第5号	市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	25. 12. 26	千葉県住民14人	食品会社	賠償請求 (1億6000万円)	30. 4. 18 30. 12. 11 31. 1. 18	一部取下げ 職権調停移行 調停成立
平成26年(セ)第1号	香南市における道路工事からの振動による財産被害責任裁定申請事件	26. 1. 7	高知県等住民3人	国(代表者 国土交通大臣) 建設会社	賠償請求 (6000万円)	28. 1. 18	棄却
平成26年(セ)第2号	静岡県函南町における拡声器からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	26. 1. 14	静岡県住民1人	函南町	賠償請求 (10万円)	27. 3. 27	棄却
平成26年(セ)第3号	座間市における工場からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件	26. 2. 6	神奈川県住民2人	金属加工会社	賠償請求 (約450万円)	27. 5. 29	棄却

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成26年(七)第4号	静岡市における騒音等による健康被害責任裁定申請事件	26. 3. 26	静岡県住民1人	静岡県	賠償請求 (100万円)	26. 12. 3	取下げ
平成26年(ゲ)第1号	長野市における建物解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件	26. 5. 9	長野県住民1人	建設会社	建物解体工事と申請人宅及び同土地上の土留壁・ブロック塀の損傷との因果関係の有無	26. 8. 26 28. 9. 13	手続中止 却下
平成26年(七)第5号	横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件	26. 5. 12	神奈川県住民1人	横浜市 神奈川県住民3人	賠償請求 (約1453万円)	26. 6. 19	取下げ
平成26年(ゲ)第2号	横浜市における騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	26. 7. 4	神奈川県住民2人	神奈川県住民1人	給湯機から発生する騒音及び低周波音と申請人らの健康被害との因果関係の有無	29. 6. 27	棄却
平成26年(七)第7号 ↓ 平成27年(調)第5号	沼津市における工場からの悪臭等による財産被害等責任裁定申請事件	26. 8. 26	静岡県住民1人	自動車修理 加工会社	賠償請求 (約250万円)	27. 10. 13 27. 11. 2	職権調停移行 調停成立
平成26年(七)第8号 ↓ 平成28年(調)第3号	水戸市における建物解体工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件	26. 9. 5	医薬品販売会社 茨城県住民1人	建設会社	賠償請求 (約724万円)	28. 2. 23 28. 3. 11	職権調停移行 調停成立
平成26年(七)第9号	横浜市における建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件	26. 9. 11	神奈川県住民1人	建設会社	賠償請求 (約356万円)	28. 6. 21	棄却
平成26年(七)第10号	多摩市における悪臭被害責任裁定申請事件	26. 9. 19	東京都住民1人	東京都住民1人	賠償請求 (100万円)	27. 1. 16	取下げ
平成26年(七)第11号	田原市における風力発電施設による騒音被害責任裁定申請事件	26. 9. 26	愛知県住民1人	発電事業会社	賠償請求 (500万円)	26. 12. 15 27. 6. 4	手続中止 取下げ
平成26年(ゲ)第3号	稲城市における温泉施設からの騒音・振動等による健康被害原因裁定申請事件	26. 10. 23	東京都住民1人	レジャー施設会社	温泉施設の設備から発生・拡散した低周波音・騒音・振動と申請人の健康被害との因果関係の有無	27. 7. 3	取下げ
平成26年(七)第12号	横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件	26. 10. 28	神奈川県住民1人	横浜市 神奈川県住民3人	賠償請求 (約3204万円)	26. 11. 25	申請不受理
平成26年(七)第13号 ↓ 平成28年(調)第1号	行方市における工場からの排水による水質汚濁被害責任裁定申請事件	26. 11. 4	茨城県住民1人	自動車部品 製造会社	賠償請求 (1000万円)	28. 1. 12 28. 1. 18	職権調停移行 調停成立

事件番号	事件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
平成26年(ゲ)第4号	江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件	26.11.6	東京都住民15人	運送会社 建設会社	建築工事において土地を掘削した際に発生・拡散させた何らかの化学物質と申請人らの健康被害との因果関係の有無	29.3.28	一部認容
平成26年(ゲ)第5号	南城市における道路工事からの騒音・振動による財産被害原因裁定申請事件	26.11.7	沖縄県住民1人	国(代表者 国土交通大臣) 建設会社	工事現場から発せられた騒音・振動と申請人の養鶏場で発生した鶏の健康被害、異常行動との因果関係の有無	28.3.29	棄却
平成26年(セ)第14号	鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害責任裁定申請事件	26.11.27	鹿児島県在住10人	土地開発会社	賠償請求 (1000万円)	28.10.25	棄却
平成27年(セ)第1号 ↓ 平成27年(調)第4号	戸田市における工場からの大気汚染・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件	27.1.6	運送会社 東京都住民1人	金属加工会社	賠償請求 (約545万円)	27.6.23 27.7.7	職権調停移行 調停成立
平成27年(ゲ)第1号	神奈川県清川村における道路工事に伴う地盤沈下等による財産被害原因裁定嘱託事件	(嘱託受付) 27.1.13	(原告) 神奈川県住民2人	(被告) 清川村(代表者村長) 建設会社	(嘱託の趣旨) 被告建設会社が被告村から請け負って実施した村道改修工事の一部と原告所有建物に生じた被害との因果関係の有無	28.1.26	因果関係を認めない
平成27年(ゲ)第2号	郡山市における室外機からの低周波音による健康被害等原因裁定申請事件	27.4.13	福島県住民1人	コンビニエンスストア 経営会社	店舗に設置されている空調用室外機及び冷凍用室外機から生じる低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	28.11.22	棄却
平成27年(セ)第2号	横浜市における鉄道騒音による財産被害責任裁定申請事件	27.5.28	不動産賃貸 管理会社	鉄道事業会社	賠償請求 (約130万円)等	27.12.21	一部却下 一部棄却
平成27年(ゲ)第3号 外1件 (第6号)	春日部市における悪臭による健康被害原因裁定申請事件	27.7.7 27.11.5	埼玉県住民1人	埼玉県住民2人	クリーニング店のボイラー・作業場から発生・拡散させた化学物質と申請人の健康被害との因果関係の有無	27.12.9 28.3.25	一部取下げ (第3号) 棄却 (第6号)
平成27年(セ)第3号	新宿区における解体工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件	27.8.10	東京都住民2人	不動産会社 建設会社	賠償請求 (1365万円)	28.6.21	棄却

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成27年(ゲ) 第4号	世田谷区における飲食 店からの大気汚染によ る健康被害等原因裁定 申請事件	27. 8. 20	東京都住民 1人	飲食店経営 会社	飲食店から強制排 気・拡散させた油 、油煙及び油の微 粒子と申請人宅及 び空気の汚れ等被 害との因果関係の 有無	28. 7. 22	棄却
平成27年(セ) 第4号 ↓ 平成28年(調) 第5号	荒川区における建築工 事からの騒音・振動に よる健康被害責任裁定 申請事件	27. 9. 8	東京都住民 2人	建設会社	賠償請求 (約316万円)	28. 2. 26 28. 3. 4	職権調停移行 調停成立
平成27年(ゲ) 第5号 ↓ 平成28年(調) 第12号	港区における建設工事 による地盤沈下被害原 因裁定申請事件	27. 10. 9	マンション 管理組合	建設会社	建設工事における 基礎杭頭処理と既 存杭破砕のための 削岩機による破砕 工事と地盤陥没被 害との因果関係の 有無	28. 12. 27	職権調停移行→ 調停成立
平成27年(セ) 第5号	船橋市における騒音・ 振動による財産被害等 責任裁定申請事件	27. 10. 20	千葉県住民 1人	千葉県住民 3人	賠償請求 (約3億277万円)	27. 12. 9	申請不受理
平成27年(セ) 第6号	墨田区における建設工 事からの地盤沈下等 による財産被害責任裁定 申請事件	27. 10. 30	金属加工会 社 東京都住民 3人	素材加工会 社 建設会社 建物解体会 社	賠償請求等	27. 11. 30	取下げ
平成27年(セ) 第7号	宝塚市における研究施 設からの大気汚染によ る健康被害責任裁定申 請事件	27. 11. 4	兵庫県住民 2人	研究施設を 運営する公 益財団法人 学校法人	賠償請求 (2500万円)	28. 4. 13	取下げ
平成27年(セ) 第8号 ↓ 平成29年(調) 第3号	台東区における冷凍庫 からの低周波音による 健康被害責任裁定申請 事件	27. 12. 9 29. 1. 12	東京都住民 2人	東京都住民 2人 卸売業者	賠償請求 (27年第8号： 484万円、29年第 1号：484万円)	29. 9. 19 29. 9. 22	職権調停移行 調停成立
平成27年(セ) 第9号 ↓ 平成28年(調) 第7号	大田区における食料品 作業場からの悪臭等 による健康被害等責任裁 定申請事件	27. 12. 21	東京都住民 2人	食品加工販 売会社 東京都住民 1人	賠償請求 (約179万円)	28. 6. 15	職権調停移行→ 調停成立
平成27年(セ) 第10号	知多市における工場か らの粉じんによる財産 被害責任裁定申請事件	27. 12. 25	愛知県住民 1人	船舶等製造 会社	賠償請求 (約64万円)	30. 8. 29	棄却

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成28年(セ)第1号 外1件	成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件	28. 2. 16 29. 1. 16	千葉県住民 4人	コンビニエンスストアのフランチャイザー 千葉県住民 1人 ドラッグストア経営法人	賠償請求 (28年第1号: 約1760万円等→ 約1818万円等、 29年第2号: 1320万円等)	元. 9. 25	棄却
平成28年(ゲ)第1号	墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件	28. 5. 24	金属加工会社 東京都住民 1人	建設会社 建物解体会社	マンション解体及び建築工事と申請人所有の土地及び建物に生じた不同沈下との因果関係の有無	31. 3. 27	一部認容
平成28年(ゲ)第2号	小諸市における工場からの振動による財産被害原因裁定申請事件	28. 7. 1	長野県住民 1人	鍛工品製造等会社	鍛造機械稼働による振動と申請人宅の沈降及び家屋内の歪み発生等との因果関係の有無	28. 10. 25 29. 5. 16	手続中止 取下げ
平成28年(セ)第2号	和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	28. 8. 1	和歌山県住民 4人	電力会社	賠償請求 (2986万円)	30. 5. 28	棄却
平成28年(ゲ)第3号 ↓ 平成29年(調)第2号	横浜市における振動・騒音(低周波音)による健康被害原因裁定申請事件	28. 8. 25	神奈川県住民 1人	神奈川県住民 1人	被申請人宅の太陽光発電機能付ヒートポンプ給湯器から発せられる振動・騒音(低周波音)と申請人の健康被害との因果関係の有無	29. 3. 28	職権調停移行→ 調停成立
平成28年(セ)第3号	台東区における飲食店からの悪臭・騒音被害責任裁定申請事件	28. 10. 3	東京都住民 1人	飲食店経営会社	賠償請求 (約114万円)	29. 6. 23	取下げ
平成28年(ゲ)第4号	佐倉市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	28. 12. 9	千葉県住民 3人	千葉県住民 2人	被申請人宅の家庭用ヒートポンプ給湯器、24時間換気システム及び空調室外機から発せられる騒音・振動と申請人らの健康被害との因果関係の有無	29. 12. 5	棄却
平成28年(ゲ)第5号 外1件 ↓ 平成30年(調)第1号	横浜市における運動施設からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	28. 12. 16 29. 2. 8	神奈川県住民 1人 神奈川県住民 1人	神奈川県住民 1人	被申請人経営の運動施設から発せられる騒音・振動と申請人の健康被害との因果関係の有無	30. 1. 19	職権調停移行→ 調停成立

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成28年(ゲ)第6号	飯能市における浄化槽からの土壌汚染被害原因裁定申請事件	28.12.26	埼玉県住民1人	社会福祉法人	被申請人事業所の浄化槽からの排水と申請人所有の畑の土壌が汚染、変質したこととの因果関係の有無	29. 1.25	取下げ
平成28年(セ)第4号 外1件	埼玉県杉戸町における騒音・悪臭等による健康被害責任裁定申請事件	28.12.27 29. 6. 8	埼玉県住民1人 埼玉県住民2人	運送会社	賠償請求 (28年第4号: 約402万円、 29年第6号: 約5005万円)	30.10. 9	棄却
平成29年(セ)第3号	高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	29. 2. 6	高知県住民1人	食品缶瓶詰製造会社	賠償請求 (2200万円)	30. 8.29	棄却
平成29年(ゲ)第1号	高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等原因裁定申請事件	29. 2. 6	高知県住民1人	食品缶瓶詰製造会社	被申請人工場からの悪臭及び騒音等と申請人の健康被害との因果関係の有無等	30. 8.29	一部却下 一部認容 一部棄却
平成29年(ゲ)第3号	千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	29. 3. 9	千葉県住民2人	不動産会社 千葉県住民1人	被申請人宅の室外機等から発せられる騒音・低周波音と申請人らの健康被害との因果関係の有無		
平成29年(セ)第4号 ↓ 平成29年(調)第4号	川崎市における幼稚園からの騒音被害責任裁定申請事件	29. 3.13	神奈川県住民2人	学校法人	賠償請求 (451万円等)	29.12. 8	職権調停移行→ 調停成立
平成29年(セ)第5号 ↓ 平成30年(調)第2号	大田区における騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	29. 5.19	東京都住民2人	東京都住民2人	賠償請求 (360万円)	30. 2.27 30. 3.15	職権調停移行 調停成立
平成29年(セ)第7号 ↓ 令和元年(調)第1号	成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件	29. 6.20	千葉県住民1人	建設会社	賠償請求 (約328万円)	元. 8. 9 元. 9. 6	職権調停移行 調停成立
平成29年(ゲ)第4号	富士宮市における改良柵による地盤沈下被害原因裁定申請事件	29. 7. 4	静岡県住民1人	静岡県住民1人	被申請人が設置した改良柵と申請人宅敷地の地盤沈下との因果関係の有無	30. 9.18	棄却
平成29年(ゲ)第5号	栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件	29.10.31	養鯉場操業会社	栗東市	錦鯉の大量死と被申請人が実施した林道工事との因果関係の有無	2. 1.28	棄却

事件番号	事件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
平成29年(ゲ)第6号	和歌山県由良町における漁港整備工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 29.12.4	(原告) 和歌山県住民1人	(被告) 由良町	(囑託の趣旨) 原告所有の建物の傾斜等の損害と被告が実施した漁港整備工事との因果関係の有無	31.2.26	因果関係を認めない
平成29年(セ)第8号	兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件	29.12.11	兵庫県住民1人	兵庫県	賠償請求 (7447万円)	2.1.14	棄却
平成29年(セ)第9号	東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	29.12.12	大阪府住民1人	精密機器製造販売会社	賠償請求 (1400万円→約1058万円)	2.2.18	棄却
平成29年(セ)第10号	府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件	29.12.28	東京都住民1人	不動産管理会社 東京都住民1人	賠償請求 (3300万円)	元.8.27	棄却
平成30年(ゲ)第1号	福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 30.2.22	(原告) 福岡県住民1人	(被告) 鉄道会社	(囑託の趣旨) マンションの西側に設置した屋外機の稼働音と原告に生じた健康被害との因果関係の有無	元.12.17	因果関係を認めない
平成30年(ゲ)第2号	豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 30.3.1	(原告) 東京都住民93人	(被告) 建設会社	(囑託の趣旨) 原告らの各所有建物の屋根等に生じた損傷被害と被告が階段改修工事をした際にさびや鉄粉を飛散させたこととの因果関係の有無	2.2.25	(訴えの取下げ等による原告数の変更あり) 因果関係を認めない
平成30年(セ)第1号	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	30.3.30	広島県住民2人	自動車解体業者	賠償請求 (約209万円)		
平成30年(ゲ)第3号	横浜市における漏電・振動による健康被害原因裁定申請事件	30.4.10	神奈川県住民1人	神奈川県住民1人	申請人に生じている頭の痛み・しびれ、息苦しさ等の健康被害と、被申請人宅に設置されているコンセントの先の入った接続箱からの漏電及び漏電と同時に発生する空気振動との因果関係の有無	30.5.28	申請不受理

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成30年(ゲ)第4号	文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	30. 5. 14	東京都住民 1人	東京都	申請人が所有する自家用車への粉じんの堆積被害と被申請人がグラウンドに散布した砂から発生・飛散した粉じんととの因果関係の有無	30. 7. 10	申請不受理
平成30年(ゲ)第5号	伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	30. 5. 17	佐賀県住民 6人	農業協同組合	堆肥製造施設からの浮遊物質と申請人らの健康被害との因果関係の有無		
平成30年(セ)第2号	瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件	30. 5. 30	愛知県住民 1人 畜産会社	衛生組合	賠償請求 (2000万円)		
平成30年(ゲ)第6号	大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	30. 6. 13	大阪府住民 3人	大阪府住民 1人(印刷工房経営者)	印刷工房からの化学物質発生・拡散と申請人らの健康被害との因果関係の有無	元. 11. 19	棄却
平成30年(ゲ)第7号	瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害原因裁定申請事件	30. 6. 26	愛知県住民 1人 畜産会社	衛生組合	被申請人が投棄した廃棄物と申請人土地のダイオキシン類の検出との因果関係の有無		
平成30年(ゲ)第8号	四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	30. 8. 16	三重県住民 1人	歯科医院	歯科医院から排出されたガスと申請人の健康被害との因果関係の有無	元. 7. 9	棄却
平成30年(セ)第3号	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件	30. 8. 20	沖縄県住民 1人	建設会社	賠償請求 (約1303万円)		
平成30年(ゲ)第9号	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等原因裁定申請事件	30. 8. 20	沖縄県住民 1人	建設会社	申請人の住宅等被害と被申請人の建築工事との因果関係の有無		
平成30年(ゲ)第10号	文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	30. 8. 20	東京都住民 1人	東京都	申請人が所有する自家用車への粉じんの堆積被害と被申請人がグラウンドに散布した砂から発生・飛散した粉じんととの因果関係の有無	30. 10. 9	申請不受理
平成30年(セ)第4号	国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	30. 8. 28	東京都住民 2人	国分寺市	賠償請求 (385万円)		

事件番号	事件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
平成30年(セ)第5号	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件	30.11.1	熊本県住民2人	熊本県住民1人(飲食店経営者)	賠償請求(約5402万円)		
平成30年(セ)第6号	銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	30.11.2	千葉県住民1人	製氷工場経営会社	賠償請求(550万円等)		
平成30年(セ)第7号	春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件	30.11.5	愛知県住民1人	春日井市	賠償請求(約223万円)	元. 9.24	棄却
平成30年(セ)第8号	国立市における騒音による健康被害等責任裁定申請事件	30.11.20	東京都住民1人	建築会社	賠償請求(約92万円)	元. 7.10	取下げ
平成31年(セ)第1号	渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	31.1.21	東京都住民1人	ホテル経営会社	賠償請求(550万円等)		
平成31年(セ)第2号	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	31.2.14	熊本県住民1人	熊本県住民1人	賠償請求(297万円)		
平成31年(ゲ)第1号	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等原因裁定申請事件	31.2.14	熊本県住民1人	熊本県住民1人	農業施設からの騒音と申請人の健康被害との因果関係の有無		
平成31年(ゲ)第2号	大田区における室外機からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件	31.2.22	東京都住民1人	飲食店経営会社	飲食店からの低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	元. 5.7	取下げ
平成31年(セ)第3号	熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	31.3.8	熊本県住民1人	食肉販売店経営会社	賠償請求(20万円→約26万円)		
平成31年(セ)第4号	新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	31.3.11	東京都住民1人	商業ビルを所有する会社	賠償請求(550万円等)		
平成31年(ゲ)第3号	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	31.3.29	山口県住民1人	山口県住民1人(和菓子製造工場経営者)	和菓子製造工場からの聞こえにくい周波数による騒音と申請人の健康被害との因果関係の有無		
平成31年(セ)第5号	奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件	31.4.2	奈良県住民1人	畜産会社	賠償請求(100万円)		

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成31年(ゲ)第4号	奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害原因裁定申請事件	31. 4. 2	奈良県住民1人	畜産会社	水路に排出された牛の尿による悪臭と申請人の健康被害との因果関係の有無		
平成31年(ゲ)第5号	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	31. 4. 5	福岡県住民5人	一部事務組合 水道事業者 建設会社	被申請人らが実施した配水管敷設替工事と申請人らの家屋等に生じた財産被害との因果関係の有無		
平成31年(ゲ)第6号	渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件	31. 4. 17	東京都住民1人	学校法人	高圧受電設備から発生・拡散した低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無		
令和元年(セ)第1号	和歌山県白浜町における給油所からの土壌汚染被害等責任裁定申請事件	元. 5. 8	和歌山県住民1人	バス会社	賠償請求 (約2083万円)		
令和元年(セ)第2号	松戸市における換気扇・ヒートポンプ設備からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	元. 5. 21	千葉県住民2人	千葉県住民1人	賠償請求 (約795万円)		
令和元年(ゲ)第1号	桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	元. 6. 3	埼玉県住民1人	金属精錬会社	工場からの亜硫酸ガス等の発生・拡散と申請人所有の桶川市指定天然記念物椎檜等の枯れ等の財産被害との因果関係の有無		
令和元年(セ)第3号	稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件	元. 6. 3	宗教法人 茨城県住民12人	土木関係会社 茨城県住民2人 砂利運搬業会社 稲敷市	賠償請求 (2600万円等)		
令和元年(セ)第4号	渋谷区における工事現場からの騒音・振動等による財産被害・健康被害等責任裁定申請事件	元. 8. 16	東京都住民17人	不動産会社 建築会社	賠償請求 (約3644万円)		
令和元年(ゲ)第2号	茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 元. 9. 9	(原告) 茨城県住民3人	(被告) 茨城県住民1人 建設会社	(囑託の趣旨) 被告らが行った土地造成工事や擁壁工事と原告らの所有する土地の不同沈下や建物の損傷被害との因果関係の有無		

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
令和元年(セ)第5号 外2件	小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件	元. 9. 19 2. 2. 26 2. 3. 12	クリーニング業者 東京都住民 1人 東京都住民 1人	食品製造会社	賠償請求 (元年第5号:約1130万円、2年第1号:約206万円、2年第2号:約236万円)		
令和元年(ゲ)第3号	相模原市における化学物質飛散に伴う大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	元. 10. 24	神奈川県住民 3人	建築工事会社	申請人ら宅の改装工事の際に化学物質を発生、放散させたことと申請人らに生じた不整脈、頭痛、吐き気、めまい等の化学物質過敏症等の健康被害との因果関係の有無		
令和元年(ゲ)第4号	熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	元. 11. 18	熊本県住民 2人 福岡県住民 1人	熊本県住民 2人	被申請人ら宅に設置された太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動と申請人らに生じた動悸、胸の激痛、吐き気、手足の痺れ等の健康被害との因果関係の有無		
令和元年(セ)第6号	江東区における音響機器からの騒音・振動等による生活環境被害責任裁定申請事件	元. 12. 17	東京都住民 1人	東京都住民 1人	賠償請求 (約336万円)		
令和元年(セ)第7号	筑西市における事業所からの悪臭等による生活環境被害等責任裁定申請事件	元. 12. 20	茨城県住民 1人	運送会社	賠償請求 (約466万円)		
令和2年(ゲ)第1号	草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	2. 3. 12	滋賀県住民 1人	スーパーマーケット経営会社 日用品等販売会社	被申請人らの店舗用に設置された室外機、変電設備、クーリングタワーからの騒音・低周波音と申請人に生じた睡眠障害、頭痛、めまい、動悸、耳の痛み等の健康被害との因果関係の有無		
令和2年(セ)第3号	神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任裁定申請事件	2. 3. 24	兵庫県住民 2人	鉄道会社	賠償請求 (700万円等)		

義務履行勧告事件

事件番号	事 件	申出受付年月日	申 出 人	申出の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
昭和62年(リ)第1号	大阪国際空港騒音調停申請事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	62. 3. 3	大阪府住民451人 (大阪国際空港騒音調停申請事件における大阪グループの申請人)	大阪国際空港騒音調停申請事件に係る昭和53年3月16日成立の調停条項第2項に定める義務の履行	3. 2. 25	取下げ
平成9年(リ)第1号	冷暖房室外機騒音職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	9. 8. 26	東京都住民1人 (冷暖房室外機騒音責任裁定申請事件の申請人)	冷暖房室外機騒音被害職権調停事件に係る平成3年11月5日成立の調停条項第2、3及び5項に定める義務の履行	10. 4. 27	勧告をしない決定
平成17年(リ)第1号	深川市における低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	17. 6. 16	北海道住民1人 (深川市における低周波音被害責任裁定申請事件の申請人)	深川市における低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る平成16年7月7日成立の調停条項に定める義務の履行(調停条項に基づく排気ダクトの設置による新たな低周波音の発生)	18. 6. 16	勧告をしない決定
平成20年(リ)第1号	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	20. 6. 24	静岡県住民1人 (伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害職権調停事件の申請人)	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害職権調停事件に係る平成14年11月26日成立の調停条項第1項に定める義務の履行	21. 2. 9	勧告をしない決定
平成20年(リ)第2号	飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	20. 11. 17	福岡県住民1人 (飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の申請人)	飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る平成11年7月13日成立の調停条項第2、5項(1)(2)に定める義務の履行	22. 1. 25	一部勧告
平成24年(リ)第1号	上尾市における騒音・低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	24. 5. 29	埼玉県住民2人 (上尾市における騒音・低周波音被害職権調停事件の申請人)	上尾市における騒音・低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る平成23年9月15日成立の調停条項第1～3項に定める義務の履行	24. 8. 16	取下げ
平成29年(リ)第1号	横浜市における振動・騒音(低周波音)による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	29. 6. 6	神奈川県住民1人 (横浜市における振動・騒音(低周波音)による健康被害職権調停事件の被申請人)	横浜市における振動・騒音(低周波音)による健康被害職権調停事件の調停条項に係る平成29年3月28日成立の調停条項第4項に定める義務の履行	29. 10. 3	勧告

付録2 令和元年度に都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件一覧

凡 例

- 1 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に係属した事件77件を都道府県別に収録した。
- 2 事件の表示について
 - (1) 事件の表示は、各都道府県で付した事件番号によることとしたが、同一の形式で表示したので、都道府県で付した正式の事件名とは異なる場合がある。
 - (2) (調)は調停、(リ)は義務履行勧告申出の手続であることを示す。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
1	北海道 平成30年 (調)第2 号事件	水産加工 品製造会 社からの 大気汚染 被害防止 請求事件	30. 10. 11	北海道 住民 1 人	水産加工 品製造会 社	被申請人の事業場における重油の使用により、黒煙と黒い煤が発生し、申請人宅の屋根や壁などが汚れ、長年のうちに腐食が発生している。よって、被申請人は重油を燃料としているが、これをプロパンガスに変更すること。	2. 2. 3	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終了した。
2	青森県 令和元年 (調)第1 号事件	砕石場か らの粉じん 騒音被害 防止請求 事件	元. 7. 26	青森県 住民 2 人	砕石会社	被申請人が営む砕石場から発生する粉じんが、申請人のりんご畑に飛散し、りんごを出荷するために粉じん等を拭き取る作業に多くの労力・時間を要している。また、砕石場で使用する機械の騒音がひどく、携帯電話での会話も聞き取れない状態であるため、病気やけがなどの急を要する連絡もままならない。よって、被申請人は、(1)被申請人の砕石場から発生する粉じんを農地に飛ばさないこと、(2)被申請人の砕石場から発生する騒音を低減すること、(3)粉じん等の公害を抑えることが難しい場合、①年20万円程度の補償金を支払うこと、②農地の代替地の提供、③農地の買取り、のいずれかを行うこと。			
3	宮城県 平成30年 (調)第2 号事件	自動車整備 工場から の騒音・ 悪臭被害 防止及び 損害賠償 請求事件	30. 4. 23	宮城県 住民 4 人	自動車整備 会社	申請人らは、被申請人工場の操業により、天気が良くても操業中は窓を開けることもできず、悪臭・騒音に悩まされており、同居する高齢者及び幼児への影響も大きく、不快やイライラを感じ、生活妨害を受けている。よって、被申請人は、(1)土日祝日及び平日午後5時以降午前9時までの間、工場施設を稼働して操業してはならない、(2)被申請人は、被申請人工場施設の操業時の騒音に関し、宮城県公害防止条例に基づき、上記操業時に55dB以下とするための対策を、臭気に関し宮城県悪臭公害防止対策要綱に基づき、敷地境界において臭気強度1.8以下とするための対策を講じること、(3)調停が成立するまでの期間につき、申請人らに対し、相当額の賠償金を支払うこと。			
4	秋田県 平成30年 (調)第1 号事件	使用済み タイヤ等 回収業者 からの騒音 ・振動等 被害防止 請求事件	30. 5. 18	秋田県 住民 1 人	使用済み タイヤ等 回収業者	被申請人会社は、使用済みタイヤ等回収業を営んでおり、そこから発生する騒音、振動、ゴミの飛散により申請人は心理的・感覚的被害を受けている。よって、被申請人会社は、申請人に対し、(1)朝8時から夕方5時以外は作業をしない、(2)日曜日は完全休業とする、(3)タイヤ/ホイールや金属屑等をガラガラ放り投げない、(4)風の強い日は屋外作業をしない(ゴミの飛散防止)、(5)騒音を発生する作業は別の場所へ移転すること。また、これらのことが守られなかった場合は即刻操業を停止し、全面移転すること。	元. 10. 22	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた後、申請人及び被申請人に対し、調停案の受諾勧告を行ったところ、申請人より調停案を受諾しない旨の回答があったため、調停が打ち切られたものとみなし、本件は終了した。
5	福島県 令和元年 (調)第1 号事件	家庭用省 エネ給湯 器からの 低周波音 被害防止 請求事件	元. 12. 13	福島県 住民 1 人	福島県 住民 1 人	被申請人宅の家庭用省エネ給湯器の低周波音により、頭痛、不眠、手足のしびれ、倦怠感、鼻血、イライラ、肩こり等の健康被害を受け、精神的、肉体的な苦痛を受けている。よって、被申請人宅の家庭用省エネ給湯器を現在の場所から据付けガイドブック(社団法人A)に沿った適切な場所へ移設し、防音壁を設置すること。			
6	福島県 令和元年 (調)第2 号事件	分譲宅地 から検出 された放 射性物質	元. 12. 20	福島県 住民 1 人	化学工業 会社 建設会社	(1)申請人Aは、被申請人B社から土地付き建物を購入したが、平成25年9月にC市が行なった放射線モニタリング調査で敷地内から異常に高い放射線量が検出され、放射			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
		撤去等請求事件				性物質による汚染が判明した。また、C市から「原子力発電所事故由来の放射性核種ではないことから、除染の対象とはならない。」との回答があった、(2)このため申請人Aは被申請人B社に原因の調査及び対処を求め、被申請人B社は分譲前の土地所有者である、被申請人D社に対し、調査を要請した。外部調査会社の調査の結果、ラジウム226等による高い放射線量が確認された、(3)本件土地は、平成18年まで被申請人D社が所有していたが、それ以前は個人が農地として利用していたものであり、発見された放射性物質は一般人が取得可能なものではなく、放射性物質を取り扱う事業者でなければ取得し得ないようなものである、(4)被申請人D社は、一部放射性物質を含む研磨材の取扱いを認めていること、平成30年10月頃、別の土地で放射性物質の撤去作業を行っていたようであり、本件土地で発見された放射性物質が自社のものではないとの主張は不自然なものといわざるを得ないこと等から、本件放射性物質は被申請人D社が排出したものである、(5)以上より、放射線被曝による健康被害が懸念されるとともに、本件土地の資産価値の回復が必要である。よって、被申請人らは、申請人宅から検出された放射性物質を撤去する、もしくは撤去費用相当額の損害賠償を行なうこと。			
7	茨城県令和元年(調)第1号事件	コンクリート製品製造工場からの騒音等被害防止及び損害賠償請求事件	元. 11. 15	茨城県住民1人	コンクリート製品製造会社	被申請人は、コンクリート製造業を営んでおり、そこから発生する騒音、振動及び粉じんにより、精神的苦痛を受けている。よって、(1)被申請人は、申請人に対し金500万円を支払うこと、(2)被申請人は、工場の機械を撤去または移転すること。			
8	栃木県平成30年(調)第2号事件	鑄造製鋼原料加工販売業者土壌汚染物質撤去等請求事件	30. 12. 17	栃木県住民1人	鑄造製鋼原料加工販売会社	被申請人が過去に行った切削油等の投棄によって生じた申請人所有地の土地中の土壌汚染について、被申請人は、不法行為責任などの法的責任を負わなければならない。よって、被申請人は、申請人に対し、申請人所有地の土地中の土壌汚染物質を撤去するか、または相当額の損害賠償を行うこと。	元. 7. 29	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
9	栃木県平成30年(調)第3号事件	飲食店からの騒音等被害防止請求事件	31. 3. 26	栃木県住民1人	飲食店(喫茶店)運営会社	平成30年2月に開店した被申請人が経営する飲食店及び駐車場からの騒音等(家庭用省エネ給湯器低周波の振動騒音、エアコン室外機8台の騒音、駐車場の車のドアを閉めたときの振動騒音及び駐車場の車からの排気ガスの自宅への進入)により、現在、不眠症になりストレスが溜まっており、また、家庭用省エネ給湯器の深夜稼働により睡眠薬を毎日服用している状況にある。よって、(1)家庭用省エネ給湯器の毎日午後11時から翌朝午前7時までの稼働を停止すること、(2)エアコン室外機8台の騒音防音壁を取り付けること、(3)駐車場に騒音防音壁を取り付けること。	元. 12. 2	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
10	群馬県平成30年(調)第1号事件	プラスチック破砕工場からの騒音等被害防止請求事件	30. 10. 10	群馬県住民2人	プラスチック破砕会社	会社から飛来するほこりと窓を閉めていても部屋の中まで聞こえてくる騒音に悩まされておき、改善するようお願いしてきたが、全く改善されない。よって、(1)会社から発せられる騒音をおさえてほしい、(2)作業中に飛来するほこりを防いでほしい、(3)	元. 10. 25	調停成立	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						以上2点が改善できないのであれば、会社を移転してほしい。			事者双方が受諾し、本件は終結した。
11	埼玉県平成31年(調)第1号事件	介護老人施設からの悪臭・騒音被害防止請求事件	31. 1. 18	埼玉県住民2人	施設土地建物所有者 医療法人社団	申請人は、臭気、騒音等により健康被害及び精神的苦痛を受けており、日常生活に支障をきたしている。この状況を改善しなければ、今後、全く耐え難い深刻な心身の健康被害を受けることとなる。よって、(1)被申請人は、事業を運営する建物の洗濯乾燥機排気口からの申請人に迷惑を及ぼす排気方法を中止しなければならない、(2)早朝における申請人の睡眠に影響するボイラー排気口及びエアコン室外機等による騒音の防止措置を執らなければならない、(3)上記措置を執らない場合は、業務を中止しなければならない。	元. 6. 27	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
12	東京都令和元年(調)第1号事件	鉄道騒音防止請求事件	元. 5. 8	東京都住民8人	鉄道会社	申請人は、(1)騒音のため、会話ができない時がある、いらだち、不安感、睡眠不足などの影響を受けている、(2)申請人ら所有建物は賃貸マンションとして賃貸しているが、住居専用地域に建てられた建物にもかかわらず、被申請人側の騒音がひどく、申請人自身で防音対策を行っても賃借人から騒音被害の訴えが止まない、(3)賃借人募集にあたり、成約・賃料について不利に働いている。よって、(1)被申請人は、申請人らの居住周辺地域につき回折音に対しても効果のある防音壁を設置するなどして、騒音・振動を低減すること、(2)被申請人は、防音壁を設置しない場合、または防音壁を設置しても騒音の最大値が75dBを下回らない場合、C駅から申請人宅前までと申請人宅から南側300mの区間について、走行速度を時速30km以下とすること。			
13	東京都令和元年(調)第2号事件	給湯・暖房機器移設請求事件	元. 11. 18	東京都住民1人	東京都住民1人	申請人は、(1)被申請人の家が新築されてより、今までに感じたことのない振動を伴う騒音を感じるようになった、(2)申請人及び家族は、被申請人宅の給湯・暖房システムが稼動する日は、騒音・振動に悩まされ十分な睡眠がとれない、(3)不眠症、左眼結膜下出血、頭痛等健康被害が生じている。よって、被申請人は、居住する土地に設置するガス・電気ハイブリッド給湯・暖房システム機器を、申請人周囲の居宅に騒音や振動を与えない位置に移設すること。			
14	東京都令和2年(調)第1号事件	工場からの騒音・低周波音・振動被害防止請求事件	2. 3. 2	東京都住民2人	金属製品製造会社	(1)申請人らは、被申請人の工場の隣地に住んでおり、申請人宅と被申請人工場建物の間はわずか91cmと至近である、(2)申請人らは、被申請人の工場から発生する騒音・低周波音により、不眠その他の体調不良が深刻になった。とりわけ2018年10月にはかなり明確に低周波音と振動を感じるようになった。同年11月頃から、申請人Aは病院で薬を処方されているが、日中の仕事に支障をきたすほどの眠気が残るため、2019年9月7日を最後にやむを得ず服用を控えている。(3)申請人Bは、抑うつ状態、睡眠障害と診断されており、現在も服薬している。(4)区から貸し出しを受けた騒音計で、2019年10月～11月に測定を行ったところでは、騒音規制基準を超えていなかったものの、低周波音と思われる音も含めて、適切有効な対策を実現するためには、専門の方の測定を踏まえた原因究明と、効果の予測を踏まえた対策をする必要がある。よって、(1)			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						被申請人が騒音規制基準を超える騒音を申請人との敷地境界・申請人宅内に到達させないよう適切な対策をとること。とりわけ夜間の遵守が困難な場合は、夜間の作業を自粛すること、(2)被申請人が低周波音の発生源を確認し、低周波音による物的苦情に関する参照値、心身に係る苦情に関する参照値以下で、又は申請人らに苦痛を与えないように、体感調査に基づく適切な対策をとり、とりわけ、申請人らの睡眠に差し支えないようにすること、(3)被申請人の工場操業にともなって申請人宅の建物や建具類等を振動させないように対策をすること。			
15	神奈川県令和元年(調)第1号事件	マンション建設工事禁止等請求事件	元. 5. 17	神奈川県住民9人	不動産会社 建設会社 神奈川県(代表者知事)	本件マンション建設に伴い想定される土壤汚染の拡散や騒音、振動、粉塵及び風砂塩害、地盤沈下、眺望侵害の被害は社会通念上の受忍限度を超えており、しかも、本件事業者被申請人B社及び被申請人C社は、それらの被害について十分な説明も申請人への誠実な協議も行わず、被害を回避すべき対策も講じていないことから、本件被害が生じるおそれのある地域周辺で長年享受されてきた海と緑に囲まれた良好な生活環境を大きく損なうことが考えられる。よって、(1)被申請人B社及び被申請人C社はマンション建設予定地においてマンションの建設工事及びそれに付随する造成、掘削工事をしてはならない、(2)被申請人B社及び被申請人C社は上記事業活動が行われる場所において、土壤汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく土壤汚染の詳細調査を行い、その結果を速やかに公開し、土壤汚染被害が申請人を含む周辺住民に及ぶおそれのない土壤汚染対策を行わなくてはならない、(3)被申請人B社及び被申請人C社は上記事業活動につき、申請人にマンションの建設による騒音、振動、粉塵及び風、砂、塩害、地盤沈下、眺望侵害等の被害が及ばないよう、計画を変更しなければならない、(4)被申請人神奈川県知事は上記の請求事項が行われるよう、被申請人B社及び被申請人C社を監督指導しなければならない。	2. 2. 28	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
16	富山県平成30年(調)第1号事件	食品工場からの騒音・振動被害防止請求事件	30. 2. 16	富山県住民1人	食品製造会社	申請人は、昼、夜間の工場の騒音・振動により睡眠を妨げられ、日中の活動に影響が出ており、また、睡眠不足により体調不良である。よって、被申請人は、工場の操業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日の操業は行わないこと。	元. 7. 5	調停成立	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
17	山梨県平成30年(調)第1号事件	食品工場からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	30. 3. 12	山梨県住民1人	食品製造会社	被申請人が経営する食品工場において発生する騒音・振動により、睡眠に支障が出ており、これまでに直接申立てをしたり、行政に相談したりしてきたが改善されない。よって、被申請人は、A工場内の設備において、(1)騒音・振動の削減及び夜間の操業調整をすること、(2)申請人が自ら防音対策をした場合等の経費840万円を支払うこと。			
18	長野県平成30年(調)第3号事件	新幹線鉄道事業公 害防止協	30. 11. 22	長野県住民1人	旅客鉄道株式会社	(1)申請人はA村(現住所)に生まれ、自宅を利用して旅館を営んでいる。旅館は、大自然に抱かれたA村の豊かな自然、静謐な	元. 5. 31	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
	号事件	定締結請求事件				環境、地元の山・川の自然食材を求めて来訪する顧客に支えられ、長閑で優雅な雰囲気の中に溶け込む佇まいから人気の宿になっている。また、申請人所有地（以下「本件土地」）は、分収林事業のため森林公社に利用させている、(2)被申請人は、鉄道業を営む株式会社であり、新幹線整備事業のため、A村Bを西坑とするトンネルを、C株式会社を幹事会社とする共同企業体を請負人とし、掘削工事をしようとしている、(3)本件土地は、被申請人から、迂回ルートの供用のため貸与されたいとの申出を受けていた。学校や商店街が集中する同村の中心部を工事車両が通行することが減ること、また申請人の営む旅館からは迂回ルートの方がより西に離れることから、工事車両の通行に伴う騒音、振動、粉塵等の申請人に及ぼされる公害被害が、現状よりは減少するので、賃貸借契約の内容次第では、契約の締結には基本的にはやぶさかではなかったが、被申請人は、工事完成を急ぐ余り、工事車両の通行台数や通行時間、通行時期等に関する条件に固執し、申請人の緩和措置の要請に対しては、譲歩しなかった。このまま交渉を続けていても、被申請人の譲歩がないままトンネル工事がなし崩し的に行われ、工事車両が増加し、それによる騒音や振動、粉塵等により、申請人の健康や生活環境に悪影響が生じるおそれ強いこと、排出残土をA村内に仮置くことにより土壌汚染や水質汚染が生じる恐れがあり、A村の静謐な環境や景観が破壊され、A村の観光業や申請人の営む旅館の経営に影響が出るのが必至である。よって、被申請人が実施する新幹線鉄道事業に関し、公害防止協定を締結すると調停を求める。			進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
19	岐阜県平成30年(調)第1号事件	ゴム製品製造工場からの悪臭等被害防止請求事件	30. 8. 8	岐阜県住民1人	ゴム製品等製造会社	被申請人は、工場建設以降現在に至るまで、悪臭、騒音、振動を出し続けている。騒音、振動により不眠症を発症し、10年来にわたって睡眠薬の服用を余儀なくさせられており、またこの騒音と悪臭により、申請人所有の不動産の価値が毀損されている。よって、(1)被申請人は、当工場が排出する悪臭を止めること、(2)被申請人は、当工場が出す騒音、振動を受忍限度内に収めること、(3)被申請人は、当工場の深夜の操業を止めること（現在は24時間操業であり、深夜の振動音は極めて不快）、(4)現在の日曜日だけの休業に土曜日、祭日も加えること、(5)被申請人は、申請人に対し慰謝料（50年の長きにわたって与え続けた苦痛相当分）を支払うこと、(6)被申請人は、申請人に対し申請人の所有不動産の毀損分を支払うこと、(7)被申請人は、申請人宅の環境が受忍限度内におさまるまで、毎月迷惑料を支払うこと。	2. 3. 23	調停成立	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
20	岐阜県令和2年(調)第1号事件	運送会社からの騒音等被害防止請求事件	2. 2. 25	岐阜県住民7人	運送会社	被申請人の事業活動による騒音と砂埃により、生活環境等に大きな被害が出ている。よって、被申請人は、(1)午後11時から翌日の午前6時までの間、被申請人の営業によって生じる騒音を、申請人ら各敷地に50dBを越えて到達させない、(2)午前6時から午前8時まで、午後7時から午後11時までの間、被申請人の営業によって生じる騒音を、申請人ら各敷地に60dBを越えて到達さ			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						せない、(3)午前8時から午後7時までの間、被申請人の営業によって生じる騒音を、申請人ら各敷地に65dBを越えて到達させない、(4)高压洗浄機を使用した洗車を行わないこと、(5)被申請人の敷地内においては、バックブザー音を消音すること、(6)被申請人の敷地内においては、エアプレーキ音を発生させないこと、(7)被申請人の敷地から発生する砂埃・水しぶきを、申請人ら各敷地に入らないようにすること。			
21	静岡県平成31年(調)第1号事件	自動車製造工場からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	31. 1. 30	静岡県住民1人	自動車製造販売会社	被申請人は、自動車製造業を営む会社であり、A社B工場において夜中まで操業に係る騒音が発生している、申請人は、そこから発生する騒音を自宅で感じ、肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、(1)被申請人は、申請人に対し、申請人自宅で体感する騒音を防止するため、A社B工場の稼働停止も考えた上で確実な対応を行うこと、(2)被申請人は(1)で記載した対応が困難である場合は、申請人の現在の居室と同程度の住宅への転居に要する費用、騒音を原因として発症した病気に係る医療費用、及び法律相談費用を支払うこと。			
22	静岡県令和元年(調)第2号事件	建築鉄骨製造会社からの騒音等被害防止請求事件	元. 9. 13	静岡県住民1人	建築鉄骨製造会社	建築鉄骨溶接を営む被申請人工場から発生する騒音、振動、煙及び粉塵によって、申請人の生活に支障が生じており、申請人が被申請人に対策を希望する。よって、(1)被申請人は、申請人に対し、被申請人工場から発生する騒音、振動について、申請人の生活に支障がないレベルまで抑えるように速やかに万全の対策を講じること、(2)被申請人は、被申請人工場から排出される煙や粉塵が申請人宅に流れ込むことのないよう速やかに万全の対策を講じること。			
23	静岡県令和元年(調)第3号事件	金属製品加工工場からの騒音等被害防止請求事件	元. 11. 22	静岡県住民1人	金属製品加工会社	被申請人が営業を行なっている工場から発生する騒音、粉じんにより、窓が開けられない状態で、騒音については朝から晩まで連続して響いている状態である。粉じんについては、自宅及び自家用車に積もることもあり、その都度掃除、洗浄を行なっている状態で、精神的、肉体的に苦痛を受けており、根本的な対応を被申請人に求める。よって、被申請人は、工場から発生する騒音及び鉄粉等粉じんについて、申請人宅に被害が発生しないように確実な対策をとること。また、対策後に被害が発生した場合は適切な対応をとること。			
24	静岡県令和2年(調)第1号事件	茶工場からの粉じん被害防止請求事件	2. 3. 16	静岡県住民1人	茶製造会社	申請人は、被申請人の工場から発生する粉じん(茶の塵)がひどく、工場側の窓を開けることができない状態である。また、通常の掃除ではきれいにならず、専門の清掃業者に清掃を依頼しなくてはいけない状況である。よって、被申請人は、排気筒の向きを変えて茶の塵が申請人宅ではなく、被申請人宅に落ちるようにする等の対策を講じることにより、排出される茶の塵の量を1/3以下に減少させること。			
25	愛知県平成30年(調)第1号事件	大型空調室外機からの騒音被害防止請求事件	30. 2. 28	愛知県住民2人	特定非営利活動法人	被申請人が建設したビルの敷地内で申請人居宅の敷地と隣接する箇所に設置した大型空調室外機から発生する騒音は、申請人らの受忍限度を超える程度のものであり、申請人らの平穩に生活をする権利を侵害するものである。よって、被申請人は、申請人らの居宅敷地と隣接するビルの敷地内に設置してある大型空調室外機の使用を停止す	元. 7. 22	調停成立	調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						ること。			した。
26	愛知県 平成30年 (調)第2 号事件	紙管加工 会社から の騒音被 害防止請 求事件	30. 9. 21	愛知県 住民4人	紙管加工 会社	被申請人は、平成27年9月頃、申請人らの自宅住居に隣接する倉庫に移転し、平日の朝8時30分頃から夕方の午後5時頃まで、ダンボールの切断作業を行うようになった。その作業に伴い、間断なく続く、振動を伴う騒音が発生するようになり、申請人らは現在に至るまで、騒音に悩まされ続けてきた。申請人らが、計量証明事業者に依頼し、平成28年11月7日に敷地境界で工場騒音の計量を実施したところ、67dBが計量された。これは、県民の生活環境の保全等に関する条例及び同施行規則で定める昼間における騒音の許容限度の60dBを超えるものである。よって、被申請人は、A住所に所在する本件倉庫について、防音措置を講じて騒音を低減すること。	元. 12. 10	調停成立	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
27	愛知県 平成31年 (調)第1 号事件	食肉加工 組合から の騒音・ 悪臭被害 防止請求 事件	31. 3. 8	愛知県 住民1人	食肉加工 組合	申請人は、被申請人の工場から発生する定期的な音や不定期な音に常に晒され続けて生活しなければならない状態であり、ほぼ一年中、窓を開けることができない上、各種の音のほとんど全ては窓を閉めていても聞こえる。また、悪臭もあり、特に夏の間は臭いがひどいことから、窓を閉めて生活せざるを得ない。このような生活を強いられる申請人の精神的苦痛は甚大である。申請人の被害の実態と騒音・悪臭のレベルを踏まえれば、これらの騒音・悪臭による申請人の被害は受忍限度を超えるものである。よって、被申請人は、騒音・悪臭について、防音壁を設置する、悪臭を減少させる対策をとるなどの騒音・悪臭を可能な限り低減する対策を講じること。			
28	愛知県 令和元年 (調)第2 号事件	飲食店か らの騒音 被害防止 請求事件	元. 5. 15	愛知県 住民5人	愛知県 住民3人	(1)被申請人らは、それぞれ店にカラオケを設置しており、カラオケを利用した場合、各店舗の防音措置が不十分であること、各店舗のカラオケが競合することによって、騒音被害が発生している、(2)被申請人らのカラオケを使用することによる規制基準を超える騒音が継続しており、市による注意によっても抜本的に改善しない。よって、被申請人らは、防音措置を講じて、騒音を低減すること。			
29	愛知県 令和元年 (調)第3 号事件	建設残土 による水 質汚濁・ 土壌汚染 のおそれ 公害防止 請求事件	元. 5. 31	愛知県 住民1人	建設会社 市(代表 者市長)	(1)申請人は、不動産仲立人から、農地造成のための残土搬入を持ちかけられ、道路面よりも低いレベルでの水田を造成するための残土搬入を承諾し、数日間で道路面のレベルでの埋立は完了したものの、その後も大量の残土搬入が続いた、(2)建設残土は、D建設会社が建設業者に搬入させたものである。申請人は、D建設会社に対し、残土の搬入中止を連絡したが、D建設会社は残土の搬入を続け、高さ約10mまで残土を積み上げて、そのまま放置している、(3)申請人が調査したところ、被申請人B社を発生元とする建設残土が大量に搬入されており、同社によると、搬入された残土の量は10トンドンプで合計245台分、1,350m ³ とのことである。この中には、C市の市庁舎建設の作業所から搬出された掘削残土も含まれているとのことである、(4)無秩序な残土の堆積は、降雨や地震で土砂崩れを起こし、隣接の道路や農地、排水路に重大な支障を及ぼし、生活環境に重大な支障を及ぼすおそれがある。よって、(1)被申請人は、			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						申請人の所有地（以下「本件土地」という。）上の建設残土のうち、1,350㎡（10トンダンプ245台分）を撤去すること、(2)被申請人C市は、本件土地上の建設残土のうち、被申請人B社と共同して、新庁舎建設にからみ同市の所有地から掘削された残土に相当する残土を撤去すること。			
30	愛知県令和元年(調)第4号事件	自動車部品塗装工場からの粉じん・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	元.10.4	愛知県住民3人	自動車部品塗装会社	申請人らは、(1)申請人Aが平成29年9月に自宅兼ヘアサロン店舗を建設し、居住・営業を開始したときから、被申請人工場から発生している粉じん及び悪臭が申請人恵美子の自宅及び土地内に入り込んでおり、頻繁な清掃を余儀なくされ、換気もできず洗濯物も干せない状況になっている、(2)申請人Aと同居している申請人Bが平成30年9月に過敏性肺炎と診断され、自宅から離れて療養を受けることが必要と判断されて入院した後、自宅に戻っては症状が悪化し、再び入院するということを繰り返している、(3)申請人Cは、平成30年6月に住居を購入し、同月末から居住している。住居を販売した業者と被申請人との間で、被申請人工場に設置されている排煙口2か所から粉じんや廃棄物が越境して排出され、住居北側の壁等が汚れていることを前提に、当該排気口を使用しないこと、全ての排煙口から排出された粉じんは、被申請人の責任と費用負担にて迅速に取り除くものとする、住居の購入者に引き継がれること等について合意書を取り交わしている、(4)しかしながら、実際には排煙口2か所の使用が継続され、かつ、排出された粉じんも放置されており、申請人Cの住居の清掃費用、住居に設置された太陽光発電システムの発電量不足及び清掃費用並びに所有車の清掃・塗装費用の各相当額の損害が発生している、(5)申請人らは、上記被害や損害に対する対応を被申請人に求めたものの、これまでのところ被申請人による十分な対応は行われていない。また、申請人ら代理人から通知書を送付してさらに対応を求めたところ、被申請人より、第三者を介する形での協議を希望する旨の回答が行われた。よって、(1)被申請人は、被申請人住所地に所在する工場について、操業を行わないこと、(2)被申請人は、被申請人住所地に所在する工場について、防じん及び悪臭防止措置を講じて、粉じん及び悪臭を申請人ら住所地内に排出しないこと、(3)被申請人は、申請人Aに対し、金577万1,324円及びこれに対する本申立てから支払い済みまで年5分の割合による金員を支払うこと、(4)被申請人は、申請人Bに対し、金289万1,385円及びこれに対する本申立てから支払い済みまで年5分の割合による金員を支払うこと、(5)被申請人は、申請人Cに対し、金386万3,172円及びこれに対する本申立てから支払い済みまで年5分の割合による金員を支払うこと。			
31	愛知県令和元年(調)第5号事件	建設残土による水質汚濁・土壌汚染のおそれ公害防止	元.12.10	愛知県住民1人	不動産関係者建設会社市(代表者市長)	(1)被申請人Aは、不動産仲立人であるが、B建設と共謀のうえ、申請人に対し、養魚池の跡地を畑に造成のためと称して、道路面よりも低いレベルでの残土搬入を承諾させ、建設業者や残土処理業者をして、残土の搬入をさせ、高さ約10mまで残土を積み			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結年月日	終結区分	終結の概要
		請求事件				上げて、そのまま放置している、(2)被申請人C建設は、D市新庁舎の建設を受注したE建設から残土処理の第一次下請けをし、被申請人F建材は第二次下請けをして、D市新庁舎の建設現場から発生した残土を本件土地に搬入した、(3)被申請人G市は、G市保育園の関連工事で排出される残土を、被申請人H建設をして本件土地に搬入した、(4)本件残土は、無秩序に堆積されており、大雨や豪雨により崩壊するおそれがあり、かくては、隣接する農業用排水路の水質を汚染するおそれや隣接農地の土壌を汚染するおそれがあるため、早急な撤去が必要である。不法堆積された残土の発生元や搬入業者など、不法な堆積に関与した業者や個人は、搬入した残土の量に応じた撤去義務があり、あるいは、撤去費用を負担すべき義務がある、(5)アメリカのスーパーファンド法によれば、土壌汚染地の浄化に関しては、現在の施設所有・管理者だけでなく、有害物質が処分された当時の所有・管理者、有害物質の発生者、有害物質の輸送業者や融資金融機関まで、広範囲に浄化の費用負担を負うとされている。我が国においても、廃棄物処理法において、排出者責任があり、廃棄物処理業者に委託したことで排出者責任は切断されない法理が確立している。残土については、有害物質を含まない限り、廃棄物には該当しないと解するのが一般的であるが、残土が不要物であること、市場性がなく有償での引き取り手がないものであることは疑いのない事実であり、不要物における排出者責任は免れないものであるし、申請人の土地の所有権を大量の残土の不法堆積で侵害している者が、残土の撤去義務ないしは撤去費用を負担する義務があることも当然である。よって、(1)被申請人Aは、本件土地上の建設残土を撤去するか撤去費用を負担すること、(2)被申請人C建設は、E建設から第一次下請として受注し、本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること、(3)被申請人F建材は、E建設の第二次下請として受注し、本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること、(4)被申請人G市と被申請人H建設は、共同して、G市保育園の工事現場から本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること。			
32	三重県令和元年(調)第1号事件	金属加工工場からの騒音・振動問題調整事件	元. 12. 3	金属加工会社	三重県住民1人	被申請人から、申請人工場において稼働しているプレス機からの振動及び騒音により被害を受けているといった苦情が寄せられている。これまで、被申請人からの苦情について、当事者間で話し合いを行ってきたが、調停による解決を図りたい。よって、申請人と被申請人との間の紛争を調整する。	2. 2. 13	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
33	京都府平成30年(調)第2号事件	漬物製造工場からの騒音・悪臭被害防止請求事件	30. 8. 22	京都府住民2人	漬物製造会社	(1)漬物製造工場からの強い発酵臭により近隣環境が悪化している、(2)悪臭流入のため、窓等を開放して外気の導入ができない、(3)嗅いだ悪臭が鼻腔内に長時間残ることにより、極めて不快、(4)不快な悪臭のため、清掃等の屋外作業を短時間しか行えない、(5)工場の排気設備からの騒音(低周波	元. 9. 2	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						成分を含む)が24時間発生、(6)騒音により、睡眠障害など、近隣の生活環境が悪化している、(7)申請人による騒音測定の結果、騒音の値が夜間の騒音に係る基準値に適合していない。よって、被申請人は、騒音・悪臭を低減すること。			
34	京都府平成31年(調)第1号事件	防霜ファン稼働請求事件	31. 3. 4	京都府住民1人	京都府住民1人	(1)被申請人から停止の申入れを受けて以来、防霜ファンは稼働しておらず、家屋に近く騒音の大きい3基は撤去移転する予定にしている、(2)このまま稼働できない場合、申請人が投資した事業効果が得られないだけでなく、霜で茶園に損害を被り生産額に影響を及ぼす恐れがある、(3)補助事業で整備したものであり、稼働しないと事業効果も得られない、(4)防霜ファンは茶の芽が出る3月～5月の期間のうち、気温が4℃以下になると自動的に運転し、気温が上昇すると自動で停まるので、稼働する条件は限られており、年間での運転日数は少ない状況にある。よって、被申請人は防霜ファン8基のうち5基の稼働を認めること。(稼働しない防霜ファン3基は撤去移転する。)	元. 8. 20	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
35	京都府令和元年(調)第2号事件	近隣店舗からの悪臭被害防止請求事件	元. 7. 9	京都府住民1人	京都府住民1人	被申請人の飲食店店舗はC通りに面する7階建てマンション(以下「当該マンション」)の1階にあり、その調理場からの排気は道路に面した排気口から排出され、その臭気が店舗前面及び上に向けて拡散している。また、時には、店舗前で顧客らが喫煙することがあり、そのタバコ臭も拡散している。なお、この排気は店舗の奥にある二箇所の調理場から天井に配管されたダクトを通じて排出されているものであるが、何らの防臭、脱臭装置も設置されていない。申請人は、住宅地にある当該マンションの区分所有者であり、平成22年5月から同室に居住している。被申請人は、平成29年3月から飲食店を開業したが、以来、被申請人の店舗からの調理の臭いに苦しみ、道路に面したベランダに出ることは出来ず、また、開口部を開けること、洗濯ものを干すことも出来ず、また調理臭は換気口から部屋にも侵入し、当初は我慢していた。しかし、平成30年11月頃からは、不眠・緊張が続くことで日常生活にも支障を来すようになっており、医師からはその症状の原因は臭いによる環境因である可能性が高いと言われている。よって、被申請人の店舗の調理場から排出される煙、臭いについて店舗の前面からの排出を変更するか、強力な防臭・脱臭装置の設置することを求める。	2. 3. 24	調停成立	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
36	京都府令和元年(調)第3号事件	グラウンドからの騒音被害防止請求事件	元. 7. 12	京都府住民1人	京都府(代表者知事)	B高校野球部員の声やバッティング音等がうるさくて、窓が開けられない、家で勉強や読書をするができない、頭が痛くなる等、生活に支障を生じている。よって、(1)B高校グラウンド南東のバッティング練習用のゲージをグラウンド北側に移動すること、(2)B高校グラウンドに防音設備をつけること、(3)B高校グラウンド東側の野球部の練習をグラウンドの北側で行うようにすること、(4)申請人の室内で練習の声/音が聞こえないようにすること、(5)B高校長は責任を持って部下及び生徒の指導と管理をすること。	2. 2. 19	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
37	京都府令和元年(調)第4号事件	学校法人からの悪臭被害防止請求事件	元. 12. 27	京都府住民1人	学校法人(大学)	(1)申請人自宅と本件施設との位置関係、(2)申請人が問い合わせ有機溶剤含有剤の使用が発覚したこと、(3)毎年同時期に同様の被害が繰り返し発生しているところ、被申請人が同時期に授業で使用していたことを認めていること、(4)他に原因となるような事実が存在しないこと等から刺激臭・悪臭の発生原因は被申請人の授業としか考えられない。そうであるにも関わらず、被申請人はかかる事実を否定し、当該授業の中止は困難などと回答していることからすれば、今後も同様の被害が繰り返される可能性が高いといわざるを得ない。よって、被申請人は、本件施設内において、有機溶剤含有剤等の刺激臭・悪臭が発生する薬剤等の使用に際し、その刺激臭・悪臭が周囲に漏れないようにすること。			
38	大阪府平成6年(調)第5号事件	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	6. 12. 22	大阪府住民797人	市(代表者市長)高速道路管理会社	都市計画道路及び自動車専用道路が完成し、供用が開始されることにより、騒音、振動、排気ガスの公害発生及び眺望への影響のおそれがある。よって、被申請人は、環境保全上の適切な処置を講ずること。			
39	大阪府平成30年(調)第4号事件	保育園騒音問題承諾請求事件	30. 5. 25	学校法人(保育園経営)	大阪府住民2人	被申請人らはY保育園の隣人であり、申請人が平成29年にX保育園設置を計画したことに反対するとともに、Y保育園の園児の声が騒音で迷惑であるとして、園児を園庭で遊ばせないことを要望してきた。申請人は、近隣との円満な関係に配慮する必要があると考える一方、園児の健全な育成の観点から園児の園庭での遊戯は必要不可欠であると考える。よって、被申請人らは、申請人が経営する保育園の園庭において園児が遊戯すること(声を出して自由に遊具等で遊ぶこと等)を承諾しなければならない。	元. 7. 2	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
40	大阪府平成30年(調)第5号事件	給湯器騒音振動等被害防止請求事件	30. 6. 19	大阪府住民2人	大阪府住民2人給湯設備製造販売会社	申請人らは平成28年10月頃から、被申請人ら住居に設置された家庭用省エネ給湯器から生じると考えられる低周波音及び振動により、頭痛、不眠、耳の奥の痛み等の体調不良が生じるようになった。平成29年5月頃に申請人らは、被申請人らに対して家庭用省エネ給湯器の設置場所を変えて欲しい等の申入れを行ったが、被申請人らは対策を行わなかった。よって、(1)申請人らに対する低周波被害(給湯機を原因とする騒音・振動)が生じないよう、被申請人ら宅に設置された家庭用省エネ給湯器の設置場所を変更する等の適切な措置を求める、(2)申請人らは被申請人らに対し、慰謝料として相当額の支払いを求める。	31. 4. 26	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
41	大阪府平成30年(調)第7号事件	金属製品製造工場騒音振動被害防止請求事件	30. 11. 19	大阪府住民1人	金属製品製造会社	平成21年6月に申請人が住居を購入後、しばらくして、被申請人工場から発生する機械音や振動で自律神経失調症等を患っている。工場は市からの指導を受けて対策を検討しているが、被害が継続している。よって、被申請人に対し、(1)工場北側の機械3台が稼働した際の音を軽減することを求める、(2)工場東側に防音壁の設置及び窓ガラスに防音対策を講じることを求める、(3)フォークリフトが通る地面の補修をすることを求める、(4)工場東側の換気扇の騒音が申請人住居まで聞こえないよう対策することを求める、(5)振動が生じないよう対策をとるか機械の移動を求める、(6)申請人が市役	元. 12. 17	調停成立	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						所に毎週連絡を行い、市の担当者、工場に個人情報（家族のスケジュール等）を伝えなくてもよいようにすることを求める、(7)これらの対策をとらない場合は申請人住居を買い取ることを求める。			
42	大阪府平成31年(調)第1号事件	家庭用省エネ給湯器騒音等被害防止請求事件	31. 4. 16	大阪府住民2人	大阪府住民1人 ガス会社 ガス機器販売及び工事会社	申請人らは平成30年2月頃から、被申請人住居に設置された家庭用省エネ給湯器から生じると考えられる低周波音等により、不眠、動悸等の体調不良が生じるようになった。平成30年5月頃から、申請人らは、被申請人らに対して同機器の買取りや移設等の申入れを行ったが、被申請人らは対策を行わなかった。よって、被申請人住居に設置された家庭用省エネ給湯器の申請人による買取り、被申請人らによる同機器の移設など、運転音がしなくなるための措置を求める。			
43	大阪府平成31年(調)第2号事件	家庭用省エネ給湯器騒音等被害防止請求事件	31. 4. 16	大阪府住民1人	大阪府住民2人	申請人は平成20年夏頃から、被申請人ら住居に設置された家庭用省エネ給湯器から発せられる運転音等により、不眠、多発性円形脱毛症等の体調不良が生じるようになった。申請人は平成20年11月、被申請人らに対して同機器の夜間の稼働停止の申入れを行ったが、被申請人らは話し合いに応じなかったため、平成21年5月から6月に、申請人宅の窓を二重サッシにする工事や防音板の設置を行ったが、体調不良が改善することはなく、平成30年11月以降、精神科を受診するようになった。申請人の被害が深刻であるにもかかわらず、被申請人らとの話し合いもできない。よって、被申請人ら住居に設置された家庭用省エネ給湯器の撤去又は移設、若しくは稼働停止等の措置を講じることを求める。	元. 9. 25	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
44	大阪府令和元年(調)第1号事件	水産物加工工場騒音等被害防止請求事件	元. 5. 17	大阪府住民1人	水産物加工会社2社	申請人は約3年前から、認知症の実母らを支援するため、被害発生地域に所在する実家に週の半分程度寝泊まりをしているが、被申請人らが深夜に発生させる作業音等に悩まされている。これまで直接、苦情を申し出たり、市役所に指導を求めてきたが、騒音が改善されない。よって、被申請人らは、(1)申請人が平穏な社会生活が営めるように防音設備を設置する等の対策を講じなければならない、(2)騒音を伴う作業については午前10時から午後8時までとし、付近住民の睡眠を妨げるようなことがあってはならない。	2. 2. 17	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
45	大阪府令和元年(調)第2号事件	家庭用省エネ給湯器騒音等被害防止請求事件	元. 7. 17	大阪府住民1人	ガス会社	大阪府平成31年(調)第2号事件と同じ。	元. 9. 25	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
46	大阪府令和元年(調)第3号事件	解体・スクラップ工場騒音振動被害防止請求事件	元. 8. 14	大阪府住民3人	解体・スクラップ会社	被申請人が本年6月に事業を開始した直後から騒音及び振動が断続的に発生しており、申請人らは直接又は市役所を通じて苦情を申し述べてきたが、騒音及び振動は収まっていない。申請人らが精神的にも肉体的にも重大な損害を被っているにもかかわらず、被申請人において誠実な対応がなされない。よって、被申請人は、(1)事業活動を行うにつき発生している騒音に関し、防音壁を設置するなど、これを軽減する措置をとらなければならない、(2)事業活動を行うにつき発生している振動について、作業の場所を申請人ら宅と隣接している部分か	元. 12. 20	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						ら可能な限り距離を取るなど、これを軽減する措置をとらなければならない、(3)操業時間を午前9時から午後5時までとし、土日及び祝日は操業しないものとしなければならない。			
47	大阪府令和元年(調)第4号事件	地下水汚染対策措置継続請求事件	元. 9. 2	大阪府住民3人	市(代表者市長)非鉄金属製品等製造会社	申請人は申請人所有の建物において、約6年前まで事業を営んでおり、当該建物の地下室下に湧出する地下水を、事業に使用する車両設備の洗浄等に利用していた。平成9年5月、地下室内の地下水が急激に増加したため、被申請人市に相談した際、被申請人市が水質の測定を実施し、地下水に環境基準を大幅に超える有害物質が含まれていることが判明した。このため、被申請人市は、地下水汚染の原因であると考えられた被申請人企業と協議し、地下室内に湧水圧送設備を設置し、被申請人企業の浄化施設において浄化処理を行うこととした。それ以降、湧水圧送設備の維持管理については被申請人企業が行ってきたが、被申請人企業はこれを令和元年10月末をもって打ち切ることを表明し、被申請人市は湧水圧送設備の撤去を前提に申請人に協議を申し入れている。本件圧送設備による地下水の浄化措置が打ち切られた場合、申請人らが地下水を処理するためには多額の下水処理料金が発生すること、下水処理を行わない場合は衛生面等で不安があることから、申請人らが湧水圧送設備の稼働継続を求めているにもかかわらず、被申請人市は10月末で停止させる方針である。よって、(1)被申請人市は申請人所有建物に設置された湧水圧送設備の稼働を継続し、被申請人企業の浄化施設への圧送を継続すること、(2)被申請人企業は圧送された湧水を被申請人企業の費用負担のもと、処理するとともに、湧水圧送設備の維持管理を継続すること、(3)被申請人市は、申請人所有の建物に発生する湧水の浄化が完了したことを当事者双方が確認したときは、被申請人市の費用負担で湧水圧送設備を撤去すること。			
48	大阪府令和元年(調)第5号事件	金属加工工場騒音被害防止請求事件	元. 10. 8	大阪府住民2人	金属加工会社	被申請人は平成27年1月頃から上記住所で設備製造を営んでいるが、ハンマー、グラインダー等の工具や門型クレーン等による騒音が酷く、申請人らは窓を開けることができないなどの被害を受けている。申請人らはこれまで、直接被申請人会社に対策を講じるよう要望したり、市役所も含めた三者で申請人ら住居の防音対策工事について話し合いを行うなどしてきたが、合意には至らなかった。よって、被申請人は(1)騒音について規制基準内にするよう防音対策を講じなければならない、(2)操業時間を午前8時から午後6時までとし、休日に騒音が発生する作業をしてはならない、(3)これらの措置を講じない場合は、申請人宅において既に実施した防音対策工事の費用を負担しなければならない。	2. 2. 26	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
49	大阪府令和元年(調)第6号事件	エアコン室外機からの騒音被害防止請求事件	元. 12. 13	大阪府住民1人	大阪府住民1人 電気通信機器製造販売会社	申請人は40年前から住所地に居住している。平成29年12月に被申請人が申請人の隣地に自宅を新築し、平成30年7月に被申請人企業製の18畳エアコン室外機を設置した。申請人はエアコン室外機の低周波により、不眠、頭痛、圧迫感などの体調不良が生じたため、平成30年12月から自己所有貸			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						家へ避難した。本年4月に自宅に戻り被申請人に対し、エアコン室外機の小型化を要望したが聞き入れてもらえず、被申請人から苦情はメーカーに言って欲しいと言われた。申請人は、エアコン室外機の低周波に耐え切れず、本年6月からワンルームに避難した。被申請人らに対し、エアコン室外機による低周波の被害対策を実施するよう、また、避難に要した費用の支払いを求める。よって、(1)被申請人は申請人に対し、エアコン室外機による低周波の被害対策(小型2台への交換など)を実施しなければならない、(2)被申請人は連帯して、申請人が避難のため支出した費用を支払わなければならない。			
50	大阪府令和2年(調)第1号事件	ゴム製品製造工場からの振動被害防止請求事件	2. 1. 29	大阪府住民1人	ゴム製品製造会社	申請人は住所地に約22年居住しており、申請人宅裏の工場は約11年前に引っ越して来た。令和元年12月から急に振動が酷くなり、市に相談したが改善は見られず、毎晩3時頃に振動で目が覚める。申請人は糖尿病やB型肝炎などを患っており、主治医には睡眠不足により血圧や血糖値が上昇すると言われている。よって、申請人宅裏の機械を夜間9時から朝6時まで停止することを求める。			
51	兵庫県平成30年(調)第3号事件	神戸市須磨区西須磨地域都市計画道路須磨多聞線自動車公害防止対策等請求事件	30. 12. 25	兵庫県住民4,809人	市(代表者市長)	(1)本件道路の不合理性、(2)本件道路整備による生活環境の悪化(大気汚染・騒音振動・眺望景観)、(3)重大事故の発生可能性、(4)地域の分断、(5)住民との合意・誓約に反する。よって、(1)本件道路の必要性・環境影響評価・中央幹線形状変更に関する説明及び協議、(2)代替案の検討・協議、(3)被申請人と住民との間の(過去の)合意の尊重、(4)本件道路建設工事に着手しないこと。			
52	兵庫県令和元年(調)第1号事件	救急車両騒音防止対策請求事件	元. 5. 8	兵庫県住民1人	市(代表者市長)	B市の救急車から発生する騒音により、生活上の支障がある。よって、B市の救急車が県道から市民病院までの約400mを走行する際、サイレンの音量を50dB以下にすること。(午後10時から、翌朝、午前6時まで)	元. 8. 30	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
53	兵庫県令和元年(調)第2号事件	マンション建設工事に係る大気汚染損害賠償請求事件	元. 9. 2	兵庫県住民2人	建設会社	新築マンション建設工事に伴って、化学物質が舞うことにより、化学物質過敏症の症状が悪化しないよう、自宅から一時退避する必要がある。よって、新築マンション建設工事に伴う大気汚染公害に対する安全確保のための金銭的補償420万円の支払を求める。	2. 2. 28	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
54	奈良県平成20年(リ)第1号事件	平成11年(調)第1号事件における調停事項の義務履行勧告申出事件	20. 9. 3	区(代表者区長)	産業廃棄物処理業者	奈良県平成11年(調)第1号事件の義務履行勧告申出			
55	奈良県平成29年(調)第2号事件	食肉加工工場からの騒音・悪臭被害	29. 11. 15	奈良県住民1人	食品加工会社	申請人は、被申請人が食肉加工等の作業をするに当たって発生させる騒音や肉を揚げるといった悪臭により健康被害を受けている。よって、被申請人は、即時移転するこ	31. 4. 17	調停成立	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
		防止請求事件				と。			停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
56	奈良県平成30年(調)第1号事件	プラスチック製品製造加工会社からの騒音・振動被害防止請求事件	30. 7. 4	奈良県住民2人	プラスチック製品製造加工会社	申請人らは、被申請人が工場に設置した集塵機の稼働により、耳鳴り・不眠・心窩部痛・全身倦怠感、動悸等の心身的苦痛を被っている。よって、申請人らは、被申請人に対し、工場の集塵機の稼働の停止を求める。			
57	奈良県平成31年(調)第1号事件	火葬場建設に伴う土壌汚染のおそれ公害対策等請求事件	31. 2. 1	奈良県住民472人	市市(代表者市長)	事業予定地は、3,000 m ² 以上の「土地の掘削その他土地の形質の変更」に当たるとは明らかであり、当該届出の対象外の行為にもあたらないため、土壌汚染対策法(以下、「土対法」という。)第4条第1項の規定に基づく「一定の規模以上の土地の形質変更の届出」が必要である。被申請人A市が事業実施にあたり実施した投棄物調査の結果、事業予定地は土壌汚染地であり、環境汚染の危険性等があることから、土対法第4条第3項に規定される土壌汚染状況調査の実施を命令し、その調査結果を報告させるべきである。汚染された土壌が存置又は盛り土として用いられる形態において、建設工事等が行われた場合、農業用水の汚染や農作物汚染の危険性があり、下流域にある申請人らの田畑は汚染の風評被害のおそれもあることから、汚染土壌の適切な搬出及び処理を求める。よって、次の3点を被申請人に求める。(1)被申請人A市は、被申請人A市長に対し、A市C町の事業予定地について、土対法第4条第1項の規定に基づく「一定の規模以上の土地の形質変更の届出」を行う。(2)被申請人A市長は、被申請人A市に対し、事業予定地について、土対法第4条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定される「土壌調査」をさせ、その結果を報告することを命ずる。(3)被申請人A市長は、被申請人A市に対し、(2)の調査結果を踏まえ、土対法の基準に従い汚染土壌を搬出し、同法及び廃棄物処理法等の法令に従い汚染の除去等の措置を講ずることを指示する。	元.10. 2	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた後、申請人及び被申請人に対し、調停案の受諾勧告を行ったところ、被申請人より調停案を受諾しない旨の回答があったため、調停が打ち切られたものとみなし、本件は終結した。
58	和歌山県平成31年(調)第1号事件	ガソリンスタンドからの土壌汚染等被害防止請求事件	31. 1. 29	燃料小売業者(ガソリンスタンド)	バス運送事業会社	被害発生地域において、水の層上にコールタールが浮いており、申請人が行った調査で基準値以上のベンゼン、鉛が検出。コールタールが敷地外に流れ出ている可能性や、流出する可能性も否定できない。その原因は平成11年9月に発生した地下ガソリン漏洩であり、発生当時に同場所においてガソリンスタンド営業をおこなっていた被申請人にある。よって、被申請人は、コールタールの除去および特定有害物質であるベンゼン、鉛を基準値以下に改善すること。	元.12. 9	調停打ち切り	調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
59	島根県令和元年(調)第1号事件	太陽光発電所騒音被害防止請求事件	元. 6. 13	島根県住民1人	太陽光発電所の設計・建設工事・施工管理会社	被申請人B社は、Cメガソーラーを営んでおり、そこから発生する騒音により、申請人は、心理的・感覚的被害を受けている。よって、被申請人B社は、(1)Cメガソーラー発電所から発生する騒音を低減させること、(2)申請人に事前説明の上、申請人の住	2. 2. 25	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						宅周辺及びCメガソーラー太陽光発電所周辺にて計量証明機関による騒音調査を実施すること、(3)(2)の結果に基づき、周辺に対する騒音の影響を再評価すること、(4)(3)の結果に基づき、騒音を低減する措置を行うこと、(5)(4)の措置を実施する前に申請人に対して丁寧に説明し、了解を得ること、(6)騒音の低減措置が十分でない場合、夜間、変圧器への通電を停止させる等の抜本的な措置を取ること。			し、調停を打ち切り、本件は終結した。
60	島根県令和元年(調)第2号事件	鉱さいによる土壤汚染のおそれ公害防止請求事件	元. 12. 23	島根県住民1人	金属製品製造会社建設会社	申請人所有の土地に鉱さいが埋め立てられているため、土地の価値が下がる。申請人は長期にわたり、精神的苦痛を被ってきた。よって、被申請人らは、申請人所有の土地を元通りに戻すこと。			
61	広島県平成30年(調)第1号事件	自動車解体工場からの騒音・振動被害防止請求事件	30. 4. 13	広島県住民4人	自動車解体会社	被申請人は、自動車解体工場を営んでおり、そこから発生する騒音・振動の被害を受けている。よって、被申請人は、申請人らに対し、騒音及び振動の被害を発生させないように、作業内容を改善すること。			
62	広島県平成30年(調)第2号事件	自動車プレス金型製作所からの騒音・振動被害防止請求事件	30. 5. 18	広島県住民12人	自動車プレス金型製作所	17年間継続して影響を受けており、高齢化した住民は心身ともに疲れてきている。日常的に苦情をA市や会社に言っても、一時的に騒音や振動が停止するだけで、根本的な解決がなされないでいる。よって、被申請人は屋内での騒音の体感基準で6番(騒音レベル50dB)以上の騒音及び振動の体感基準で8番(震度2相当=65dB)以上の振動を発生させる作業を停止すること。			
63	広島県平成30年(調)第3号事件	鉄鋼会社からの大気汚染被害防止請求事件	30. 11. 9	広島県住民1人	鉄鋼会社	家、車、ウッドデッキ内に大量の粉じん、鉄粉が入る。よって、被申請人に、家の購入額から売却額の差額を請求する。			
64	広島県平成31年(調)第1号事件	飲食店からの悪臭被害防止請求事件	31. 3. 26	広島県住民4人	広島県住民1人	営業中は窓が開けられないほか、営業準備中からは洗濯物に異臭が付着する恐れがあり、午後3時頃には毎日取り入れないといけない。よって、申請人が窓を開けても屋内に異臭・油が入らないようにすること。			
65	広島県令和元年(調)第1号事件	一般廃棄物最終処分場建設に伴う土壤汚染等おそれ公害防止請求事件	元. 12. 3	広島県等住民228人	市(代表者市長)	次期一般廃棄物最終処分場「A埋立地」の整備が進められているが、設計及び施工等に問題があると考えられる。よって、被申請人は、広島県民の水がめであるB川の上流域で、かつ豪雨豪雪地帯に建設中のC市一般廃棄物最終処分場「A埋立地」において、現在の計画のまま処分場を整備し、かつ、圧送・自然流下を繰り返す約13kmに及ぶ浸出水放流管を設置することは、広範囲にわたって土壤汚染や水質汚染を引き起こす可能性が非常に高いため、現計画の見直しを行い、かかる公害の発生を未然に防止すること。			
66	広島県令和2年(調)第1号事件	鉄鋼会社からの大気汚染被害防止請求事件	2. 1. 14	酒類販売会社	鉄鋼会社	被申請人の製鉄所が鉱質物の粉じんを外部に飛散させたことによって、大気汚染が生じ、これによって、申請人の設置した太陽光パネルに粉じんが固着して、太陽光パネルの機能低下及売電収入の減少という被害が生じた。よって、被申請人は、申請人に対し、8,333,000円及びこれに対する本申請書送達の日翌日から支払済みに至るまで年5分の金員を支払うこと。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
67	高知県令和元年(調)第1号事件	地下作業室からの騒音等被害防止請求事件	元. 6. 3	高知県住民1人	高知県住民2人	被申請人らの行う地下での事業活動により発生する騒音、振動及び悪臭が継続し、自宅で生活することができなくなり、親戚宅への一時避難をへて、現在は賃貸住宅での生活を余儀なくされている。よって、被申請人らは、C市D町他の場所の地下で事業活動を行ってはならない。	元. 10. 21	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
68	福岡県令和2年(調)第1号事件	浄水場宅地造成工事に係る振動損害賠償請求事件	2. 2. 5	福岡県住民1人	建設会社 不動産会社	被申請人は、平成30年7月30日にA浄水場跡地の撤去及び宅地造成工事に伴い、近隣の家屋等に、(1)瓦の浮き、ずれ、油汚れ、(2)壁のヒビ割れ、(3)クロスの破れ、(4)テラスの汚れ、(5)雨樋の破損、(6)ソーラ天板の油汚れの被害を生じさせた。よって、被申請人は、共同して被害箇所の修理代、合計994,338円を支払うこと。			
69	福岡県令和2年(調)第2号事件	菓子工場からの騒音被害防止請求事件	2. 3. 16	福岡県住民2人	菓子製造会社	平成17年に申請人等が被申請人に対し、工場及び低温倉庫の騒音対策を要求した結果、対策を行い問題のない状況であった。しかし、昨年3月頃から騒音によるストレスを感じるようになり、市への相談や音源の調査の結果、低温倉庫の送風機等に因るものと判明した。また、工場西側の空調室外機等の騒音も感じるようになった。低周波による家屋の共振のように感じる騒音であるため、簡単には防音対策を施すことができない。24時間稼働しているため、深夜に目覚めたり、眠れなかったりする等、毎日のストレスにより心身症のようになった。よって、被申請人は、低温倉庫、事務所及び工場の騒音を健康被害のない範囲まで低減するために、以下のとおり対策を講じること。(1)低温倉庫：24時間稼働している内部送風機について、特に午後10時から翌朝6時まで、シャッター遮音、倉庫内吸音及び送風機消音により低周波対策を行うこと。また、空調室外機2台のうち南側室外機の騒音の大きさを、騒音規制法に定める特定施設に準じる規制基準値以内とすること、(2)事務所及び工場：騒音規制法に定める特定施設に準じる規制基準値以内とすること。			
70	佐賀県令和元年(調)第1号事件	ごみ処理施設建設工事に伴う地下水汚染のおそれ公害防止請求事件	元. 8. 19	佐賀県住民4人	佐賀県(代表者知事) 市(代表者市長) 佐賀県東部環境施設組合	申請人らは、被申請人らの一部が行ってきた井戸水の汚染調査方法に対し不備があり、また、被申請人らの一部が実施している次期ごみ処理施設の建設計画により、地下水汚染が拡大し、健康被害を受けるおそれがあると考え、よって、被申請人らは、地下水汚染の調査の実施と、その間のごみ処理施設建設計画を停止すること。			
71	長崎県令和元年(調)第1号事件	建物解体工事に伴う地盤沈下被害防止及び損害賠償請求事件	元. 12. 9	福岡県住民1人	建設会社 設計会社 不動産会社	平成30年5月頃から建物に異変が生じ始め、令和元年6月1日、建物の西側に位置する2階中窓が全く開閉出来なくなる。また、1階勝手口の開閉がしづらくなるという状況になった。よって、被申請人らは連携して、(1)申請人に対し、金500万円を支払うこと、(2)申請に所有の建物を取り壊すこと、(3)申請人所有の土地の地盤沈下について原状回復工事を行なうこと。			
72	熊本県令和元年(調)第1号事件	温泉宿からの騒音被害防止請求事件	元. 11. 29	熊本県住民1人	ホテル運営会社	申請人自宅付近の民宿について、平成24年頃に経営者が変わってから、設置してあるモーターやボイラー等から騒音が発生し始めた。当該騒音により、申請人は平成25年頃から体調不良(睡眠障害、頭痛)が続い			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						ている。よって、(1)被申請人は、ボイラーの騒音を低減させること。また、防音対策及び定期的なメンテナンスを実施するとともに、稼働時間について検討すること、(2)被申請人は、モーターの騒音を低減させること。また、定期的なメンテナンスを実施すること、(3)被申請人は、ドアの開閉音による騒音を低減させるために、ドアアームストッパー等の防音対策を講じること、(4)被申請人は、浴室の換気扇の騒音を低減させること、(5)被申請人は、深夜・早朝に騒音を低減させるために、措置を講じること(浴室の風呂桶の防音対策等)。			
73	大分県令和元年(調)第1号事件	コインランドリーからの騒音等被害防止請求事件	元. 8. 22	大分県住民2人	コインランドリー経営会社	申請人らは、申請人らの住所地の道路を隔てて向かい側にある被申請人B社が運営するコインランドリーの稼働によって発生する騒音及び悪臭により、不眠症・精神的不安定となった。よって、コインランドリーの稼働によって発生する騒音及び悪臭について、仮に騒音と悪臭が法律違反であれば、被申請人B社が費用を負担して騒音防止、悪臭防止措置を講じてほしいが、法律違反でなければ、費用は申請人らが負担し、双方が納得した施工方法で、騒音防止及び悪臭防止の措置を講じさせてほしい。	2. 3. 9	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
74	宮崎県令和元年(調)第1号事件	駐車場からの騒音等被害防止請求事件	元. 12. 23	宮崎県住民1人	水道管工事会社	被申請人会社は水道管工事業を営んでおり、そこから発生する騒音等により、心理的・感覚的被害を受けている。よって、被申請人会社は、被害発生地域において、(1)側溝を修理し、音が出ないようにすること、(2)周辺を走行する車両の速度を減速させ、車両による騒音を低減すること、(3)無断駐車、停車、Uターン、アイドリング等を規制すること、(4)被害発生地域と市道の境界に、高さ1.5mのブロック壁を設置すること、(5)駐車車両による太陽の反射光、夕方、社員等による申請人宅に向けた車のライト、夜間タクシーによるライト及びUターンを行なう車両のライトを低減すること、(6)車両による排ガス、粉じん等により、身体への影響が懸念されるため、被害発生地域に出入りする車両の台数を減らすこと、(7)防音壁を設置し、資材置場等からの騒音を低減すること、(8)敷地内での出入り口を制限すること、(9)上記措置をとらない場合は、現在地から移転すること。			
75	沖縄県平成30年(調)第1号事件	近隣店舗からの悪臭被害防止請求事件	30. 7. 10	沖縄県住民1人	小売業会社	自宅に隣接する店舗からの油臭が自宅内や洗濯物干し場に侵入してくるため、洗濯物が干せず、窓も開けられないことがある。このままの状態が続くと、健康被害についても心配である。よって、相手方は、申請人宅に漂わせている悪臭を排除すること。	元. 9. 20	調停成立	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
76	沖縄県令和2年(調)第1号事件	近隣作業場からの騒音被害防止請求事件	2. 2. 20	沖縄県住民1人	建設会社(2社)	被申請人が使用する鋸打機や木材切断機等からの騒音により、睡眠障害等の健康被害を受け仕事にも影響が生じた。よって、被申請人は、(1)建築物を除去及び使用を禁止すること、(2)特定建設作業を行わないこと、(3)特定建設作業以外の作業をする場合は、防音壁設置などの騒音対策をし、なおかつ第一種低層住居専用地域の騒音規制法の上限値の超えない範囲の音で作業をすること、(4)作業時間を午前8時から午後5時			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						までとし、夜間及び土日の作業は行わないこと、(5)上記措置が守れなかった場合は、直ちに作業を禁止し、現在地から移転すること、(6)治療費、逸失利益、不法行為による慰謝料を支払うこと。			
77	沖縄県令和2年(調)第2号事件	建設会社からの騒音被害防止請求事件	2. 3. 3	沖縄県住民1人	建設会社(2社)	車両のエンジン音や通過音、資材の積みおろし等の騒音により、睡眠障害等の健康被害を受け仕事にも影響が生じた。よって、(1)被申請人は、作業小屋を除去及び使用しないこと、(2)被申請人は事務所を除去及び使用しないこと、(3)被申請人の住所地で屋外での作業をする場合は、正門側に防音壁設置などの騒音対策をし、業務用・従業員通勤用等の全ての車両は裏口を使用すること、(4)被申請人は騒音対策を十分にした上で、屋外での作業をする場合は、この地域の騒音規制法の上限値を超えない範囲の音で作業をすること、(5)被申請人の住所地での作業時間は、作業時間を午前8時から午後5時までとし、夜間及び土日祝祭日は、作業を行わないこと、(6)上記措置が守れなかった場合、直ちに被申請人の住所地での作業を禁止し、現在地から移転すること、(7)治療費、逸失利益、不法行為による慰謝料を支払うこと。			

付録3 鉱区禁止地域指定一覧

指定番号	指定地域名	指定告示年月日	指定面積 (ヘクタール)	指定鉱物名
1	伊勢神宮(三重県)	昭和	5,471	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
2	常盤池(山口県)	27. 2. 23	55	石炭
3	出石寺(愛媛県)	27. 3. 27	31	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
4	伊東市(静岡県)	27. 5. 17	3,517	〃
5	柳津堰堤(福島県)	27. 5. 29	48	〃
	片門堰堤		84	〃
6	久瀬ダム(岐阜県)	27. 10. 13	10	〃
7	朝日ダム(〃)	〃	88	〃
8	京都市(左京区、東山区)	27. 11. 8	509	〃
	京都市(右京区)(京都府)		547	〃
	宇治市(宇治)		150	〃
9	雌阿寒岳(北海道)	27. 11. 13	450	〃
10	川湯湖(〃)	〃	103	〃
	摩周湖		3,275	〃
	雄阿寒岳		3,814	〃
11	駕輿丁池(福岡県)	28. 3. 11	280	〃
12	菅平(長野県)	28. 10. 9	3,085	硫黄、硫化鉄鉱及びこれと同種の鉱床中に存する鉱物
13	樽前山(北海道)	28. 12. 23	82	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
14	登別温泉(〃)	〃	137	〃
15	昭和新山(〃)	〃	9	〃
16	有珠岳(〃)	〃	277	〃
17	羊蹄山(〃)	〃	109	〃
18	黒部第四ダム(富山県)	29. 3. 12	2,601	〃
19	袋田温泉(茨城県)	29. 3. 30	434	〃
20	三面ダム(新潟県)	29. 5. 10	947	〃
21	猿田ダム(〃)	〃	1,518	〃
22	道後温泉(愛媛県)	29. 6. 22	1,341	〃
23	玉川温泉(秋田県)	29. 8. 27	58	〃
24	後生掛温泉(〃)	〃	168	〃
25	旭町滝の水池(愛知県)	29. 9. 18	20	亜炭
26	旭町平池(〃)	〃	21	〃
27	猪高村牧野池(〃)	〃	18	〃
28	上野町荒尾(〃)	〃	14	〃
29	小鈴ヶ谷海岸(〃)	〃	2	〃
30	日光山内(栃木県)	30. 2. 17	2,599	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
31	古座川ダム(和歌山県)	30. 3. 18	1,022	〃

指定 番号	指 定 地 域 名	指定告示 年 月 日	指 定 面 積 (ヘクタール)	指 定 鉱 物 名
32	伊 香 保 温 泉 (群 馬 県)	昭和 30. 3. 19	580	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
33	関 門 国 鉄 ず い 道 (山 口 県) 福 岡 県	30. 3. 28	856	〃
34	関 門 国 道 ず い 道 (〃)	30. 3. 29	484	〃
35	四 万 温 泉 (群 馬 県)	30. 3. 30	510	〃
36	笹 生 ダ ム (福 井 県)	30. 3. 31	1,956	〃
37	鎌 先 温 泉 (宮 城 県)	30. 7. 9	80	〃
38	鳴 子 ダ ム (〃)	30.10. 7	494	〃
39	目 屋 ダ ム (青 森 県)	30.11. 2	425	〃
40	八 ケ 岳 (長 野 県)	31. 1. 13	258	硫黄、硫化鉄鉱及びこれと同種の鉱床中に存 する鉱物
41	奥 日 光 (栃 木 県) 群 馬 県	31. 1. 27	13,531	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
42	湯 沢 温 泉 (栃 木 県)	〃	3	〃
43	尾 瀬 (福 島 県) 群 馬 県 新 潟 県	〃	9,988	〃
44	塩 原 温 泉 (栃 木 県)	31. 1. 28	1,365	〃
45	塩 原 元 湯 (〃)	〃	36	〃
46	那 須 温 泉 (〃)	〃	2,335	〃
47	板 室 温 泉 (〃)	〃	104	〃
48	三 斗 小 屋 温 泉 (〃)	〃	80	〃
49	鎧 畑 ダ ム (秋 田 県)	31. 2. 3	759	〃
50	大 野 ダ ム (京 都 府)	31. 3. 30	828	〃
51	鹿 の 川 ダ ム (愛 媛 県)	31. 3. 31	492	〃
52	天 体 観 測 用 地 (岡 山 県)	32. 1. 17	1,158	〃
53	飯 坂 温 泉 (福 島 県)	32. 3. 18	425	〃
54	高 湯 温 泉 (〃)	〃	72	〃
55	熱 海 温 泉 (〃)	〃	113	〃
56	東 山 温 泉 (〃)	〃	160	〃
57	湯 野 上 温 泉 (〃)	〃	310	〃
58	土 湯 温 泉 (〃) 野 地 温 泉	〃	251 61	〃
59	霧 島 国 立 公 園 稜 (宮 崎 県) 霧 島 山 (鹿 児 島 県)	32. 7. 6	8,391	〃
60	霧 島 国 立 公 園 岳 (鹿 児 島 県) 栗 野	〃	66	〃
61	草 津 温 泉 (群 馬 県)	32.10.24	660	〃
62	野 呂 川 林 道 (山 梨 県)	32.11.27	255	〃

指定 番号	指 定 地 域 名	指定告示 年 月 日	指 定 面 積 (ヘクタール)	指 定 鉱 物 名
63	鬼 怒 川 温 泉 (栃 木 県) 川 治 温 泉	昭和 33. 2. 25	294 856	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
64	湯 西 川 温 泉 (")	"	70	"
65	川 俣 温 泉 (")	"	66	"
66	甲 子 温 泉 (福 島 県)	"	210	"
67	大 山 国 立 公 園 (鳥 取 県)	33. 3. 3	4, 346	"
68	鬼 怒 沼 (栃 木 県)	33. 3. 5	32	"
69	湯 田 ダ ム (岩 手 県)	33. 3. 12	22	"
70	牧 尾 ダ ム (長 野 県)	33. 5. 22	985	"
71	天 ヶ 瀬 ダ ム (京 都 府) 滋 賀 県	33. 6. 24	525	"
72	大 倉 ダ ム (宮 城 県)	33. 8. 26	351	"
73	皆 瀬 ダ ム (秋 田 県)	34. 3. 7	308	"
74	高 野 竜 神 森 林 公 園 (和 歌 山 県)	34. 7. 25	1, 548	"
75	玉 山 ダ ム (宮 城 県)	34. 8. 7	186	"
76	河 本 ダ ム (岡 山 県)	35. 2. 10	101	"
77	三 池 、 田 代 (福 島 県)	35. 2. 18	96	"
78	横 山 ダ ム (岐 阜 県)	35. 3. 25	848	"
79	松 野 池 (")	35. 6. 16	182	"
80	東 郷 池 (愛 知 県)	"	293	"
81	三 好 池 (")	"	136	"
82	牧 野 ヶ 池 緑 地 (")	35. 8. 24	A地域 27 B地域 28	"
83	川 俣 ダ ム (栃 木 県)	35. 9. 2	985	"
84	矢 木 沢 ダ ム (群 馬 県)	35. 12. 28	1, 651	"
85	菌 原 ダ ム (")	"	383	"
86	三 朝 温 泉 (鳥 取 県)	36. 1. 11	881	"
87	東 郷 、 浅 津 温 泉 (")	"	1, 518	"
88	雲 仙 天 草 国 立 公 園 (長 崎 県) 雲 仙 山 稜 地 域	36. 7. 10	3, 645	"
89	雲 仙 天 草 国 立 公 園 (") 眉 山 地 域	"	684	"
90	雲 仙 天 草 国 立 公 園 (") 諏 訪 池 地 域	"	150	"
91	下 久 保 ダ ム (群 馬 県) 埼 玉 県	36. 10. 10	1, 145	"
92	八 木 山 川 ダ ム (福 岡 県)	36. 11. 7	244	"
93	那 珂 川 ダ ム (")	"	58	"
94	三 毛 別 ダ ム (北 海 道)	36. 12. 26	260	"
95	菅 野 ダ ム (山 口 県)	37. 1. 11	992	"

指定番号	指定地域名	指定告示年月日	指定面積 (ヘクタール)	指定鉱物名
96	鶴田ダム(鹿児島県)	昭和37.10.19	1,514	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
97	犀川ダム(石川県)	38. 8.26	480	〃
98	十和田八幡平国立公園(青森県)	38.10.31	12,785	〃
99	小河内ダム(東京都)	38.11.15	25,555	〃
100	笠堀ダム(新潟県)	39. 1.13	315	〃
101	十和田八幡平国立公園南北八甲田地域(青森県)	39. 5.29	8,325	〃
102	西山発電ダム(山梨県)	39. 7. 4	263	〃
103	奈良田第一・第二発電所(〃)	〃	234	〃
104	野呂川発電所(〃)	〃	153	〃
105	高山ダム(京都府、奈良県、三重県)	39.10. 9	965	〃
106	金山ダム(北海道)	39.10.28	1,550	〃
107	四十四田ダム(岩手県)	39.11.19	674	〃
108	西荒川ダム(栃木県)	40. 4. 9	223	〃
109	日光国立公園女峰山太郎山地域(〃)	40.11.11	1,465	〃
110	白石市小原温泉(宮城県)	40.11.13	267	〃
111	菅沢ダム(鳥取県)	40.12.21	472	〃
112	矢作ダム(愛知県)	40.12.24	1,145	〃
113	小渋ダム(長野県)	41. 3.24	902	〃
114	釜房ダム(宮城県)	41. 7.16	523	〃
115	大滝ダム(奈良県)	41.12.21	1,178	〃
116	伊東市、中伊豆町、伊豆町(静岡県)	41.12.27	A地域 1,675 B地域 3,221 C地域 5,851	〃
117	大鱒温泉(青森県)	41.12.28	125	〃
118	松原ダム、下笠ダム(大分県)	42. 9.22	1,811	〃
119	二瀬ダム(埼玉県)	42.10. 4	439	〃
120	小河内ダム雲取山南方地域(山梨県)	43. 1.10	825	〃
121	内ノ倉ダム(新潟県)	43. 1.11	683	〃
122	樽水ダム(宮城県)	43. 5.22	125	〃
123	宇連ダム(愛知県)	43. 8.20	811	〃
124	三ツ口貯水池(〃)	43. 8.21	45	〃
125	初立貯水池(〃)	43. 8.22	105	〃

指定番号	指定地域名	指定告示年月日	指定面積(ヘクタール)	指定鉱物名
126	駒場貯水池(愛知県)	昭和43. 8. 22	81	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
127	大迫ダム(奈良県)	44. 1. 13	866	〃
128	笹ヶ峰ダム(新潟県)	44. 11. 12	310	〃
129	阿武川ダム(山口県)	44. 11. 19	1,021	〃
130	岩尾内ダム(北海道)	44. 12. 15	A地域 88 B地域 1,081	A地域 鉱業法第3条に規定する鉱物全部 B地域 鉱業法第3条に規定する鉱物のうち、次に掲げる鉱物以外の鉱物、硫化鉄鉱及びこれと同種の鉱床に存する銅鉱並びにこれらと同種の鉱床に存するその他の鉱物
131	豊平峡ダム(〃)	44. 12. 19	592	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
132	大渡ダム(高知県) (愛媛県)	44. 12. 22	480	〃
133	平尾台地域(福岡県)	44. 12. 23	471	〃
134	土師ダム(広島県)	45. 3. 14	738	〃
135	小河内ダム青岩 鍾乳洞周辺地域(山梨県)	45. 9. 3	263	〃
136	山代温泉(石川県)	45. 9. 14	1,514	〃
137	片山津温泉(〃)	45. 9. 17	1,519	〃
138	室生ダム(奈良県)	45. 10. 9	712	〃
139	漆沢ダム(宮城県)	45. 12. 12	202	〃
140	真名川ダム(福井県)	45. 12. 21	945	〃
141	生野ダム(兵庫県)	45. 12. 22	264	〃
142	城山ダム、串川地域(神奈川県)	46. 1. 12	1,078	〃
143	草木ダム(群馬県)	46. 6. 15	782	〃
144	緑川ダム(熊本県)	46. 9. 28	667	〃
145	御所ダム(岩手県)	46. 10. 28	1,200	〃
146	白川ダム(山形県)	46. 12. 20	813	〃
147	大石ダム(新潟県)	46. 12. 24	496	〃
148	一庫ダム(兵庫県) (大阪府)	47. 1. 10	712	〃
149	羽幌二股ダム(北海道)	47. 12. 27	118	〃
150	双葉ダム(〃)	〃	168	〃
151	新宮ダム(愛媛県)	48. 4. 17	420	〃
152	千五沢ダム(福島県)	48. 9. 21	340	〃
153	君ヶ野ダム(三重県)	48. 11. 10	231	〃
154	広瀬ダム(山梨県)	49. 1. 17	392	〃
155	赤瀬ダム(石川県)	49. 2. 23	242	〃
156	水窪ダム(山形県)	49. 3. 30	803	〃
157	日中ダム(福島県)	49. 4. 12	310	〃

指定 番号	指 定 地 域 名	指定告示 年 月 日	指 定 面 積 (ヘクタール)	指 定 鉱 物 名
158	新 鶴 子 ダ ム (山 形 県)	昭和 49. 4. 16	429	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
159	野 村 ダ ム (愛 媛 県)	49. 11. 9	563	〃
160	浅 瀬 石 ダ ム (青 森 県)	49. 11. 14	766	〃
161	網 取 ダ ム (岩 手 県)	50. 2. 3	526	〃
162	広 川 ダ ム (和 歌 山 県)	50. 2. 13	85	〃
163	滝 ダ ム (岩 手 県)	50. 2. 25	183	〃
164	酒 匂 ダ ム (神 奈 川 県)	50. 3. 20	666	〃
165	椿 山 ダ ム (和 歌 山 県)	50. 5. 15	1,312	〃
166	青 函 ト ン ネ ル (北 海 道 青 森 県)	50. 10. 7	7,893	〃
167	中 部 山 岳 国 立 公 園 (新 潟 県 長 野 県 岐 阜 県 富 山 県)	50. 11. 22	97,680	〃
168	深 田 ダ ム (福 島 県)	51. 1. 22	147	〃
169	浪 岡 ダ ム (青 森 県)	51. 2. 23	224	〃
170	小 田 川 ダ ム (〃)	51. 2. 24	446	〃
171	早 瀬 野 ダ ム (〃)	51. 3. 12	303	〃
172	川 治 ダ ム (栃 木 県)	51. 4. 17	829	〃
173	胎 内 川 ダ ム (新 潟 県)	51. 4. 21	290	〃
174	加 治 川 ダ ム (〃)	51. 5. 7	284	〃
175	生 見 川 ダ ム (山 口 県)	51. 9. 17	713	〃
176	合 所 ダ ム (福 岡 県)	51. 10. 19	335	〃
177	七 北 田 ダ ム (宮 城 県)	51. 11. 24	245	〃
178	早 出 川 ダ ム (新 潟 県)	51. 12. 16	313	〃
179	大 町 ダ ム (長 野 県)	52. 3. 9	242	〃
180	島 地 川 ダ ム (山 口 県)	52. 5. 6	338	〃
181	大 川 ダ ム (福 島 県)	52. 6. 4	468	〃
182	上 磯 ダ ム (北 海 道)	52. 7. 12	130	〃
183	幌 向 ダ ム (〃)	52. 11. 18	246	〃
184	山 陽 新 幹 線 新 関 門 ト ン ネ ル (山 口 県 福 岡 県)	53. 3. 23	2,016	〃
185	大 野 川 ダ ム (新 潟 県)	53. 5. 15	96	〃
186	沼 田 ダ ム (北 海 道)	53. 11. 29	663	〃
187	耶 馬 溪 ダ ム (大 分 県)	54. 1. 20	378	〃
188	大 雪 ダ ム (北 海 道)	54. 3. 5	905	〃
189	蓮 ダ ム (三 重 県)	54. 5. 7	916	〃

指定 番号	指 定 地 域 名	指定告示 年 月 日	指 定 面 積 (ヘクタール)	指 定 鉱 物 名
190	漁 川 ダ ム (北 海 道)	昭和 54. 9. 4	331	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
191	十 勝 ダ ム (")	54. 9.28	1, 157	"
192	五 十 嵐 川 ダ ム (新 潟 県)	54.10.25	346	"
193	破 間 川 ダ ム (")	54.11. 2	277	"
194	城 原 ダ ム (")	55. 1.14	65	"
195	玉 川 ダ ム (秋 田 県)	55. 2.23	2, 244	"
196	南 川 ダ ム (宮 城 県)	55. 3.11	276	"
197	寺 山 ダ ム (栃 木 県)	55. 3.12	84	"
198	鹿 ノ 子 ダ ム (北 海 道)	55.11.20	428	"
199	末 武 川 ダ ム (山 口 県)	56. 1.10	315	"
200	福 地 ダ ム (沖 縄 県)	56. 5. 6	1, 639	"
201	新 川 ダ ム (")	56. 5. 7	265	"
202	埼 玉 県 平 野 部 (埼 玉 県)	56. 8. 3	195, 296	鉱業法第3条に規定する鉱物のうち、石油及び可燃性天然ガス
203	有 間 ダ ム (")	57. 2.12	226	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
204	安 波 ダ ム (沖 縄 県)	57. 3. 4	587	"
205	普 久 川 ダ ム (")	"	360	"
206	辺 野 喜 ダ ム (")	"	451	"
207	阿 多 岐 治 水 ダ ム (岐 阜 県)	57. 3.29	119	"
208	正 善 寺 川 ダ ム (新 潟 県)	57. 3.31	340	"
209	久 知 川 ダ ム (")	"	99	"
210	巖 木 ダ ム (佐 賀 県)	"	204	"
211	神 谷 ダ ム (兵 庫 県)	57.10. 6	226	"
212	定 山 溪 ダ ム (北 海 道)	57.10.15	479	"
213	東 山 ダ ム (福 島 県)	57.11.20	197	"
214	林 田 ダ ム (兵 庫 県)	58. 1.14	94	"
215	入 畑 ダ ム (岩 手 県)	58. 3. 4	223	"
216	弥 栄 ダ ム (広 島 県 山口 県)	58. 4.16	1, 501	"
217	四 時 ダ ム (福 島 県)	58. 7.13	264	"
218	三 国 川 ダ ム (新 潟 県)	59. 2.15	396	"
219	一 の 坂 治 水 ダ ム (山 口 県)	59. 2.16	88	"
220	荒 谷 ダ ム (")	59. 2.28	170	"
221	阿 木 川 ダ ム (岐 阜 県)	60. 1. 8	494	"
222	金 閣 寺 地 区 (京 都 府)	60. 3. 8	111	"
223	小 里 川 ダ ム (岐 阜 県)	60. 9.21	299	"

指定 番号	指 定 地 域 名	指定告示 年 月 日	指 定 面 積 (ヘクタール)	指 定 鉱 物 名
224	美 祢 ダ ム (山 口 県)	61. 3. 4	122	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
225	真 野 ダ ム (福 島 県)	昭和 61. 3. 13	371	〃
226	道 平 川 ダ ム (群 馬 県)	61. 3. 24	176	〃
227	竜 門 ダ ム (熊 本 県 大 分 県)	62. 10. 28	844	〃
228	宇 奈 月 ダ ム (富 山 県)	63. 2. 1	544	〃
229	東 京 都 の 陸 域 及 び 沿 岸 海 域 部 (東 京 都)	63. 6. 6	122, 068	鉱業法第3条に規定する鉱物のうち、石油及び可燃性天然ガス
230	底 原 ダ ム (沖 縄 県)	平成 4. 6. 25	216	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
231	真 栄 里 ダ ム (〃)	〃	61	〃
232	石 垣 ダ ム (〃)	〃	25	〃
233	名 蔵 ダ ム (〃)	〃	118	〃
234	合 角 ダ ム (埼 玉 県)	6. 9. 30	210	〃
235	浦 山 ダ ム (〃)	〃	488	〃
236	滝 沢 ダ ム (〃)	8. 8. 2	476	〃
237	川 辺 川 ダ ム (熊 本 県)	10. 3. 30	1, 358	〃
238	徳 山 ダ ム (岐 阜 県)	14. 1. 10	7, 255	〃
239	渡 良 瀬 遊 水 池 (栃 木 県 群 馬 県 埼 玉 県)	16. 1. 20	1, 000	〃
240	石 見 銀 山 遺 跡 (島 根 県)	17. 1. 11	A地域 3, 709. 69 B地域 304. 05 C地域 4. 16 D地域 0. 35 E地域 0. 28	〃
241	宮 ヶ 瀬 ダ ム (神 奈 川 県)	17. 6. 6	1, 820	〃
242	羽 地 ダ ム (沖 縄 県)	17. 6. 21	654	〃
243	亀 山 市 西 部 森 林 地 域 及 び 関 宿 周 辺 地 域 (三 重 県)	22. 7. 9	11, 560	〃
244	大 保 ダ ム (沖 縄 県)	22. 10. 6	452	〃

付録4 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件一覧

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
昭和27年土調委第231号	小倉市平尾台地内試掘権（石灰石）設定出願許可処分に対する取消裁定申請事件	27. 7. 17	小倉市長	福岡通商産業局長	27. 12. 26	棄却	福岡県小倉市平尾台地内における、石灰石の試掘権設定出願許可処分につき、景観及び観光の対象、天然記念物及び学術研究の対象として重要な価値を有し、また、採掘により、水源、かんがい用水等に悪影響を及ぼす等、鉱業法第35条に違反するとして、その取消しを求めた事件	鉱業法	28. 2. 18 東京高裁へ提訴 29. 7. 7 裁定取消しの判決 29. 7. 22 最高裁へ上告 37. 4. 12 上告棄却、差戻し（昭和37年土調委第3号事件） 37. 7. 16 記録返戻
昭和27年土調委第303号	伊東市十足地内試掘権（明ばん石）設定出願許可処分に対する取消裁定申請事件	27. 9. 10	伊東市長	東京通商産業局長	28. 2. 25	取下げ	静岡県伊東市十足地内の明ばん石の試掘権設定出願許可処分につき、鉱業法第35条に違反するとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和30年土調委第284号	島田市地内試掘権（クローム鉄鉱等）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	30. 8. 6	東京都業者1人	〃	30. 10. 24	〃	静岡県島田市地内のクローム鉄鉱及び鉄鉱の試掘権設定出願に対し、クローム鉄鉱についてはのみ許可し、鉄鉱については経済的価値がないとして不許可処分としたことにつき、鉱業法第35条に違反するとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和32年土調委第10号	山口県美祢市地内採掘権（金・銀等）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	32. 1. 8	山口県美祢市業者1人	広島通商産業局長	34. 3. 30	棄却	山口県美祢市地内の金、銀、銅及び硫化鉄鉱（後に石灰石を追加）の試掘権設定出願（後に採掘に転願）に対する不許可又は一部不許可、転願命令等の処分につき、故意又は重大な過失による違法な処分であるとして、その取消しを求めた事件	〃	（第10号～第13号合併審理） 34. 5. 20 東京高裁へ提訴 39. 3. 28 取下げ
昭和32年土調委第11号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和32年土調委第12号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和32年土調委第13号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和32年土調委第138号	鉱業権設定出願（山口県美祢市）に関し、処分庁が発表した文書及び事実に対する裁定申請事	32. 5. 28	山口県美祢市業者1人	広島通商産業局長	32. 6. 12	却下	山口県美祢市地内の金、銀、銅及び硫化鉄鉱の試掘権設定出願に、更に石灰石を加えた鉱種名変更出願につき、処分庁の返付等の事務処理をめぐり適切な指導を欠いた違法があると主張し	〃	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
	件						た事件		
昭和32年土調委第205号	秋田県阿仁町地内鉱業（坑口開設、廃石捨場）のための土地使用許可処分に対する取消裁定申請事件	32. 7. 8	東京都中央区林業会社	仙台通商産業局長	34. 7. 11	取下げ	秋田県阿仁町地内の山林における、新坑口の開設及び廃石捨場設置のための土地使用許可処分につき、手続上の瑕疵があり、法律の解釈を誤った違法があるとして、その取消し及び執行停止を求めた事件	鉱業法	33. 5. 7 執行停止申立て 33. 7. 2 棄却
昭和33年土調委第128号	秋田県阿仁町地内鉱業のための緊急土地使用許可決定に対する取消裁定申請事件	33. 5. 20	〃	秋田県収用委員会	33. 6. 18	却下	昭和32年土調委第205号の事件に関連し、秋田県収用委員会により行われた鉱山鉱業用の緊急土地使用許可決定につき、要件の認定が不十分かつ誤認しており、また、その担保額は余りにも小額である等の違法があるとして、その取消し及び執行停止を求めた事件	〃	33. 5. 21 執行停止申立て 33. 6. 18 却下
昭和33年土調委第286号	秋田県阿仁町地内鉱業のための土地使用裁決に対する取消裁定申請事件	33. 11. 15	〃	〃	34. 7. 6	取下げ	昭和32年土調委第205号の事件に関連し、秋田県収用委員会により行われた緊急土地使用許可及び土地使用を認める最終裁決等につき、土地所有者たる申請人の意見、陳述を極度に制限する等審理不平等の違法があるとして、その取消し及び執行停止を求めた事件	〃	33. 11. 15 執行停止申立て 33. 12. 22 棄却
昭和34年土調委第245号	高知市地内鉱業（石灰石運搬索道）のための土地使用許可処分に対する取消裁定申請事件	34. 7. 10	高知県土地所有者2人	四国通商産業局長	35. 10. 28	棄却	高知県高知市地内において、セメント原料及び石灰石運搬のために索道を設けるための山林の使用許可処分につき、鉱業法第104条の要件に該当せず、また、この土地使用は農地に対する直接被害等を与え不当であるとして、その取消しを求めた事件	〃	35. 12. 19 東京高裁へ提訴 37. 8. 30 取下げ
昭和35年土調委第157号	東京都北区地内試掘権（金外7）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	35. 5. 13	東京都板橋区業者等3人	東京通商産業局長	35. 7. 15	却下	東京都北区地内の金等の試掘権設定出願に対し、当該鉱物の掘採が経済的に価値がないとする不許可処分につき、違法行為や事実誤認があり、行政措置として公明適正を欠き、申請人の法益を阻害されること甚大なものがあるとして、その取消しを求めた事件	〃	35. 9. 16 東京高裁へ提訴 36. 2. 4 取下げ
昭和36年土調委裁第1号	山口県美祢市地内試掘権（金・銀等）設定出願一部不許可処分等に対する取消裁	36. 4. 17	山口県美祢市業者1人	広島通商産業局長	36. 5. 1	〃	山口県美祢市地内の金、銀、銅の試掘権設定出願（のうち採掘権設定出願に転願）の一部不許可処分につき、さきに石灰石を加える更正願をなしたにもかかわらず	〃	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
	定申請事件						、金ほか2種についてのみ処置したものであるとして、その取消しを求めるとともに石灰石を加えた処分をすべきであると主張した事件		
昭和36年土調委裁第2号	香川県小豆郡土庄町海岸保全区域内土砂採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	36. 12. 7	香川県土庄町業者1人	土庄町長	37. 8. 18	取下げ	香川県土庄町小豊島池の浦海岸保全区域内における土砂採取許可申請に対し、国土保全に支障があるとする不許可処分につき、申請に係る程度の土砂採取ではならぬ影響を与えるものではなく、同地の土砂は良質なけい砂で製鉄、造船等に供給され、国家発展に寄与するものであるとして、その取消しを求めた事件	海岸法	
昭和37年土調委裁第3号	小倉市平尾台地内試掘権（石灰石）設定出願許可処分に対する取消裁定申請事件（再審理）	37. 4. 12	北九州市市長	福岡通商産業局長	45. 2. 16	〃	昭和27年土調委第231号事件の再審理	鉱業法	38. 2. 10 北九州市発足 44. 12. 23 平尾台関係鉱区禁止地域指定
昭和37年土調委裁第4号	東京都北区地内試掘権（金外7）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	37. 12. 26	東京都板橋区業者1人	東京通商産業局長	39. 2. 24	棄却	東京都北区地内の金等8鉱種の試掘権設定出願に対し、処分は経済的に価値なしとする不許可処分につき、事実誤認で申請人の法益が阻害されること甚大であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和38年土調委裁第3号	青森県下北郡大畑町地内試掘権（砂鉱）設定出願一部不許可処分に対する取消裁定申請事件	38. 5. 1	青森県大畑町業者2人	仙台通商産業局長	38. 8. 22	取下げ	青森県大畑町の国有地内における砂鉱試掘権設定出願に対し、林業の利益を損じ、公共の福祉に反するとする一部不許可処分につき、不許可処分が稼行の中心となる部分で、かつ、鉱床が賦存しており、この部分の不許可は全部の不許可と等しく、また、関係官庁の回答を鵜呑みにした処分であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和39年土調委裁第3号	鳥取県米子市皆生海岸保全区域土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	39. 4. 24	皆生砂利採取組合	建設大臣	41. 5. 20	棄却	鳥取県米子市皆生海岸の海岸保全区域内における土石採取許可申請に対し、海岸保全施設の保全上支障を来すとす不許可処分につき、この海岸は境港市の突堤ができてから侵食が起こったもので、当局は根本的対策を講じておらず、また、	海岸法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
							同所の砂利は満干潮、風向等によって瞬時に産出消滅する浮遊的性質のもので、砂利採取は侵食に影響を与えないとして、その取消しを求めた事件		
昭和39年土調委裁第4号	東京都八丈島八丈町地内試験掘権（硫化鉄等）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	39. 5. 8	神奈川県川崎市業者1人	東京都通商産業局長	40. 6. 7	取下げ	東京都八丈島地内の硫化鉄等の試験掘権設定出願に対し、アホウ鳥の棲息及び繁殖に支障を来すとす不許可処分につき、その取消しを求めた事件	鉱業法	
昭和40年土調委裁第4号	東京都調布市多摩川（河川法適用河川）河川敷地内砂金採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	40. 5. 20	東京都中野区鉱業会社	東京都知事 河川法改正により 41. 4. 1から建設大臣	43. 12. 6	棄却	東京都調布市地先の多摩川河川敷地内における砂金採取許可申請に対し、河川施設の保全、治水、利水上好ましくないとする不許可処分につき、鉱業権の本質を理解するところなく、これを阻止しようとする不当な処分であるとして、その取消しを求めた事件	河川法	44. 1. 31 東京高裁へ提訴 46. 2. 13 訴え取下げの擬制
昭和41年土調委裁第4号	富山県立山町中部山岳国立公園特別保護地区における試験掘権（金外5）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	41. 6. 22	富山県清水町業者1人	名古屋通商産業局長	47. 6. 15	〃	富山県立山町地内の金外5鉱種の試験掘権設定出願に対し、中部山岳国立公園特別保護地区の景観の保護等を理由とする不許可処分につき、立山一帯はダム、トンネル、ロープウェイ等が建設され自然の景観は一変しており、また、試験掘権設定出願は当該地域が特別保護地区に指定される以前の出願であるから不許可は理由がないとして、その取消しを求めた事件	鉱業法	47. 8. 19 東京高裁へ提訴 50. 8. 28 取下げ
昭和42年土調委裁第4号	山口県萩市菊ヶ浜海岸保全区域内の土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	42. 1. 11	山口県萩市業者1人	山口県知事	42. 1. 20	取下げ	山口県萩市菊ヶ浜海岸保全区域における土石採取不許可処分につき、その取消しを求めた事件	海岸法	
昭和42年土調委裁第5号	愛媛県重信川河川保全区域内（温泉郡重信町外1町）の砂利採取等不許可処分に対する取消裁定申請事件	42. 6. 5	愛媛県松山市業者1人	四国地方建設局長	42. 10. 13	却下	愛媛県重信町の重信川の河川保全区域内における砂利採取計画及び土地改良事業の許可申請に対し、河川管理上の支障を理由とする不許可処分につき、その取消しを求めた事件	河川法	
昭和42年土調委裁第6号	山梨県塩山市保安林地内の鉱物のための	42. 11. 25	東京都奥多摩町業者	山梨県知事	43. 3. 4	取下げ	山梨県塩山市地内の保安林地内における鉱業のための土地掘削許可申請に対し、処	森林法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
	土地掘削不許可処分に対する取消裁定申請事件		1人				分庁が、いったんは同意したにもかかわらず、後に掘削により崩壊のおそれがあり、剥土、鉱屑等を処理するに適切な場所がなく、保全施設に対する具体的設計図がない等を理由とする不許可処分につき、庁内担当者の事務上の齟齬に起因するもので、明らかに瑕疵ある処分として、その取消しを求めた事件		
昭和43年土調委裁第6号	京都府城陽町、宇治田原町地内の鉱業権(採掘権1、試掘権3、金、銀、けい石等)設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	43. 2. 12	京都府京都市業者1人	大阪通商産業局長	48. 7. 13	一部認容一部却下	京都府城陽町及び宇治田原町地内のけい石等の採掘権設定出願及び試掘権設定出願3件に対し、経済的価値がないとする不許可処分につき、鉱物の採掘価値について事実誤認をした違法な処分であるとして、けい石に関する処分の取消し等を求めた事件	鉱業法	大阪通商産業局長の4件の処分について、1つの裁定を求めたもの
昭和43年土調委裁第7号	京都府宇治市、城陽町地内の試掘権(けい石)設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	43. 2. 20	京都府京都市業者1人	大阪通商産業局長	44. 10. 7	取下げ	京都府宇治市及び城陽町のけい石の試掘権設定出願に対し、経済的価値がないとする不許可処分につき、出願地のけい石は地表近くに存在し、採掘経費は少なく、十分採算がとれるものとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和43年土調委裁第8号	群馬県草津町地内の試掘権(けい石)設定出願一部不許可処分に対する取消裁定申請事件	43. 4. 8	千葉県浦安町業者1人	東京通商産業局長	45. 4. 17	〃	群馬県草津町地内のけい石の試掘権設定出願に対し、掘採が公共の福祉に反するとする一部不許可処分につき、掘採により酸性の強い温泉等が湧き出しても中和施設により防止できるものであり、また、不許可とした範囲の根拠が示されていないとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和43年土調委裁第9号	茨城県北茨城市地内の常盤炭鉱関係の施業案の認可及び鉱業権の取消裁定申請事件	43. 9. 14	北茨城市中郷町鉱害防止対策協議会	東京通商産業局長	43. 11. 11	〃	茨城県北茨城市地内の地下採掘により鉱害を生じており、これを継続されると中郷町は全滅のおそれがあるとして、施業案認可の一部取消し、鉱区禁止地域の指定又は鉱業法第53条に基づく鉱業権の取消し等を求めた事件	〃	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
昭和44年土調委裁第6号	山口県松谷海岸保全区域内の砂利採取計画不認可処分及び土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	44. 5. 12	山口県下関市砂利採取業者1社	山口県知事	44. 7. 4	却下	山口県松谷海岸保全区域内における砂利採取計画不認可処分及び土石採取不許可処分につき、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和44年土調委裁第7号	広島県比婆郡口和町地内の鉱業用地敷としての国有林野貸付願拒否処分に対する取消裁定申請事件	44. 6. 10	千葉県鎌ヶ谷町業者2人	三次営林署長	44. 7. 23	〃	広島県口和町地内における国有林の鉱業用地敷としての貸与を求める貸与申請に対し、地元住民の意志を無視して処理することはできかねるとする拒否処分につき、その取消しを求めた事件	不明	
昭和44年土調委裁第8号	京都府城陽町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	44. 8. 1	京都市砂利採取業者1社	京都府知事	44. 8. 27	〃	京都府城陽町地内の砂利採取計画認可申請に対し、砂利採取法第19条の不認可事由に該当し、京都府砂防指定地管理規則による砂防指定地の区域内における行為の許可がないとする不認可処分につき、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和44年土調委裁第9号	和歌山県橋本市地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	44. 12. 5	和歌山県橋本市砂利採取業者1社	和歌山県知事	45. 2. 26	取下げ	和歌山県橋本市地内の砂利採取計画不認可処分につき、土地改良区の同意を得、土砂搬出路についても延長新設を完了したにもかかわらず、市営住宅の一部革新分子の反対により不認可としたのは不当であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和45年土調委裁第6号	北海道磯谷郡蘭越町地内の蘭越海岸保全区域の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	45. 3. 23	北海道岩内町砂利採取業者1社	北海道知事	45. 6. 23	〃	北海道蘭越海岸の海岸保全区域内の国有地内における砂利採取計画認可申請に対し、海岸法による土石採取の不許可を理由としてなされた不認可処分につき、両法による処分の独立性等を主張し、その取消しを求めた事件	〃	
昭和45年土調委裁第7号	広島県比婆郡口和町国有林地内の保安林の指定解除等の裁定申請事件	45. 5. 6	千葉県鎌ヶ谷町業者2人（試掘出願人）	農林水産大臣	45. 5. 22	却下	広島県口和町地内の国有林地内における保安林の指定に関し、鉱業権を抹殺するがごとき不当な行政措置は不服であるとして、その保安林の指定の即時解除等を求めた事件	森林法	
昭和46年土調委裁第1号	北海道磯谷郡蘭越町地内の蘭越海岸保全区域の砂利採取計画不認可	46. 2. 23	北海道岩内町業者1社	北海道知事	46. 7. 30	棄却	昭和45年土調委裁第6号事件と同趣旨の申請	砂利採取法	46. 8. 16 東京高裁へ提訴 46. 9. 16 国に対する損害賠償請求に変更すること

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
	処分に対する取消裁定申請事件								の許可申立て 46. 11. 16 申立て不許可 46. 11. 26 取下げ
昭和46年 土調委裁 第2号	神奈川県南足柄町地内の試掘権設定許可処分に対する取消裁定申請事件	46. 8. 11	神奈川県箱根町採石業者1社	東京通商産業局長	46. 9. 27	取下げ	神奈川県南足柄町地内の鉱業権の試掘権設定出願許可処分につき、既存の採石権に大幅な制約が生じるものであり、合理的な開発とは言えないとして、その取消しを求めた事件	鉱業法	
昭和46年 (裁)第3号	札幌市北海道神宮風致地区の採石行為不許可処分に対する取消裁定申請事件	46. 10. 21	北海道札幌市採石業者1社	札幌市長	48. 3. 27	棄却	北海道神宮風致地区内の採石行為許可申請に対し、風致地区内の風致維持上の著しい支障を理由とする不許可処分につき、正当な補償によらずして私権を制限した点に違法があるとして、その取消しを求めた事件	都市計画法	48. 5. 16 東京高裁へ提訴 49. 4. 25 請求棄却 49. 5. 18 最高裁へ上告 50. 3. 13 上告棄却
昭和48年 (フ)第1号	愛媛県長浜町地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	48. 3. 26	愛媛県長浜町住民3人	愛媛県知事	48. 7. 3	却下	愛媛県長浜町地先海面における砂利採取計画認可処分につき、申請人らの漁業に損害を与え砂利採取法第19条に違反するとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和48年 (フ)第2号	埼玉県秩父市地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	48. 4. 16	埼玉県熊谷市業者1社	埼玉県知事	49. 6. 27	認容	埼玉県秩父市地内の岩石採取計画認可申請に対し、採石法第1条に規定する公共の福祉の目的違反を理由とする不認可処分につき、採石法第33条の4(認可の基準)によらずして不認可とした違法があるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
昭和48年 (フ)第3号	佐賀県嬉野町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	48. 6. 11	佐賀県有明町業者1社	佐賀県知事	49. 3. 22	取下げ	佐賀県嬉野町地内の岩石採取計画認可申請に対し、地元の詳細が得られていないとする不認可処分につき、採石法の規定の適用及び解釈を誤った処分であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和48年 (フ)第4号	北海道滝川市地内の農地転用(砂利洗浄施設等)不許可処分に対する取消裁定申請事件	48. 6. 30	北海道滝川市業者1社	北海道知事	50. 12. 11	棄却	北海道滝川市地内の農地に係る砂利洗浄施設等の設置転用を目的とする賃借権設定許可申請に対し、農用地域内であり、転用許可の要件に該当しないこと等を理由とする不許可処分等につき、「水田転用についての農地転用許可に関する暫定基準」により許可すべきであるとして、その取消し等を求めた事件	農地法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
昭和48年(フ)第5号	福島県棚倉町地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	48. 8. 3	埼玉県与野市住民1人(鉱業権者)	福島県知事	48. 12. 7	取下げ	福島県棚倉町地内の砂利採取計画認可処分につき、鉱業の利益を損じ、公共の福祉に反する場合に該当し、砂利採取法第19条に違反するとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和48年(フ)第6号	宮城県大和町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	48. 8. 10	宮城県仙台市業者1社	宮城県仙台土木事務所長	50. 2. 25	〃	宮城県大和町地内の砂利採取計画認可申請に対し、関係者の同意がないこと、河川の状態変更、汚濁水の流出の事実、認可前に施設等を設置したこと等を理由とする不認可処分につき、他産業の利益を損じ、公共の福祉に反するおそれはなく、砂利採取法第19条の不認可の場合に該当しないとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和48年(フ)第7号	東京都奥多摩町地内の保安林内作業(鉱石運搬用坑道等の設置)許可処分に対する取消裁定申請事件	48. 10. 2	東京都奥多摩町住民3人	東京都知事	49. 12. 25	却下	東京都奥多摩町地内の保安林内における鉱石運搬用坑道の坑口及び橋梁の架設等に係る作業許可処分につき、自然環境を破壊するとともに、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を規定した憲法第25条等に違反するとして、その取消しを求めた事件	森林法	
昭和49年(フ)第1号	千葉県南房総国定公園特別地域内の土石採取不許可処分の取消裁定申請事件	49. 2. 1	千葉県鋸南町業者1社	千葉県知事	49. 6. 17	取下げ	南房総国定公園特別地域内における土石採取不許可処分につき、特別地域の指定時既に土石採取行為に着手しており、許可を受くべき対象にならず、仮に対象となるとしても条件付きで許可できるはずであり、また隣地では条件付きで許可されているとして、その取消しを求めた事件	自然公園法	
昭和49年(フ)第2号	北海道江差町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	49. 3. 6	北海道岩内町業者1社	北海道知事	49. 5. 2	〃	北海道江差町地内の国有海浜地における砂利採取計画認可申請に対し、先立ってなされた国有財産法に基づく土砂採取の不許可処分を理由とする不認可処分につき、両法に基づく両処分は独立のもので、採取計画の認可処分は土砂採取の許可処分に追従すべきものではないとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
昭和51年(フ)第1号	福島県西会津町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	51. 2. 25	福島県国見町住民5人(土地所有者)	福島県会津若松商工労政事務所長	52. 2. 14	棄却	福島県西会津町地内の岩石採取計画認可処分につき、認可申請書に添付された採取契約期間更新契約証が採石法施行規則に定める要件を欠くにもかかわらず、これを認可したのは違法であるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
昭和51年(フ)第2号	京都府城陽市、宇治田原町地内の鉱業権(採掘権1、試掘権4、けい石等)設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	51. 3. 16	京都府京都市業者1人	大阪通商産業局長	52. 6. 29	〃	京都府城陽市、宇治田原町地内におけるけい石等の採掘、試掘権設定出願(5件)に対し、経済的に価値がなく、公共施設等を破壊する等を理由とする不許可処分につき、けい石の一種であるけい砂が存在し、事実誤認があるとして、その取消し等を求めた事件	鉱業法	
昭和51年(フ)第3号	三重県美杉村地内の室生赤目青山国定公園特別地域内の土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	51. 4. 17	三重県美杉村業者1人	三重県知事	52. 6. 20	〃	三重県室生赤目青山国定公園特別地域内における土石採取許可申請に対し、国定公園の風致の維持に支障が生じるとする不許可処分につき、本件地区は、ごくありふれた山地で格別風致維持の必要はなく、採石後の植林により緑は回復するので景観の阻害はないとして、その取消し等を求めた事件	自然公園法	
昭和52年(フ)第1号	北海道網走国定公園第二種特別地域内の試掘権(砂鉱)設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	52. 1. 11	北海道網走市業者1人	札幌通商産業局長	53. 7. 8	〃	北海道網走国定公園第二種特別地域内における砂鉱の試掘権設定出願に対し、国定公園第二種特別地域、海岸保全区域、漁港区域等に含まれる地域についての一部不許可処分につき、私有財産を正当な補償なくして侵奪し、また、行政の裁量権の濫用等の違法があるとして、その取消しを求めた事件	鉱業法	
昭和52年(フ)第2号	鹿児島県奄美群島国定公園特別地域(与論島)の土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	52. 2. 22	鹿児島県与論町業者1社	鹿児島県知事	52. 6. 22	取下げ	鹿児島県奄美群島国定公園特別地域内の土石採取不許可処分につき、与論島内の本件地区以外では良質の碎石原料を確保することは不可能であるとして、その取消しを求めた事件	自然公園法	
昭和53年(フ)第1号	高知県越知町地内の砂利採取計画不認可処分に対する	53. 1. 30	高知県佐川町業者1社	高知県知事	55. 7. 24	〃	高知県越知町地内の砂利採取計画認可申請に対し、申請の土地に係る抵当権者の同意がないとの理由による	砂利採取法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
	取消裁定申請事件						不認可処分につき、その取消しを求めた事件		
昭和53年(フ)第2号	北海道下川町地内の採石権存続期間更新決定処分に対する取消裁定申請事件	53. 8. 24	北海道札幌市業者1人	札幌通商産業局長	54. 8. 24	棄却	北海道下川町地内の採石権存続期間更新決定申請に対し、土地の一部について採石権設定契約の存在は認められないとする却下処分及び他の土地について契約期間中に採石事業を実施した事実はないとする棄却処分につき、事実誤認に基づく処分であるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
昭和53年(フ)第3号	富士箱根伊豆国立公園特別地域(東京都大島町)内の土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	53. 8. 31	東京都中央区業者1社	環境庁長官	54. 6. 15	〃	富士箱根伊豆国立公園特別地域(東京都大島町)地内の土石採取許可申請に対し、公園の風致の維持及び利用上の支障を理由とする不許可処分につき、公園の風致の維持等は、採取について条件を付すことによって十分目的は達せられるものであるとして、その取消しを求めた事件	自然公園法	
昭和54年(フ)第1号	山梨県白州町地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	54. 11. 15	山梨県白州町住民1人	山梨県知事	55. 2. 20	取下げ	山梨県白州町地内の砂利採取計画認可処分につき、砂利採取に伴う被害の実態を十分に把握しないでなされたものであるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和55年(フ)第1号	大阪府四条畷市地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	55. 1. 7	大阪府柏原市住民1人	大阪府知事	55. 3. 8	〃	大阪府四条畷市地内の岩石採取計画認可処分につき、不正手段により認可されたものであるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
昭和55年(フ)第2号	長崎県壱岐郡石田町沖合の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	55. 10. 13	佐賀県唐津市唐房漁業協同組合外55人	長崎県知事	55. 12. 22	却下	長崎県石田町沖合の砂利採取計画認可処分につき、県境不明地域である本件海域について長崎県のみで認可処分をしたのは不当であり、また、砂利採取による海水の汚濁、海底の変化等により漁業を損なうとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和56年(フ)第1号	高知県高知市地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	56. 1. 12	高知県高知市住民1人(土地の所有者)	高知県知事	56. 12. 17	棄却	高知県高知市地内の岩石採取計画認可処分につき、申請人の財産権を侵害するものであるとして、その取消しを求めた事件	採石法	57. 2. 16 東京高裁へ提訴 58. 3. 28 請求棄却 58. 4. 16 最高裁へ上告 61. 12. 18 上告棄却

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
昭和56年(フ)第2号	北海道江差町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	56. 6. 15	北海道岩内町業者1社	北海道知事	56. 8. 14	取下げ	北海道江差町地内の砂利採取計画不認可処分につき、法令を誤解した違法なものであるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和56年(フ)第3号	千葉県佐原市地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	56. 9. 25	千葉県住民3人	千葉県知事	57. 3. 11	〃	千葉県佐原市地内の砂利採取計画認可処分につき、千葉地方裁判所佐原支部の仮処分決定に違背するものであるとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和57年(フ)第1号	奈良県奈良市地内の岩石採取計画認可処分等に対する取消裁定申請事件	57. 3. 12	奈良県業者1人	奈良県知事	58. 10. 17	一部棄却 一部却下	奈良県奈良市地内の岩石採取計画認可申請及び国定公園の特別地域における土石採取の許可申請に対し、期間を短縮し、今後は許認可を行わないとした許認可処分につき、許認可の条件は違法、不当なものであるとして、その変更取消しを求めた事件	採石法 自然公園法	
昭和57年(フ)第2号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和57年(フ)第3号	〃	〃	〃	〃	57. 9. 22	取下げ	〃	〃	
昭和57年(フ)第4号	奈良県奈良市地内の岩石採取許可処分に対する取消裁定申請事件	57. 4. 9	〃	〃	58. 10. 17	一部棄却 一部却下	奈良県奈良市地内の風致地区における岩石採取許可申請に対し、期間を短縮し、今後は許可を行わないとした許可処分につき、許可の条件は違法、不当なものであるとして、その変更取消しを求めた事件	都市計画法	
昭和57年(フ)第5号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和57年(フ)第6号	〃	〃	〃	〃	57. 9. 22	取下げ	〃	〃	
昭和58年(フ)第1号	愛知県小原村地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	58. 9. 12	愛知県住民1人	愛知県知事	59. 9. 29	〃	愛知県小原村地内の岩石採取計画認可処分につき、公災害防止の配慮に欠けるものであるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
昭和58年(フ)第2号	高知県土佐町吾北村地内の鉱物掘採不許可処分に対する取消裁定申請事件	58. 11. 24	高知県業者2人	高知県知事	59. 6. 14	一部棄却 一部却下	高知県土佐町吾北村地内の県立自然公園特別地域における鉱物掘採不許可処分につき、自然公園の風致、景観に著しい支障を与えるものではないとして、その取消し等を求めた事件	自然公園法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
昭和59年(フ)第1号	愛知県小原村地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定申請事件	59. 3. 16	愛知県住民1人	愛知県知事	59. 9. 29	取下げ	愛知県小原村地内の岩石採取計画変更認可処分につき、公災害防止の配慮に欠けるものであるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
昭和59年(フ)第2号	京都府亀岡市地内の鉱業権設定許可処分に対する取消裁定申請事件	59. 3. 31	京都府宗教法人(土地所有者)	大阪通商産業局長	59. 5. 8 61. 6. 20	一部取下げ 取下げ	京都府亀岡市地内の鉱業権設定許可処分につき、申請人の所有地であり宗教的施設のある境内地に係る部分の許可は、公共の福祉に反するものであるのみならず、憲法の保障する信教の自由に対する国の不当な介入行為であるとして、その処分の一部取消しを求めた事件	鉱業法	59. 4. 9 執行停止申立て 59. 5. 7 執行停止
昭和59年(フ)第3号	山形県櫛引町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	59. 5. 31	山形県業者1社	山形県知事	59. 11. 22	取下げ	山形県櫛引町地内の岩石採取計画認可申請に対し、採石権原の有無が不明であるとする却下処分につき、違法、不当なものであるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
昭和59年(フ)第4号	〃	59. 6. 2	〃	〃	61. 1. 21	認容	〃	〃	
昭和59年(フ)第5号	北海道江差町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	59. 6. 15	北海道業者1社	北海道知事	60. 6. 20	取下げ	北海道江差町地内の砂利採取計画不認可処分につき、違法、不当なものであるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和59年(フ)第6号	山梨県御坂町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	59. 8. 25	山梨県住民1人	山梨県知事	61. 5. 30	棄却	山梨県御坂町地内の岩石採取計画認可処分につき、山崩れを惹起し洪水を発生させる、手続に違法がある等として、その取消しを求めた事件	採石法	59. 9. 14 執行停止申立て 59. 11. 30 取下げ 61. 7. 25 東京高裁へ提訴 62. 5. 6 請求棄却 62. 5. 14 最高裁へ上告 63. 3. 18 上告棄却
昭和61年(フ)第1号	山形県櫛引町地内の岩石採取計画認可処分に対する無効確認裁定申請事件	61. 7. 18	山形県業者1人(処分に係る土地において別に岩石採取計画認可処	山形県知事	62. 5. 25	〃	山形県櫛引町地内の岩石採取計画認可処分につき、違法、不当なものであるとして、その取消しを求めた事件	〃	62. 7. 21 東京高裁へ提訴 62. 11. 4 取下げ

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
			分を受けた者)						
昭和62年(フ)第1号	高知県室戸市佐喜浜地先の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	62. 2. 7	高知県業者1社	高知県知事	62. 4. 17	取下げ	高知県室戸市佐喜浜地先の砂利採取計画不認可処分につき、違法なものであるとして、その処分の取消し等を求めた事件	砂利採取法	
昭和62年(フ)第2号	高知県室戸市佐喜浜地先の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	62. 2. 7	高知県業者1社	高知県知事	62. 4. 17	〃	高知県室戸市佐喜浜地先の砂利採取計画不認可処分につき、違法なものであるとして、その処分の取消し等を求めた事件	〃	
昭和63年(フ)第1号	岐阜県瑞浪市地内の開発行為許可処分に対する取消裁定申請事件	63. 3. 24	岐阜県住民1人(鉱業権者)	岐阜県知事	元. 6. 14	棄却	岐阜県瑞浪市地内の開発行為の許可処分につき、開発行為がなされれば、申請人の鉱業権が壊滅的な打撃を受ける等として、その処分の取消しを求めた事件	都市計画法	元. 2. 2 執行停止申立て 元. 3. 13 棄却
昭和63年(フ)第3号	新潟県三川村地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	63. 11. 17	新潟県住民1人	新潟県津川土木事務所長	元. 10. 30	取下げ	新潟県三川村地内の岩石採取計画認可処分につき、違法なものであるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成元年(フ)第1号	広島県大竹市地内の鉱業権設定許可処分に対する取消裁定申請事件	元. 3. 14	広島県業者1社	広島通商産業局長→中国通商産業局長(元. 7. 1名称変更)	5. 3. 10	〃	広島県大竹市地内の鉱業権設定許可処分につき、ゴルフ場造成計画中の土地に係る処分が鉱業法第35条に違反するとして、その取消しを求めた事件	鉱業法	
平成元年(フ)第2号	高知県高知市地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	元. 10. 11	高知県住民1人(土地所有者)	高知県知事	3. 6. 28	棄却	高知県高知市地内の岩石採取計画認可処分につき、申請人の土地所有権を侵害する等として、その取消しを求めた事件	採石法	3. 8. 31 東京高裁へ提訴 4. 3. 9 請求棄却 4. 3. 16 最高裁へ上告 6. 1. 25 上告棄却
平成2年(フ)第2号	岡山県矢掛町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	2. 9. 25	岡山県業者1人	岡山県井笠地方振興局長	5. 1. 29	〃	岡山県矢掛町地内の岩石採取計画不認可処分につき、採石法第33条の4に違反するとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成2年(フ)第3号	岐阜県御嵩町地内の開発行為許可処分に対する取消裁定申請事件	2. 9. 25	岐阜県住民1人(鉱業権者)	岐阜県知事	4. 6. 22	〃	岐阜県御嵩町地内のゴルフ場開発を目的とする開発行為許可処分につき、申請人の鉱業に係る利益が侵害される等として、その取消しを	都市計画法	4. 8. 21 東京高裁へ提訴 5. 11. 8 請求棄却 5. 11. 22

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
							求めた事件		最高裁へ上告 6. 2. 4 上告却下
平成3年(フ)第2号	佐渡弥彦米山国定公園特別地域内の土石採取行為許可処分に対する取消等裁定申請事件	3. 3. 5	新潟県業者1社	新潟県知事	3. 7. 26	取下げ	佐渡弥彦米山国定公園特別地域内の土石採取行為許可処分につき、当該土石採取は自然公園法の許可を要しない行為であるとして、その取消し等を求めた事件	自然公園法	
平成3年(フ)第3号	北海道石狩町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	3. 7. 12	北海道業者1人	北海道知事	3. 12. 12	〃	北海道石狩町地内の砂利採取計画不認可処分につき、違法なものであるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
平成3年(フ)第4号	三重県多度町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	3. 10. 11	三重県業者1人	三重県知事	3. 11. 13	〃	三重県多度町地内の岩石採取計画認可処分につき、採石法第33条の3第2項、同法施行規則第8条の15第2項第7号に違反するとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成3年(フ)第5号	三重県多度町地内の開発行為許可処分に対する取消裁定申請事件	〃	〃	〃	〃	〃	三重県多度町地内の開発行為許可処分につき、森林法第10条の2、同法施行規則第8条の2第2号に違反するとして、その取消しを求めた事件	森林法	
平成4年(フ)第1号	栃木県大谷町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	4. 5. 22	栃木県業者1人	栃木県知事	8. 4. 19	〃	栃木県大谷町地内の岩石採取計画不認可処分につき、申請に係る地域で採石を行っても陥没事故が発生する危険はないとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成4年(フ)第2号	和歌山県岩出町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	4. 6. 8	和歌山県業者1人	和歌山県知事	4. 8. 6	〃	和歌山県岩出町地内の岩石採取計画認可処分につき、違法なものであるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成4年(フ)第3号	〃	〃	労働組合支部	〃	〃	〃	和歌山県岩出町地内の岩石採取計画認可処分につき、不当なものであるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成4年(フ)第7号	高知県高知市地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	4. 9. 1	高知県住民1人(土地所有者)	高知県知事	5. 10. 4	棄却	高知県高知市地内の岩石採取計画認可処分につき、申請人の土地所有権を侵害する等として、その取消しを求めた事件	〃	
平成7年(フ)第1号	長崎県小長井町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請	7. 2. 16	長崎県住民7人	長崎県知事	8. 11. 18	取下げ	長崎県小長井町地内の岩石採取計画認可処分につき、土砂、粉じん等により申請人らの農業に被害が生じる等として、その取消しを求	採石法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
	事件						めた事件		
平成7年(フ)第2号	静岡県福田町地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	7. 4. 4	静岡県業者1社	静岡県知事	7. 6. 30	取下げ	静岡県福田町地内の砂利採取計画認可処分につき、従来無認可で行われていた砂利採取行為を追認する不当なものであり、申請人の砂利採取業を妨げるものとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	7. 5. 8 執行停止申立て 7. 5. 30 棄却
平成7年(フ)第3号	熊本県栖本町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	7. 6. 16	熊本県住民1人	熊本県知事	8. 3. 28	〃	熊本県栖本町地内の岩石採取計画認可処分につき、地盤の崩壊、粉じんによる河川の汚染等により住民の身体、財産等に被害が発生するおそれがあるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成7年(フ)第5号	大阪府和泉市(金剛生駒国定公園)地内の土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	7. 8. 21	大阪府業者1社	大阪府知事	9. 6. 20	棄却	大阪府和泉市(金剛生駒国定公園)地内の土石採取不許可処分につき、風致の維持のみを許可・不許可の基準とした本件処分は自然公園法第3条に違反するとして、その取消しを求めた事件	自然公園法	9. 8. 19 東京高裁へ提訴 10. 11. 25 請求棄却 10. 12. 9 最高裁へ上告 15. 1. 17 上告棄却
平成8年(フ)第1号	長崎県小長井町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	8. 2. 5	長崎県住民7人	長崎県知事	8. 11. 18	取下げ	長崎県小長井町地内の平成7年(フ)第1号及び第4号の事件に係る処分の岩石採取期間の経過に伴う岩石採取計画認可処分につき、土砂、粉じん等により申請人らの農業に被害が生じる等として、その取消しを求めた事件	採石法	
平成8年(フ)第2号	〃	〃	長崎県住民1人	〃	〃	〃	長崎県小長井町地内の平成8年(フ)第1号事件に係る処分につき、粉じんにより申請人の農業に被害が生じるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成8年(フ)第3号	北海道白老郡白老町地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件	8. 10. 29	北海道業者1社	北海道知事	10. 9. 28	棄却	北海道白老郡白老町地内の砂利採取計画変更認可申請に対し、災害発生の危険性があるとする不認可処分につき、災害発生防止に必要な措置を十分に講じているとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	10. 11. 27 東京高裁へ提訴 11. 10. 13 請求棄却 11. 11. 1 最高裁へ上告 12. 1. 12 上告却下 (民訴316条)
平成9年(フ)第1号	鹿児島県出水郡東町獅子島地内の岩石採取	9. 10. 16	熊本県業者1社	鹿児島県知事	10. 12. 10	認容	鹿児島県出水郡東町獅子島地内の岩石採取計画認可申請に対し、水産業の利益を	採石法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
	取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件						損じるとする不認可処分につき、漁業被害発生につき何ら調査せずに判断しているとして、その取消しを求めた事件		
平成10年(フ)第1号	高知県土佐市宇佐町宇津賀山沖の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	10. 2. 2	高知県住民4人	高知県知事	10. 3. 17	棄却	高知県土佐市宇佐町宇津賀山沖の砂利採取計画認可処分につき、漁網の破損等申請人の漁業に被害を生じるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
平成10年(フ)第2号	高知県須崎市池ノ浦ツヅラ崎沖の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	10. 2. 4	高知県住民4人	高知県知事	10. 3. 17	〃	高知県須崎市池ノ浦ツヅラ崎沖の砂利採取計画認可処分につき、漁網の破損等申請人の漁業に被害を生じるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成10年(フ)第3号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
平成10年(フ)第4号	〃	10. 2. 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
平成11年(フ)第1号	鹿児島県鹿児島市平川沖の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	11. 1. 4	鹿児島県業者1社	鹿児島県鹿児島土木事務所長	11. 3. 24	認容	鹿児島県鹿児島市平川沖における砂利採取計画認可申請に対し、鹿児島県一般海浜地等管理規則第3条の許可の見込みがないこと等を理由とする不認可処分につき、砂利採取法第19条の不認可事由がないとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成11年(フ)第2号	長野県南佐久郡佐久町地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定申請事件	11. 1. 28	長野県住民15人	長野県白田建設事務所長	11. 12. 9	取下げ	長野県南佐久郡佐久町地内における岩石採取計画変更認可処分につき、申請人ら地元住民に与える危害や農林業への損害等を顧慮せず、また、地元住民の同意なしにされたものとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成11年(フ)第3号	鹿児島県鹿児島市平川沖の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	11. 4. 16	鹿児島県業者1社	鹿児島県鹿児島土木事務所長	11. 8. 3	棄却	鹿児島県鹿児島市平川沖における砂利採取計画認可申請に対し、砂利採取に必要な国有財産法第18条第3項の許可申請が不許可とされたことを理由とする不認可処分につき、この不許可には無効ないし取消しの事由があるから、不許可を理由とする不認可処分は違法であるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
平成11年	千葉県木更津	11. 4. 27	千葉県	千葉県	11. 6. 24	認容	千葉県木更津市真里谷地内	砂利採取	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
(フ)第4号	市真里谷地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件		業者1社	君津支庁長			における砂利採取計画認可申請に対し、採取地が木更津市都市整備計画において開発を制限すべき自然緑地保全ゾーン区域内にあること等を理由とする不認可処分につき、本件処分は違法、不当であるとして、その取消しを求めた事件	取法	
平成11年(フ)第5号	鹿児島県川辺郡知覧町松ヶ浦沖及び揖宿郡願娃町石垣沖の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	11. 9. 6	鹿児島県南鹿児島海砂採取協業組合	鹿児島県指宿土木事務所長	12. 1. 24	棄却	鹿児島県川辺郡知覧町松ヶ浦沖及び揖宿郡願娃町石垣沖における砂利採取計画認可申請に対し、国有財産法第18条第3項の許可申請が不許可とされたことを理由とする不認可処分につき、不認可処分の実質的理由は、鹿児島県海砂採取要綱に定める要件の不備にあり、砂利採取法第19条の不認可事由に該当しないなどとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成11年(フ)第6号	鹿児島県川辺郡知覧町松ヶ浦沖の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	11. 9. 6	鹿児島県南鹿児島海砂採取協業組合	鹿児島県加世田土木事務所長	12. 1. 24	〃	鹿児島県川辺郡知覧町松ヶ浦沖における砂利採取計画認可申請に対し、国有財産法第18条第3項の許可申請が不許可とされたことを理由とする不認可処分につき、不認可処分の実質的理由は鹿児島県海砂採取要綱に定める要件の不備にあり、砂利採取法第19条の不認可事由に該当しないなどとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成12年(フ)第1号	長崎県下県郡厳原町神崎沖の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	12. 1. 19	長崎県業者1社	長崎県知事	12. 3. 14	〃	長崎県下県郡厳原町神崎沖における砂利採取計画認可申請に対し、砂利採取法第18条第2項の規定による書面の不備等を理由とする不認可処分につき、本件処分は違法であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成12年(フ)第2号	山口県吉敷郡秋徳町東字小浜山地内の採石権設定の決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件	12. 5. 22	山口県業者1社	中国通商産業局長	12. 12. 1	〃	山口県吉敷郡秋徳町東字小浜山地内の土地に係る採石権を設定する旨の決定(採石権の強制設定)申請に対し、採石権の強制設定による採石が土地所有者の被る不利益を上回る社会公共の利益と必要性を持つものとは言えないことを理由とする棄却処分につき、本件土地に採石権を強制設定する	採石法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
							必要性は十分に存ずるとして、その取消しを求めた事件		
平成12年(フ)第3号	青森県上北郡六ヶ所村大字泊宇河原地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件	12. 8. 23	青森県業者1社	青森県知事	12. 12. 19	棄却	青森県上北郡六ヶ所村大字泊宇河原地内の砂利採取計画変更認可申請に対し、砂利の採取計画等に関する規則第4条第2項、第3条第2項第7号及び同項第11号に定める砂利採取を行うこと等について、申請人が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面が添付されていないことを理由とする不認可処分につき、その取消しを求めた事件	砂利採取法	12. 8. 23 執行停止申立て 12. 9. 25 却下
平成12年(フ)第4号	兵庫県城崎郡竹野町林字淀谷地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	12. 8. 24	兵庫県業者1社	兵庫県知事	12. 10. 13	取下げ	兵庫県城崎郡竹野町林字淀谷地内の岩石採取計画認可処分につき、岩石採取期間を2年間とする理由がない以上3年間とするのが法の趣旨であること、引き続き採石事業を行うため認可申請を行ったにもかかわらず、認可期間が過ぎたところで認可処分が行われたため不利益を受けたとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成12年(フ)第5号	鹿児島県西之表市馬毛島字八重石地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	12. 10. 10	鹿児島県住民3人	鹿児島県知事	13. 7. 16	一部棄却 一部却下	鹿児島県西之表市馬毛島字八重石地内の岩石採取計画認可処分につき、申請人ら漁業を営む者への漁業被害が発生することや豊かな自然環境が破壊されるため、採石法第33条の4に定める認可要件に反した違法、不当な処分であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成13年(フ)第1号	三重県度会郡紀勢町錦二河内地内の開発行為許可処分等に対する取消裁定申請事件	13. 2. 21	三重県住民8人	三重県知事	14. 4. 24	取下げ	三重県度会郡紀勢町錦二河内地内の開発行為許可処分等につき、本件開発行為等により、土砂流出、水害発生等のおそれがあることや自然環境の悪化等が生じるため、違法、不当であるとして、その取消しを求めた事件	森林法 採石法	
平成13年(フ)第2号	〃	〃	三重県住民1人	〃	14. 4. 30	却下	〃	〃	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
平成14年(フ)第1号	青森県津軽国定公園特別地域内の土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	14. 12. 5	青森県業者1社	青森県知事	15. 11. 17	棄却	青森県津軽国定公園特別地域内の土石採取許可申請に対し、自然公園法施行規則第11条第14項第1号に規定する基準のいずれにも適合せず、同条第15項第5号の許可基準に適合しないとする不許可処分につき、違法、不当であるとして、その取消しを求めた事件	自然公園法	
平成16年(フ)第1号	徳島県阿南市柳島町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	16. 3. 9	徳島県業者1人	徳島県知事	17. 5. 19	認容	徳島県阿南市柳島町地内の砂利採取計画認可申請に対し、砂利採取に伴い地下水の汚濁、枯渇、塩水化等の影響を来し、地域社会や水産業経営に甚大な被害を及ぼすおそれがあるなどとする不認可処分につき、違法、不当であるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
平成16年(フ)第2号	熊本県三加和町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	16. 4. 7	熊本県業者1人	熊本県知事	17. 3. 30	取下げ	熊本県玉名郡三加和町地内の岩石採取計画不認可処分につき、不認可の理由として挙げられている地下水路の遮断、公共の用に供する施設の損傷の懸念、本件申請区域の法面崩壊の危険性については、いずれも根拠がないか具体性に欠けるものであるため、違法であるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成16年(フ)第3号	徳島県阿南市横見町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	16. 4. 30	徳島県業者1人	徳島県知事	17. 5. 19	認容	徳島県阿南市横見町地内の砂利採取計画認可申請に対し、砂利採取に伴い地下水の汚濁、枯渇、塩水化等の影響を来す可能性を否定することができない、又は地下水に影響が生じた場合には地域社会に甚大な被害を及ぼすおそれがあるなどとする不認可処分には根拠がないなどとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
平成16年(フ)第4号	石川県羽咋郡富来町地内の採石権設定の決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件	16. 5. 24	石川県業者1社	中部経済産業局長	16. 12. 14	棄却	石川県羽咋郡富来町地内の土地に係る採石権を設定する旨の決定(採石権の強制設定)申請に対し、本件申請地についての採石権の強制設定による所有権の制約によって土地所有者が被る不利益を上回る社会公共の利益及び必要性があるとは認められないことなどを理由とする棄却処分につき、	採石法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
							これを不当であるとして、その取消しを求めた事件		
平成17年(フ)第1号	愛知県瀬戸市地内の保安林内作業許可処分等に対する取消裁定申請事件	17. 7. 13	愛知県住民20人	愛知県知事	19. 5. 8	一部棄却 一部却下	愛知県瀬戸市b町地内の保安林内作業許可処分及び同市a町地内における林地開発行為許可処分につき、これらに基づく行為が保安林の有する機能を大幅に障害し、周辺の住民に対し、災害等を発生させるおそれがあるため、違法であるとして、それらの取消しを求めた事件	森林法	
平成17年(フ)第2号	徳島県阿南市柳島町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	17. 8. 2	徳島県業者1人	徳島県南部総合県民局長	18. 3. 16	取下げ	徳島県阿南市柳島町地内の砂利採取計画認可申請に対し、本件申請区域内の土地における農地転用許可の見込みもなく、採取計画に従った採取ができないことを理由とする不認可処分につき、違法であるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
平成17年(フ)第3号	徳島県阿南市横見町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	17. 8. 2	徳島県業者1人	徳島県南部総合県民局長	19. 2. 2	認容	徳島県阿南市横見町地内の砂利採取計画認可申請に対し、農地法第83条の2の原状回復命令が履行されない限り、農地転用を許可されないため、採取計画に従った採取ができないことを理由とする不認可処分につき、違法であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成17年(フ)第4号	鹿児島県川辺郡笠沙町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	17. 10. 13	鹿児島県業者1社	鹿児島県知事	19. 5. 8	〃	鹿児島県川辺郡笠沙町地内の岩石採取計画認可申請に対し、採石に伴う海岸への転落石、除去した表土等の流出により海洋汚染を発生させるとともに、発破等による震動・騒音などにより水産業の利益を損じると認められ、さらに〇〇群島の自然環境、景観を損なうなどとする不認可処分につき、違法であるとして、その取消しを求めた事件	採石法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
平成18年(フ)第1号	徳島県阿南市横見町地内の農地転用不許可処分に対する取消裁定申請事件	18. 2. 10	徳島県業者1人	徳島県南部総合県民局長	19. 2. 2	却下	徳島県阿南市横見町地内の農地転用許可申請に対し、申請人が許可を受けることなく無断で農地に土砂堆積しているなど、農地法違法状態を継続しており、農地法第5条第2項第3号に規定する不許可要件に該当することなどを理由とする不認可処分につき、違法であるとして、その取消しを求めた事件	農地法	19. 4. 2 東京高裁へ提訴 19. 7. 30 請求棄却
平成20年(フ)第1号	山口県周南市地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件	20. 6. 9	山口県業者1社	中国経済産業局長	20. 12. 24	棄却	山口県周南市地内の土地に設定された採石権の存続期間を20年間更新するとの決定を求める申請に対し、土地所有者が被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性があると認められないことなどを理由とする棄却処分につき、採石法第29条第1項各号に該当しないことを前提としつつ申請を棄却した本件処分は、裁量権を逸脱した違法があるなどとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成21年(フ)第1号	三重県亀山市の都市計画基本図公示等に対する不服裁定申請事件	21. 6. 30	三重県住民1人	不明	21. 9. 7	却下	三重県亀山市に在住する申請人が、同市、三重県、国などの処分庁による処分(処分の内容は不明)に対する不服裁定を申請した事件	不明	21. 11. 12 東京高裁へ提訴 22. 3. 31 訴え却下
平成22年(フ)第1号	青森県下北郡東通村地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	22. 4. 20	青森県業者1社	青森県下北地域県民局長	23. 5. 12	棄却	青森県下北郡東通村地内における砂利採取計画認可の申請に対して、土地所有権者の同意がないことを理由に不認可とされた処分について、申請人が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面は添付されているとしてその取消しを求めた事件	砂利採取法	23. 7. 14 東京高裁へ提訴 24. 2. 1 請求棄却
平成22年(フ)第2号	熊本県天草市有明町大浦地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	22. 9. 2	熊本県業者1社	熊本県知事	23. 6. 30	〃	熊本県天草市有明町大浦地先内における砂利採取計画認可の申請に対して、熊本県海砂利採取削減計画により採取可能な砂利の限度量がないことなどを理由に不認可とされた処分について、違法であるとしてその取消しを求めた事件	〃	23. 8. 31 東京高裁へ提訴 24. 1. 16 取下げ

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
平成22年(フ)第3号	栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	22. 12. 16	栃木県業者1社	栃木県知事	24. 6. 6	棄却	栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内における砂利採取計画の申請に対して、他人に危害を及ぼし公共の福祉に反することなどを理由に不認可とされた処分について、砂利採取法第19条の不認可事由に該当しないとしてその取消しを求めた事件	砂利採取法	
平成24年(フ)第1号	北海道石狩市花川東地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	24. 6. 8	北海道業者1社	北海道知事	25. 3. 11	〃	北海道石狩市花川東地先内における砂利採取計画の申請に対して、北海道砂利採取計画の認可に関する条例及び北海道砂利採取計画の認可に関する条例施行規則の規定に反し、砂利採取法第19条の規定に該当していることなどを理由に不認可とされた処分について、かかる不認可処分は違法であるとしてその取消しを求めた事件	〃	
平成24年(フ)第2号	宮城県岩沼市押分字西土手地内の賃借権設定不許可処分に対する取消裁定申請事件	24. 8. 23	宮城県業者1社	宮城県知事	25. 9. 10	却下	宮城県岩沼市押分字西土手地内における農地法第5条に基づく農地の賃借権設定許可申請に対して、所有権を有している者全員の同意を得ていないことなどを理由に不許可とされた処分について、相続人の同意そのものを許可の要件と規定しているとは解釈できないとして、取消しを求めた事件	農地法	24. 11. 19 執行停止申立て 24. 12. 10 却下 25. 11. 12 東京高裁へ提訴 26. 3. 19 棄却及び却下
平成25年(フ)第1号	宮城県岩沼市押分字西土手地内の原状回復等の措置命令に対する取消裁定申請事件	25. 3. 1	宮城県業者1社	宮城県知事	25. 3. 15	送付	平成24年(フ)第2号宮城県岩沼市押分字西土手地内の賃借権設定不許可処分に対する取消裁定申請事件で審理中である農地に対する原状回復等の措置命令について、未だ審理中である本件農地についての不許可を前提とした命令は違法又は不当であるとして、取消しを求めた事件	〃	
平成26年(フ)第1号	青森県つがる市豊富町屏風山地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	26. 4. 17	青森県住民1人	西北地域県民局長	26. 11. 6	取下げ	青森県つがる市豊富町屏風山地内における砂利採取計画認可処分に対して、本件土地の砂の売却は、認可地縁団体Bにおいて住民への十分な説明がされないまま住民投票が実施されており、住民の意思に大きな瑕疵があること、住民投票の結果、過半数が反対の意思表	砂利採取法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
							示を行っているにもかかわらず売却が行われたこと、また、砂の売却による申請人の財産権の不当な侵害、認可処分対象地にある防風林の役割を負う砂山が失われることで申請人の利益が失われること等を理由としてその取消しを求めた事件		
平成27年(フ)第1号	福岡県筑紫郡那珂川町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	27. 11. 24	福岡県業者1社	福岡県知事	28. 8. 30	認容	福岡県筑紫郡那珂川町地内における岩石採取計画認可申請に対し、林地開発許可を受けることができないことを理由とする不認可処分につき、違法、不当なものであるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成28年(フ)第1号	滋賀県甲賀市信楽町地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定申請事件	28. 4. 19	滋賀県宗教法人及び農業関連会社1社	滋賀県知事	29. 3. 6	取下げ	滋賀県甲賀市信楽町地内の岩石採取計画変更認可処分によって、本件土地内に産業廃棄物等を持ち込むことが懸念され、また、本件土地周辺での宗教活動及び農業活動等が脅かされているため、本件認可は違法であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成28年(フ)第4号	三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	28. 10. 27	三重県業者1社	三重県尾鷲建設事務所長	係属中		三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画認可申請に対して、濁水処理対策に疑念があり、濁水によって水産業の利益を損じることを理由に不認可とした処分について、濁水対策は経済産業省資源エネルギー庁が作成した基準書に適合しているため、本件不認可は違法である等として、その取消しを求める事件	〃	
平成29年(フ)第1号	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件	29. 2. 20	秋田県業者1社	山形県知事	30. 10. 23	却下	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画認可申請に対して、申請書添付書類の不備を理由に不認可とした処分について、添付を求めた書類の根拠となる条例は違法・無効なものであり、本件不認可は違法であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成29年(フ)第1号-2	〃	29. 7. 14	〃	〃	29. 9. 29	〃	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の林地開発計画変更許可申請に対して、添付書類の不備を理由に不許可とした処分について、当該書類は必要な添付書類には	森林法	平成29年(フ)第1号から審理手続を一部分離

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
							含まれないため、本件不許可は違法であるとして、その取消しを求めた事件		
平成30年(フ)第1号	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	30. 9. 21	秋田県業者1社	山形県知事	係属中		山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画認可申請に対して、湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれ、当該水道利用者に影響を及ぼすおそれがあること等を理由に不認可とした処分について、違法であるとして、その取消しを求める事件	採石法	
平成31年(フ)第1号	岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件	31. 3. 14	岡山県業者1社	中国経済産業局長	元. 10. 23	棄却	岡山県岡山市北区御津矢原地内における採石法第28条に基づく採石権存続期間の更新決定申請を棄却した処分について、近い将来に岩石資源を確保し得なくなる蓋然性が相当高度であること、土地所有権の重大な制限にはならないこと等から違法であるとして、その取消しを求める事件	〃	元. 12. 26 東京高裁へ提訴
平成31年(フ)第2号	福島県田村市都路町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	31. 3. 20	東京都電力会社1社	福島県知事	2. 3. 23	取下げ	福島県田村市都路町地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請を認可した処分について、本件認可申請に係る岩石採取場には電力会社である申請人の電柱等があり、本件処分は当該電柱等に支障を与えるとして、その取消しを求める事件	〃	